

平成 19 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

平成 20 年 2 月

三重県包括外部監査人

中 谷 敏 久

目 次

包括外部監査の結果報告書

第1. 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
1. 外部監査対象	1
2. 外部監査対象期間	1
III. 特定の事件を選定した理由	1
IV. 外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手順	2
V. 外部監査実施期間	3
VI. 包括外部監査人	3
VII. 外部監査人補助者	3
VIII. 利害関係	3
第2. 基本的事項に関する説明	4
第3. 監査結果	21
社会福祉法人三重県厚生事業団	23
財団法人三重こどもわかもの育成財団	50
財団法人三重県環境保全事業団	68
財団法人三重県農林水産支援センター	89
財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	115
三重県信用保証協会	132
三重県漁業信用基金協会	151
三重県土地開発公社	169
三重県道路公社	184
財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	203
第4. おわりに	223

包括外部監査の結果報告書

第 1. 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

1. 外部監査対象

県出資団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 外部監査対象期間

平成 18 年度（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 19 年度予算額も参考とする

III. 特定の事件を選定した理由

出資団体については、県はこれまで「外郭団体改革 2001 基本方針」や「外郭団体改革方針」等を策定し、団体の使命、役割等の見直しや存在意義の検討など抜本的な見直しを行ってきた。また、団体は、県出資法人条例による団体経営評価を活用しながら、自律的かつ透明性の高い経営を推進している。

一方、外部環境の変化としては、公益法人会計基準が改正され平成 18 年度以降速やかに実施する必要があるとともに、民間企業と同様、内部統制の重要性が高まりつつある。

このような中で、出資団体の財務事務の執行及び経営に係わる事業の管理が適法に、また効率的に実施されているかを検証することは必要であると認めテーマを選定した。

IV. 外部監査の方法

1. 監査の視点

- ・ 県と出資団体との補助金、委託料等に関する契約事務は適正に行われているか。
- ・ 出資団体の財務事務が法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。
- ・ 出資団体の管理運営状況は内部統制の整備運用面からみて妥当であるか。
- ・ 公益法人会計基準等の会計基準に照らして適正に財務情報が開示されているか。

2. 主な監査手順

(1) 各部局からの各外郭団体の概要に関する状況聴取

平成19年3月31日現在の外郭団体一覧表を基に、団体の概要について担当部局からヒアリングを実施した。団体のパンフレットや県の各団体に対する立入検査結果報告書等を閲覧するとともに直近の決算報告書を入手し、団体の決算状況を含む概況について把握した。また、理事、監事と団体との取引の有無についても確認した。

(2) 団体のガバナンス状況及び職務執行状況の把握

監査対象に選定した10団体について実際に現場に赴き監査を実施した。組織図、規程類等を閲覧して、ガバナンス状況及び職務執行状況を把握するとともに、決議事項については職務権限規程等に基づいて所定の手続が適切になされているか否かを確認した。また、事業報告及び決算報告書類を入手し、詳細な決算状況及び各団体の具体的な問題点等を把握した。

(3) 把握した問題点に応じた監査手続の実施

団体の事務担当者から事務手続の具体的な内容をヒアリングするとともに、より詳細な関係資料を入手して、事務手続に関する内部統制の整備運用状況を確認した。補助金、委託料の契約手続が適正に行われているか、また、特に自主財源のある団体については、収入に関して重点的に事務手続をチェックした。重要な支出科目については、明細等から必要に応じて取引を抽出した上で、事務手続が適正に実施されているかどうかを確認した。

V. 外部監査実施期間

平成19年6月1日から平成20年1月31日まで

VI. 包括外部監査人

公認会計士 中谷敏久

VII. 外部監査人補助者

公認会計士 岡野英生

公認会計士 佐久間清光

公認会計士 丹羽滋正

公認会計士 築瀬知

会計士補 佐竹めぐみ

会計士補 三浦伸太郎

弁護士 大塚耕二

公認会計士 轟芳英

公認会計士 田中智司

公認会計士 鈴木實

公認会計士 小川良平

会計士補 鈴木啓司

公認会計士試験合格者 小宮山基博

公認会計士試験合格者 渋谷靖

VIII. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 基本的事項に関する説明

三重県での外郭団体の改革は、平成10年度から「行政システム改革」の中で実施されてきたが、外郭団体を取り巻く経済社会環境の変化や県議会等での課題指摘に対応するべく、「外郭団体改革2001基本方針」「外郭団体改革2001団体別改革行動計画」を策定し、改革の強化・進展を図ってきた。また平成14年度には「外郭団体改革方針」を策定し更なる改革を進めるとともに、平成15年度からは「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年度三重県条例第41号）」に基づく団体経営評価を継続して実施し、外郭団体の自律的かつ透明性の高い経営を推進している。

さらに、平成18年3月に策定された「みえ経営改善プラン」（平成19年7月に改定計画策定）においては、各団体における中長期経営計画の策定・運用の支援などとともに、これまでの考え方による見直しを引き続き進めていくことが確認されている。

なお、三重県では、県の出資比率が25%以上の公益法人や株式会社などの団体と、県が筆頭出資者である公益法人などを外郭団体と定義している。

1. 外郭団体改革の方針

外郭団体の改革が始まってから10年近く経過したなかで、今までに策定された「外郭団体改革2001基本方針」及び「外郭団体改革方針」の主な内容を統合整理すると以下のとおりとなる。

(1) 団体の使命、役割とその事業の見直し等

県は社会経済情勢等、時代の変化を踏まえ、団体の使命、役割や事業を見直すとともに、より効率的で効果的なサービスの提供を目指し、次の取り組みを行う。

【団体の廃止または事業の整理縮小】

下記の視点から検証を行い、団体の存在意義や事業の必要性が薄れたものについては団体の「廃止」または事業の「整理縮小」を指導する。

- (ア) 団体の使命や役割が社会的に必要であり時代に即したものか
- (イ) 団体が実施する事業を通じ、その使命や役割を果たしているか
- (ウ) 団体で事業を実施することが効率的であるか
- (エ) 民間事業者と競合していないか
- (オ) 欠損金のない健全な財務状況であるか

(外郭団体改革2001基本方針)

【県の関与】

団体設立時の出捐等、これまで県が一定の役割を担い関与してきた公益法人等について、県としての使命や役割を既に果たし、現時点に至って団体の経営に関与する必要がないと判断される場合には、地方自治法等の法律に基づく関与を除き、団体経営に対する各種支援（当該団体への役員就任や運営費補助等）などの「県関与の廃止」を行う。

- ・ 県職員による外郭団体の役員就任について、経営責任の遂行が担保できるよう同一人物による多数兼任を改める。
- ・ 県が外部委託する業務のうち、民間への委託が困難な行政サービスの一部について、外郭団体への委託の可能性を「外部委託に係るガイドライン」により検証し、可能な事業について委託を行うこととする。

(外郭団体改革 2001 基本方針)

(ア) 人的支援

県が外郭団体に対して人的支援を行う場合は、次のとおりとする。

(i) 県職員の派遣

県職員の外郭団体への派遣は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）のもと、県の行政サービスの補完、施策を進める上で重要な役割を果たす団体等、必要最小限にとどめ、透明な手続により適正に行う。

(ii) 県退職職員の取り扱い

- ・ 県退職職員が外郭団体に就職する際には、派遣法に準じ手続の明確化を図り、外郭団体への就職者は公表する。
- ・ 県退職職員の外郭団体での退職金は廃止する。

(イ) 財政的支援

外郭団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要なものについて必要最小限の予算措置として、次のとおり行うものとする。

(i) 補助金

補助金の予算措置にあたっては、事業の内容が、公共性を有し県の関与を必要とするなど、事業目的に応じた成果が見込まれる事業を補助対象とし、補助は必要最小限とする。

(ii) 委託料

外郭団体への事業委託等については、標準算定方式の導入（民間への委託を想定した場合に必要な経費をすべて含んで積算を行う方式）、目的達成手法等における一定の範囲内での団体における自由裁量の容認、利用料金制度の活用、複数年予算の導入、経営分析の導入、競争原理の導入など、委託内容に応じた新たな手法を導入することによって、事業

委託等の適正化・効率化を図るとともにコスト意識を高め、団体の経営努力を促す。

(iii) 貸付金

外郭団体が貸付金により事業を行うにあたっては、原則、民間資金の活用など資金調達を団体自らが行う。

(iv) 出資金、出捐金

出資（出捐）することの当否については、中・長期的な収支見通し等から判断するとともに、出資（出捐）額については、適正な事業規模等に見合った額を設定し、県の責任や役割に応じた適切な額とする。

(v) 債務負担行為

債務負担行為の設定については、将来の県財政運営への影響を考慮して、真にやむを得ない場合のみに限定する。

(外郭団体改革方針)

【団体の統合】

各団体を下記の視点に基づき検証し、統合によって団体がより効率的な組織規模や形態となり、より良いサービスの提供が可能になると判断される場合には団体の「統合」を指導する。

- (ア) 設立目的や事業内容について他に類似性がないか
- (イ) 複合化によってより効果的なサービス提供が可能であるか
- (ウ) 人員規模（常勤職員数）や事業規模が小さくないか
- (エ) 欠損金のない健全な財務状況であるか

(外郭団体改革 2001 基本方針)

【使命、役割の転換】

社会経済情勢や県民等のニーズの変化により、団体の果たすべき使命や役割が、変質してきているものについて、抜本的な見直しを行い、時代の変化に応じた「使命、役割の転換」を指導する。

(外郭団体改革 2001 基本方針)

(2) 経営マネジメント等に関する見直し

団体の自律的で責任ある経営を確立するため、次の取り組みを行う。

【運営改善の検討】

下記の視点に該当する団体に対しては、重点的な運営改善を図る。

- (ア) 県依存度の高い団体
- (イ) 施設利用率が低迷している団体

(ウ) 役務提供実績・販売実績の減少している団体

(エ) 欠損金を抱える商法法人等、財務状況が健全でない団体

(外郭団体改革 2001 基本方針)

【経営者の権限強化及び責任の明確化】

外郭団体の経営者に委ねる団体経営に関する権限及びその責任と、県が出資者等として関与すべき事項を明確にし、自律的で責任ある経営を担保するとともに、経営に関して専門的な知識を有する民間の人材など、幅広い選択肢の中から適任者を経営者に登用することを推進する。

また、外郭団体職員の勤務条件等については、県準拠に基づいた指導を廃止し、経営者の権限強化及び責任の明確化を図るとともに、公益法人においては、厳正な指導監督を図るため、指導監督の責任体制の確立と立入検査の充実を図る。

(外郭団体改革 2001 基本方針)

【マネジメントサイクルの確立】

県は外郭団体に対して期待する達成目標を明らかにし、団体はその目標に応じた事業計画を作成・実施し、その結果に対して県が評価を行う目標管理制度を導入する。

また、団体は自律的な経営を展開するため、定期的な経営改善にかかる自主点検を行うマネジメントシステムを確立し、県は適切な助言等を行う。

(外郭団体改革 2001 基本方針)

【情報公開の推進】

外郭団体の経営や県関与の透明性を高めるため、平成 13 年 4 月 1 日から施行される「議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例」に的確に対応するとともに、情報公開条例の対象団体の拡大や 50%以上県出資法人にかかる議会報告への付属明細書の追加等による情報公開の推進について検討する。

(外郭団体改革 2001 基本方針)

【資金の運用】

外郭団体（株式会社を除く）の資金運用については、財産の安全かつ確実な運用の徹底を図ることを基本とし、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」第 7 条に規定する主要出資法人（県の出資の割合が 4 分の 1 以上のもの）に対する助言等にあたっては、「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」に基づき行うものとする。

なお、条例に該当しない外郭団体についても、団体からの要請に応じて、基本指針を参考に助言を行う。

〈外郭団体の資金運用にあたっての基本指針の概要〉

(ア) 運用の基本

安全性を第一とし、元本毀損は厳に避ける。

(イ) 資金運用方針

必ず資金運用方針を策定し、理事会等の承認を得る。

(ウ) 運用する金融商品等の基本的考え方

(i) 債券運用については国債、政府保証債、地方債とし、償還期日の分散を図るとともに、平均運用年限（加重平均）は5年程度以下、最長運用年限は10年とする。（「ラダー運用」といわれる手法などによりリスクを分散する。）

(ii) 金融機関への預金等（預金保険制度により全額保護されるものを除く。）については、借入金との相殺等で保全ができない場合には、原則預金は1金融機関上限額1千万円。満期1年以内とする。

(iii) 株式、株式投資信託については、運用財産も含めて適当でない。

(エ) 現在の運用内容の改善

(i) 残存期間10年超の国債等については、原則満期保有とするが、売却損が発生しない場合は、途中売却することができる。

(ii) 電力、ガス、NTT債、金融債については、原則満期保有とするが、売却損が発生しない場合は、途中売却することができる。

(iii) 公社債投資信託については、解約による損失が発生しない場合は早急に解約する。

(iv) 社債、円建て外債、仕組み債等については、売却による損失が発生しない場合は早急に売却する。ただし、評価損の発生又は個々の債券売却による損失が発生するおそれがある場合は、所管チーム等と今後の方針を検討する。

(v) 金融機関への預金等（1年超）については、借入金との相殺等による保全ができるものを除き解約による損失が発生しない場合は、早急に解約する。解約による損失が発生するおそれがある場合は、所管チーム等と今後の方針を検討する。

(オ) 運用にあたっての留意事項

資金運用内容及び体制が「外郭団体における資金運用に係る留意事項について」（平成13年11月15日付政評第245号総務局長通知）に沿っているかを定期的に点検する。

(外郭団体改革方針)

【基本財産等の取り崩し】

財団法人の基本財産は、社会公共の事業の遂行に拠出された重要な財産であり、原則としてその処分は制限されている。しかし、やむを得ない理由があるときに限り、次の事項を基本として法人の存続期間、事業内容の変更等に応じて(ア)から(エ)の方針で取り崩しを行う。

- ・公益事業を継続して遂行していくための資金繰りであること
- ・基本財産の取り崩しは、基本財産の一部であって、当該財団法人の継続的な活動基礎を危うくするような額でないこと
- ・処分の目的(理由)・必要性が妥当であること
- ・処分の方法が妥当であること
- ・処分後の補填方法が可能であること
- ・基本財産の処分手続きが適法であること

(ア) 法人の存続に支障のない範囲内で基本財産を取り崩す場合

基本財産の20%を上限に取り崩すことができるが、原則、基本財産の全部補填を必要とするとともに、事業のスリム化等の点に係る、短期的・中長期的経営計画を審査することを必要とする。

(イ) 法人の存続期間を定めて、存続期間まで基本財産を取り崩しながら所要の事業内容又は事業量を確保する場合

事業内容等の確保に必要性、緊急性が認められ、かつ法人の設立目的等が確実に発現されると認められる場合に限り、取り崩すことができるが、事業遂行の効率化等について十分な検討を経るとともに、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」(平成14年三重県条例第42号)第42条に基づく公益法人等審議会の意見を聴くことを必要とする。

(ウ) 法人の存続に支障のない範囲内で、現行の事業内容又は事業量を縮小して基本財産を取り崩す場合

法人の設立目的を効果的に達成するための必要不可欠な事業遂行に限り、その必要性等を審査することを必要とする。ただし、基本財産の全部又は一部補填に努めることを必要とするとともに、管理経費の削減策等に係る短期的・中長期的経営計画を審査することを必要とする。また、公益法人等審議会の意見を聴くことを必要とする。

(エ) 法人の存続に支障のない範囲内で、基本財産の一部を取り崩し、類似の目的を有する団体に寄附をする場合

寄附することに合理的理由があり、主務官庁の異議がないことを必要とする。

(外郭団体改革方針)

【団体の整理縮小に伴う雇用の配慮】

外郭団体の廃止等により生じる団体職員への対処は次のとおりとする。

(ア) 県派遣職員等が従事している業務への配置転換

対象となる団体職員が、県派遣職員等が従事している業務に従事することの妥当性を勘案の上、それらの業務への配置転換を図る。

(イ) 県からの業務委託

外郭団体で培った専門的な知識経験等を県の業務に直接反映することが可能な場合、民間での実施状況を勘案した上で、委託業務契約により県事業を委託する。

(ウ) 新規採用の停止

外郭団体の新規採用については、原則停止とし、他の団体との人事交流等により補完する。

(外郭団体改革方針)

2. 外郭団体改革の実績

上記をはじめとする方針に基づいて実施された外郭団体改革のこれまでの実績、成果は以下のとおりである。

【団体の廃止】

平成10年度	(財)三重県森林作業員退職金共済基金
平成12年度	(財)三重県勤労者いこいの村
平成13年度	(財)三重社会経済研究センター (財)三重県森林土木技術センター (財)三重県国民年金福祉協会 (財)三重県調整池管理協会
平成14年度	三重中部総合開発(株) (株)国際規格審査登録センター
平成16年度	(財)三重県老人福祉休養施設管理センター
平成17年度	(財)三重県漁業協同組合合併対策基金 (財)三重ビジターズ推進機構

【団体の統合】

平成10年度	(財)三重県リゾート振興公社と(財)サンアリーナを統合し、(財)三重ビジターズ推進機構を設立
平成11年度	(財)三重県長寿社会推進センターと(財)三重県福祉事業団を統合し、(財)三重県長寿社会福祉センターを設立 (社)三重県果実生産出荷安定基金協会を(社)三重県青果物価格安定基金協会に統合
平成12年度	(財)三重県企業振興公社と(財)三重県工業技術振興機構を統合し、(財)三重県産業支援センターを設立

平成13年度	(財)三重県農業開発公社と(財)三重県農林漁業後継者育成基金と(財)三重県林業従事者対策基金を統合し、(財)三重県農林水産支援センターを設立 (財)三重県都市整備協会を(財)三重県建設技術センターに統合
平成14年度	(社)三重県家畜産物衛生指導協会と(社)三重県子豚価格安定基金協会を統合し、(社)三重県畜産協会を設立
平成15年度	(財)三重県産業振興センターを(財)三重県産業支援センターに統合
平成16年度	(財)三重県国際教育協会を(財)三重県国際交流財団に統合 (社)三重県青少年育成県民会議を(財)三重県児童健全育成事業団に統合し (財)三重こどもわかもの育成財団を設立

【事務局等の統合】

平成10年度	三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社
--------	-----------------------------

【県関与の見直し】

平成13年度	(財)三重県国際交流財団 三重県土地開発公社 ※ 三重県住宅供給公社 ※ 三重県道路公社 ※ (財)三重県小動物施設管理公社 ※ 紀伊長島レクリエーション都市開発(株)	知事・副知事の役員からの離任 (※は副知事) 出資金の一部譲渡
平成14年度	(社)三重県緑化推進協会 (財)三重県下水道公社 ※	知事・副知事の役員からの離任 (※は副知事)
平成15年度	(財)三重県老人福祉休養施設管理センター (株)伊勢鉄道 (財)三重県体育協会 (財)三重県児童健全育成事業団 ※ (財)三重県救急医療情報センター ※	知事・副知事の役員からの離任 (※は副知事)
平成16年度	(社)三重県青少年育成県民会議	知事の役員からの離任
平成17年度	(財)三重ビジターズ推進機構	知事の役員からの離任
平成18年度	(社福)三重県厚生事業団	副知事の役員からの離任

その他県関与の見直し

県職員派遣の削減：130名（平成12年度）

→67名（平成18年度当初）

補助金・委託金の削減：19,828百万円（平成13年度当初）

→12,183百万円（平成18年度当初）▲7,645百万円

【事業の整理縮小】

平成13年度	(社福)三重県厚生事業団	「明星園」の民間譲渡
平成14年度	(財)三重県環境保全事業団	ISOコンサルティング事業を廃止
	(財)三重ビジターズ推進機構	鳥羽展望台施設の無償貸与
	(財)三重県農林水産支援センター	埋蔵物文化財発掘調査事業、 農業基盤整備事業等の新規事業の廃止
	伊勢鉄道(株)	旅行事業部門を廃止

平成15年度	(社福) 三重県厚生事業団	いなば園の経営形態を見直し
	(財) 三重県長寿社会福祉センター	社会福社会館管理業務を移管 休養ホームを民営化
	三重県土地開発公社	合同ビル管理事業を移管
	三重県住宅供給公社	分譲事業等を廃止

【民間経営者の登用】

平成13年度	(財) 三重県国際交流財団…理事長 (財) 三重県文化振興事業団…文化会館長
平成14年度	(財) 三重県国際交流財団…常務理事兼事務局長 (財) 三重県文化振興事業団…生涯学習センター所長 男女共同参画センター所長 施設利用サービス室長
平成17年度	(財) 三重県文化振興事業団…総務部長

【情報公開の推進】

平成11年度	50%以上出資法人に情報公開制度を導入
平成13年度	50%以上出資法人にかかる議会報告への付属明細書追加 ホームページにより、団体の基本情報を公開
平成14年度	情報公開条例の対象拡大 (50%→25%以上出資法人)
平成15年度	「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づく団体経営評価の結果をホームページで公表

現在、37団体中35団体で情報公開制度を導入している。

これらの改革を経て、平成19年3月31日現在、三重県の外郭団体は以下のとおりとなっている。

担当部	団体名	県出資割合	設立目的・事業内容等
政策部	伊勢鉄道(株)	40.0%	地方鉄道の運営
	(株)サイバーウェイブジャパン	41.3%	情報通信サービス事業等
	(財)国際環境技術移転研究センター	23.9%	地球環境保全に資する産業技術に研究開発、諸外国への移転
生活部	(財)三重県労働福祉協会	22.7%	労働者の福祉・厚生・文化事業、労働会館の管理運営
	(財)三重県文化振興事業団	100.0%	芸術文化、生涯学習、男女共同参画社会づくり
	(財)三重県国際交流財団	77.7%	国際交流に関する情報収集・提供、事業の企画・推進、日本語指導教材開発
	(株)三重データクラフト	39.0%	障害者の雇用促進、CADによる図面・データ作成
健康福祉部	(社福)三重県厚生事業団	100.0%	知的障害者(児)施設の設置運営、身体障害者福祉センターの管理運営
	(財)三重ボランティア基金	39.2%	ボランティアの育成、活動助成、指導者教育
	(財)三重こどもわかもの育成財団	63.4%	青少年・児童健全育成に関する啓発、地域活動、みえこどもの城の管理運営
	(財)三重県小動物施設管理公社	100.0%	保健所が収容した小動物の回収・処分・保護・抑留、動物愛護の普及啓発
	(財)三重県救急医療情報センター	47.5%	近隣医療機関の案内等、救急医療の情報提供
	(財)三重県生活衛生営業指導センター	40.0%	生活環境衛生関係営業、衛生施設の維持、改善向上、経営相談等
環境森林部	(財)三重県環境保全事業団	31.0%	産業廃棄物の最終処分、環境影響調査、水質検査、ISO審査登録、廃棄物処理センター事業
	(社)三重県緑化推進協会	41.0%	緑化推進、緑の募金
農工商工部	(財)三重県農林水産支援センター	83.9%	農林水産業の担い手確保、農林水産業者の経営の合理化、地産地消の推進等
	(株)三重県松阪食肉公社	32.4%	食肉処理施設の管理運営
	(株)三重県四日市畜産公社	25.0%	食肉処理施設・食肉卸売市場の運営
	(社)三重県畜産協会	47.1%	畜産振興、畜産経営者・団体の運営指導、家畜・畜産物の価格安定
	(財)三重県産業支援センター	49.1%	新産業の創出、地域産業の振興、ベンチャー支援
	(財)三重県水産振興事業団	53.2%	水産動物の種苗生産、栽培漁業の普及啓蒙、新水産技術の開発
	三重県信用保証協会	35.4%	中小企業者の金融円滑化のための債務保証
	(財)三重北勢地域地場産業振興センター	31.8%	地場産業の健全育成、地場製品のPR、販路拡大

担当部	団体名	県出資割合	設立目的・事業内容等
	三重県漁業信用基金協会	35.1%	中小漁業者の金融円滑化のための債務保証
	(社)三重県青果物価格安定基金協会	31.1%	青果物の価格安定、果実の計画生産・計画出荷の促進
	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	22.7%	海難救済費・弔慰金の給付
県土整備部	(財)三重県建設技術センター	12.7%	土木建設に関する技術支援、技術研修
	三重県土地開発公社	100.0%	公有地の取得、造成、管理、処分等
	三重県住宅供給公社	100.0%	分譲住宅、県営住宅等の管理運営
	三重県道路公社	100.0%	有料道路の建設・維持・管理・運営
教育委員会	(財)三重県立美術館協力会	33.3%	美術に関する調査研究、美術館の事業活動への協力
	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター	29.2%	ヨット教室、三重県津ヨットハーバーの管理運営、ヨットレース
	(財)三重県武道振興会	49.5%	武道の普及振興、三重武道館の維持管理
	(財)国史跡齋宮跡保存協会	46.0%	国史跡齋宮跡の保存・活用、歴史体験学習業務、齋宮歴史博物館受付業務
	(財)三重県体育協会	12.2%	アマチュアスポーツの統轄、県営鈴鹿スポーツガーデン・県営総合競技場・県立鈴鹿青少年センターの管理運営
警察	(財)暴力追放三重県民センター	69.8%	暴力団員による不当行為に対する広報活動、相談活動、被害者救済

また、財団の種類別、出資比率別に整理すると以下のとおりとなる。なお()は監査対象に選定した団体の数である。

出資比率	財団法人	社団法人	会社法人	社会福祉法人	三公社	協会	合計
100%	2 (0)			1 (1)	3 (2)		6 (3)
50%以上～100%未満	6 (2)						6 (2)
25%以上～50%未満	10 (3)	3 (0)	5 (0)			2 (2)	20 (5)
25%未満	5 (0)						5 (0)
合計	23 (5)	3 (0)	5 (0)	1 (1)	3 (2)	2 (2)	37 (10)

2. 指定管理者制度の採用

公の施設の管理については、従来は地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を政令で定められた法人（地方公共団体の1/2以上出資法人等）や公共団体等（市町村、農協等）の管理受託者が執行していた。

その後、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行され、それまでの管理委託制度による公の施設の管理に変わって新しく創設された制度が指定管理者制度である。

指定管理者制度においては、議会の議決を経て、地方公共団体の「指定」を受けた「指定管理者」が公の施設の管理を代行する。なお、指定管理者の範囲については「法人その他の団体」であれば法律上特段の制約はない。

三重県が設置している公の施設については、各施設の設置目的や現状などを踏まえ、廃止や譲渡など施設そのもののあり方を検証するとともに、引き続き、三重県の関与が必要とされる施設は、最適な管理形態を検討する中で、以下の視点に基づいて指定管理者制度の活用を検討することとしている。

- ①施設の設置目的に沿って、その有効利用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、三重県がめざす施策の実現に寄与すること。
- ②利用者の利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上が図られること。
- ③効率的な運営などにより経費の削減が図られること。

なお、三重県が設置している公の施設で、指定管理者制度を導入しているものは以下のとおりである。

施設名称	指定管理者の名称等
三重県立ゆめドームうえの	伊賀市
三重県熊野古道センター	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
三重県総合文化センター	財団法人三重県文化振興事業団 ※
三重県交通安全研修センター	財団法人三重県交通安全協会
みえこどもの城	財団法人三重こどもわかもの育成財団 ※
三重県母子福祉センター	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人三重県厚生事業団 ※
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
三重県営サンアリーナ	株式会社スコルチャ三重
三重県津ヨットハーバー	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター ※

施設名称	指定管理者の名称等
熊野灘臨海公園	紀北町
三重県流域下水道浄化センター	財団法人三重県下水道公社 ※
三重県営住宅 三重県特定公共賃貸住宅	三重県住宅供給公社 ※
三重県営松阪野球場	松阪市
三重県営ライフル射撃場	三重県ライフル射撃協会
三重県立鈴鹿青少年センター	財団法人三重県体育協会 ※
三重県営総合競技場 三重県営鈴鹿スポーツガーデン	財団法人三重県体育協会 ※

(注) ※は、外郭団体が指定管理者となっているもの

3. 公益法人会計基準について

(1) 公益法人会計基準の改正の経緯

「公益法人会計基準」（以下「会計基準」という。）は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡評議会の申し合わせとして設定された後に、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議の決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回の改正から長期間が経過すると同時に、公益法人をめぐる社会的及び経済的な環境が大きく変化してきている。具体的には公益法人の業務運営の透明化あるいは適正化を図るために財務の面での情報公開の要請が高まってきているとともに、景気の低迷に伴う公益法人の事業運営の効率化の要請、並びに企業会計の減損会計や時価評価導入、独立行政法人会計基準の設定など会計の見直しの動きが起きている。更に、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」を踏まえ、公益法人改革の一環として、会計基準の問題点の整理、改善策の検討を行った上で、平成13年12月に「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間整理）」が取りまとめられた。

その後平成15年3月に、「公益法人会計基準（案）について」が取りまとめられたことを受け、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項に関する、総務省での事務的な検討を経て、平成16年10月14日に「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ」として、「公益法人会計基準」が改正されることとなり、平成18年4月1日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。

(2) 会計基準の改正の方針

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化のなか、公益法人においても一層の効率的な事業運営が求められ、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じているのと同時に、一部公益法人による不祥事等を受けての公益法人の事業活動

の状況を透明化し寄付者等から受け入れた財産の受託責任を明確にすることから、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが求められている。

この会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人の会計処理は原則として本会計基準に準拠するよう主務官庁の指導が必要とされている。なお、公益法人の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成ならびに書類の保存）については、基準の定めを置かないこととしているが、現行の指導監督体制の下においても公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間は書類の作成及び保存を行うものとされている。これは、従来の会計基準が社会・公共から委託された資金の管理状況等法人の内部管理と言う役割機能の遂行が求められており、収支予算書及び収支計算書が、法人内部のガバナンスにとって重要な機能を果たすものであることから法人の内部管理事項として整理したものである。

（3）主な改正事項

① 基本的な考え方

基本的な考え方として、まず、公益法人会計基準の目的について、内部管理目的の会計基準から外部報告目的への会計基準へと重点を移動させたことがあげられる。これは会計情報の提供先として、従来は法人内部者である理事や監督官庁である主務官庁に重点が置かれていたが、法人を取り巻いているさまざまな利害関係者に向け公益法人の実態を報告するという立場を採用している。

次に、法人の事業効率性を適格に評価し分析できる情報を提供することに主眼をおいたことである。これについては、従来は計算書類の中に含まれていた収支計算書中心の会計が、フロー式正味財産増減計算書中心の会計へ移行することで企業会計の理論と手法を積極的に導入することが可能となっている。

3番目に、財務内容の透明性を高める観点から情報開示に重点を置くようになったことである。注記事項が大幅に増加し民間企業並みの情報開示となっており、具体的には有価証券の時価情報や関連当事者取引等新しい情報の開示が進むことになっている。

上記の考え方は、正味財産増減計算書が従来のストック式からフロー式のみに統一化されたことや、特に大規模公益法人については、キャッシュ・フロー計算書が付加されたこと、また資産の評価基準等も企業会計と同等の評価基準が採用されたことに具体化されている。

② 指定正味財産概念の導入

貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確にするため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制

限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示し、それ以外の正味財産は一般正味財産として表示することとなった。

指定正味財産と一般正味財産の区分間の振替えについては、寄付者等の意向により特定の目的に用途が制約されているものが解除された場合等には指定正味財産から一般正味財産への振替は生じるものの、一般財産から指定正味財産への振替は生じないことになる。具体的には、指定正味財産が建物の場合には、その後時の経過に従って減価償却が実施された場合には当該減価償却費に対応する金額の指定正味財産が一般正味財産へ振り替えられることになる。

③ 正味財産増減計算書のフロー式への統一

従来の公益法人会計基準では、正味財産増減計算書はストック式が原則法となっているもののフロー式の正味財産増減計算書との選択適用が認められていた。しかし、低金利による受取利息の減少や長引く不景気による寄付金収入や会費収入の減少により収入自体が減少している背景から、公益法人の事業活動の効率性及び採算性等に関する情報を提供するために、フロー式の正味財産増減計算書に一本化することとなった。

また、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に区分され、特に一般正味財産増減の部は、公益法人の事業に効率性に関する情報を充実させる観点と広く国民に対して理解しやすいという観点から、経常増減の部、経常外増減の部が設けられた。それぞれ経常収益と経常費用、経常外収益と経常外費用を対応させることによって事業の効率性の開示について国民に理解しやすい形をとっている。

④ 補助金等の処理

補助金の会計処理について明確にされているが、具体的には補助金等については指定された用途に使用しており、実質的に公益法人の公益活動に要する経費助成としての役割を果たすことから寄付者等の意向により特定の目的に用途を制限されている寄付金等と同様に、指定正味財産を構成するものとして会計処理を行うという整理をしている。つまり、指定正味財産増減の部に計上することが原則とされ、その後は指定の解除に伴って指定正味財産から一般正味財産へ振り替えることになる。但し、運営費補助のように単年度で消化するようなタイプの補助金については、指定正味財産を通さず、直接一般正味財産の増加すなわち収益として認識する会計処理が行われる。さらに関連法人等に配分する業務をするケースについては配分しきれない残高を預り補助金として負債の部に計上する会計処理が行われる。

⑤ 資産及び負債の評価

(i) 資産評価

資産の評価については、原則として当該資産の取得価額を基礎としなければならないとされている。なお、資産の時価が帳簿価額から概ね50%超の著しい下落をしたときは、回復の見込みがある場合を除き、時価評価とする必要がある。

なお、特に大きな改正点としては有価証券時価評価と固定資産の減価償却である。

(ア) 有価証券

有価証券については、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価とすることとなった。公益法人では有価証券を多額に保有し運用している場合が考えられることから、資産運用結果を財務諸表に正しく反映するという観点からのものである。なお、満期保有目的の債券を債券金額と差額が発生して取得した場合については、差額の性格が金利の調整の場合には償却原価法に基づいて算定された価額とする。

(イ) 減価償却

減価償却については、従前は中小規模の公益法人が非常に多いことや償却資産が少なかったこと及び旧基準設定当時の実務慣行から現実的な対応として法人の任意適用とされていたが、企業会計の考え方である投下資本の回収計算の観点や減価償却費計算による資金内部留保性の観点から強制適用となっている。有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とすることとなっている。

なお、固定資産を基本財産に組み入れている財団法人については、減価償却の結果、基本財産が表面上減少することになるため、減価償却相当額について引当預金等によって補填できない場合には、結果的に固定資産の処分として取扱われるため、従前においては減価償却をすべきか否か問題があった。しかし、公益法人会計基準の改正にあわせ、所管官庁に対する基本財産の指導監督の通知が改正され、基本財産となっている資産の喪失、法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更、法人の意思に基づく基本財産の額の減少については処分に当たるとされた反面、減価償却や時価評価に伴う減少額という会計上の認識に止まっている基本財産の減少額は処分には当たらないものとして扱われることとなったことからの監督官庁の許可は不要になっている。

但し、減価償却に対して引当てを行っている減価償却引当預金については、基本財産に対するものである場合には、その積立及び取崩しについては、基本財産として扱われることになるが、引当預金を設定するかどうかは法人の任意であると考えられている。

(ii) 負債の評価

負債に関しても、法人運営の効率性的な把握の観点から費用と収益の適切な期間対応を図るために、従来から計上されている退職給与引当金のみならず支

給対象期間が当期に帰属する支給見込額の賞与引当金や内規等に基づいて支給され、金額を合理的に見積もることができる場合の役員退職慰労引当金の計上が必要となっている。

⑥ キャッシュ・フロー計算書

全事業年度末の資産の合計額が 100 億円以上若しくは負債の合計額が 50 億円以上、又は前事業年度の経常収益の合計額が 10 億円以上のいずれかに該当する大規模公益法人については、財務内容に対する関心の高さや資産及び負債の内容の多様化かつ複雑化から、上記の財務諸表の体系に加え、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

⑦ 注記その他

公益法人会計基準では、ディスクロージャーあるいは法人財政の実態開示が可能となるような会計情報の提供が要請されており、財務諸表に加えて注記事項が拡充されている。具体的には、公益法人会計基準の注解に列挙されているが、重要な会計方針から始まって、その変更、基本財産・特定財産の増減高、その財源、あるいは満期保有目的証券の時価情報、関連当事者間取引の情報など、企業会計制度並みの情報が注記として開示されている。今回連結財務諸表は時期尚早で見送られたものの、関連当事者間取引などの注記によって、公益法人の支配従属関係、あるいは、コントロールの及ぶ範囲などが明確になる。

関連当事者間取引に関して、関連当事者の範囲と開示すべき項目が掲げられているが、範囲については、財務諸表を作成する公益法人から見て、当該法人を支配する法人（親会社）、当該公益法人に支配されている法人（子会社）、当該公益法人と同一の支配法人を持つ法人（兄弟会社）、そして当該法人の役員及びその近親者が含まれ、開示基準については、正味財産増減計算書項目に係る取引の中で、一般正味財産増減に係る取引については、経常収益、経常費用に係る科目は 100 分の 10 超の取引、経常外の収益・費用に係る科目は科目ごとに 100 万円を超える取引を開示することとなっている。また、指定正味財産増減に係る取引については科目ごとに 100 万円を超えるもの、貸借対照表項目に係る取引が資産の合計額の 100 分の 1 を超える取引、さらに役員及びその近親者との取引については正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目とも 100 万円を超える取引については開示することとなっている。

また、特別会計がある場合には特別会計別に貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成することになるが、法人全体の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産の増減状況を把握するため、総括表の作成が必要となる。その際、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去し、また、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高は貸借対照表総括表において相殺消去することになる。

第3. 監査結果

県が出資する外郭団体のうち、団体の決算状況や自主的な収入財源の発生程度を考慮しつつ、過去の各団体への立入調査の結果を踏まえ、代表的かつ独自性の高い10団体を監査対象先を選定した。具体的な選定先及び監査日程については、下記のとおりである。

(選定先)

団体名	部局
社会福祉法人三重県厚生事業団	健康福祉部
財団法人三重こどもわかもの育成財団	健康福祉部
財団法人三重県環境保全事業団	環境森林部
財団法人三重県農林水産支援センター	農水商工部
財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	農水商工部
三重県信用保証協会	農水商工部
三重県漁業信用基金協会	農水商工部
三重県土地開発公社	県土整備部
三重県道路公社	県土整備部
財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	教育委員会

(監査日数)

内容	監査延日数
監査計画	28
事前検討会	25
団体往査	76
事後検討会	21
レポートイング	83
合計	233

(往査日程)

団体名	部局	第1回往査	第2回往査	第3回往査	第4回往査
社会福祉法人三重県厚生事業団	健康福祉部	7月24日 7月25日	9月6日	12月3日	—
財団法人三重こどもわかもの育成財団	健康福祉部	8月28日 9月26日	10月18日	12月3日	12月21日
財団法人三重県環境保全事業団	環境森林部	8月2日 8月3日	9月20日	12月3日	12月21日
財団法人三重県農林水産支援センター	農水商工部	7月30日 7月31日	10月4日	12月3日	12月21日
財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	農水商工部	7月19日 7月20日	10月10日	12月3日	—
三重県信用保証協会	農水商工部	7月3日 7月4日	9月7日	11月29日	12月5日
三重県漁業信用基金協会	農水商工部	7月12日 7月13日	9月25日	11月29日	12月21日
三重県土地開発公社	県土整備部	7月10日 7月11日	10月3日	11月26日	12月21日
三重県道路公社	県土整備部	7月5日 7月6日	10月2日	11月26日	12月21日
財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	教育委員会	8月22日 8月23日	10月11日	11月29日	—

監査の結果のうち、法令規則等に従い適切に処理されているかどうか及び地方自治法第2条第14項及び第15項の主旨に添ってなされているかどうか、すなわち効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされているかどうかについての指摘事項については【結果】として表記し、それら以外に検討を要すべき事項として監査人が必要と認めて記載する指摘事項については【意見】として表記している。

なお、財務状況に示した決算書については千円未満を切捨て表示している。

社会福祉法人三重県厚生事業団

1. 設立目的

社会福祉法に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、以下の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ①知的障害児施設三重県いなば園の設置・経営
- ②知的障害者更生施設三重県いなば園の設置・経営
- ③身体障害者更生施設三重県身体障害者総合福祉センターの管理・経営
- ④身体障害者療護施設通所型三重県身体障害者総合福祉センターの管理・経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ①障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ②相談支援事業
- ③身体障害者福祉センターA型三重県身体障害者総合福祉センターの管理・経営

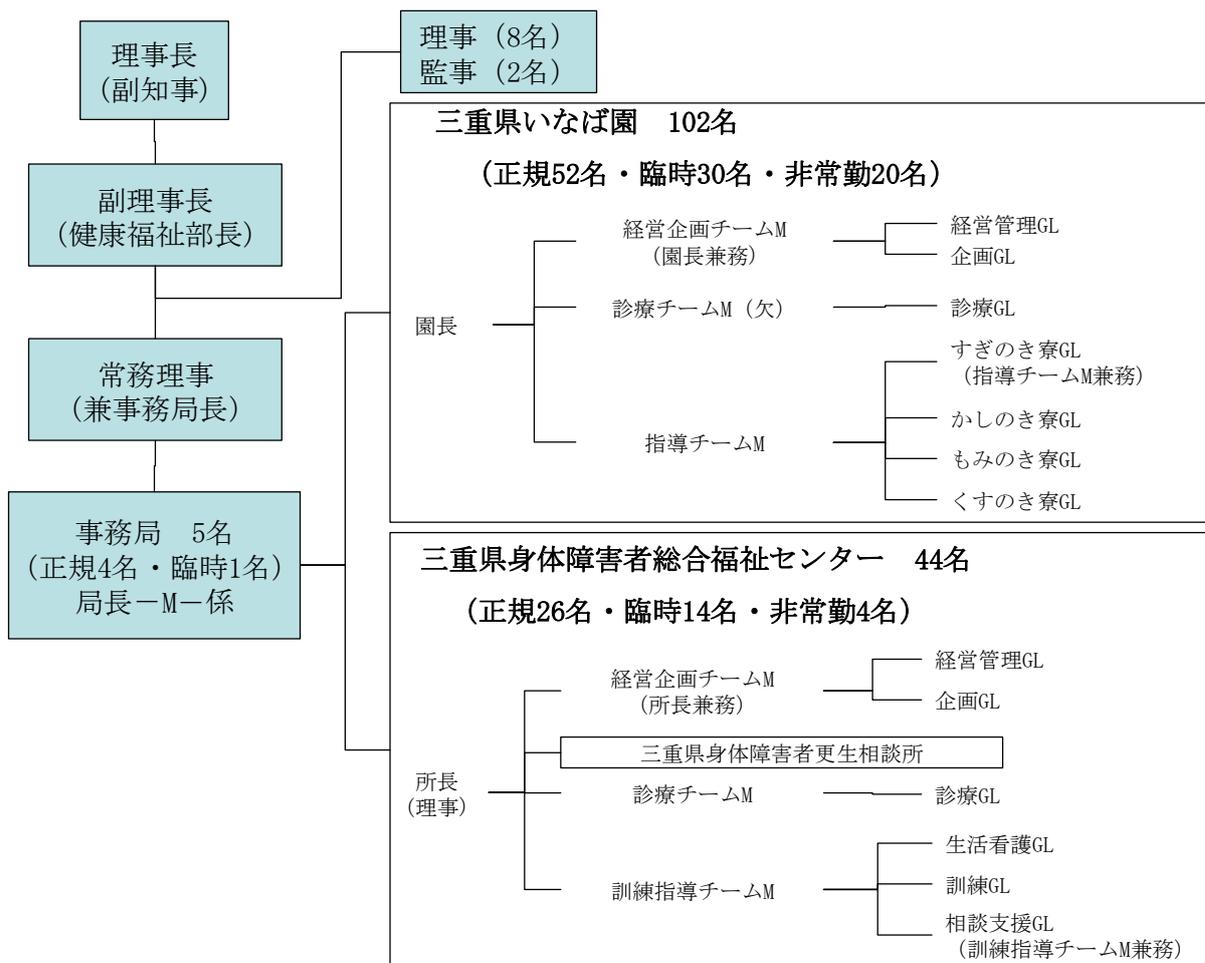
2. 沿革

昭和 48 年 6 月	社会福祉法人三重県厚生事業団設立
昭和 52 年 10 月	三重県いなば園（知的障害者更生施設）開設
昭和 54 年 4 月	三重県いなば園（知的障害児施設）開設
昭和 60 年 4 月	三重県身体障害者総合福祉センター開設
平成 15 年 4 月	三重県いなば園（知的障害者更生施設）、三重県身体障害者総合福祉センター（身体障害者更生施設）について支援費施設指定
平成 18 年 4 月	三重県いなば園が三重県より三重県厚生事業団に移譲
〃	三重県身体障害者総合福祉センターについて指定管理者に指定される

平成 18 年 10 月 三重県身体障害者総合福祉センター（身体障害者支援施設）
 について障害者支援施設指定

3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

(1) 組織図



(注) 「M」はマネージャー、「GL」はグループリーダー、「(欠)」は欠員を指す。

(2) 人員構成

	理事	監事	職員		
			事務局	いなば園	身体障害者 総合福祉 センター
常勤(注)	3名	—	5名	82名	40名
非常勤	8名	2名	—	20名	4名
計	11名	2名	5名	102名	44名

(注) 常勤理事のうち、県OBは2名であり、県派遣は1名である。また、常勤職員のうち、県OBは2名であり、県派遣は1名である。

4. 事業概要

(1) 三重県いなば園の概要

三重県いなば園は、入所部門と診療部門を有する知的障害児及び知的障害者施設であり、利用者の医学的ケア及び社会生活能力獲得に重点を置いた福祉サービスを提供している。

入所部門は成人棟3寮（すぎのき寮、かしのき寮、もみのき寮）と児童棟1寮（くすのき寮）から成っており、多様化している利用者のニーズに応え、心身共に健康な暮らしができるよう各寮主体で生活支援・機能訓練・作業・創作活動・音楽・運動・個別療育等の支援を行っている。また、診療部門では定期的な精神科診察のほか、必要に応じて随時の診察を行っている。

三重県いなば園は、平成18年4月1日に三重県から三重県厚生事業団へ移譲され、平成18年度は障害者自立支援法の経過措置として旧体系で自立経営を行っており、事業内容は以下のとおりである。

①知的障害者更生施設事業

成人棟3寮（すぎのき寮、かしのき寮、もみのき寮）の運営。軽い内科疾患者も入園している。

②知的障害児施設事業

児童棟1寮（くすのき寮）の運営。児童棟には重度の成人障害者も入園している。

③知的障害者・児童短期入所事業（日中一時支援含む）

在宅の知的障害児及び知的障害者とその家族の生活を支援するために実施しており、平成18年度は1,413日の利用で前年比12.2%増加している。（平成17年度1,260日）

④共同生活介護（ケアホーム）事業等

ドリームハウス、レインボーハウスの運営。

また、平成18年度は新規ケアホーム・ひだまりはうす（平成19年4月1日指定）の開設準備を行っている。

⑤知的障害者の介護分野における就労促進モデル事業

⑥障害保健福祉圏域障害児（者）相談支援事業

⑦知的障害者（児）相談支援アドバイザー派遣事業

⑧介護給付費等の支給に関する審査会への審査員派遣

⑨親子通園事業

（イ）ほんわか教室（児童対象－音楽療法）

平成18年度 開催回数86回 参加人数932名

（ロ）なかよし教室（就学前児童を中心とした発達に不安のある児童対象－ムーブメント療養）

平成18年度 開催回数39回 参加人数64名

⑩地域社会と在宅福祉

⑪防災対策と事故防止

⑫人材育成

三重県いなば園



(2) 三重県身体障害者総合福祉センターの概要

三重県の機関である「三重県身体障害者更生相談所」とあわせて、三重県内唯一の「身体障害者福祉センターA型」及び「身体障害者更生施設」（平成18年10月より、指定障害者支援施設）を一体的に整備し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の更生訓練の実施、及び身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための支援を行っている。

三重県厚生事業団では、三重県身体障害者総合福祉センターを平成18年度から指定管理者として管理しており、事業内容は以下のとおりである。

①身体障害者福祉センターA型部門

〔医療部門〕

(イ) 医療保険による通所リハビリテーション

(ロ) 介護保険による通所リハビリテーション、居宅介護事業、訪問リハビリテーション

(ハ) テクノエイドセンターの設置

三重県から「みえテクノエイドセンター」の指定を受け、福祉用具の普及促進・開発支援、自助具の普及促進等を目的とした指定管理事業を行っている。

(ニ) 地域リハビリテーションの推進

三重県から「三重県リハビリテーション支援センター」の指定を受け、別契約で地域リハビリテーションの推進を行っている。

〔管理・スポーツ部門〕

身体障害者福祉法第31条の2に基づく「身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設」としての機能を果たしている。

(イ) スポーツ施設・宿泊棟の運営管理

(ロ) リフトバス運行管理事業

(ハ) 障害者スポーツ支援

(二) 障害者社会参加促進事業

(ホ) 人材派遣

②身体障害者更生施設部門

(イ) 身体障害者更生施設（平成18年10月より、指定障害者支援施設）

平成18年9月までは身体障害者福祉法による「身体障害者更生施設」、同年10月からは新法移行により障害者自立支援法による「指定障害者支援施設」（生活援助棟）として、障害者が一定期間入(通)所して、実際に地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会の一員として積極的な社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施している。

(ロ) 高次脳機能障害者に対する支援

(ハ) 障害者生活支援事業

(ニ) 社会福祉法人等が行う職場適応援助者による支援事業

なお、指定管理者選定過程は以下のとおりである。

①選定委員会

三重県身体障害者総合福祉センターについては、大学准教授を委員長とする指定管理者選定委員会（構成員5名）により、審査・選定を行った。

②審査の経過

平成17年7月8日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

平成17年9月14日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）

平成17年9月20日 第3回選定委員会（最終審査）

③選考結果

a 申請団体

社会福祉法人 三重県厚生事業団

b 指定管理者

社会福祉法人 三重県厚生事業団

c 選定理由

- ・選定委員の選考の結果、評価点数が現状の運営水準を維持する場合に比べ向上させる結果となっている。
- ・三重県厚生事業団の提案内容について、県民の多様なニーズに対応しつつ、身体障害者福祉の向上を目指した先駆的な取組みが図られ、経費縮減による効率的な業務の遂行、適切な目標設定に基づく施設運営が期待される。
- ・したがって、平成18年4月より、県の運営方針に沿い、利用者本位のより質の高いサービスを提供できると判断された。

④指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日

三重県身体障害者総合福祉センター



(3) 平成 18 年度の事業実施状況

① 三重県いなば園

(イ) 施設の経営

三重県いなば園の施設の経営について、主な稼働状況の当年度を含む過去 5 年度の推移は以下のとおりである。

a 知的障害者更生施設

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入所定員 (人)	150	120	120	120	120
稼働率	95.6%	92.9%	97.6%	98.9%	99.7%

b 知的障害児施設

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入所定員 (人)	50	50	50	50	50
稼働率	64.7%	58.7%	61.0%	65.4%	57.1%

(ロ) 平成 18 年度の状況

a 利用者の状況 (各月末現在)

(単位：人)

寮別		月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
成人寮	すぎのき寮	40	40	41	41	41	41	42	42	42	42	41	41
	かしのき寮	41	41	40	39	40	41	41	41	41	41	41	41
	もみのき寮	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	小計	121	121	121	120	121	122	123	123	123	123	122	122
児童寮	くすのき寮	29	29	29	29	31	29	30	28	28	29	29	30
合計		150	150	150	149	152	151	153	151	151	152	151	152

b 在籍年数 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

在籍年数	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	計
すぎのき寮	5	1	1	4	6	2	8	14	41
かしのき寮	5	2	1	5	1	7	11	9	41
もみのき寮	2	1	3	4	6	7	4	13	40
小計	12	4	5	13	13	16	23	36	122
くすのき寮	3	3	4	6	6	2	3	3	30
合計	15	7	9	19	19	18	26	39	152

②三重県身体障害者総合福祉センター

(イ) 施設の経営

三重県身体障害者総合福祉センターの施設の経営について、主な稼働状況の当年度を含む過去 5 年度の推移は以下のとおりである。

a 身体障害者福祉センター A 型

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸出施設年間延利用者 (人)	45,614	36,570	38,669	47,804	35,387

b 障害者支援施設

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入所定員 (人)	入所 50	入所 50	入所 50	入所 50	入所 40
	通所 10	通所 10	通所 10	通所 10	通所 19
		通所療護 4	通所療護 4	通所療護 4	
稼働率 (%)	入所 95.6	入所 99.1	入所 95.7	入所 81.8	入所 87.7
	通所 82.7	通所 76.9	通所 58.2	通所 77.6	通所 56.4
		通所療護 55.7	通所療護 99.1	通所療護 98.4	

(ロ) 平成 18 年度の状況

[身体障害者福祉センター A 型]

a 運動・宿泊・研修施設の利用状況

施設		延利用者	
運動施設	身体障害者利用	587 件	9,685 名
	一般利用	1,049 件	21,875 名
	小計	1,636 件	31,560 名
宿泊施設	リハビリ利用	7 件	43 名
	一般利用	0 件	0 名
	小計	7 件	43 名
研修施設		163 件	3,784 名
合計		1,806 件	35,387 名

[障害者支援施設]

b 年齢別の状況

年齢 (歳)	～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
入・通所者 (名)	2	7	13	19	22	5	68
構成率 (%)	2.9	10.3	19.1	27.9	32.4	7.4	100

c 在所期間

在所期間	1 年 未満	1 年 以上	2 年 以上	3 年 以上	4 年 以上	5 年 以上	計
入所者 (名)	29	6	3	1	0	0	39
構成率 (%)	74.3	15.4	7.7	2.6	0.0	0.0	100.0

③三重県厚生事業団事務局

「外郭団体改革方針」を踏まえ、組織形態及び事業等の見直しを要する団体とされ、「事業団の基本理念、役割・基本方針・基本目標」を明確にした中期経営計画を策定し法人運営を行っている。

中期経営計画では、バランススコアカードを用い、事業をマネジメントしている。具体的には、マネジメントシステムの展開、管理職研修の開催及び利用者、職員アンケートの実施が挙げられる。

まず、マネジメントシステムの展開については、所属長及びセクションリーダーのマネジメントシート及び、職員個人目標管理シートを導入し、情報の共有化、対話による事業実施など、経営の健全化を推進した。

次に、管理職研修の開催については、人事考課制度の導入を視野に入れた、管理職員を対象とした研修を百五経済研究所に委託して行った。それは以下のとおりである。

期日	場所	内容
平成 19 年 1 月 17 日	いなば園	「信頼されるリーダーをめざして」 「人事考課の仕組み」
平成 19 年 2 月 19 日	身体障害者総合福祉センター	

また、利用者、職員アンケートの実施については、現状を正確に把握、認識し利用者サービスの向上を図るため、利用者並びにその家族および職員に対し意識調査をアンケート形式で行った。

5. 三重県との関係

三重県厚生事業団は三重県から 100%の出資を受けている（平成 19 年 3 月 31 日現在 10,000 千円）。

また、三重県厚生事業団として平成 19 年 3 月 31 日現在において借入金がなく、三重県としての債務保証はない。

事業活動収支計算書関係では、三重県から委託料 243,242 千円、その他の補助金収入として 2,497 千円、経営基盤負担金収入として 500,000 千円を収受している。

6. 財務状況

(1) 社会福祉事業会計

①事業活動収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
[事業活動収支の部]					
事業活動収入					
県委託料収入	1,165,272	985,598	966,632	1,041,315	—
措置費収入	—	—	—	—	94,949
支援費収入	—	—	—	—	603,167
短期入所事業収入	11,633	1,272	1,221	840	9,785
指定管理料収入	—	—	—	—	153,689
運動施設等利用収入	—	—	—	—	1,961
作業収入	1,513	957	1,015	1,300	1,263
地域生活援助事業収入	6,355	8,091	8,676	8,676	8,946
リフトバス運行管理事業収入	1,000	900	5,284	4,848	2,377
リハビリテーション支援センター事業収入	2,171	1,772	1,395	1,300	1,300
その他の補助金収入	—	—	—	—	2,497
バリアフリー情報提供事業収入	600	—	—	—	—
経常経費補助金収入	33,123	—	—	—	—
寄附金収入	1,245	621	2,060	3,124	15,336
雑収入	3,459	5,174	8,199	8,593	6,819
障害者 IT 関連事業収入	2,300	2,005	1,295	—	—
障害者小規模作業所等 IT 化支援事業収入	7,299	—	—	—	—
IT 基礎技能習得等住民サポート事業収入	5,584	4,828	—	—	—
障害者社会参加促進事業収入	12,445	11,956	9,948	10,180	—
障害者スポーツ地域支援 コーディネーター養成事業収入	—	3,200	—	—	—
障害者ケアマネジメント従事者養成事業収入	752	1,702	1,702	—	—
行動援護従事者養成研修事業収入	—	—	—	—	1,873
セーフティネット事業収入	—	—	—	—	39,156
地域移行モデル事業収入	—	—	—	—	25,820
障害者生活支援事業収入	—	3,000	3,000	1,500	3,000
居宅介護従事者養成研修事業収入	—	1,874	1,869	1,869	—
知的障害者就労支援モデル事業収入	—	—	4,000	8,000	8,119
障害児(者)相談支援事業収入	—	—	—	8,000	5,500
職場適応援助者による支援事業収入	—	—	—	—	1,171
高次脳機能障害訓練事業収入	30,919	33,920	32,500	32,646	—

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
テクノエイドセンター事業収入	15,606	11,025	—	—	—
福祉用具製品化支援事業収入	—	—	9,345	7,475	—
福祉用具住宅改修事業収入	—	846	846	846	—
相談支援事業収入	—	—	—	—	7,784
退職給与引当金戻入収入	35,496	5,480	5,889	10,497	3,686
出向先負担金収入	8,508	7,429	—	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	34,108
障害者(児)相談支援アドバイザー事業収入(ケアマネジメント指導者派遣事業収入)	—	33,385	31,817	8,854	15,147
共通経費負担金収入	10,958	10,477	11,929	11,941	11,731
経営基盤負担金収入	—	—	—	—	500,000
事業活動収入計	1,356,243	1,135,518	1,108,627	1,171,809	1,559,193
事業活動支出					
人件費支出	1,011,606	781,576	746,903	772,819	678,318
事務費支出	176,106	184,096	177,414	185,208	152,885
事業費支出	197,578	173,352	169,869	179,858	152,469
減価償却費	15,017	12,522	10,495	559	36,252
退職給与引当金繰入	9,210	8,152	7,871	7,876	18,233
事業活動支出計	1,409,520	1,159,701	1,112,553	1,146,322	1,038,160
事業活動収支差額	△53,276	△24,182	△3,926	24,587	521,032
[事業活動外収支の部]					
事業活動外収入					
受取利息配当金収入	205	258	187	172	171
公益事業会計繰入金収入	—	—	—	—	3,181
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	19,686
経営基盤負担金繰入金収入	—	—	—	—	67,229
雑収益	59,192	6,581	7,642	13,027	3,899
事業活動外収入計	59,397	6,840	7,829	13,199	94,167
事業活動外支出					
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	19,686
経理基盤負担金繰入金支出	—	—	—	—	67,229
雑損失	154	336	904	271	513
事業活動外支出計	154	336	904	271	87,428
事業活動外収支差額	59,242	6,503	6,925	12,928	6,738
経常収支差額	5,966	△17,678	2,999	38,415	527,771
[特別収支の部]					
特別収入					
特別収入計	—	—	—	—	—
特別支出					
固定資産売却損・処分損(売却原価)	319	226	1,361	35,789	213
特別支出計	319	226	1,361	35,789	213
特別収支差額	△319	△226	△1,361	△35,789	△213

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
当期活動収支差額	5,647	△17,905	1,638	2,626	527,558

三重県いなば園が平成 18 年 4 月 1 日に三重県から三重県厚生事業団へ移譲され、また、三重県身体障害者総合福祉センターが指定管理者に指定された関係で、社会福祉事業会計において平成 17 年度までなかった勘定科目が新たに発生し、あるいは著しく増加している。

具体的には、事業活動収支計算書において、措置費収入、支援費収入、指定管理料収入、セーフティネット事業収入、地域移行モデル事業収入、相談支援事業収入及び経営基盤負担金収入が新たに発生している。

措置費収入に関しては、県から收受し、支援費収入に関しては、契約入所についてその約 9 割を支援費収入として市町から、残りは本人から收受している。

経営基盤負担金収入については、平成 18 年度から 3 年間で三重県から約 15 億円を收受することとなっている。それは、三重県いなば園が三重県厚生事業団に無償譲渡された関係から給付されるものである。具体的には、一部は運転資金として使用するが、基本的には施設建て替え、大規模修繕に用いるものである。

②貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
[借方]					
(流動資産)					
現金	286	202	251	239	237
預金	104,279	79,465	90,833	146,472	88,808
未収金	14,751	12,379	6,789	18,044	139,334
前払金	—	—	—	—	226
仮払金	—	—	—	—	240
流動資産計	119,317	92,047	97,874	164,756	228,846
(固定資産)					
基本財産	10,000	10,000	10,000	10,000	1,323,782
その他の固定資産	154,315	147,096	142,050	103,929	596,963
固定資産計	164,315	157,096	152,050	113,929	1,920,746
資産の部合計	283,633	249,144	249,925	278,686	2,149,593
[貸方]					
(流動負債)					
未払金	66,408	42,634	46,165	74,835	138,341
預り金	4,331	8,872	2,503	2,730	1,852
流動負債計	70,739	51,507	48,668	77,566	140,193

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
(固定負債)					
退職給与引当金	88,882	91,532	93,513	90,749	103,325
固定負債計	88,882	91,532	93,513	90,749	103,325
負債の部合計	159,622	143,039	142,182	168,316	243,519
(純資産)					
基本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
国庫補助金等特別積立金	—	—	—	—	1,268,146
その他の積立金	10,267	10,267	10,267	10,267	443,038
次期繰越活動収支差額	103,743	85,837	87,476	90,102	184,889
(当期活動収支差額)	(5,647)	(△17,905)	(1,638)	(2,626)	(527,558)
(前期繰越活動収支差額)	(98,095)	(103,743)	(85,837)	(87,476)	(90,102)
(経営基盤負担金積立金 へ)	(—)	(—)	(—)	(—)	(△432,771)
純資産の部合計	124,010	106,105	107,743	110,369	1,906,073
負債及び純資産の部合計	283,633	249,144	249,925	278,686	2,149,593

(注) 平成 19 年 3 月 31 日現在 減価償却累計額 71,651 千円

未収金が増えた理由としては、支援費など利用料金が前年までは県の収入であり未収金とならなかったものが、平成 18 年 4 月 1 日に三重県身体障害者総合福祉センターが指定管理者に指定されたこと、及び、三重県いなば園が三重県から三重県厚生事業団へ移譲された関係で、平成 18 年度では地方公共団体からの 1～2 ヶ月後の入金として未収金となったものである。

基本財産、その他の固定資産及びその他の積立金が増えた理由としては、平成 18 年 4 月 1 日に三重県いなば園が三重県から三重県厚生事業団へ移譲され、基本財産、その他の固定資産も移譲された結果増加したものである。また、この移譲に伴い国庫補助金等特別積立金が新たに発生している。

特別会計を含め未払金が 74 百万円から 147 百万円に増えた理由としては、平成 18 年度の三重県いなば園の全館空調設備更新工事代 95 百万円が発生したことによるものである。

(2) 特別会計

①事業活動収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
[事業活動収支の部]					
事業活動収入					
診療収入	—	—	—	—	47,166
介護保険収入	—	—	—	—	13,862
寄附金収入	—	—	—	—	428
雑収入	—	—	—	—	1,726
退職給与引当金戻入収入	—	—	—	—	100
事業活動収入計	—	—	—	—	63,285
事業活動支出					
人件費支出	—	—	—	—	32,741
事務費支出	—	—	—	—	2,853
事業費支出	—	—	—	—	23,963
減価償却費	—	—	—	—	50
退職給与引当金繰入	—	—	—	—	226
事業活動支出計	—	—	—	—	59,835
事業活動収支差額	—	—	—	—	3,449
[事業活動外収支の部]					
事業活動外収入					
受取利息配当金収入	—	—	—	—	0
事業活動外収入計	—	—	—	—	0
事業活動外支出					
会計区分間繰入金支出	—	—	—	—	3,181
雑損失	—	—	—	—	75
事業活動外支出計	—	—	—	—	3,256
事業活動外収支差額	—	—	—	—	△ 3,256
経常収支差額	—	—	—	—	192
[特別収支の部]					
特別収入					
特別収入計	—	—	—	—	—
特別支出					
特別支出計	—	—	—	—	—
特別収支差額	—	—	—	—	—
当期活動収支差額	—	—	—	—	192

②貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
〔借方〕					
(流動資産)					
預金	—	—	—	—	2,456
未収金	—	—	—	—	6,587
流動資産計	—	—	—	—	9,044
(固定資産)					
その他の固定資産	—	—	—	—	2,203
固定資産計	—	—	—	—	2,203
資産の部合計	—	—	—	—	11,247
〔貸方〕					
(流動負債)					
未払金	—	—	—	—	8,865
預り金	—	—	—	—	178
流動負債計	—	—	—	—	9,044
(固定負債)					
退職給与引当金	—	—	—	—	2,010
固定負債計	—	—	—	—	2,010
負債の部合計	—	—	—	—	11,054
(純資産)					
次期繰越活動収支差額	—	—	—	—	192
(当期活動収支差額)	—	—	—	—	192
(前期繰越活動収支差額)	—	—	—	—	—
純資産の部合計	—	—	—	—	192
負債及び純資産の部合計	—	—	—	—	11,247

(注1) 特別会計は平成18年度から設けられたものであり、その内容は「いなば園診療所」及び「身体障害者総合福祉センター診療所」にかかるものである。

(注2) 平成19年3月31日現在 減価償却累計額 590千円

(3) 経営収支目標

三重県厚生事業団の中期経営計画における経営収支目標は以下のとおりである。

①三重県厚生事業団全体

(単位：千円)

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
[経常活動による収支]					
経常収入					
診療収入・介護保険収入	57,192	57,192	57,192	57,192	57,192
措置費収入	61,784	-	-	-	-
支援費収入	643,926	711,992	711,992	711,992	711,992
短期入所事業収入	7,663	7,663	7,663	7,663	7,663
指定管理料収入	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000
運動施設等利用収入	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
作業収入	699	699	699	699	699
地域生活援助事業収入	6,262	6,262	6,262	6,262	6,262
リフトバス運行管理事業収入	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
雑収入	7,281	7,281	7,281	7,281	7,281
セーフティネット事業収入	42,204	42,204	42,204	42,204	42,204
地域移行モデル事業収入	25,825	25,825	25,825	25,825	25,825
高次脳コーディネーター事業収入	2,618	2,618	2,618	2,618	2,618
障害者生活支援事業収入	3,000	-	-	-	-
知的障害者就労支援モデル事業収入	8,000	-	-	-	-
障害者(児)相談支援アドバイザー事業収入	15,000	-	-	-	-
障害児(者)相談支援事業収入	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
共通経費負担金収入	11,660	11,660	11,660	11,660	11,660
受取利息配当金収入	170	170	170	170	170
経営基盤負担金繰入金収入	43,458	43,414	24,081	5,251	7,556
経理区分間繰入金収入	47,035	46,263	42,571	38,958	38,647
経常収入計	1,143,277	1,122,743	1,099,719	1,077,275	1,079,270
経常支出					
人件費支出	733,937	714,175	694,842	676,012	678,317
事務費支出	148,760	148,760	148,760	148,760	148,760
事業費支出	184,531	184,531	184,531	184,531	184,531
経理区分間繰入金支出	47,035	46,263	42,571	38,958	38,647
経常支出計	1,114,263	1,093,729	1,070,705	1,048,261	1,050,256
経常活動資金収支差額	29,014	29,014	29,014	29,014	29,014
[施設整備等による収支]					

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
施設整備等収入					
固定資産売却収入	-	-	-	-	-
施設整備等収入計	-	-	-	-	-
施設整備等支出					
固定資産取得支出	350	350	350	350	350
施設整備等支出計	350	350	350	350	350
施設整備等資金収支差額	△350	△350	△350	△350	△350
[財務活動による収支]					
その他の収入	-	-	-	-	-
財務収入計	-	-	-	-	-
財務活動による支出					
その他の支出	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712
財務支出計	7,712	7,712	7,712	7,712	7,712
財務活動資金収支差額	△7,712	△7,712	△7,712	△7,712	△7,712
予備費	20,952	20,952	20,952	20,952	20,952
当期資金収支差額合計	-	-	-	-	-

②三重県いなば園

(単位：千円)

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
[経常活動による収支]					
経常収入					
診療収入・介護保険収入	35,192	35,192	35,192	35,192	35,192
措置費収入	61,784	-	-	-	-
支援費収入	492,078	560,144	560,144	560,144	560,144
短期入所事業収入	5,890	5,890	5,890	5,890	5,890
指定管理料収入	-	-	-	-	-
運動施設等利用収入	-	-	-	-	-
作業収入	699	699	699	699	699
地域生活援助事業収入	6,262	6,262	6,262	6,262	6,262
リフトバス運行管理事業収入	-	-	-	-	-
雑収入	3,731	3,731	3,731	3,731	3,731
セーフティネット事業収入	42,204	42,204	42,204	42,204	42,204
地域移行モデル事業収入	25,825	25,825	25,825	25,825	25,825
高次脳コーディネーター事業収入	-	-	-	-	-
障害者生活支援事業収入	-	-	-	-	-
知的障害者就労支援モデル事業収入	8,000	-	-	-	-
障害者(児)相談支援アドバイ	15,000	-	-	-	-

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
ザ一事業収入					
障害児(者)相談支援事業収入	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
共通経費負担金収入	500	500	500	500	500
受取利息配当金収入	-	-	-	-	-
経営基盤負担金繰入金収入	43,458	43,414	24,081	5,251	7,556
経理区分間繰入金収入	-	-	-	-	-
経常収入計	752,623	735,861	716,528	697,698	700,003
経常支出					
人件費支出	475,262	459,272	443,631	428,413	431,029
事務費支出	66,340	66,340	66,340	66,340	66,340
事業費支出	137,641	137,641	137,641	137,641	137,641
経理区分間繰入金支出	47,035	46,263	42,571	38,958	38,647
経常支出計	726,278	709,516	690,183	671,353	673,658
経常活動資金収支差額	26,345	26,345	26,345	26,345	26,345
[施設整備等による収支]					
施設整備等収入					
固定資産売却収入	-	-	-	-	-
施設整備等収入計	-	-	-	-	-
施設整備等支出					
固定資産取得支出	350	350	350	350	350
施設整備等支出計	350	350	350	350	350
施設整備等資金収支差額	△350	△350	△350	△350	△350
[財務活動による収支]					
その他の収入	-	-	-	-	-
財務収入計	-	-	-	-	-
財務活動による支出					
その他の支出	5,043	5,043	5,043	5,043	5,043
財務支出計	5,043	5,043	5,043	5,043	5,043
財務活動資金収支差額	△5,043	△5,043	△5,043	△5,043	△5,043
予備費	20,952	20,952	20,952	20,952	20,952
当期資金収支差額合計	-	-	-	-	-

③三重県身体障害者総合福祉センター

(単位：千円)

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
[経常活動による収支]					
経常収入					
診療収入・介護保険収入	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
措置費収入	-	-	-	-	-
支援費収入	151,848	151,848	151,848	151,848	151,848
短期入所事業収入	1,773	1,773	1,773	1,773	1,773
指定管理料収入	132,775	132,775	132,775	132,775	132,775
運動施設等利用収入	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
作業収入	-	-	-	-	-
地域生活援助事業収入	-	-	-	-	-
リフトバス運行管理事業収入	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
雑収入	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
セーフティネット事業収入	-	-	-	-	-
地域移行モデル事業収入	-	-	-	-	-
高次脳コーディネーター事業 収入	2,618	2,618	2,618	2,618	2,618
障害者生活支援事業収入	3,000	-	-	-	-
知的障害者就労支援モデル事 業収入	-	-	-	-	-
障害者(児)相談支援アドバイ ザー事業収入	-	-	-	-	-
障害児(者)相談支援事業収入	-	-	-	-	-
共通経費負担金収入	11,160	11,160	11,160	11,160	11,160
受取利息配当金収入					
経営基盤負担金繰入金収入					
経理区分間繰入金収入	26,328	26,078	22,898	19,787	18,960
経常収入計	359,202	355,952	352,772	349,661	348,834
経常支出					
人件費支出	230,646	227,396	224,216	221,105	220,278
事務費支出	79,307	79,307	79,307	79,307	79,307
事業費支出	46,890	46,890	46,890	46,890	46,890
経理区分間繰入金支出					
経常支出計	356,843	353,593	350,413	347,302	346,475
経常活動資金収支差額	2,359	2,359	2,359	2,359	2,359
[施設整備等による収支]					
施設整備等収入					
固定資産売却収入	-	-	-	-	-
施設整備等収入計	-	-	-	-	-
施設整備等支出					
固定資産取得支出	-	-	-	-	-
施設整備等支出計	-	-	-	-	-
施設整備等資金収支差額	-	-	-	-	-
[財務活動による収支]					
その他の収入	-	-	-	-	-
財務収入計	-	-	-	-	-

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
財務活動による支出					
その他の支出	2,359	2,359	2,359	2,359	2,359
財務支出計	2,359	2,359	2,359	2,359	2,359
財務活動資金収支差額	△2,359	△2,359	△2,359	△2,359	△2,359
予備費	-	-	-	-	-
当期資金収支差額合計	-	-	-	-	-

④三重県厚生事業団事務局

(単位：千円)

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
[経常活動による収支]					
経常収入					
診療収入・介護保険収入	-	-	-	-	-
措置費収入	-	-	-	-	-
支援費収入	-	-	-	-	-
短期入所事業収入	-	-	-	-	-
指定管理料収入	10,225	10,225	10,225	10,225	10,225
運動施設等利用収入	-	-	-	-	-
作業収入	-	-	-	-	-
地域生活援助事業収入	-	-	-	-	-
リフトバス運行管理事業収入	-	-	-	-	-
雑収入	350	350	350	350	350
セーフティネット事業収入	-	-	-	-	-
地域移行モデル事業収入	-	-	-	-	-
高次脳コーディネーター事業収入	-	-	-	-	-
障害者生活支援事業収入	-	-	-	-	-
知的障害者就労支援モデル事業収入	-	-	-	-	-
障害者(児)相談支援アドバイザー事業収入	-	-	-	-	-
障害児(者)相談支援事業収入	-	-	-	-	-
共通経費負担金収入	-	-	-	-	-
受取利息配当金収入	170	170	170	170	170
経営基盤負担金繰入金収入	-	-	-	-	-
経理区分間繰入金収入	20,707	20,707	20,707	20,707	20,707
経常収入計	31,452	30,929	30,417	29,916	30,432
経常支出					
人件費支出	28,029	27,506	26,994	26,493	27,009
事務費支出	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113

科 目	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
事業費支出	-	-	-	-	-
経理区分間繰入金支出	-	-	-	-	-
経常支出計	31,142	30,619	30,107	29,606	30,122
経常活動資金収支差額	310	310	310	310	310
[施設整備等による収支]					
施設整備等収入					
固定資産売却収入	-	-	-	-	-
施設整備等収入計	-	-	-	-	-
施設整備等支出					
固定資産取得支出	-	-	-	-	-
施設整備等支出計	-	-	-	-	-
施設整備等資金収支差額	-	-	-	-	-
[財務活動による収支]					
その他の収入	-	-	-	-	-
財務収入計	-	-	-	-	-
財務活動による支出					
その他の支出	310	310	310	310	310
財務支出計	310	310	310	310	310
財務活動資金収支差額	△310	△310	△310	△310	△310
予備費	-	-	-	-	-
当期資金収支差額合計	-	-	-	-	-

7. 監査手続

平成18年度の支出に関して主要な支出科目である業務委託について契約金額の大きいものから上位10件、修繕・工事から上位10件を抽出し、支出事務が法令等に準拠し、適正になされているかについてヒアリングをするとともに、決算資料、簿冊を閲覧して確認した。

平成18年度業務委託詳細

(単位：千円)

No.	施設	契約名	見積 数	契約方法	契約金額
1	両施設一括	給食業務委託	4	指名競争入札	25,830
2	身障センター	電機・機械設備総合管 理等業務委託	7	指名競争入札	13,650
3	いなば園	機械総合管理委託	7	指名競争入札	10,174
4	身障センター	清掃等業務管理委託	7	指名競争入札	7,875
5	身障センター	保安警備等業務委託	6	指名競争入札	6,615
6	いなば園	合併処理槽維持管理業	1	随意契約	2,394

No.	施設	契約名	見積数	契約方法	契約金額
		務委託			
7	身障センター	庭園管理業務委託	1	随意契約	995
8	身障センター	汚水処理施設技術管理業務委託	3	随意契約	680
9	身障センター	床面洗浄・ワックスがけ清掃業務	3	随意契約	488
10	身障センター	塵芥回収等清掃作業委託	2	随意契約	415

平成 18 年度修繕・工事詳細

(単位：千円)

No.	施設	工事名等	見積数	契約方法	契約金額
1	いなば園	いなば園空調等整備工事	8/3	指名競争入札	95,420
2	いなば園	自家発電用電池取替	6	指名競争入札	2,394
3	いなば園	温冷配膳車修理	2	随意契約	536
4	いなば園	かしのき寮居室4室フローリング修理	2	随意契約	511
5	いなば園	作業棟屋根修理	3	随意契約	431
6	身障センター	リフトバス整備	3	随意契約	257
7	いなば園	消防感知器取替	1	随意契約	192
8	いなば園	くすのき寮パーティション取り付け	2	随意契約	186
9	いなば園	かしのき寮浴室槽修理	2	随意契約	176
10	いなば園	温冷配膳車修理	1	随意契約	175

(注) 見積数の 8/3 は、全部で 8 回見積もっているうち、3 回は単独業者での見積という意味である。

8. 監査結果

(1) 県からの負担金の目的外使用の計画について

県はいなば園を事業団に移譲する際、事業団が、いなば園の利用者への指導訓練等の継続性、安定性を確保し、自立的、主体的、効率的な運営を行うために、いなば園の自立経営基盤を整備するための負担金約15億円を平成18年度から平成20年度までの3年間に分割して事業団に支払う協定を締結している。協定書第4条において、事業団は、負担金をいなば園の運営以外の目的に使用してはならず、使用する場合は県と協議することと規定されている。

一方、平成18年3月に作成された事業団の中期経営計画によると、平成18年度から平成22年度まで毎年、身体障害者総合福祉センターの収入不足分をいなば園からの繰入金収入で補填し、それに連動して発生したいなば園自体の収入不足分

を、県からの経営基盤負担金収入で賄おうとする計画となっている。これは明らかに協定書第4条に定める目的外使用の禁止に抵触するため、中期経営計画の見直しが必要である。【結果】

(2) 予定価格の未作成について

予定価格は、契約担当者(理事長又はその委任を受けた者)が作成し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において必要である。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち以下の12契約については予定価格を定めていない。契約締結に当たっては、財務規程に従い、公正でかつ適正、効率的な執行を行う必要がある。【結果】

平成18年度業務委託

(単位：千円)

No.	施設	契約名	契約方法	契約金額
1	いなば園	合併処理槽維持管理業務委託	随意契約	2,394
2	身障センター	庭園管理業務委託	随意契約	995
3	身障センター	汚水処理施設技術管理業務委託	随意契約	680
4	身障センター	床面洗浄・ワックスがけ清掃業務	随意契約	488
5	身障センター	塵芥回収等清掃作業委託	随意契約	415

平成18年度修繕・工事

(単位：千円)

No.	施設	工事名等	契約方法	契約金額
1	いなば園	温冷配膳車修理	随意契約	536
2	いなば園	かしのき寮居室4室フローリング修理	随意契約	511
3	いなば園	作業棟屋根修理	随意契約	431
4	いなば園	消防感知器取替	随意契約	192
5	いなば園	くすのき寮パーティション取り付け	随意契約	186
6	いなば園	かしのき寮浴室槽修理	随意契約	176
7	いなば園	温冷配膳車修理	随意契約	175

(3) 契約書あるいは請書の未作成について

契約事務は、厳正かつ公平に行われ公の利益を確保することが要請されるものである。契約の内容を明確にし、後日問題が起こらないよう原則として契約書を作成しなければならない。財務規程によると、契約金額が100万円を超える場合は契約書の作成が必要であり、100万円を超えない場合であっても請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。しかしながら監査対象として選ん

だ 20 契約のうち以下の 9 契約については契約書あるいは請書を作成していない。公正でかつ適正、効率的な執行を行うためにも契約書等の作成は必要である。

【結果】

平成 18 年度修繕・工事

(単位：千円)

No.	施設	工事名等	契約書、 請書の有無	契約方法	契約金額
1	いなば園	自家発電用電池取替	請書	指名競争入札	2,394
2	いなば園	温冷配膳車修理	なし	随意契約	536
3	いなば園	かしのき寮居室 4 室フ ローリング修理	なし	随意契約	511
4	いなば園	作業棟屋根修理	なし	随意契約	431
5	身障センター	リフトバス整備	なし	随意契約	257
6	いなば園	消防感知器取替	なし	随意契約	192
7	いなば園	くすのき寮パーティシ ョン取り付け	なし	随意契約	186
8	いなば園	かしのき寮浴室槽修理	なし	随意契約	176
9	いなば園	温冷配膳車修理	なし	随意契約	175

(4) 随意契約の理由の記載について

随意契約は合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合においてその方法によることができる。合理的な理由の例は財務規程に規定されており、どの例に該当するのかの判断が非常に重要になってくる。

しかしながら、伺い書には財務規程第 59 条に定められているどの理由に該当すると判断したのかが明確に示されていない。

施設	契約名	随意契約の理由
いなば園	合併処理槽維持 管理業務委託	当園の汚水処理施設は、入所者の特殊行動により、使用状況が特異(衣類・おもちゃ等が槽の中に混入)のため、機械の故障が多く、又設備の老朽化も著しいため、維持管理が困難を極めている。そこで三重県出納局に浄化槽の維持管理業務を営業登録し、津保健所に浄化槽保守点検届け及び汚水処理業務の許可申請をしている者の中から、A社製の合併処理槽の部品調達が可能な業者を選定した。又、 <u>当園の浄化槽は、三重県立稲葉養護学校と共有しており、維持管理経費も両者で負担割合を設定していることから</u> 、業者の変更は不可能である。 (注) いなば園は、浄化槽の使用許可を三重県立稲葉養護学校に対し与えており、使用負担金を収受しているため、上記下線部分の理由は間違っている。
身障センター	庭園管理業務委託	財団法人であるBは、国の施策である中高年の雇用促進に寄与している。またBは三重県身体障害者総合福祉

施設	契約名	随意契約の理由
		センター庭園管理業務に精通し職務遂行態度も良好であるので、随意契約をいたしたい。
身障センター	汚水処理施設技術管理業務委託	当センターは入所施設であるため、緊急時に早急な対応が可能な業者で、最低見積業者であるCと委託契約したい。
身障センター	床面洗淨・ワックスがけ清掃業務	最低見積業者であるDは、中高年の雇用に寄与する企業組合であるため発注いたしたい。
身障センター	塵芥回収等清掃作業委託	最低見積業者であるEは、多種にわたる廃棄物対応に実績があるため随意契約としたい。

伺い書に書かれているこれらの理由は、財務規程に定められている随意契約が認められるどの理由にも該当しないと考えられる。金額が100万円を超えない場合にあたるとも思われるが、予定価格を作成していない場合には100万円を超えるか否か判断できない。また、いなば園の合併処理槽維持管理業務委託の下線部に示した理由については間違っており、随意契約が認められる理由としては乏しいと考えられる。【結果】

(5) 契約更新時の稟議について

いなば園及び身体障害者総合福祉センターの給食業務委託については契約書において業務の委託期間が以下のように決められている。

(委託期間)

第3条 業務の委託期間は平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。有効期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれかより別段の意思表示なき時はこの契約の有効期間は自動的に更新されるものとする、ただし、自動的に更新される期間は、2年を限度とする。

当然、最初の契約時には伺い書に決裁されているが、1年後の更新時には同様の決裁は行われていない。契約書上、2年を限度として自動更新される旨が定められているが、事業団としては、平成18年4月1日の更新の際にその業者で継続していいののかのどうかの再度の決裁をとることが必要である。【意見】

(6) 追加工事理由について

いなば園空調等整備工事95,420千円については、平成18年12月に指名競争入札により締結された87,570千円の契約と、平成19年3月に再度指名競争入札

により締結された7,850千円の契約が合算されたものである。追加工事を変更工事とせず再度指名競争入札に凶ったことは評価できるが、追加工事が必要になった理由について、なぜ、当初の見積もり時点で判明しなかったのか疑問である。もし、当初の見積もり時点で判明しておれば、補正予算を組む必要も指名競争入札をする必要もなかったと考えられる。【意見】

(追加工事理由)

当初受変電設備の容量を、空調等整備工事増加分しか見ていなかったことにより、改修工事を進めるに当たり中部電気保安協会から、「受変電設備が脆弱であり、増設改修が必要である」と指摘を受けたため。

財団法人三重こどもわかもの育成財団

1. 設立目的

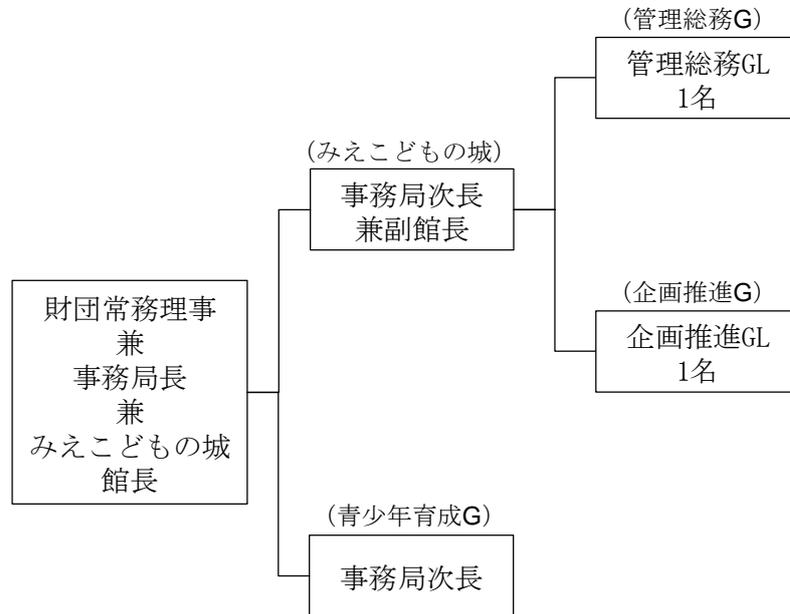
財団法人三重こどもわかもの育成財団(以下、「財団」とする。)は、次世代の三重県を担う児童・青少年の育成に関する諸事業を実施することにより、自主的で思いやりがあり、社会に貢献できる児童・青少年を育成するための取組をさらに総合的・一体的に進めるとともに、効率的・効果的な法人運営と経営体制の強化を推進する観点から、平成16年4月1日に財団法人三重県児童健全育成事業団と社団法人三重県青少年育成県民会議が統合した。

2. 沿革

昭和61年	9月	社団法人三重県青少年育成県民会議設立
平成元年	2月	財団法人三重県児童健全育成事業団設立
平成15年	1月	外郭団体改革方針が出され、財団法人三重県児童健全育成事業団と社団法人三重県青少年育成県民会議との統合の方針が出される
平成16年	3月	社団法人三重県青少年育成県民会議解散
平成16年	4月	財団法人三重県児童健全育成事業団が社団法人三重県青少年育成県民会議の事業と資産を継承する形で、名称を財団法人三重こどもわかもの育成財団と変更

3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（1）組織図



- (注 1) 財団は、指定管理業務(三重県立みえこどもの城の運営管理)を行う。
指定管理業務は、管理総務グループと企画推進グループの2つのグループに分かれる。企画推進グループは、館内外の各種イベントや、移動児童館等に関する企画推進活動を主たる業務として行い、管理総務グループは、財団全体の経理、文書管理、各種契約、備品・施設維持管理活動等を主たる業務として行う。
- (注 2) 青少年育成グループでは、指定管理業務は行わず、「研修・助成・啓発」の3つを大きな柱として、各種研修・会議等の実施、青少年活動者養成事業の実施、広報誌の発行等を行う。

(2) 人員構成（平成19年3月31日現在）

役員

役職名	常勤・非常勤の別	人数
理事長	非常勤	1名
副理事長	非常勤	1名
理事	常勤	1名
	非常勤	9名
評議員	非常勤	18名
監事	非常勤	2名
計		32名

(注1) 上記役員の内、非常勤理事3名、評議員5名は民間会社の役職員である。

(注2) 監事はすべて非常勤であり、うち1名は公認会計士である。

(注3) 副理事長は県OBであり、評議員のうち2名は県職員である。

職員

部署名	人数	備考
館長	1名	三重県派遣職員
副館長	1名	松阪市派遣職員
管理総務グループ	6名	
企画推進グループ	12名	
青少年育成グループ	4名	
計	24名	

(注1) 三重県立みえこどもの城館長は、三重県からの派遣職員であり、副館長は松阪市派遣職員である。その他職員22名のうち、財団採用者は17名、嘱託職員3名、アルバイト2名である。

4. 事業概要

(1) 事業の概要

財団における現在の事業としては、以下のものがある。

- ① 児童・青少年の育成に関する情報の収集及び提供
- ② 児童・青少年の育成に関する調査及び研究
- ③ 児童・青少年の育成に関する関係団体の育成及び指導並びに連絡調整
- ④ 青少年育成市町民会議等への地域活動の支援及び指導者の育成
- ⑤ 三重県立児童厚生施設の管理運営(指定管理者)
- ⑥ 飲食物及び物品等の販売に関する収益事業
- ⑦ その他財団の目的を達成するために必要な事業

財団は、指定管理者として三重県立みえこどもの城の管理・運営を主として行っている。当該施設の入館料は無料であるが、施設内の一部（プラネタリウム、大型ドーム映画等）については有料となっており、施設利用料を収受している。

なお、三重県立みえこどもの城の施設概要は以下の通りである。

三重県立みえこどもの城 施設概要

設置根拠	児童福祉法第 40 条
施設種別	大型児童館(A 型)
設置主体	三重県
運営主体	財団法人 三重こどもわかもの育成財団
住 所	松阪市立野町 1291 中部台運動公園内 (中部台運動公園は松阪市所有の資産である)
敷地面積	約 12,000 m ²
建築面積	約 4,400 m ²
規 模	地上 4 階
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート
開 館	平成元年 6 月 11 日

(注 1) 開館後、平成 15 年 4 月 1 日に、内観リニューアルオープンを行っている。

三重県立みえこどもの城



(2) 平成 18 年度の事業実施状況

① 児童・青少年事業会計

- ・ 少年の主張三重県大会の実施

実施日 平成 18 年 8 月 27 日
 場所 松阪市ハートフルみくも
 内容 発表者 13 名。約 300 名の参加

- ・ 三重こどもわかものの集い

実施日 平成 18 年 8 月 6 日
 場所 三重県総合文化センター中ホール
 内容 M祭の一環として

第1部 三重県内の青少年活動事例紹介
 第2部 サイエンスショー

- ・ 機関紙「わかすぎ」の第 115 号から第 117 号（約 10,000 部）の発行
- ・ 地域活動支援事業 先駆的事业への助成 13 件 2,313 千円
- ・ 市町民会議活性化対策事業 8 市町 1,785 千円
- ・ 活動者育成 青少年活動者養成事業等で計 15 名の参加
- ・ 県民運動推進費 地域活動者研修会 6 地区 678 千円
 連絡協議会交付金事業 568 千円
- ・ 青少年の生き生き創造力活用事業 6 グループ助成総額 300 千円

② 主要有料施設の利用状況

平成 18 年度における三重県立みえこどもの城内にある主要有料施設（プラネタリウム、大型ドーム映画、プレイランド、特別企画展、ライドシミュレーター）のそれぞれの収入の実績は以下の通りである。

プラネタリウム

期間	利用者数（人）	金額（円）
4 月～ 6 月	2,807	751,300
7 月～ 9 月	12,240	3,201,560
10 月～12 月	2,486	611,044
1 月～ 3 月	2,047	555,610
合計	19,580	5,119,514

大型ドーム映画

期間	利用者数（人）	金額（円）
4 月～ 6 月	3,386	1,271,040
7 月～ 9 月	6,065	2,277,390
10 月～12 月	4,747	1,590,270

期間	利用者数（人）	金額（円）
1月～3月	2,023	616,890
合計	16,221	5,755,590

プレイランド

期間	利用者数（人）	金額（円）
4月～6月	4,858	970,400
7月～9月	7,801	1,565,000
10月～12月	3,921	784,200
1月～3月	3,484	935,600
合計	20,064	4,255,200

特別企画展

期間	利用者数（人）	金額（円）
4月～6月	1,678	234,900
7月～9月	7,501	1,036,300
10月～12月	1,598	229,900
1月～3月	1,798	246,800
合計	12,575	1,747,900

ライドシミュレーター

期間	金額（円）
4月～6月	363,700
7月～9月	558,000
10月～12月	248,600
1月～3月	325,850
合計	1,496,150

5. 三重県との関係

財団は、三重県から260,000千円、市町から115,010千円、民間企業から35,250千円の出資を受けており、三重県の出資比率は63.4%となっている。また、三重県より三重県立みえこどもの城の指定管理を受けており、平成18年度の指定管理料として66,880千円を収受している。なお、指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までである。これに伴い、同施設の建物等の設備及び器具备品類等について三重県から無償貸与を受けている。

また、青少年事業に関しても、委託料を収受している。

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料	83,259	71,497	68,753

6. 財務状況

(1) 会計単位について

財団の会計単位は、一般会計、管理運営会計、収益事業会計、児童・青少年（一般）会計及び児童・青少年（特別）会計の 5 つに区分されている。各会計の役割は、以下の通りである。

- ・ 一般会計：三重こどもわかもの育成財団の理事会・評議員会等の開催事務を行う。
- ・ 管理運営会計：三重県立みえこどもの城の管理運営を行う。
- ・ 収益事業会計：三重県立みえこどもの城内のショップ運営により収入を得る活動を行う。
- ・ 児童・青少年会計：指定管理業務以外の業務を行う。財産を運用して果実を得る児童・青少年会計（特別会計）と、その果実をもとに運営を行う児童・青少年会計（一般会計）から構成されている。

(2) 財務諸表過去 3 年間の推移

統合した財団の活動は平成 16 年度から開始されており、平成 15 年度以前は継承財団である旧財団法人三重県児童健全育成事業団の財務諸表である。

①収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
I 収入の部					I 事業活動収支の部	
					1. 事業活動収入	
基本財産収入	-	-	355,010	-		
運用財産収入	-	-	156,817	-		
基本財産運用収入	268	225	5,370	8,070	基本財産運用収入	8,776
受託金収入	113,243	94,770	83,259	71,497	受託金収入	67,380
委嘱金収入	-	-	559	650	委託金収入	1,813
事業収入	4,030	22,155	17,791	16,310	事業収入	26,725
補助金収入	69,742	70,632	71,647	61,957	補助金等収入	64,788
雑収入	25	1,247	754	224	雑収入	664
運用財産運用収入	-	-	967	1,722	運用財産収入	951
運用財産取崩収入	-	-	10,832	23,416	運用財産取崩収入	10,000
寄付金収入	-	-	511,827	-		
繰入金収入	145	145	145	145		-
特定預金取崩収入	1,317	-	-	-		
当期収入計	188,773	189,176	1,214,983	183,994	事業活動収入計	181,099
前期繰越収支差額	8,553	2,848	5,779	7,665		
収入合計	197,327	192,025	1,220,762	191,659		
II 支出の部					2. 事業活動支出	
事業費	79,760	86,131	73,985	52,292	事業費支出	55,141
事務局費	32	110	220	255	事務局費支出	183
管理費	114,670	99,944	106,669	112,017	管理費支出	113,893
会議費	15	59	117	142	会議費支出	139
繰出金支出	-	-	8,449	16,469	他会計への繰入金支出	14,704
積立金	-	-	511,827	-	過年度分繰越修正支出	877
固定資産取得支出	-	-	355,010	-	事業活動支出計	184,939
流動資産取得支出	-	-	156,817	-	事業活動収支差額	△3,840
当期支出合計	194,478	186,245	1,213,097	181,177		
当期収支差額	△5,705	2,931	1,885	2,817	II 投資活動収支の部	
次期繰越収支差額	2,848	5,779	7,665	10,482	1. 投資活動収入	
					特定資産取崩収入	10,000
					貸付金回収収入	145
					投資活動収入計	10,145
					2. 投資活動支出	
					有価証券取得支出	12
					特定資産取得支出	23
					固定資産取得支出	910
					投資有価証券取得支出	12
					投資活動支出計	958
					投資活動収支差額	9,187

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
					Ⅲ財務活動収支の部	
					1. 財務活動収入	-
					2. 財務活動支出	
					借入金返済支出	145
					財務活動支出計	145
					財務活動収支差額	△145
					当期収支差額	5,200
					前期繰越収支差額	10,368
					次期繰越収支差額	15,568

(注1) 「他会計への繰出金支出」は、児童・青少年会計（特別会計）で運用した果実を、児童・青少年会計（一般会計）へ振替を行う際に使用する科目である。児童・青少年会計（一般会計）においては、振替が行われた際、「他会計からの繰入金収入」といった科目は使用せず、科目ごとに細分化されて配分が行われる。

(注2) 平成16年10月14日付けで「公益法人会計基準の改正等について」が公表され、新会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。このことに伴い、平成17年度以前と平成18年度で表示が異なっている（以下、正味財産増減計算書、貸借対照表について同じ。）。

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
I 増加の部					I 一般正味財産増減の部	
資産増加の部	7,844	2,992	514,646	4,885	1. 経常増減の部	
当期収支差額	-	-	1,928	2,703	(1) 経常収益	
固定資産購入額	-	-	890	2,182	基本財産運用益	8,776
基本財産組入額	-	-	355,010	-		
運用財産組入額	-	-	156,818	-		
負債減少の部	1,463	145	145	145	受託金	67,380
一般会計借入金減少額	-	-	145	145	委託金	1,813
増加額合計	9,308	3,138	514,791	5,031	事業収益	26,725
II 減少の部					受取補助金等	64,788
資産減少の部	24,028	5,818	11,519	16,883	雑収益	664
当期収支差額			44	-	運用財産運用益	951
固定資産減価償却額	-	-	5,879	4,807	運用財産取崩益	10,000
固定資産減少額	-	-	35	-	経常収益計	181,099
収益事業貸付金減少額	-	-	145	145		
前払金取崩額	-	-	-	221	(2) 経常費用	
取崩収入増加額	-	-	5,416	11,708	事業費	55,444
負債増加の部	-	-	-	-	事務局費	190
減少額合計	24,028	5,818	11,519	16,883	管理費	116,523
当期正味財産増減額	△14,720	△2,679	503,272	△11,851	会議費	139
前期繰越正味財産額	95,491	80,770	78,091	581,363	他会計への繰出額	14,704
期末正味財産合計額	80,770	78,090	581,363	569,511	経常費用計	187,002
					当期経常増減額	△5,903
					2. 経常外増減の部	
					(1) 経常外収益	-
					(2) 経常外費用	-
					有価証券売却損	12
					投資有価証券売却損	12
					経常外費用計	24
					当期経常外増減額	△24
					当期一般正味財産増減額	△5,927
					一般正味財産期首残高	159,251
					一般正味財産期末残高	153,323
					II 指定正味財産増減の部	
					当期指定正味財産増減額	-
					指定正味財産期首残高	410,260
					指定正味財産期末残高	410,260
					III 正味財産期末残高	563,583

③貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
流動資産	26,008	19,759	181,483	168,264	流動資産	156,215
現金預金	-	-	41,736	31,872	現金預金	154,653
未収金	-	-	2,156	54	未収金	90
棚卸資産	-	-	581	561	棚卸資産	658
貯蔵品	-	-	125	94	貯蔵品	73
立替金	-	-	1,364	385	立替金	740
前払金	-	-	242	21		
有価証券	-	-	135,276	135,276		
流動資産	26,008	19,759	-	-		
固定資産	78,506	78,506	422,894	420,123	固定資産	417,872
基本財産	-	-	410,260	410,260	基本財産	410,260
特定資産	-	-	-	-	その他固定資産	7,612
固定資産	55,250	55,250	-	-		
その他固定資産	23,256	17,499	12,634	9,863		
固定資産	-	-	12,342	9,717		
収益事業貸付金	-	-	291	145		
固定資産合計	78,506	72,749	422,894	420,123	固定資産合計	417,872
資産計	104,514	92,508	604,378	588,388	資産計	574,087
流動負債	23,159	13,979	22,723	18,731	流動負債	10,503
買掛金	-	-	133	235	買掛金	238
未払金	-	-	21,574	17,511	未払金	9,218
預り金	-	-	1,014	965	預り金	1,047
前受金	-	-	-	19		
流動負債	23,159	13,979	-	-		
固定負債	583	437	291	145	固定負債	-
一般会計借入金	-	-	291	145		
固定負債	583	437	-	-		
計	23,743	14,417	23,015	18,877	計	10,503
					指定正味財産	410,260
一般正味財産	80,770	78,090	581,363	569,511	一般正味財産	153,323
正味財産計	80,770	78,090	581,363	569,511	正味財産計	563,583
負債及び正味財産計	104,514	92,508	604,378	588,388	負債及び正味財産計	574,087

7. 監査手続

平成 18 年度に三重県が公益法人の主務官庁として財団に対して実施した検査によれば、一部不適切な部分が見られた。これは、担当者の異動に伴う円滑な引継ぎがされなかったことに起因するものと思われる。

その結果、内部統制上、何らかの課題が内在している可能性があると考え、日々の施設利用料金等の管理、書類整備、商品管理等が適切になされているかという点を重視して監査を行うこととした。

具体的には、次のような監査手続を行った。

- (1) 平成 18 年度の事業報告を入手し、財団の概要の理解を行った。また、事業報告内の各勘定項目についてのヒアリングを実施した。
- (2) 三重県立みえこどもの城内の有料施設及びショップにおける収入状況を確認するため、日報等を通査した。
- (3) 書類の整備状況を確認すると共に、有価証券等の保管状況、固定資産の管理状況についてのチェックを行い、財団の PC については、実査を行った。
- (4) 棚卸資産の実在性を確認するため、実査を行った。
- (5) 券売機の設置状況を確認するとともに、券売機内の現金をカウントする現場の視察を行った。

8. 監査結果

(1) 現金管理について

総勘定元帳の通査を行ったところ、収益事業会計の現金勘定及び管理運営会計の小口現金勘定につき、平成 19 年 3 月 31 日付において、現金過不足が 47,663 円及び 7,337 円発生しており、その原因が知りえないためその全額を事業費及び管理費支出の内訳である雑費として計上していた。

この差額計上理由として、平成 17 年度以前に発生したものと特定されているが、その発生原因は、収受金のみを仕訳入力し、手持現金の実査と帳簿との照合を年に期末の 1 回しか行っていないためであると考えられる。すなわち、財団においては、毎日一定の時刻に券売機内の現金をカウントし、収受金について日計表の作成を行っているものの、手持現金自体のカウントが行われていない。そのため、何らかの理由で手持現金の減少が起こったとしても、それが把握されるのが決算期末となってしまいうため、時間も経過しており、原因の解明が困難となってしまいうのである。

手持現金と帳簿上の現金の差異を早期に認識し解決させるためにも、保有現金のカウンタは毎期末1回のみ行うのではなく、定期的に、可能であれば一日1回行うのが理想であると考えられる。また、現金実査の際には金種表の作成を行った上で帳簿と照合すべきである。【結果】

(2) 伝票発行について

上述のように、三重県立みえこどもの城館内の一部の施設につき、利用料を收受しており、その集計を日々行っている。その流れとしては、館内に3台設置してある券売機の現金のカウンタを行い、一日の利用料収入を施設ごとで算出し日計表にまとめた後、日計表から日ごとの業務日誌に転記を行い、事務局長までの承認を受ける。

しかし、業務日誌から直接総勘定元帳への転記を行っているのみであり、仕訳伝票を紙ベースで発行保存していなかった（総勘定元帳上の伝票番号は、入力を行った順番になるだけである）。仮に総勘定元帳から不備な項目を見つけ、証拠書類と照合を行おうとする場合、この記帳方法では、後の検証作業が困難となるといえる。

解決策としては、伝票番号で証拠書類と総勘定元帳を関連づけるように設定しておくのが望ましいと考えられる。なお、支払に関する証拠書類についても同様であり、仕訳No.との照合を図ることができるようにするのがよいと考えられる。

【意見】

(3) 利用料金収入の修正後の誤転記について

日計表の通査を行ったところ、平成18年7月2日の利用料収入につき、日計表に記録ミスがあったため、日計表には修正が加えられていたが、その修正が当該日付の総括表には反映されていなかった。ただし、7月3日の総括表において、累計收受金額の数値にマイナス処理をすることにより、累計額の修正が行われていることを確かめた。

このような処理を行うことで、一年を通した累計額で見れば正しい金額となりうるが、日ごとの総括表単位で見ると正確な收受金額を示すことはできない。事後的な管理に役立たせるために、修正過程を明示することが有用であると考えられる。修正事項が発生した場合には、当該事項に係る日付の総括表をもって修正を行うべきである。

また、日計表の修正箇所について、修正すべき金額に訂正線（二重線）を引いて正しい金額を記載しているのみであった。責任の所在を明確にするために、訂正線とともにその訂正を行った者の印を求めるなどの対策を行うべきであると考えられる。【意見】

(4) 棚卸資産計上の妥当性・評価について

財団において、ショップ運営（玩具、飲物等の販売事業）を三重県立みえこども城館内で行っており、収益事業会計として会計を分離させている。ショップ運営にあたり発生する在庫は貸借対照表上棚卸資産として計上されており、平成18年度末時点の棚卸資産計上額は658,388円となっている。

棚卸資産のうち、「漫画アート」という商品は、平成15年のリニューアル時に販売目的で10点（帳簿価額264,434円）購入し、当初はショップにて販売を行っていたものの、5点については館内で展示を行っており、残りの5点はショップに陳列を行わず、倉庫にて保管を行っている。これらについては、在庫リスト上にも上代が記載されていないことから、販売見込みはないものと考えられる。

棚卸資産とは、①通常の営業活動において販売するために保有する財貨又は用益（商品、製品等）、②販売目的の製品であるが、現に製造過程にある財貨又は用益（製品仕掛品等）、③販売目的の製品を生産するために短期的に消費される財貨（材料等）、④販売活動及び一般管理活動において短期的に消費される財貨（事務用品等）である。

展示を行っている物品については、上述の棚卸資産の定義に合致しない。すなわち、展示を行っている以上、販売目的は喪失されており、また営業活動において短期的に消費されるような物品ともいえない。よって、棚卸資産という科目で計上することには問題があるといえる。

他方、倉庫保管を行っている物品については、今後販売する意思がある場合であっても、仕入時から相当期間経過しているということもあるため、商品の販売可能性を考慮すべきである。

以上より、展示を行っている物品に関しては、事業活動を行うにあたり、長期にわたり使用されるべき資産といえる。これらは什器備品等、有形固定資産として計上した上で、毎期規則的に減価償却を行っていくか、消耗品費として処理すべきである。

また、倉庫に保管している物品については、取得価額で計上したままにしておくのではなく、棚卸資産の評価損や減損処理等、適切な会計処理を行う必要があるといえる。【結果】

(5) 実地棚卸の実施について

在庫が存在する場合、その在庫数量を適切に把握するため、実地棚卸を定期的に行う必要がある。財団においても、ショップの在庫の実地棚卸は毎月実施されている。ただし、一部の商品については、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、現物の数量チェックを行わないまま、数年間にわたり帳簿上の数量を実地在庫数量として計上している。

具体的には、先の「漫画アート」について、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、数年間にわたり現物の数量チェックが行われず、帳簿上の数量

が実地在庫数量として計上されていた。その後、監査により現物が発見されている。

しかし、この方法によると、商品の盗難等の原因により在庫が減少している場合には、その不足分を無視して帳簿上の数量をそのまま実地棚卸数量として置き換えるという方法であるため、その不足分が会計上認識されないこととなる。

実地棚卸の際に、リスト上在庫があるにも関わらず現物がない場合、その分析を行ったうえで、実際有高をもって計上し、帳簿上数量との差額は、正味財産増減計算書上、棚卸減耗費等の科目をもって計上するべきである。

また、実地棚卸実施時に行方不明品が出ることがないように、物品と保管場所を結びつけるようなリストを作成するなどして、商品管理を徹底させるべきであるといえる。【結果】

(6) 基本財産・運用財産の預金の共有及び運用について

財団は、A銀行とB銀行に口座を開設している。この中で、A銀行における当座預金の口座残高は69,742円であるが、うち20,000円は基本財産であり、その他は一般財産として内訳が区分されている。また、B銀行における当座預金の口座の残高は12,010,722円であるが、うち80,000円は基本財産であり、その他は一般財産である。このように、一部の口座につき、基本財産とその他一般財産との共有を行っており、同一口座内に基本財産とその他の資産が混在しているという状況にある。

基本財産は、他の資産とは異なり維持拘束性が求められている。そのため、基本財産は特段の理由がある場合に限り、三重県や理事会の承認等の適切な手続を経た上で取崩を行うことが認められる。このような維持拘束性が求められる基本財産と処分可能性を有するその他の資産を共有化し、口座上区分しないことは、その口座を全額使用した場合、結果として適切な手続を経ず基本財産を取崩してしまうおそれがある。

よって、基本財産とその他の財産は明確に区分しておく必要があるといえる。具体的には、定期預金であれば、基本財産の口座とその他の財産の口座とに区分を行い、管理を行う必要がある。【結果】

預金種目別金融機関別残高（平成19年3月31日現在）（単位：円）

種目	金融機関	合計残高	内訳	会計名	用途等
当座預金	A銀行	69,742	△840,691	管理運営	
			890,433	一般	
			20,000	一般	基本財産
	B銀行	12,010,722	80,000	一般	基本財産
			4,954,104	管理運営	
			4,373,696	児童・青少年(一般)	
			2,602,922	収益事業	

種目	金融機関	合計残高	内訳	会計名	用途等
普通預金	A銀行 (注1)	6,440,175	△2,680,739	児童・青少年(一般)	
			4,110,914	児童・青少年(特別)	運用財産
			5,010,000	児童・青少年(特別)	基本財産
	B銀行	4,560,860	2,664,407	一般	
			38,825	児童・青少年(一般)	
			1	管理運営	下期分利息
定期預金	A銀行	31,400,000	1,400,000	児童・青少年(特別)	運用財産
			20,000,000	児童・青少年(特別)	運用財産
			882,650	児童・青少年(一般)	
			9,117,350	管理運営	
	B銀行	19,406,962	255,600	管理運営	
			1,362	一般	
			15,250,000	一般	基本財産
			3,900,000	児童・青少年(特別)	運用財産

(注1) A銀行の普通預金については、X口座(残高4,732,952円)とY口座(残高1,707,223円)がある。この二つの口座を児童・青少年会計(一般)、児童・青少年会計(特別)の運用財産及び児童・青少年会計(特別)の基本財産に調整・配分を行っている。そして、調整の結果、児童・青少年会計(一般)の残高は△2,680,739円となっている。

各会計の預金残高(平成19年3月31日現在)(単位:円)

種目	一般会計	管理運営 会計	収益事業 会計	児童・青少年 (一般)会計	児童・青少年 (特別)会計	合計
(現金預金)						
当座預金	890,433	4,113,413	2,602,922	4,373,696	-	11,980,464
普通預金	2,664,407	1	1,857,627	△2,641,914	-	1,880,121
定期預金	1,362	9,372,950	0	882,650	-	10,256,962
(運用財産)						
普通預金	-	-	-	-	4,110,914	4,110,914
定期預金	-	-	-	-	25,300,000	25,300,000
(基本財産)						
当座預金	100,000	-	-	-	-	100,000
普通預金	-	-	-	-	5,010,000	5,010,000
定期預金	15,250,000	-	-	-	-	15,250,000
預金計	18,906,202	13,486,364	4,460,549	2,614,432	34,420,914	73,888,461

(注) 1. 運用財産は現金預金に含まれている。

2. 基本財産及び運用財産には、他に国債、地方債等の投資有価証券があるため、貸借対照表計上額とは一致しない。

また、財団の各会計の預金金額は、それぞれの預金利用に応じて調整・配分を行っており、各会計間においても一口座あたりの預金の共有を行っている。その結果、平成19年3月31日時点での児童・青少年会計（一般会計）については普通預金残高がマイナス計上されている。

各会計間で預金口座を共有することで、各会計が実際に保有する預金額の把握が困難となるため、各会計で預金口座を区分することが望ましいといえる。

なお、当座預金については、過去において振込等の支払手段として小切手を振出し利用していたとのことであるが、一覧払いの性質のもので多額な振出額が記載されることによるリスクもあり、その可否を検討する必要がある。【結果】

(7) 有形固定資産の管理について

三重県立みえこどもの城館内に存在する固定資産は、財団保有の資産と、三重県から貸付を受けている資産がある。財団の固定資産台帳のうち、PC管理台帳をもとに、PCの実在性を確かめるために実査を行ったところ、PC管理台帳には記載されているものの、実際には除却を行っており、現物が館内に存在していないものがあつた。また、実査時にすでに起動しないPCが倉庫内に保管されており、除却処理を行わずにそのまま保管されているPCも下記のとおり存在している。

PC管理台帳

(単位：円)

会計・科目	台帳No.	品目	購入年月日	台帳上数量	実査時数量	金額	備考
管理費	13	ノートパソコン	H12.3.1	2	2	380,000	倉庫内に保管
管理費	20	ノートパソコン	H13.3.1	18	12	4,502,400	同上

これは、財団所有の固定資産台帳には、固定資産の種類、取得価額、帳簿上の価額等は記載されているが、その物品がどの場所に保管されているか、また、その後の移動や除却されたか否かについての記録が残されていないためであると考えられる。固定資産はその実在性等を確かめるため、每期定期的に固定資産の設置場所や当該固定資産が使用可能か否かをチェックする必要がある。

なお、三重県から貸付を受けている財産は、受託者としてその管理は徹底をするべきであり、財団保有の自己財産についても、設置されている場所を記録することは管理上有用であると考えられる。

また、固定資産の計上基準が規定されていないため、資産管理が不十分である。固定資産台帳を通査したところ、取得価額2,400円の資産についても固定資産として計上されていた。固定資産としてではなくその期の費用とすべき場合もあり、すべてを固定資産として計上することで、事務処理が煩雑となってしまうおそれがある。また、固定資産とするかその期の費用とするかを基準なく振り分けるとすると、その選択について恣意性が入り込む余地が生ずることとなり、管

理上問題があるため、県の物品会計を参考にして、固定資産の計上基準を設けるべきである。【結果】

(8) 内部取引の消去及び科目表示について

財団の決算報告書を通査したところ、収支計算書や貸借対照表において、各会計間の取引が両建てで開示されていた。具体的には、下記の内容である。

①児童・青少年（特別）会計で基本財産及び特定財産の運用を行っているが、平成18年度の基本財産運用収入4,253,166円、運用財産運用収入487,671円及び特定財産取崩収入10,000,000円等を財源に他会計への繰入金支出14,704,568円として児童・青少年（一般）会計に振替えているが、児童・青少年（一般）会計上においては、他会計からの受入金収入とせずに、基本財産運用収入4,253,166円、運用財産運用収入451,402円及び運用財産取崩収入10,000,000円で計上していたため、基本財産運用収入と運用財産運用収入及び財産取崩収入は重複計上となっていると同時に、収支計算書上繰入金支出と両建てで計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。

②一般会計から収益事業会計への貸付が行なわれているが、収益事業会計に計上されている借入金返済支出145,950円が一般会計に計上されている貸付金回収収入145,950円で計上されており、収支計算書上両建て計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。なお、平成16年度及び平成17年度の貸借対照表においても収益事業貸付金と一般会計借入金と同額で計上されている。

会計を区分する趣旨は、会計間の収支を適切に仕訳等の処理を行うことで各会計の収支を厳密に把握する観点ではあるものの、財団の外部者から見た場合にはあくまで内部取引であり、内部取引を決算報告書上開示した場合には、財団としての運用実績や収支の規模及び財政状態が正確に表示されないこととなり、決算書の明瞭性開示の観点からも望ましいものではない。

少なくとも、財団としての最終報告の決算書については、両建て計上となっている科目については、相殺して明瞭に開示する必要がある。【結果】

(9) 児童青少年事業会計について

児童青少年事業会計については、前身である社団法人三重県青少年育成県民会議から継承した事業と資産を区別するためのものであるが、同会計において運用財産取崩収入が每期約10,000千円程度計上されており、このまま推移すれば継承時からの運用財産である有価証券等が約10年程度で消滅する状況にある。

取崩部分は当初設立時の民間募金相当であり、財団への受入時に運用財産として事業に使用して還元していくことが了解されているとのことではあるものの、運用財産の消滅時における青少年育成事業のあり方及びその財源について検討する必要がある。【意見】

財団法人三重県環境保全事業団

1. 設立目的

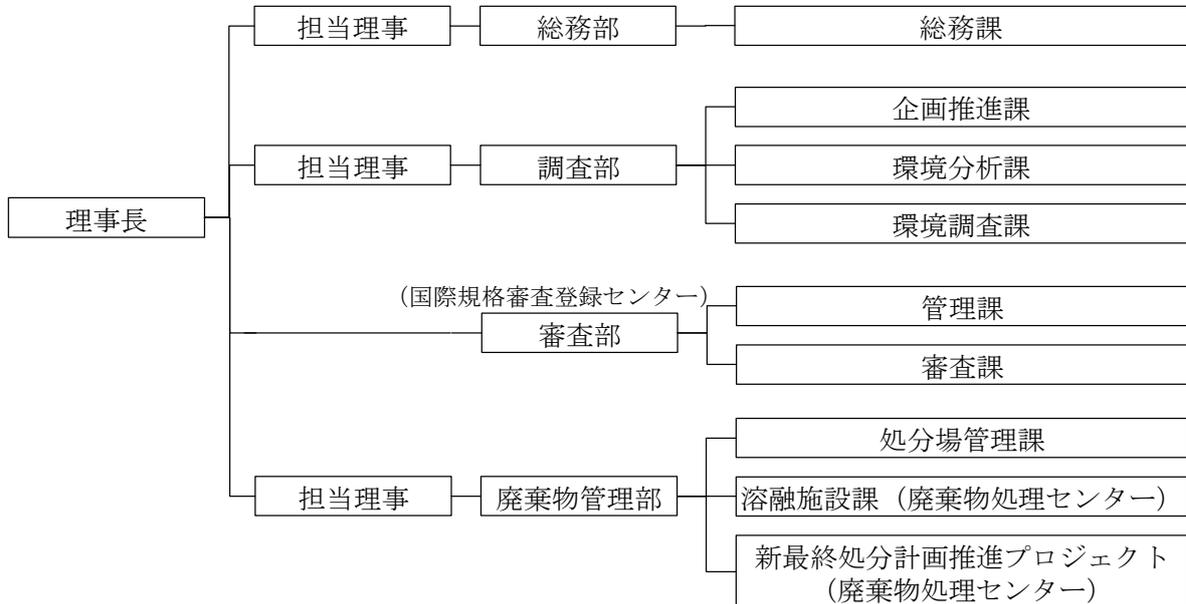
環境汚染を防止し、生活環境の向上を図るとともに、自然環境を保全等するため、環境保全事業を通じて、県民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

2. 沿革

昭和 42 年 4 月	社団法人 三重県環境衛生検査センター設立
昭和 52 年 8 月	財団法人に移行するため社団法人三重県環境衛生検査センターを発展的に解散
昭和 52 年 9 月	財団法人 三重県環境保全事業団設立（環境分析事業、環境調査事業、産業廃棄物最終処分事業）
平成 6 年 9 月	新社屋（河芸町）での事業開始
平成 9 年 12 月	環境マネジメントシステム審査登録事業の開始
平成 10 年 10 月	環境マネジメントシステム審査登録事業を㈱ISC に業務移管
平成 11 年 11 月	廃棄物処理法第 15 条の 5 に定める「廃棄物処理センター」の指定
平成 14 年 11 月	環境・品質マネジメントシステム審査登録事業を㈱ISC より業務移管
平成 14 年 12 月	「廃棄物処理センター」中間処理（溶融処理）施設供用開始
平成 17 年 8 月	「産業廃棄物三田最終処分場」開設（昭和 49 年事業開始以降 7 番目の処分場）

3. 組織（平成19年3月31日現在）

（1）組織図



（2）人員構成

	理 事	監 事	正規職員	嘱託員等
常 勤	3名	—	58名	45名
非常勤	10名	2名	—名	14名
計	13名	2名	58名	59名

（注）常勤理事のうち、1名は県職員、1名は県職員OBであり、正規職員のうち、1名は県職員である。

4. 事業概要

（1）事業の概要

- ① 産業廃棄物の埋立最終処分
- ② 市町や企業からの委託を受け、ダイオキシン類の削減等を目的とした一般廃棄物・産業廃棄物等の中間溶融処理
- ③ 水道法に基づく水質等検査、計量証明事業（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）、特定計量証明事業（ダイオキシン類等）
- ④ 環境影響調査、自然環境調査等のコンサルティング事業

⑤ 環境・品質マネジメントに関する国際規格審査登録事業等

特に行政との関わりが強い廃棄物処理処分事業の概要については次のとおりである。

廃棄物は工場等企業から発生する産業廃棄物と家庭生活に伴って排出される一般廃棄物に分類される。一般廃棄物は各市町で収集及び処理・処分され、産業廃棄物は排出事業者で処理・処分するか廃棄物処理業者に委託して、法令に基づき適正に処理・処分することになる。これら廃棄物の処理・処分施設として、三田最終処分場（埋立）、廃棄物処理センター（ガス化溶融処理）、小山リサイクル処理センター（破碎）があり、三重県内から発生する廃棄物の適正な処理・処分及びゼロエミッションの実現に向けて一翼を担っている。

・三田最終処分場

種類	一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場（管理型）
所在地	四日市市三田町9番地の地先公有水面
供用開始	平成17年8月
埋立面積及び埋立容量	埋立面積約7.5ha、埋立容量約55万m ³
埋立対象廃棄物	汚泥、鋳さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、燃え殻、動植物性残渣（貝殻）、ダスト類、がれき類、ゴムくず、金属くず、令第13号に規定するもの 但し、廃棄物の焼却に伴い発生する燃え殻、ダスト類を除く。
処分場主要施設	(1) 管理棟 処分場の管理運営を行うための管理事務所 (2) 排水処理施設 廃棄物と接触した汚水（埋立地内の余水及び雨水）を所定の水質まで浄化するための施設 処理能力470m ³ /日 (3) 受入計量施設 トラックスケールと受付所 (4) 門扉及び囲障 (5) 廃棄物投棄台船 廃棄物の海面埋立時に廃棄物を安全且つ効率的に処分場の所定の位置に投棄するための施設

・廃棄物処理センター・ガス化溶融処理施設

所在地	四日市市小山町字西北野
処理方式	外熱キルン式ガス化溶融処理方式(外熱式熱分解キルン+回転式表面溶融炉)
処理規模	240t/日(80t/日×3系列)(一般廃棄物171t/日、産業廃棄物69t/日)
発電能力	最大出力：1,800KW
処理対象物	一般廃棄物：

	一般廃棄物焼却残渣(焼却灰、焼却飛灰) 産業廃棄物： 汚泥(有機性汚泥及びメッキ汚泥)、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残渣、ゴムくず、廃プラスチック類(塩化ビニル系を除く)、 燃えがら、ばいじん等
建物構造	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造地上7階地下1階
敷地面積	16,700 m ² (うち工場棟5,546 m ² 、管理棟327 m ²)
延床面積	工場棟16,387 m ² 、管理棟858 m ²
竣工	平成14年12月
総事業費	12,650,161千円
プラント建設費	11,466,000千円

三田最終処分場



廃棄物処理センター・ガス化溶融処理施設



ガス化溶融処理システムは、廃プラスチック類等の保有エネルギーを取り出す外熱キルン、焼却残渣及び外熱キルンからのチャー（未燃炭素）の溶融を行う回転式表面溶融炉、熱を回収して電気として利用するための熱回収工程、ダイオキシン類の再合成を防ぐためのガス冷却工程、厳しい排ガス基準を満足するための排ガス処理工程等から構成されている。

この施設は、県内 29 市町のうち、22 市町（参考：ごみの RDF 化は 14 市町）の焼却残渣・下水汚泥及び約 140 社からの産業廃棄物の処理を受託し、その無害化及び資源化等重要な役割を担っている。

（2）平成 18 年度の事業実施状況

①最終処分場事業

三田最終処分場は平成 17 年 8 月から供用を開始し、排出事業所からの受託量の増加に加え、建設工事に伴って発生する産業廃棄物や県の要請によるフェロシリト 21 万トンの受託等により平成 18 年度末までで約 33 万 7 千トン埋立処分した。この結果、今後の埋め立て期間が大幅に短縮され残余年数（当初計画では 12 年）は 4～5 年の見通しとなった。

各処分場別受託量

（単位：千トン）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
小山最終処分場	69	86	19
三田最終処分場	—	79	258

平成 2 年 7 月に開設した小山最終処分場は、約 398 万トンの廃棄物を受入し、平成 18 年 8 月末で埋立が終了した。

② 廃棄物処理センター・ガス化溶融処理事業

市町の廃棄物においては、当初設定した処理料金と実際に要した処理コスト（適正料金）との大幅な乖離により、また、企業廃棄物においても当初計画量と受託量との乖離及び処理料金と処理コストとの乖離により大幅な赤字を発生させている。

廃棄物受託量

（単位：トン）

区分	分類	当初計画	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
市町廃棄物	一般廃棄物 （焼却残渣）	49,269	43,241	42,589	44,089
	産業廃棄物 （下水汚泥）	2,075	2,095	2,348	2,444
企業廃棄物	産業廃棄物	17,609	7,265	8,281	9,498

料金収入及び処理費用

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
市町廃棄物	料金収入実績 (A)	993,130	1,428,307	1,479,177
	処理費用 (B)	1,556,882	1,658,742	1,952,400
	差額 (A) - (B)	△563,752	△230,435	△473,223
企業廃棄物	料金収入実績 (A)	260,936	301,225	262,736
	処理費用 (B)	572,079	581,777	568,597
	差額 (A) - (B)	△311,143	△280,552	△305,861

③ 環境分析事業

水道水の水質検査業務については平成 16 年度に当該業務が民間機関でも実施可能となって以降、順次入札制度を採用する市町が増加し、受託件数の減少と低価格化が進んでいる。

水道水水質検査

(単位：件)

検査対象	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
水道水 (登録水質検査機関業務)	4,563	4,173	3,033
その他の水道水等	3,224	3,157	3,390

その他海域・河川の水質分析、下水道等の放流水検査をはじめとして環境にかかる多様な分析測定を実施している。河川水の水質分析と三田最終処分場のフェロシルト受入に伴う廃棄物試験の増加により、受託件数は前年度より 1,000 件程度増加している。

分析実施状況

(単位：件)

分析測定対象	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
排水	2,799	2,588	2,495
河川水等水質	2,722	3,104	3,841
残留農薬	87	129	88
ダイオキシン類	226	283	242
ばい煙等大気質	692	788	576
悪臭	90	103	195
廃棄物試験	643	619	1,043
土壌・底質	912	658	672
騒音・振動	141	91	213
その他	623	1,380	1,391
合計	8,935	9,743	10,756

④ 国際規格審査登録事業（ISO9001, 14001 審査登録事業）

県外審査機関の参入による価格競争（低価格化）、事業所の小規模化による審査登録料の減少や経済社会情勢を背景とした登録取り下げ等により審査登録収入が伸び悩んだ。

審査登録実施状況

（単位：件）

区分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	環境	品質	環境	品質	環境	品質
新規登録審査	43	29	25	29	24	14
定期審査（年 1 回）	171	141	195	134	150	145
更新審査（3 年毎）	53	43	69	59	76	59

（注）更新審査を実施する年においては、定期審査は実施しない。

（5）中期経営計画

平成 11 年 11 月に廃棄物処理センター（特別会計）の指定を受け、平成 14 年 12 月に溶融処理事業が稼動したものの、当初の設定料金と適正料金（実績）との大幅な乖離等により多額の赤字を出すことになり、平成 15 年度決算では、一般会計部門も赤字となり事業団全体として債務超過に陥った。

その後、再建に向けた「経営健全化計画」を策定し、経費削減や売上増大に取り組んだ結果、一般会計は平成 16 年度から平成 18 年度の 3 ヶ年は黒字となり累積でも黒字となっている。一方、特別会計においては溶融処理事業における市町の処理料金を段階的に値上げし適正な料金に引き上げる計画となっており、平成 17 年度一部引き上げを行ったものの、単年度黒字になるまでの溶融処理料金の改定には至らず経常損失が続いている。

このような状況の中で、債務超過からの脱却を最重要目標とした「中期経営計画」（平成 19 年度から平成 21 年度）を策定している。

当期純利益の推移

（単位：千円）

年度	一般会計	特別会計	特別会計		
			溶融（市町）	溶融（企業）	最終処分
平成 10 年度まで	1,826,477				
平成 11 年度	201,826	△115,779	△35,106	△11,579	△69,094
平成 12 年度	294,817	△511,997	△284,340	△97,991	△129,666
平成 13 年度	△310,083	△209,954	△96,565	△33,120	△80,268
平成 14 年度	58,227	△496,962	△276,818	△180,420	△39,724
平成 15 年度	△192,917	△1,128,812	△681,377	△415,848	△31,587
平成 16 年度	164,136	△907,624	△563,752	△311,143	△32,730
平成 17 年度	432,425	△546,442	△230,435	△280,552	△35,455
平成 18 年度	572,573	288,673	668,393	△305,861	△73,859
累計	3,047,481	△3,628,897	△1,500,000	△1,636,514	△492,383
平成 19 年度計画	173,000	266,000	500,000	△160,000	△74,000

年度	一般会計	特別会計	特別会計		
			溶融（市町）	溶融（企業）	最終処分
平成 20 年度計画	190,000	366,000	500,000	△60,000	△74,000
平成 21 年度計画	185,000	436,000	500,000	△20,000	△44,000
再累計	3,595,481	△2,560,897	0	△1,876,514	△684,383

(注) 特別会計の市町における当初料金と実処理コストとの差額により発生した平成 16 年度末までの累積赤字約 20 億円に対し、平成 18 年度から平成 21 年度まで毎年 5 億円の県補助金が予定されている。よって、平成 18 年度については当期純利益は黒字となっているが、5 億円の県補助金を除くと経常利益は赤字である。

なお、廃棄物処理センターの多額の赤字の原因は、調査の結果、①市町村受入廃棄物の当初の処理料金と処理コストが著しく乖離②産業廃棄物の受入量が計画数量と乖離③処理コストにおける変動費が当初設定費用を大きく上回っていること等によるものであることが判明した。

これを受けて、平成 18 年 11 月開催の三重県廃棄物処理センター運営協議会において適正な処理料金の検討が行われ、処理コスト及び他県との比較から判断し、市町受入廃棄物の適正処理料金は 35,000 円/ t（灯油価格上昇による変動分は除く）とされた。平成 16 年度末までの市町における累積損失約 20 億円は市町の料金に転嫁せずに県が負担を行うことと経営健全化の推進をすることを前提として、市町議会の承認を得て、平成 19 年度からの受入料金を処理コストに見合う 35,000 円/ t とし、灯油価格高騰分に対しては翌年度精算とすることとした。また、企業受入廃棄物の処理料金については、廃棄物の種類に応じた料金体系とするための検討を行い、市町受入廃棄物と合わせ平成 19 年 4 月に改定を行った。

また、廃棄物の受入量については以下の計画を立てている。

(単位：トン)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市町分	47,000	47,000	47,000
企業分	10,000	15,000	16,000
計	57,000	62,000	63,000

5. 三重県との関係

設立当初の県の基本財産の拠出金額は、総額 88,900 千円のうち 10,000 千円（11.2%）であったが、廃棄物処理センターの指定を受けるにあたって、当時の廃棄物処理法に基づき官民の拠出割合を 5 対 5 とする必要があることから 38,290 千円の追加出捐がなされ、現在の 48,290 千円（31.0%）となっている。

また、廃棄物処理センター施設整備資金としての日本政策投資銀行からの借入 10 億円に対し、債務履行完了日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで

を期限とする損失補償（平成 18 年度末残高 912,000 千円）を県から受けている。さらに直接融資としては、廃棄物処理センター整備資金（新最終処分場土地賃借料分）として 81,638 千円の無利子貸付、廃棄物処理センター運転資金として 15 億円の無利子貸付を受けている。

また、分析事業等に関する委託料として 53,775 千円、廃棄物処理センター事業に対する補助金として 5 億円を受けている。この補助金については平成 18 年度から 4 年間かけて総額 20 億円を受ける予定となっているが、これは、市町の焼却残渣等の溶融処理に係る平成 16 年度までの累積赤字約 20 億円に対する県としての対応であり、平成 19 年度から市町が適正な処理料金の負担を行うことが前提となっている。

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料	20,225	14,437	53,775
補助金・助成金	-	-	500,000
期中借入金	60,586	2,071,112	1,581,638
借入金残高	60,586	2,071,112	1,581,638
損失補償限度額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
損失補償残高	1,000,000	1,000,000	912,000

6. 財務状況

(1) 過去5年間の推移

事業団の会計については、事業目的ごとに区分されており、一般会計と廃棄物処理センター事業特別会計の2区分である。

① 損益計算書（一般会計：地域活動支援部門、環境分析・調査部門、国際規格審査登録部門、処分場管理部門）

（単位：千円）

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
I 売上高	1,981,356	1,710,624	1,865,617	2,845,451	4,842,320
II 売上原価	1,715,592	1,747,735	1,586,298	2,042,617	3,204,455
人件費	590,143	727,026	664,902	586,053	648,256
委託費	300,574	246,342	204,544	293,106	402,283
埋立管理費	274,854	241,429	248,607	688,280	1,187,499
試薬材料費	53,626	59,997	57,957	48,929	65,931
土地賃借料	35,079	13,761	13,761	13,761	-
減価償却費	-	-	-	-	109,865
減価償却費(新社屋分)	62,554	57,035	50,990	45,068	-
減価償却費(事業分)	122,781	108,152	95,331	79,894	-
災害防止準備金繰入額	-	-	-	-	20,809
維持管理積立金繰入額	-	-	-	-	234,531
国庫補助金返納額	-	-	-	-	171,218
その他	275,978	293,989	250,202	287,522	364,060
III 売上総利益	265,763	△37,111	279,318	802,833	1,637,865
IV 販売費及び一般管理費	167,738	116,301	90,736	134,058	153,430
人件費	97,112	70,983	60,944	73,066	88,736
その他	70,626	45,317	29,791	60,991	64,694
V 営業利益	98,025	△153,412	188,582	668,775	1,484,434
VI 営業外収益	98,182	30,395	55,243	50,153	79,887
補助金収入	6,797	952	-	-	-
環境創造基金取崩収入	54,871	11,675	25,144	28,279	49,408
収益事業繰入金	13,000	-	-	-	-
その他	23,513	17,767	30,099	21,873	30,478
VII 営業外費用	131,132	44,874	51,147	48,159	64,007
支払利息	-	-	-	-	8,535
支払利息(事業部分)	40,574	25,558	18,667	12,860	-
支払利息(新社屋分)	1,911	1,577	1,272	955	-
環境創造活動支援金	54,871	11,675	25,144	28,279	49,408
公益事業繰出金	13,000	-	-	-	-
その他	20,775	6,063	6,063	6,063	6,063
VIII 経常利益	65,074	△167,891	192,678	670,769	1,500,313
IX 特別利益	26,297	681	-	5,849	277
埋立対策準備金取崩益	25,000	-	-	-	-
その他	1,297	681	-	-	-
X 特別損失	32,754	25,195	28,032	243,682	927,508

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
埋立対策準備金繰入額	-	-	-	-	280,000
特別会計への繰出金	-	-	-	-	641,615
災害防止準備金繰入額	20,809	20,809	20,809	41,619	-
維持管理積立金繰入額	-	-	-	125,058	-
国補返納積立金繰入額	-	-	-	68,326	-
その他	11,944	4,386	7,222	8,678	5,892
XI 税引前当期利益	58,616	△192,406	164,646	432,935	573,082
XII 法人税、住民税及び事業税	389	510	510	510	510
XIII 当期利益	58,226	△192,916	164,136	432,425	572,572

(注) 平成 18 年度土地賃借料はⅡ売上原価のその他に 5,734 千円含まれている。

② 損益計算書 (特別会計：溶融処理部門、新最終処分場部門)

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
I 売上高	308,391	982,945	1,175,535	1,634,181	1,648,685
Ⅱ 売上原価	752,861	1,868,272	1,930,813	2,038,154	2,769,329
人件費	99,449	82,055	83,306	77,960	94,708
委託費	36,850	52,628	45,912	38,541	59,945
動力燃料費	-	-	-	-	871,148
補助材料費	-	-	-	-	79,830
運転委託費	-	-	-	-	269,588
補修点検費	-	-	-	-	596,453
外部処理委託費	-	-	-	-	306,673
施設消耗品費	-	-	-	-	71,813
施設維持管理費	382,666	1,204,309	1,360,597	1,519,174	-
土地賃借料	29,638	29,475	29,833	29,833	29,863
減価償却費(新社屋分)	1,099	-	-	-	-
減価償却費(事業分)	71,534	212,284	188,884	163,084	168,940
繰延消費税償却費	44,292	88,584	88,584	88,584	88,584
その他	87,331	198,934	133,694	120,976	131,779
Ⅲ 売上総利益	△444,470	△885,326	△755,278	△403,973	△1,120,644
Ⅳ 販売費及び一般管理費	25,378	46,645	40,262	26,248	21,727
人件費	14,824	21,615	21,588	9,317	10,914
その他	10,553	25,030	18,674	16,930	10,812
V 営業利益	△469,848	△931,972	△795,540	△430,221	△1,142,371
Ⅵ 営業外収益	668	1,558	78,531	95,350	93,228
その他	668	1,558	78,531	95,350	93,228
Ⅶ 営業外費用	27,024	35,999	20,399	19,645	312
支払利息(事業部分)	11,928	17,925	20,333	19,615	-
支払利息(新社屋分)	89	73	65	30	-
その他	15,005	18,000	-	-	312
Ⅷ 経常利益	△496,203	△966,412	△737,408	△354,516	△1,049,454
Ⅸ 特別利益	9,301,369	-	-	155	1,338,128
国庫補助金等受贈益	9,301,369	-	-	-	-

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
施設修繕準備金取崩益	-	-	-	-	196,453
補助金収入	-	-	-	-	500,000
一般会計からの繰入金	-	-	-	-	641,615
その他	-	-	-	155	60
X特別損失	9,302,127	162,399	170,216	192,079	1
固定資産圧縮損	9,301,369	-	-	-	-
施設修繕準備金繰入額	-	162,000	170,000	190,000	-
その他	758	399	216	2,079	1
XI 税引前当期利益	△496,961	△1,128,811	△907,624	△546,441	288,672
XII 当期利益	△496,961	△1,128,811	△907,624	△546,441	288,672

③ 貸借対照表（一般会計）

（単位：千円）

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
資産の部					
流動資産					
現金預金	1,037,942	554,148	1,088,809	2,989,323	2,605,884
未収金	556,601	481,041	536,640	536,574	506,737
前払金	796	1,898	535	775	845
前払費用	1,738	13,761	13,761	14,276	16,235
立替金	4,426	-	-	-	-
受取手形	-	735	476	170	650
貯蔵品	5,062	3,490	3,194	7,656	6,841
特別会計への貸付金	357,135	600,843	-	164,788	1,225,206
貸倒引当金	△3,812	△3,336	△8,678	△3,015	△2,937
計	1,959,891	1,652,582	1,634,740	3,710,551	4,359,465
固定資産					
有形固定資産					
建物	723,799	662,655	608,170	560,131	520,101
構築物	190,480	172,666	157,277	143,926	132,340
機械装置	34,523	27,058	24,324	19,808	16,340
車両運搬具	9,151	11,463	7,651	10,464	12,005
器具備品	200,999	179,344	149,771	131,041	139,412
土地	758,967	725,175	696,401	641,727	593,705
計	1,917,922	1,778,364	1,643,597	1,507,099	1,413,905
無形固定資産					
電話加入権	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790
営業権	27,792	21,728	15,664	9,601	3,537
水道施設利用権	650	541	433	325	216
電話通信施設利用権	212	201	189	179	169
ソフトウェア	49,511	40,827	31,394	27,944	18,987

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
借地権	14,902	14,902	14,902	14,902	-
計	94,860	79,992	64,376	54,743	24,701
投資その他の資産					
基本財産見返り特定資産	155,800	155,800	155,800	155,800	155,800
退職給付金引当見返り預金	303,023	305,726	220,710	127,437	148,761
環境創造基金見返り預金	114,508	102,832	77,688	49,408	-
投資有価証券	200,851	200,851	200,851	200,851	200,250
特定災害防止準備金金銭信託	208,098	228,907	249,717	291,337	312,147
維持管理積立金見返り預金	-	-	-	125,058	359,589
国補返納積立金見返り預金	-	-	-	68,326	68,326
保証金	29,947	28,564	24,034	21,610	21,610
長期貸付金等	805	518	5,400	-	-
長期前払費用	26,578	54,986	39,621	24,447	21,129
産廃施設勘定	799,255	822,287	1,416,057	1,085,236	670,284
保険積立金	130,909	157,637	172,006	188,382	205,516
その他投資等	3,934	3,784	3,718	3,584	3,484
計	1,973,712	2,061,898	2,565,606	2,341,482	2,166,899
合計	5,946,386	5,572,838	5,908,321	7,613,877	7,964,972
負債の部					
流動負債					
長期借入金(1年以内に返済)	213,470	137,760	515,360	115,360	115,360
未払金	161,599	131,816	133,805	177,981	610,597
未払法人税等	389	510	510	510	510
未払消費税	-	21,082	7,282	85,101	78,984
未払費用	105	2,600	2,626	8,855	7,731
前受金	4,736	1,567	4,846	1,353,489	1,480
仮受金	-	8	30	-	-
預り金	4,668	3,749	3,728	6,964	8,074
賞与引当金	28,565	43,692	36,306	38,120	37,222
計	413,533	342,786	704,496	1,786,382	859,961
固定負債					
長期借入金	483,840	346,080	230,720	115,360	-
受入保証金	188,200	182,000	169,900	155,150	147,100
長期未払費用	1,439,585	1,461,824	1,488,270	1,696,174	2,017,272
環境創造基金	114,508	102,832	77,688	49,408	-
埋立対策準備金	500,000	500,000	500,000	500,000	780,000
特定災害防止準備金	208,098	228,907	249,717	291,337	312,147
維持管理積立金	-	-	-	125,058	359,589
国補返納積立金	-	-	-	68,326	68,326
退職給付引当金	303,023	305,726	220,710	127,437	148,761
計	3,237,255	3,127,371	2,937,008	3,128,253	3,833,196
資本の部					

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
基本財産	155,800	155,800	155,800	155,800	155,800
運用財産	68,533	68,533	68,533	68,533	68,533
当期末処分剰余金	2,071,263	1,878,346	2,042,482	2,474,908	3,047,481
うち当期利益	58,226	△192,916	164,136	432,425	572,572
計	2,295,596	2,102,680	2,266,816	2,699,241	3,271,814
合計	5,946,386	5,572,838	5,908,321	7,613,877	7,964,972

④ 貸借対照表（特別会計）

（単位：千円）

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
資産の部					
流動資産					
現金預金	129,068	281,011	292,185	634,711	80,603
未収金	1,130,225	166,311	197,313	203,114	193,005
未収消費税	-	-	5,438	-	25,774
前払金	2,194	2,094	2,046	31	3,685
前払費用	652	415	415	3,009	415
貯蔵品	8,103	10,044	11,149	11,945	26,027
仮払金	2	-	-	-	-
貸倒引当金	△758	△1,157	△1,373	△1,218	△1,158
計	1,269,489	458,720	507,177	851,594	328,355
固定資産					
有形固定資産					
建物	236,607	229,375	217,008	205,800	195,608
構築物	64,238	53,142	44,424	37,447	31,827
機械装置	1,354,310	1,256,099	1,096,575	957,515	835,911
器具備品	31,113	21,307	18,178	12,454	8,568
車両運搬具	793	540	368	250	170
土地	490,919	574,422	574,422	574,422	574,422
建設仮勘定	126,531	113,700	113,700	113,700	113,700
計	2,304,514	2,248,589	2,064,676	1,901,592	1,760,208
無形固定資産					
電話加入権	144	144	144	144	144
借地権	111,387	123,387	130,587	137,787	-
計	111,531	123,531	130,731	137,931	144
投資その他資産					
退職給付金引当見返り預金	7,612	7,946	-	-	-
保険積立金	8,034	10,852	15,532	20,211	23,111
繰延消費税	398,630	310,045	221,461	132,876	44,292
保証金	-	-	80,000	80,000	-

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
長期前払費用	-	-	-	10	110,240
計	414,277	328,844	316,993	233,099	177,644
合計	4,099,811	3,159,684	3,019,578	3,124,216	2,266,352
負債の部					
流動負債					
短期借入金	3,002,034	2,700,060	3,760,586	4,171,112	2,211,638
長期借入金(1年以内に返済)	-	-	-	88,000	88,000
未払金	1,374,254	217,492	179,916	242,653	337,122
未払費用	-	2,100	55,040	-	-
未払消費税	-	-	-	5,779	-
前受金	-	188,454	191,462	104,624	83,287
預り金	591	345	610	1,294	1,575
賞与引当金	3,651	5,460	5,681	5,280	5,190
一般会計からの借入金	357,135	600,843	-	164,788	1,225,206
計	4,737,667	3,714,755	4,193,297	4,783,532	3,952,020
固定負債					
長期借入金	-	1,000,000	1,000,000	912,000	824,000
長期前受金	685,024	738,487	865,410	824,254	793,682
保証金	4,200	-	-	-	-
退職給付引当金	7,612	7,946	-	-	-
施設修繕準備金	-	162,000	332,000	522,000	325,546
計	696,836	1,908,433	2,197,410	2,258,254	1,943,229
資本の部					
当期末処理損失	△1,334,691	△2,463,503	△3,371,128	△3,917,569	△3,628,897
うち当期利益	△496,961	△1,128,811	△907,624	△546,441	288,672
計	△1,334,691	△2,463,503	△3,371,128	△3,917,569	△3,628,897
合計	4,099,811	3,159,684	3,019,578	3,124,216	2,266,352

(注1) 平成15年度から平成18年度については有形固定資産の取得価格から国庫補助金等による圧縮記帳額9,301,369千円が減額されている。その内訳は次のとおりである。

建物	1,333,732千円
構築物	188,599千円
機械装置	7,606,219千円
器具備品	172,817千円
	<hr/>
	9,301,369千円

(2) 会計処理の特色について

事業团における会計処理は企業会計原則により行われている。その中での会計処理の特色は最終処分場事業において現れている。

最終処分場の設置から終了までの流れとしては、埋立処分計画から用地の選定、設計・建設、施設完成後の供用開始、モニタリングと残余容量の測定で満杯にな

ったら最終覆土により埋立終了・閉鎖する。なお、最終覆土後においても、浸出水やガスの発生も考慮し、自然環境との差がなく、影響がなくなった状態の安定化時点において、その記録を整備した上で処分場の廃止、管理終了となることから、一定期間の維持管理が必要となり長期間にわたる事業である。

このため、管理型の最終処分場では埋立終了後 10 年程度で跡地利用が可能になるものと考えられる。

上記説明のとおり、最終処分場は、長期間にわたり運営維持管理を実施していく特徴から、特有な科目を用いている。例えば、維持管理積立金であるが、これは、廃棄物処理法第 8 条の 5 に定めがあり、産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、産業廃棄物最終処分場ごとに、必要な費用の額及び埋立期間を基礎とし、都道府県知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てると同時に、その積立は独立行政法人環境再生保全機構に実施されるという点があげられる。なお、埋立終了後の費用に関しては、平成 18 年 4 月において環境省より「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用ガイドライン」に示されている。また、事業団においては、廃棄物の最終処分場の用地として取得した土地代金及び当該土地取得に要した費用を廃棄物の埋立割合に基づき費用処理されるとともに、建設費用を最終処分場施設勘定として投資その他の資産の部に計上し、その減価償却についても土地代金と同様に廃棄物の埋立量により埋立割合に基づき費用処理されるといった特色もある。

収入としては、排出事業者からの廃棄物の処理料金収入が主となっており、費用計上としては、処分場事業に当たって多額となる埋立管理費（建設費用、維持管理費、埋立終了後の排水工事・緑化工事・覆土工事等）と委託費（施設設計費、測量費）を事業年度ごと埋立量に応じ、既発注の工事費用は前払費用として未発注の工事費用は未払費用として、各期末において計上している。

7. 監査手続

- (1) 平成 17 年度及び平成 18 年度の事業報告及び平成 18 年度及び平成 19 年度
の予算事業計画を入手し、事業団の概要の理解と問題点の把握を行った。
- (2) 委託費の金額を会計別に上位 10 件の金額、内容、委託先を入手し、必要
に応じて稟議書等の関係書類を閲覧した。
- (3) 中期経営計画を入手し、将来予測に関する資料を閲覧した。
- (4) 必要に応じて、勘定科目（土地、未収入金、施設修繕準備金、長期未払費
用）の内訳資料を入手すると同時に稟議書等の関係書類を閲覧した。
- (5) 固定資産については、固定資産台帳や修繕計画及び借入金の返済予定表を
入手し、必要に応じて決裁書、契約書等の関係書類を閲覧した。

- (6) 組織図や組織規程や職務権限規程等を入手して、その執行状況を確認し、ガバナンスの状況を把握した。
- (7) 廃棄物処理センター中間処理（溶融）施設、小山最終処分場、三田最終処分場及び（仮称）新小山最終処分場計画地を視察した。

8. 監査結果

(1) 借入限度額の承認手続について

借入金については財務規程において、理事長が毎年度、借入金の最高限度額について、理事会の承認を得なければならない旨が規定されている。しかしながら、環境保全事業団においては借入限度額についての理事会の承認がなされていない。

借入金は将来のキャッシュ・フローを返済原資としているため、キャッシュ・フロー計画に沿って年間の借入限度額を設定する必要がある。将来キャッシュ・フローを無視した無制限な借入を認めると、返済不能な状態に陥る危険性が高くなり、それを避けるために理事会の承認事項としたものである。

事業団の将来キャッシュ・フローからは一体いくらまで借入が可能なのか。絶えずそのことを吟味しながら、年間の借入限度額を決定し単独の議案として理事会の承認を得る必要がある。【結果】

(2) 借入金にかかる担保提供について

事業団では、定期預金 300,000 千円と河芸社屋土地、建物 785,715 千円については、平成 17 年度に理事会の決議を経た後、借入金 21 億円の担保として金融機関に提供し、決算書にその旨の注記もなされているが、四日市市小山町の土地建物 2,140 百万円、及び機械設備 9,354 百万円については平成 15 年度に理事会の決議を経て、借入金 10 億円の担保として別の金融機関に提供しているものの、決算書にその旨の注記がなされていない。確かに、四日市市小山町の土地建物については登記留保されており、登記簿に抵当権設定登記は未だなされていないが、金融機関からの請求があればいつでも登記に応じることとなっており、また、機械設備についても譲渡担保権が設定されており、実質的に担保に提供されていることに変わりはない。

財産を基礎として設立されているという財団法人の性質に鑑みれば、事業団の財産の所有権に制限がある旨の情報は、利害関係者にとって非常に重要な情報である。事業団にとって財産を借入金の担保に提供することは、財産を外部に譲渡したのと同じくらい重要なことであり、その事実を決算書に注記することは他の財務情報と同レベルで認識すべきである。

担保提供については、新公益法人会計基準でも注記事項となっており、譲渡の場合と同様に理事会の決議を経たうえで、決算書に注記を行って利害関係者に対して適切に情報を開示する必要がある。【結果】

(3) 小山最終処分場の埋立管理費等（長期未払費用の見直し）について

一般的に、最終処分場においては水質が周辺のそれと同じレベルになるまで管理しなければならない。また、管理型の最終処分場については、埋立終了後10年程度で跡地利用することが可能となる。つまり、最終覆土後においても、汚水やガスの発生による影響度合について分析し、周囲の自然環境に影響のない状態に安定した時点において処分場の廃止、管理終了となるので、長期間にわたる事業となる。

これらの事業に必要な埋立管理費及びそれに関連する委託費を見積もって長期未払費用に計上しているが、その見積もりは10年に一度実施されており毎年実施されていない。最近では平成10年度に見積もりが実施されており、次回の見直しは平成20年度とのことである。確かに、見直作業には経費がかかるものの小山最終処分場において最も重要な経費の見積もりが10年に一度でいいとは言えない。

将来発生が予想される埋立管理費及びそれに関連する委託費の見積もりは毎年実行すべきである。毎年資金を投じて再見積りしなければならないということではなく、たとえ前年の算定金額とまったく変わらない結果が予想されるとしても、その金額でよいか否かの吟味あるいは判断は毎年実施すべきである。

【結果】

(4) 長期未払費用について

一般会計の決算書において、約20億にも上る長期未払費用が計上されている。内容としては将来の埋立管理費や委託費にかかるものであり、特に問題はなかったのであるが、科目名が利害関係者に対して誤解を与えてしまう危険性がある。すなわち、未払費用とは、すでにサービスの提供を受けているにもかかわらず、支払期日が到来していないために、これに対する対価の支払がなされていないものをいうが、一見すると、すぐに払うべき経費を財源がないために何年も払っていないかのような心証を利害関係者に与えるおそれがある。

現在、長期未払費用として計上しているものの中には、将来サービスの提供を受けてから支払を行う予定であるが、その原因が現時点において既に生じているということで、会計的には引当金として計上すべきものが存在する。単なる科目の問題とも考えられるが、引当金と未払費用では全く正反対に解釈される恐れがある。すなわち、引当金は、将来に発生が予想される費用を見積もって当年度に計上するための科目であり、費用の計上を先送りせず、当年度の収益で負担するという考えからなされた会計処理であり、非常に望ましい会計

処理といえる。一方、長期未払費用は先に述べたように、事業団は支払いを将来に先送りしているのではないかといった誤解がなされる危険性がある。

引当金という適切な科目に修正することにより財務諸表の明瞭性を確保し、県民等の利害関係者にとって有益な情報を提供することが必要である。

また、長期未払費用相当額については、財団法人として経営の健全性を維持するため、預金として拘束することが望ましい。【結果】

(5) 小山最終処分場の買取代金について

小山最終処分場にかかる将来の経費支出に関しては、埋立管理費や委託費の発生を予想しているが、処分場の買取代金は含まれていない。確かに、当該処分場は賃貸借契約であり、賃借期間終了後に地主から土地を買い取ることは契約書には明記されていない。また、たとえ買い取ったとしても土地は資産として計上され経費にはならない。したがって、将来の支出額に含めないことも妥当と考えられるが、最終的に買取が行われることが決定し、その後土地の価値が購入価額から大幅に下がった場合には、発生を見込んでいなかった経費が突然発生したのと同様の事態となる。

法的形式にとらわれず実質的な判断を行った結果、将来経費が発生することが合理的に予想されるならば、買取代金も将来支出経費に含めるべきである。

【結果】

(6) 指名審査会について

建設工事等に係る指名競争入札及び随意契約に参加するものの指名については指名審査会において協議され、協議結果については指名業者協議結果書によって主管事業課担当者に通知されるが、協議状況について記録としての書類の不備があった。

審査会は、指名競争入札参加者の選定及び随意契約の場合の相手方の選定について、厳正かつ公平に指名することが求められている以上、協議結果に至った過程や出席者を記録として残し、公平性や透明性を確保する必要がある。

【結果】

(7) 契約保証金の徴収について

業務委託契約を締結した業者のなかに、契約保証金を徴収している業者と徴収していない業者とが存在している。A級業者については信用、実績があり県に申請して免除してもらうことが慣例となっているということで事業団において免除されているケースもあれば、契約保証金を求めること自体が、規制緩和を行い競争原理の導入を推進しようという流れに反するのではないかという主張から免除しているケースもあり、契約保証金の徴収の可否について未だ結論が出ていないとのことである。

しかしながら、事業団は県の外郭団体であるから、契約は三重県会計規則の規定を参考にすべきであり、契約保証金を徴収するのかわからないのかという基準が不明確であることは適切でないと考えます。また、事業団においては他の団体よりも契約金額が相対的に多額であるという事情があるので、よりその影響は大きなものとなる。

そもそも契約保証金は、これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の完全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、事業団の被る損害の補填を容易にしようとするものであるから、契約保証金を要するかどうかについては、県の建設工事等と同様に明確な根拠に基づいて決定する必要がある。【結果】

(8) 滞留未収金の請求方法について

事業団においては滞留未収金に対して回収に努めており、毎月未収額全額の請求書を発行して回収を行っているが、先方の支払い能力等の事情により一度に全額の支払いを受けることができず、隔月で一部入金されるケースがある。もし、分割支払いを認めるのであれば、正式に分割契約書あるいは覚書を締結し、契約どおりに支払いを受けるべきである。

分割契約書を締結することにより、相手の支払い能力を評価することが可能になるとともに、滞留未収金の回収可能性が客観的に判断されるメリットも生じることになると考えられる。

なお、滞留未収金の内容は以下のとおりであるが、大部分が100万円未満の少額であり、回収の強化が必要である。また、A社、F社、L社、O社については、本来請求権が発生していないにもかかわらず、誤って売上計上を行っていたので平成18年度決算で売上の取消を行っているが、取消処理は売上計上年度内に行う必要がある。【結果】

部門	相手先	売上計上年月	金額 (千円)	回収状況 (平成19年11月末時点)
環境分析 課	A社	平成16年8月	146	—
	B社	平成14年4月から11月	403	債権償却※1
	C社	平成16年11月	155	(注1)
	D社	平成16年11月	163	回収済
	E社	平成17年8月	433	回収済
	F社	平成15年3月	310	—
	G社	平成16年2月	902	債権償却※2
	H社	平成16年7月から平成17年8月	519	回収済
	I社	平成17年4月	70	回収済
	J社	平成16年10月	7	回収済
	K社	平成17年3月	907	一部回収(注2)

部門	相手先	売上計上年月	金額 (千円)	回収状況 (平成 19 年 11 月末時点)
	L社	平成 17 年 8 月	9	—
	M社	平成 17 年 6 月	383	回収済
	N社	平成 17 年 7 月	226	債権償却※ 3
	O社	平成 17 年 9 月	195	—
環境調査 課	H社	平成 15 年 7 月	315	一部回収 (注 3)
	P社	平成 17 年 3 月	1,500	回収済
合計			6,643	

注 1：裁判所より破産手続きの開始の通知があり平成 19 年度において債権償却を実施予定。

注 2：現時点で残高は、405 千円

注 3：現時点で残高は、123 千円

債権償却：事務所の不存在等により債権の償却処理を行った。

(9) (仮称) 新小山最終処分場の計画地に係る賃借料支払いについて

(仮称) 新小山最終処分場の計画地については地権者と平成 11 年から平成 23 年まで土地賃貸借契約を締結しており毎年 29,000 千円の賃借料を支払っている。また、これに関連して民間銀行から 630,000 千円、三重県からは 81,638 千円の借入を行っている。

最終処分用地の確保については非常に困難な交渉が求められるため、適切な場所が見つければ、その後、事業開始までの賃借料を支払ってまでも、その用地を確保する必要があることは理解できる。しかしながら、今回の場合、土地の賃貸借契約ではなく最初から売買契約を締結し事業団の用地としたほうが、数年間の賃借料を支払わずにすむことになったのではないかと考えられる。【意見】

財団法人三重県農林水産支援センター

I. 概要

1. 設立目的

三重県内における農林水産業の担い手の確保、育成を図るとともに、農家、林家、漁家の経営の合理化や就業環境の改善及びその社会的経済的地位の向上並びに農林水産業の経営基盤の強化を図り、併せて農林水産品の流通、加工及び利用の増進、改善を図ることにより、三重県農林水産業及び農山漁村の安定的かつ健全な発展に資することを目的とする。

2. 沿革

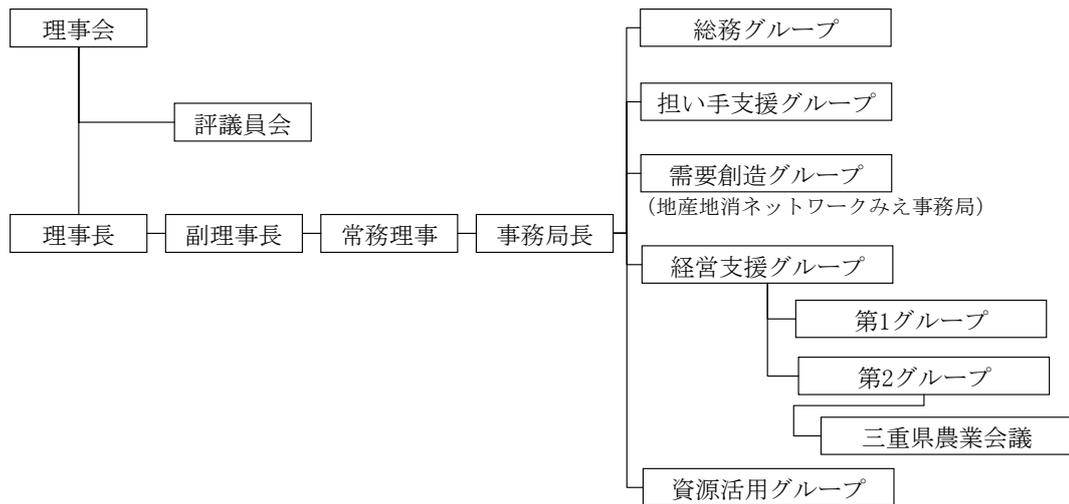
昭和 36 年 5 月	財団法人農林水産開発機械公社設立
昭和 46 年 4 月	財団法人三重県農業開発公社に改組 農地保有合理化法人に指定
平成 3 年 10 月	財団法人三重県農林漁業後継者育成基金設立
平成 6 年 3 月	財団法人三重県林業従事者対策基金設立
平成 13 年 4 月	財団法人三重県農業開発公社、財団法人三重県農林漁業後継者育成基金及び財団法人三重県林業従事者対策基金が統合され、財団法人三重県農林水産支援センターを設立

林業就業者に対する研修



3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（1）組織図



（2）人員構成

①役員数（平成 19 年 3 月 31 日現在）

理事 20 名（内常勤の理事 2 名）、監事 2 名

（注）常勤理事のうち 1 名は県OBで 1 名は県職員である。

②職員数（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

事業担当グループ	正規職員	非正規職員	合計
総務グループ	4 (内派遣職員 1)	1	5
担い手支援グループ	3	2	5
需要創造グループ	7 (内派遣職員 5)	1	8
経営支援グループ	6 (内派遣職員 1)	5	11
資源活用グループ	6	1	7
合計	26	10	36

（注） 1. 非正規職員は、嘱託職員及び臨時職員である。事務局長は総務グループに含める。

2. 内書の人数は、県職員である。

4. 事業概要

(1) 総務グループ

センター全体の総括・調整、予算・経理及び決算、財産の管理等、情報公開に関する事務等

(2) 担い手支援グループ

①事務の内容

農林漁業の担い手の確保・育成、就業改善の助成、就業資金の貸付等

②主な実施事業

事業名	事業の概要
育成基金益金事業	農林漁業後継者育成基金を原資とする就業促進のための体験・実践研修、新規就業者受入れのための環境整備、担い手の地域定着化のための団体等に対する助成等
農林水産版ハロープロジェクト受託事業	農林漁業への就業についてのセミナー及び相談会の開催、都市等で開催される就業就職相談会への参加
青年農業者支援事業	就農研修、就農準備に係る就農資金の貸付
真珠災害資金事業	真珠災害資金融資制度
就農支援資金貸付等事業	就農研修、就農準備にかかる就農支援資金の貸付及び償還免除
林業基金益金事業 雇用安定確保事業 福利厚生充実事業 労働安全衛生確保事業	林業事業体に雇用された参入者の定着奨励金や参入者が賃貸住宅を借りるときに借上げ経費についての一部助成、林業事業体が就業規則に基づき雇用者に与える有給休暇に要する経費の一部助成 林業者が雇用する参入者の社会保険料等の事業体負担分の一部助成 林業事業体が行う従業者のための労働安全衛生用具等の整備、安全かつ高能率な林業機械等の整備に対する経費の一部助成
地域林業雇用改善促進受託事業	林業雇用改善アドバイザー(常勤職員)による個別林業事業体への指導助言、林業雇用管理セミナーの開催、先進地事例見学会の開催、林業雇用情報誌の発行
緑の雇用担い手対策受託事業	林業従事者に対する研修、林業事業体が行う育成研修の監督等
林業就業支援受託事業	林業就業者に対する研修、就業の相談等
林業雇用改善促進受託事業	林業職業講習の開催、就業相談会の開催
林業就業促進総合対策事業	林業労働力育成協議会の開催、林業作業士育成研修の開催
林業就業促進資金貸付	新規就業予定者及び雇用事業体に対する就業準備資金の貸付
森林作業員就労環境整備事業	事業体の自主研修経費の一部助成、安全作業用林業機械器具の整備費、作業員輸送用車両購入の経費に対する一部助成

③真珠災害資金事業

ア. 概要

平成14年度に低水温により被害を受けた真珠養殖業者等に対して三重県により行われた真珠養殖業特別災害資金融資制度事業に係る融資について、三重県や関係市町が財団に基金を積立てて、融資の貸倒が生じた場合、当該借受者の属する真珠養殖漁業協同組合等に対して、基金（補助金）を交付するのを支援する事業である。

イ. 具体的手順

融資の際の手順

1. 真珠養殖業者が、三重県漁業信用基金協会の保証を受けて金融機関から融資を受ける。
2. 三重県漁業信用基金協会と真珠養殖漁業協同組合等との間で損失補償契約をする。
3. 財団と真珠養殖漁業協同組合等との間で損失補償を支援するために基金交付契約をする。
4. 財団は、三重県及び関係市町から、融資実績に想定される貸倒見込の率（10%）を乗じた額以内の補助金の交付を受ける。（三重県が3分の2、関係市町が3分の1）

貸倒れの際の手順

1. 貸倒れが生じた場合、三重県漁業信用基金協会が金融機関に対して代位弁済をする。
 2. 貸倒れを生じた借受者の属する真珠養殖漁業協同組合等が三重県漁業信用基金協会に対して損失補償契約に基づき代位弁済額の一定割合（80%）の損失補償をする。
 3. 財団は、真珠養殖漁業協同組合等の請求に基づき、当該組合等が損失補償をした額の一定割合（90%）の基金を当該組合等に交付する。
- なお、基金を交付する期間は平成25年3月31日までとされている。

基金交付後に回収金があった場合

上記基金の交付後に回収がされた場合、回収金は、真珠養殖漁業協同組合等から財団に基金交付の割合に応じて返還される。

④就農支援資金貸付等事業

ア. 概要

就農研修資金（農業大学校、民間研修教育施設等における研修を受ける者にその授業料等にあてるための資金や、先進農家等における研修のための旅費等）や就農準備資金（就農先調査旅費、就農前研修費、住居移転費等）の貸付及び償還免除を行う事業である。

就農支援資金貸付については、財団が三重県から借り入れた資金を新規就農予定者等に対して貸し付けている。償還免除については、三重県から免除相当額の補助金の交付を受けている。

イ. 就農支援資金借入金及び貸付金残高

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	差引
年度末貸付金残高	143,890	122,384	△21,506
年度末借入金残高	240,897	235,197	△5,700
差引余剰資金	97,007	112,813	15,806

⑤林業就業促進資金貸付事業

ア. 概要

林業への新規就業予定者又は新規就業者を雇用する認定事業者に対して就業準備のための資金や林業技術習得のための研修資金を貸し付ける事業である。

財団は林業就業者等に対して貸付ける資金を三重県からの借入れにより調達している。

イ. 林業就業促進資金借入金及び貸付金残高

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	差引
年度末貸付金残高	12,620	6,788	△5,832
年度末借入金残高	31,191	28,842	△2,349
差引余剰資金	18,571	22,054	3,483

(3) 需要創造グループ

①事務の内容

消費者や異業種との交流を通じて三重県内農林水産業の新たな価値や需要を創造する取り組みを支援する。

②主な実施事業

事業名	事業の概要
6次産業化・アグリビジネス支援受託事業	三重県産の農林水産資源を活用した新しい物、サービスを提供できる6次産業化・アグリビジネスを実践する事業者等の支援として、異業種マッチング交流会の開催、アドバイザーの派遣
人と自然にやさしい三重の安心食材表示制度推進事業	環境に配慮した栽培管理方式を導入して生産を行う組織等を認証するため、登録審査会の開催、登録者研修会の開催
ネットワークみえ会員管理事業	特定非営利活動法人地産地消ネットワークみえの事務局機能の受託同法人の会員勧誘及び会員登録管理

(4) 経営支援グループ

①事務の内容

農地保有合理化事業（農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するために、農地保有合理化法人である財団法人三重県農林水産支援センターが農地を買入れ、または借入れて、担い手農家に再配分（売渡し又は貸付け）をする事業）

②主な実施事業

事業名	事業の概要
農地売買等事業	農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するために、農地を買入れ、又は借入れて、担い手農家に再配分（売渡し、又は貸付け）をする事業
農業用機械・施設リース事業	認定農業者等に対するコンバイン、トラクター、茶摘採機等のリース支援
新規参入者総合支援事業	新規参入者に対する農業用機械・施設等のリース支援
集落営農組織育成支援事業	集落営農を希望する集落に対する関係機関と連携しての営農組織化及び法人化を推進、農地利用のビジョンの策定、利用権設定の支援など集落内の農地プロデュース等

③農地売買事業

ア. 概要

平成18年度の農地保有合理化事業に係る農地の買入れ、売渡しの状況及び年度末に保有する農地の状況は次のとおりである。

買入

	平成17年度	平成18年度	増減
件数（件）	46	41	△5
面積（ha）	13.5	11.3	△2.2
買入金額（千円）	189,257	145,063	△44,194

売渡

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
件数 (件)	74	59	△15
面積 (ha)	21.7	22.1	0.4
売渡金額 (千円)	417,766	287,140	△130,626

年度末保有

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
件数 (件)	194	156	△38
面積 (ha)	49.1	38.2	△10.9
帳簿価額 (千円)	1,212,773	916,401	△296,372

イ. 保有地の時価

財団は、農地の時価額については、平成 17 年度及び平成 18 年度に取得した農地並びに平成 16 年度末に保有していた農地で具体的な売却先の目途がたっているものについては取得価額をもって時価としている。

平成 16 年度末に保有していた農地で具体的な売却先の目途がたっていないもの（以下「長期保有農地」という。）については、財団が定める財団法人三重県農林水産支援センター農地保有合理化緊急売買促進事業関係売渡対象農用地等価格評価要綱（以下「評価要綱」という。）に基づき評価した金額をもって時価としている。

なお、財団が定める評価要綱は、社団法人全国農地保有合理化協会が定める評価要綱例に準拠した評価方法であり、評価方法の概略は、近傍類似の土地の取引価格に比準して算定される額を基礎とし、当該農地の生産力等を勘案した上で、地域の農業委員会等の精通者の意見を聴いて評価するというものである。

農地の帳簿価額と財団が把握する時価の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 16 年度 以前取得分	平成 17 年度及び 平成 18 年度取得分	合計
帳簿価額	871,266	45,135	916,401
時価額	645,829	45,135	690,964
評価損	225,436	0	225,436

ウ. 買入売渡事務の概要

a 買入事務

1. 土地所有者から、各市町又は各市町農業委員会へ売り渡しの申し出を行う。
2. 市町又は農業委員会から財団に対して、買入依頼の文書を送付。
3. 財団で検討した後、財団から市町又は農業委員会へ買入の回答、及び市町利用集積計画又は農業委員会へ届出書を提出。

4. 農業委員会で諮問後、市町で利用集積計画を公告又は農業委員会で受理通知書を発行。
5. 所有権移転登記の申請
6. 土地所有者へ財団が土地代金を支払う。

b 売渡事務の概要

1. 財団から各市町農業委員会へ譲受人のあっせん依頼
2. 譲受人から農業委員会へあっせんの申出
3. 農地移動適正化あっせん事業に基づき、あっせん委員会を開催
4. 農業委員会から財団に対して売渡依頼文書を送付。
5. 財団から農業委員会へ売り渡しの回答、及び市町利用集積計画又は農業委員会へ許可申請書を提出
6. 農業委員会で諮問後、市町で利用集積計画を公告又は農業委員会で許可書を発行。
7. 買受人から土地代金を財団が受領
8. 所有権移転登記の申請

④農地貸借事業

平成 18 年度の農地保有合理化事業にかかる農地の借入、貸付の状況は次のとおりである。

借入

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
件数 (件)	45	76	31
面積 (ha)	11.7	23.3	11.6

貸付

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
件数 (件)	11	24	13
面積 (ha)	11.7	23.3	11.6

小作料

小作料	借入			貸付		
	件数 (件)	面積 (ha)	金額 (円)	件数 (件)	面積 (ha)	金額 (円)
年払い	29	6.8	719,800	3	6.8	719,800
物納	30	12.7	0	9	12.7	0
使用貸借	9	1.7	0	5	1.7	0
使用貸借 (再設定)	1	0.0	0	1	0.0	0
再設定	7	1.8	123,000	6	1.8	123,000
合計	76	23.3	842,800	24	23.3	842,800

(5) 資源活用グループ

①事務の内容

公共施設の管理業務、公共工事にかかる用地買収業務等

②主な実施事業

事業名	事業の概要
施設管理事業	三重県管理施設である安濃ダムの農業水利施設保守点検業務
用地買収業務受託事業	伊賀地域及び松阪地域の広域農道整備事業の施行に伴う用地買収業務
財産適正管理処理委託事業	未登記県有地の登記促進のための用地交渉業務
財産譲渡処理委託事業	三重県の土地改良財産について市町等への譲渡業務

5. 三重県との関係

(1) 三重県による出資

2,341,000 千円 (平成 18 年度末)

平成 18 年度に基本財産の取り崩しにより 20,000 千円減少している。

(2) 三重県からの借入

三重県からの借入金の各年度末の残高

(単位：千円)

内容	借入利率	平成 17 年度	平成 18 年度
就農支援資金	無利息	240,897	235,197
林業就業促進資金	無利息	31,191	28,842
合計		272,088	264,039

(3) 三重県による損失補償

(単位：千円)

内容		平成 17 年度	平成 18 年度
担い手育成資金の融資に関する損失補償	補償限度額	166,950	117,450
	年度末の借入金残高	7,305	25,925

(4) 三重県から受ける補助金

(単位：千円)

事業担当グループ	会計	平成 17 年度	平成 18 年度
経営支援グループ	強化基金特別会計	86,345	76,755
担い手支援グループ	育成基金特別会計	9,135	10,705
	林業基金特別会計	3,617	2,787
	就農資金貸付特別会計	2,467	4,500
需要創造グループ	一般会計	6,344	5,593
合計		107,908	100,340

(5) 三重県から受ける委託料

(単位：千円)

事業担当グループ	会計	平成 17 年度	平成 18 年度
経営支援グループ	強化基金特別会計	13,392	79,240
担い手支援グループ	育成基金特別会計	4,895	4,929
	林業基金特別会計	0	0
	就農資金貸付特別会計	0	0
需要創造グループ	一般会計	10,710	10,702
資源活用グループ	一般会計	57,965	48,857
合計		86,962	143,728

(6) 三重県からの職員派遣数

(単位：人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
常勤役員	1	1	2	1
正規職員	6	6	7	7

(注) 各年度末の三重県からの派遣職員数

(7) 三重県に対して支払う賃借料

(単位：千円)

賃借物件	平成 17 年度	平成 18 年度
三重県久居庁舎の 4 階フローア	9,114	9,053

6. 財務状況

(1) 会計の区分

財団の会計は、一般会計及び次の 6 つの特別会計に区分されている。(寄付行為 9 条、6 条 3 項)

名称	区分経理される事業	事業担当グループ
強化基金特別会計	農地保有合理化事業	経営支援グループ
育成基金特別会計	農林漁業後継者育成基金に係る事業	担い手支援グループ
林業基金特別会計	林業従事者対策基金	担い手支援グループ
就農資金貸付特別会計	青年農業者等就農支援資金の貸付事業	担い手支援グループ
林業資金貸付特別会計	林業就業促進資金の貸付事業	担い手支援グループ
森林整備特別会計	森林作業員就労環境整備事業	担い手支援グループ

(2) 収支計算書総括表

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
I 収入の部					I 事業活動収支の部	
基本財産運用収入	76,099	89,692	65,130	55,160	1. 事業活動収入	
事業収入	924,966	977,687	751,107	656,477	①基本財産等運用収入	40,731
補助金収入	135,997	146,760	204,323	115,675	②特定資産運用収入	6
負担金収入	-	-	579	-	③事業収入	497,149
雑収入	3,370	2,592	10,504	3,265	④補助金等収入	157,223
固定資産売却収入	-	641	15,325	4,840	⑤雑収入	1,652
借入金収入	870,147	766,548	314,649	474,557	事業活動収入計	696,763
貸付金償還金収入	27,502	35,250	43,045	36,582	2. 事業活動支出	
特定引当資産取崩収入	346,644	1,659,364	379,175	1,559,402	①事業費支出	530,984
繰入金収入	0	-	10,139	674,121	②業務費支出	37,705
その他収入	5,143	210	2	5,357	③管理費支出	37,456
当期収入合計(A)	2,389,870	3,678,746	1,793,982	3,585,439	④借入金利息支出	10,869
前期繰越収支差額	783,789	657,162	541,725	501,835	事業活動支出計	617,015
収入合計(B)	3,173,659	4,335,908	2,335,708	4,087,275	事業活動収支差額	79,748
					II 投資活動収支の部	
II 支出の部					1. 投資活動収入	
事業費	987,633	909,259	651,097	471,724	①特定資産取崩収入	3,051
業務費	101,844	104,817	138,013	131,895	②貸付金償還金収入	97,303
管理費	99,940	229,765	-	-	投資活動収入計	100,354
雑支出	59	1,064	0	1,566	2. 投資活動支出	
借入金利息支出	52,497	47,604	39,687	29,861	①特定資産取得支出	25,248
借入金返済支出	958,874	1,103,795	740,996	1,290,194	②貸付金支出	13,800
貸付金支出	15,290	11,950	6,600	20,360	投資活動支出計	39,048
固定資産購入支出	443	-	-	1,745	投資活動収支差額	61,305
特定引当資産支出	299,914	1,358,047	204,729	977,457	III 財務活動収支の部	
繰入金支出	-	-	10,139	674,121	1. 財務活動収入	
その他支出	-	-	855	1,899	①基本財産等取崩収入	20,120
一般管理費	-	27,878	41,751	97,894	②借入金収入	145,320
予備費	-	0	0	0	③繰入金収入	47,608
					財務活動収入計	213,048
当期支出合計(C)	2,516,497	3,794,183	1,833,872	3,698,721	2. 財務活動支出	
当期収支差額 (A)-(C)	△126,627	△115,436	△39,889	△113,281	①借入金返済支出	337,265
次期繰越収支差額 (B)-(C)	657,162	541,725	501,835	388,553	②特定引当資産支出	555
					③繰入金支出	47,608
					財務活動支出計	385,428
					財務活動収支差額	△172,380
					IV 予備費支出	
					1. 予備費支出	
					予備費支出	0
					当期収支差額	△31,326
					前期繰越収支差額	388,553
					次期繰越収支差額	357,227

(注1) 平成16年10月14日付けで「公益法人会計基準の改正等について」が公表され、新会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。このことに伴い、平成17年度以前と平成18年度で表示が異なっている(以下、正味財産増減計算書、貸借対照表について同じ。)

(3) 正味財産増減計算書総括表

(単位：千円)

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
I 増加の部					I 一般正味財産増減の部	
資産増加額	700,180	1,794,515	320,597	1,026,810	1. 経常増減の部	
負債減少額	993,344	1,485,571	909,095	1,346,066	(1) 経常収益	
					① 基本財産等運用益	40,731
増加額合計	1,693,524	3,280,087	1,229,693	2,372,877	② 特定資産運用益	6
					③ 事業収益	497,149
II 減少の部					④ 受取補助金等	157,223
資産減少額	958,993	2,605,438	1,049,501	2,083,468	⑤ 雑収益	1,651
負債増加額	871,711	777,334	314,653	523,883	経常収益計	696,762
					(2) 経常費用	
減少額合計	1,830,705	3,382,773	1,364,154	2,607,352	① 事業費	829,031
					② 業務費	37,705
当期正味財産増加額	△137,180	△102,685	△134,460	△234,475	③ 管理費	37,456
前期繰越正味財産額	4,316,013	4,178,832	4,076,146	3,941,686	④ 借入金利息	10,869
期末正味財産合計額	4,178,832	4,076,146	3,941,686	3,707,210	経常費用計	915,063
					当期経常増減額	△218,300
					2. 経常外増減の部	
					(1) 経常外収益	
					① 基本財産等取崩額	20,000
					② 繰入額	47,608
					③ 引当資産取崩額	1,643
					④ 固定資産売却益	120
					経常外収益計	69,371
					(2) 経常外費用	
					① 引当金繰入額	24,395
					② 繰出額	47,608
					③ 貸付金償還免除額	3,945
					④ 除去損失	4,550
					⑤ 減価償却費	1,503
					経常外費用計	82,002
					当期経常外増減額	△12,631
					当期一般正味財産増減額	△230,931
					一般正味財産期首残高	896,210

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
					一般正味財産期末残高	665,279
					II 指定正味財産増減の部	
					①一般正味財産への振替額	△20,000
					当期指定正味財産増減額	△20,000
					指定正味財産期首残高	2,811,000
					指定正味財産期末残高	2,791,000
					III 正味財産期末残高	3,456,279

(4) 貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
I 資産の部					I 資産の部	
流動資産	3,145,626	3,178,989	2,190,609	1,970,560	1. 流動資産	
固定資産	4,461,504	4,160,415	3,832,772	3,145,967	現金預金	386,191
基本財産	3,512,215	3,461,000	3,411,000	2,811,000	事業未収金	85,584
その他固定資産	949,289	699,415	421,772	334,967	用地	916,401
繰延資産	133,133	-	-	-	短期債権	16,124
資産合計	7,740,265	7,339,404	6,023,382	5,116,527	前払小作料	6,839
					他会計へ貸付金	140,965
II 負債の部					他会計へ預け金	615
流動負債	387,972	798,033	210,915	391,909	他会計へ立替	154,185
固定負債	3,167,572	2,287,930	1,870,781	1,017,407	流動資産合計	1,706,907
特定引当金	-	166,303	-	-	2. 固定資産	
基金固定負債	5,888	10,989	-	-	(1) 基本財産等	
負債合計	3,561,433	3,263,257	2,081,696	1,409,316	基本財産引当資産	15,000
					強化基金引当資産	296,000
III 正味財産の部					育成基金引当資産	600,000
正味財産	4,178,832	4,076,146	3,941,686	3,707,210	林業基金引当資産	1,880,000
負債及び正味財産合計	7,740,265	7,339,404	6,023,382	5,116,527	基本財産等合計	2,791,000
					(2) 特定資産	
					退職給付引当資産	69,869
					土地利用型大規模経営促進事業引当資産	1,407
					遊休農地整備事業引当資産	4,492
					真珠災害資金事業引当資産	3,862
					就農支援資金貸倒引当資産	555
					特定資産合計	80,186
					(3) その他固定資産	
					機械及び装置	22,957
					機械及び装置減価償	△20,537

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科目	平成 18 年度
					却累計	
					車輛運搬具	14,085
					車輛運搬具減価償却 累計	△13,380
					工具・器具・備品	2,305
					工具・器具・備品減 価償却累計	△2,190
					出資金	220
					長期前払費用	1,396
					農作業受委託貸付金	54,420
					就農支援資金貸倒貸 付金	122,384
					電話加入権	74
					林業就業促進資金貸 付金	6,788
					その他固定資産合計	188,522
					固定資産合計	3,059,709
					資産合計	4,766,616
					Ⅱ 負債の部	
					1. 流動負債	
					事業未払金	56,791
					用地買入未払金	35,273
					短期債務	42,963
					他会計から借入金	295,150
					他会計から預り金	615
					流動負債合計	430,794
					2. 固定負債	
					退職給付引当金	94,268
					農用地買入資金借入 金	456,359
					農作業受委託資金借 入金	54,420
					土地利用型大規模経 営促進事業引当金	1,407
					遊休農地整備事業引 当金	4,492
					真珠災害資金事業預 り金	3,862
					長期債務	138
					就農支援資金借入金	235,197
					就農支援資金貸倒引 当金	555
					林業就業促進資金借 入金	28,842
					固定負債合計	879,543
					負債合計	1,310,337
					Ⅲ 正味財産の部	
					1. 指定正味財産	

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
					基本財産	15,000
					強化基金	296,000
					育成基金	600,000
					林業基金	1,880,000
					指定正味財産合計	2,791,000
					(うち基本財産等への 充当額)	0
					(うち特定資産への充 当額)	0
					2. 一般正味財産	
					一般正味財産	665,279
					(うち基本財産等への 充当額)	0
					(うち特定資産への充 当額)	19,978
					正味財産合計	3,456,279
					負債及び正味財産合 計	4,766,616

(5) 借入金の内訳

(単位：千円)

名称	平成17年 度末残高	平成18年度			備考
		借入	償還	年度末残高	
農用地買入資金借 入金(強化基金特 別会計)	579,345	142,920	265,906	456,359	(注1) (注2) (注3)
農作業受委託資金 借入金(強化基金 特別会計)	115,330	0	60,910	54,420	(注4)
就農支援資金借入 金(就農資金貸付 特別会計)	240,897	0	5,700	235,197	三重県からの無利 息借入金である。
林業就業促進資金 借入金(林業基金 貸付特別会計)	31,191	2,400	4,749	28,842	三重県からの無利 息借入金である。
合計	966,763	145,320	337,265	774,818	

(注1) 平成18年度末残高のうち59,964千円は、社団法人全国農地保有合理化協会からの無利息借入であり、その他は民間金融機関からの借入である。

(注2) 民間金融機関からの借入利率は、年利0.45%から年利2.9%である。

(注3) 民間金融機関からの借入金のうち148,000千円については、財団の預金を担保に供している。

(注4) 農作業受委託資金借入金は、すべて民間金融機関からの借入であり、借入利率は1.8%から2.5%である。

(6) 中期計画

三重県の外郭団体改革に伴う収益事業の縮小・廃止や基金運用におけるリスク回避対策と運用利率の低下等による厳しい経営環境のもとで、財団が、社会情勢や農林水産業をめぐる変化に的確に対応した取組みを進める目的で、効率的な組織体制や経営体制の改善を図るために平成17年度から平成21年度までの5ヵ年の中期計画を策定している。

中期計画の内訳は、基本方針、経営戦略計画、組織計画、経営収支計画、保有農地の処分計画である。

組織計画は、現在の総務グループ、担い手支援グループ、需要創造グループ、経営支援グループ、資源活用グループの5グループのうち、総務グループ、需要創造グループ、資源活用グループを統合し、3室制に改組すること及び正規職員を平成21年度までに11名体制として組織のスリム化を図ることである。経営収支計画の中には、借入金の繰上償還による金利負担の軽減が含まれている。

7. 監査手続

強化基金特別会計の用地とりわけ長期保有農地の処分状況についてヒアリングをするとともに財団作成書類を確認した。また、平成18年度の財務諸表のうち主たる科目について、公益法人会計基準に準拠した適正な会計処理及び表示がなされているかについて、ヒアリングをするとともに決算資料その他の財団作成書類を確認した。

8. 監査結果

(1) 長期保有農地の処分計画と実績について（強化基金特別会計）

財団は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年の中期計画を策定しているが、保有農地の処分計画では、長期保有農地（35.7ha）について、平成17年度から平成21年度の5年間で処分することとされている。

長期保有農地の処分計画

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	合計
処分面積(ha)	2.3	7.8	12.0	7.9	5.7	35.7
筆数(筆)	16	46	70	44	40	216
帳簿価格(千円)	61,221	170,462	314,294	174,339	149,119	869,435

長期保有農地の処分実績

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	合計
処分面積(ha)	4.3	9.9	—	—	—	14.2
筆数(筆)	23	63	—	—	—	86
帳簿価格(千円)	97,774	261,908	—	—	—	359,682
売渡価格(千円)	50,045	112,662	—	—	—	162,707
売渡価格と帳簿価格との対比(%)	51.2%	43.0%	—	—	—	45.2%

平成17年度と平成18年度とを比較すると、売渡価格と帳簿価格との比率が8.2ポイント下落しており、計画年度が進むにつれて、売渡価格が下落していくことが懸念される。

財団が長期保有農地の処分についての中期計画を策定するにあたっては、長期保有農地について、売渡基準価格と早期処分価格という2つの価格を定めていた。

売渡基準価格とは、財団が定める評価要綱に基づき評価した金額であり、財団の評価要綱が、社団法人全国農地保有合理化協会が定める売渡対象農用地等価格評価要綱例に基づき策定されたものであり、近傍類似の土地の取引価格に比準して算定される額を基礎とし、当該農地の生産力等を勘案したうえで、農業委員会等の精通者の意見を聞いて評価されるものであり、評価時点の正常な取引における時価であると言える。財団は中期計画を策定するにあたってすべての長期保有農地について売渡基準価格を算定している。

早期処分価格とは、農地を早期に処分するとした場合の想定される売渡価格のことであり、次のように算定している。すなわち、財団は長期保有農地を、取得からの経過年数、引合いの有無、形状の良し悪し、所在地の良し悪し、現況（耕作地か、放置されているか、荒地となっているか）により点数を付し、この点数により、長期保有農地をA分類（処分難易度が低い農地）、B分類（処分難易度が普通である農地）、C分類（処分難易度が高い農地）の3つに区分し、A分類については早期処分価格を売却基準価格と同額とし、B分類については早期処分価格を売却基準価格の75%とし、C分類については早期処分価格を売却基準価格の50%としている。

平成 18 年度末に保有する長期保有農地の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

分類	筆数 (筆)	帳簿価額	売却基準価格	早期処分価格
A分類	19	84,679	53,216	53,216
B分類	66	279,583	161,343	121,007
C分類	45	145,489	69,757	34,878
合計	130	509,752	284,316	209,101

長期保有農地について平成 16 年度末の保有状況と平成 18 年度末の保有状況と比較すると次のとおりであり、ややC分類の農地が売れ残る傾向にあると言える。

分類	平成 16 年度末		平成 18 年度末		残存率
	筆数 (筆)	占有率	筆数 (筆)	占有率	
A分類	43	19.9%	19	14.6%	44.2%
B分類	111	51.4%	66	50.8%	59.5%
C分類	62	28.7%	45	34.6%	72.6%
合計	216	100.0%	130	100.0%	60.2%

分類	平成 16 年度末		平成 18 年度末		残存率
	帳簿価額 (千円)	占有率	帳簿価額 (千円)	占有率	
A分類	179,024	20.6%	84,679	16.6%	47.30%
B分類	482,168	55.5%	279,583	54.8%	57.98%
C分類	208,243	24.0%	145,489	28.5%	69.87%
合計	869,435	100.0%	509,751	100.0%	58.63%

財団の平成 18 年度に売却した長期保有農地の内訳 (分類, 取得価額, 売却基準価格, 早期処分価格, 売渡価格) は次のとおりである。

(単位：千円)

	分類	取得価格	売渡基準価格	早期処分価格	売渡価格	取得価額と売渡価格との対比	売渡基準価格と売渡価格との対比	早期処分価格と売渡価格との対比
		(A)	(B)	(C)	(D)	D/A	D/B	D/C
1	B	2,184	1,515	1,136	1,748	80.04%	115.4%	153.8%
2	B	1,630	1,060	795	1,222	74.97%	115.3%	153.7%
3	B	950	618	464	713	75.05%	115.4%	153.8%
4	B	988	642	482	741	75.00%	115.4%	153.9%
5	B	2,184	1,301	976	1,500	68.68%	115.3%	153.7%
6	B	1,966	1,278	959	1,475	75.03%	115.4%	153.9%
7	B	1,966	1,278	959	1,475	75.03%	115.4%	153.9%
8	B	3,168	2,060	1,545	2,376	75.00%	115.3%	153.8%
9	B	3,293	1,976	1,482	1,317	39.99%	66.6%	88.9%

	分類	取得価格	売渡基準 価格	早期処分 価格	売渡価 格	取得価額 と売渡価 格との対 比	売渡基準 価格と売 渡価格と の対比	早期処分 価格と売 渡価格と の対比
		(A)	(B)	(C)	(D)	D/A	D/B	D/C
10	B	4,255	2,553	1,915	1,702	40.00%	66.7%	88.9%
11	C	4,614	3,009	1,505	2,006	43.48%	66.7%	133.3%
12	C	661	331	166	293	44.33%	88.5%	177.0%
13	C	1,606	803	402	712	44.33%	88.7%	177.3%
14	C	441	221	111	195	44.22%	88.2%	176.5%
15	B	1,430	841	631	841	58.81%	100.0%	133.3%
16	B	1,083	637	478	637	58.82%	100.0%	133.3%
17	B	1,595	938	704	938	58.81%	100.0%	133.3%
18	B	9,197	8,115	6,086	7,844	85.29%	96.7%	128.9%
19	C	4,965	3,310	1,655	1,987	40.02%	60.0%	120.1%
20	C	1,634	1,089	545	653	39.96%	60.0%	119.9%
21	B	8,101	5,401	4,051	3,240	40.00%	60.0%	80.0%
22	C	3,834	2,556	1,278	1,533	39.98%	60.0%	120.0%
23	C	5,908	5,540	2,770	3,325	56.28%	60.0%	120.0%
24	C	2,071	1,726	863	1,035	49.98%	60.0%	119.9%
25	C	4,811	4,009	2,005	2,405	49.99%	60.0%	120.0%
26	B	14,880	7,440	5,580	6,000	40.32%	80.6%	107.5%
27	B	2,448	1,273	955	1,468	59.97%	115.3%	153.8%
28	C	10,995	6,055	3,028	5,000	45.48%	82.6%	165.2%
29	B	7,903	2,936	2,202	3,387	42.86%	115.4%	153.8%
30	B	2,205	819	614	945	42.86%	115.4%	153.8%
31	C	1,768	1,437	719	1,105	62.50%	76.9%	153.8%
32	C	8,550	1,390	695	1,387	16.22%	99.8%	199.6%
33	B	9,000	4,476	3,357	3,400	37.78%	76.0%	101.3%
34	A	438	292	292	256	58.45%	87.7%	87.7%
35	A	420	280	280	246	58.57%	87.9%	87.9%
36	A	3,436	2,233	2233	2,246	65.37%	100.6%	100.6%
37	B	4,156	2,702	2,027	1,558	37.49%	57.7%	76.9%
38	B	4,152	2,699	2,024	1,557	37.50%	57.7%	76.9%
39	B	2,168	1,548	1,161	1,652	76.20%	106.7%	142.3%
40	B	191	137	103	145	75.92%	105.8%	141.1%
41	B	210	150	113	160	76.19%	106.7%	142.2%
42	B	210	150	113	160	76.19%	106.7%	142.2%
43	B	3,383	2,417	1,813	2,577	76.17%	106.6%	142.2%
44	A	3,232	1,501	1,501	1,431	44.28%	95.3%	95.3%
45	A	3,360	1,560	1,560	1,261	37.53%	80.8%	80.8%
46	A	2,800	1,456	1,456	1,173	41.89%	80.6%	80.6%
47	A	2,800	1,456	1,456	1,173	41.89%	80.6%	80.6%
48	A	2,830	1,472	1,472	1,187	41.94%	80.6%	80.6%
49	A	2,800	1,456	1,456	1,173	41.89%	80.6%	80.6%
50	A	5,687	2,958	2,958	3,333	58.61%	112.7%	112.7%
51	A	5,693	2,961	2,961	3,336	58.60%	112.7%	112.7%
52	A	2,890	1,503	1,503	1,213	41.97%	80.7%	80.7%

	分類	取得価格	売渡基準価格	早期処分価格	売渡価格	取得価額と売渡価格との対比	売渡基準価格と売渡価格との対比	早期処分価格と売渡価格との対比
		(A)	(B)	(C)	(D)	D/A	D/B	D/C
53	A	2,648	1,377	1,377	1,106	41.77%	80.3%	80.3%
54	B	7,418	4,193	3,145	4,441	59.87%	105.9%	141.2%
55	A	1,568	1,456	1,456	1,173	74.81%	80.6%	80.6%
56	B	6,601	2,452	1,839	2,558	38.75%	104.3%	139.1%
57	B	3,423	1,780	1,335	1,724	50.37%	96.9%	129.1%
58	B	2,250	1,170	878	1,133	50.36%	96.8%	129.1%
59	B	3,600	1,872	1,404	1,814	50.39%	96.9%	129.2%
60	A	1,908	1,378	1,378	1,130	59.22%	82.0%	82.0%
61	A	3,273	2,503	2,503	2,238	68.38%	89.4%	89.4%
62	A	1,028	787	787	703	68.39%	89.3%	89.3%
63	B	11,043	5,542	4,157	4,200	38.03%	75.8%	101.0%
計		227,900	132,074	97,844	112,662	49.43%	85.3%	115.1%

ただし、社団法人全国農地保有合理化協会が実施する農地保有合理化緊急売買促進事業により、取得価格と売渡価格の差の一定額について補助金（平成18年度の補助金額は37,909千円）を受けている。

この社団法人全国農地保有合理化協会の農地保有合理化緊急売買促進事業による補助金交付事業は平成20年度まで実施される。

農地の売渡価格については、財団の農地保有合理化事業実施規程の11条1項に次のとおり定められている。

(売渡価格)

第11条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち支援センターが負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき第10条第1項の規定により算定される額を勘案したうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(買入価格)

第10条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案したうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

農地保有合理化事業実施規程の11条1項の売渡価格の原則は、農用地の取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額であるが、長期保有農地については、この原則どおりの売却は極めて困難な状況にあるといえる。実際、長期保有農地については、実際の売渡価格は、取得価格が基準とされるのではなく、売却時にあらためて売渡基準価格を算定し、これを基準として、買受希望者との間での価格交渉を経て、常勤役員の決裁により決められている。

農地保有合理化事業実施規程第11条第1項の売渡価格についての条文には、例外的な売渡価格とするための要件、例外に該当する場合の売渡価格、例外的な売渡価格とする場合にとるべき財団内部の手続について何ら規定されていないが、長期保有農地の処分は、財団にとって重要な課題であるうえ、平成18年度においては、農地の売渡収入全体のうちに長期保有農地の売渡収入が占める割合は39.2%にもものぼるので、これらについて農地保有合理化事業実施規程において定める必要がある。

また、農用地買入資金は、農地保有合理化事業における農地の買入資金のための借入であるから、農地売渡収益により返済されるべきものであるが、平成18年度末における農用地買入資金借入金残高456,359千円のうち148,000千円については財団の定期預金を担保に供しているため、実質的な借入金残高は308,359千円である。この金額であれば下記の図に示すように、売渡しの目処の立っている農地361,513千円を売却すれば返済が可能と考えられるので、長期保有農地の例外的な価格については、財団の農地保有合理化事業の目的である農業経営の規模拡大・農地の集団化の促進に照らして、売渡基準価格が基礎とされなければならないものとする。【結果】

(単位：千円)

	長期保有農地を売却基準価格により売却する場合	長期保有農地を早期処分価格で売却する場合
長期保有農地	284,316	209,101
平成16年度以前から取得しているが売渡しの目途の立っている農地	361,513	361,513
平成17年度以後取得した農地	45,135	45,135
農地売渡収入合計	690,964	615,749
農用地買入資金借入金	308,359	308,359
退職給与引当不足額	210,063	210,063
必要資金額	518,422	518,422
差引	172,542	97,327

(注) 農地保有合理化緊急売買促進事業による補助金収入は加味していない。

(2) 用地の会計処理について

財団は個別法に基づく原価法を採用しており、取得価額をもって貸借対照表価額としている。ただし、棚卸資産の評価基準及び評価方法について注記がされていない。

公益法人会計基準では、原価法を採用している場合でも、資産の時価が著しく下落したとき（時価が帳簿価額の概ね50%を超えて下落している場合）には、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされている。（公益法人会計基準第2の3（6））

財団が把握する農地の時価下落の状況は次のとおりである。

		平成16年度 以前に取得し たもの	平成17年度 及び平成18年度 に取得したもの	合計
合計	筆数（筆）	276	17	293
	帳簿価額（千円）	871,266	45,135	916,401
上記のうち 時価が50%を 超えて下落し ている用地	筆数（筆）	51	0	51
	帳簿価額（千円）	234,135	0	234,135
	時価額（千円）	88,648	0	88,648
	評価損（千円）	145,487	0	145,487

用地は棚卸資産であるから、資産の評価基準及び評価方法を重要な会計方針として注記しなければならない。

また、時価が50%を超えて下落している用地51筆については、農地の時価の下落傾向は続いていると言われており回復の見込みがあるとは認められないから、時価をもって貸借対照表価額とすべきである。なお、中期計画（残り3年）で長期保有農地が実際に売渡処分された場合には、評価損と同額の差損が計上されたことになる。【結果】

(3) 退職給付引当金の会計処理について

財団は、当事業年度の資金から特定資産である退職給付引当資産に繰り入れることができた金額である19,978千円を退職給付引当金繰入額として本年度の経常外費用に計上しており、また固定負債の部には退職給付引当金94,268千円が計上されている。

退職一時金にかかる債務について計上すべき退職給付引当金の額は、退職給付の対象となる職員数が300人未満である等の場合、期末要支給額により算定することができるので、財団の職員の退職一時金にかかる債務についての期末要支給額304,332千円が退職給付引当金となる。したがって、退職給付引当金の引当が

210,063千円不足している。また、退職給付引当金の計上基準についての注記はないが、重要な会計方針として、財務諸表に注記するべきである。

なお、この不足額は退職給付会計基準での会計基準変更時差異に相当すると考えられるため、会計基準変更時差異として最長期間の15年間で定額法により費用処理した場合には現在の費用処理額と近似することになる。【結果】

(4) 貸倒引当金の会計処理について

財団は、就農支援貸付債権について、補助金収入555千円を特定資産とし、同額を貸倒引当金として繰り入れている。他の貸付債権及び事業未収金については貸倒引当金は計上していない。また、貸倒引当金の計上基準についての注記はされていない。

貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とするとされている。(公益法人会計基準第2の3(2))

貸倒引当金額(貸倒見積高)の算定方法については、公益法人会計基準では具体的な記載はないが、企業会計と同様の考え方でよいとされるのが一般である。したがって、債権を一般債権(経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権)、貸倒懸念債権(債務の弁済に重大な問題が生じている、または生じる可能性の高い債務者に対する債権)、破産更生債権等(経営破綻に陥っている、または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権)の3つに区分して、一般債権については、債権額に貸倒実績率を乗じて算出し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に債務者の財政状態を考慮するなどして貸倒見積高を算定することとなる。

財団の貸付金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

名称	会計区分	金額	6ヶ月以上延滞額と債務者数	過去3年間の貸倒実績
農作業受委託貸付金	強化基金特別会計	54,420	600(1名)	なし
就農支援資金貸付金	就農資金貸付特別会計	122,384	300(1名)	なし
林業促進資金貸付金	林業資金貸付特別会計	6,788	なし	なし
合計		183,592	900(2名)	

事業未収金の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

会計区分	三重県に対するもの	三重県以外に対するもの	合計	延滞の有無	過去3年間の貸倒実績
一般会計	25,729	2,737	28,466	なし	なし
強化基金特別会計	44,467	8,403	52,870	なし	なし
育成基金特別会計	2,869	0	2,869	なし	なし
林業基金特別会計	0	1,379	1,379	なし	なし
合計	73,065	12,519	85,584		

貸倒引当金については、上記の会計基準に準拠した計上基準を定め、引当金の計上基準は重要な会計方針として財務諸表に注記するべきである。

計上する引当金額については、財団の過去3年の貸倒実績はないので、一般債権については必ずしも貸倒引当金の計上の必要があるとは言えないが、貸倒懸念債権については個別に債務者の財政状態などを考慮して貸倒見積高を算定する必要があると考える。【結果】

(5) 賞与引当金の会計処理について

財団は賞与引当金の計上は行っていない。

しかし、正規職員の期末・勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。

したがって、平成19年6月30日に支給した期末・勤勉手当16,322千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額10,881千円は、平成18年度に発生した費用であり、賞与引当金として計上すべきである。【結果】

(6) 内部取引高等の相殺消去について

財団内部の内部取引、内部貸借取引の残高は、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表においてもそのまま計上されている。

しかし、公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとされ、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとされている。（公益法人会計基準注解10）

したがって、財団の「繰入額」と「繰出額」は、強化基金特別会計から一般会計への退職給付引当金相当額の費用負担配分であり、内部取引であるから、正味

財産増減計算書総括表において相殺消去されなければならない。また、「他会計へ貸付金」「他会計へ預け金」「他会計へ立替」「他会計から借入金」「他会計から預り金」はいずれも一般会計又は特別会計間の資金の貸借であるから、貸借対照表総括表において相殺消去されなければならない。【結果】

(7) 補助金等に係る注記について

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、財務諸表に注記すべきとされているが（公益法人会計基準第4の1（10））、財団の財務諸表にはこれらの注記がなされていなかった。【結果】

(8) 真珠災害資金事業について(育成基金特別会計)

真珠災害資金事業（事業の概要を参照）について財団が受ける補助金について、三重県からの補助金については真珠養殖業特別災害資金融通事業補助金交付要綱に次のように規定されており、関係市町村も同様である。

（補助金の額）

第4条1項

前条に規定する県の補助金の額については次の額以内とする。平成16年度から平成19年度までの毎年度、融資総額×10%×80%×90%×2/3×1/4の額の補助金を交付する。

他方で、財団が支払う基金については、財団と真珠養殖漁業協同組合等との間で締結される基金交付契約書に次のように規定されている。

（損失補償の発生、損失補償額、基金の交付額及び負担額等）

第2条1項

前条の補償は、基金協会が債務者に代わって三重県信用漁業協同組合連合会に代位弁済したことにより発生するものとし、この補償額は代位弁済金から回収金（基金協会が本人及び保証人から回収した代位弁済金を控除した額）を控除した額の80%に相当する額とする。

同条2項

第1項の補償額に90%（80%×90%=72%）を乗じた額が甲（財団のことである。）から乙（真珠養殖漁業協同組合等のことである。）に基金として交付され、第1項の補償額に10%（80%×10%=8%）を乗じた額を乙が負担して、乙から基金協会へ第1項の補償額全額を支払うものとする。

真珠災害資金事業では当初貸倒見込率10%を超える貸倒れは生じなかった。

また、平成18年度末には真珠養殖業特別災害資金の融資についてすべて約定償還日が到来しているところ、平成18年度末の未回収の貸付金は、8,340千円であり、全額が貸し倒れた場合の財団の交付金は、6,004千円となり（8,340千円×80%×90%）、他方で、平成19年度までに受領する補助金及び回収金の合計額は7,237千円である。

したがって、本事業において、実際に財団が今後受領した補助金を超えて基金を交付することは今後も生じないものと考えられる。

ところで、財団の説明によると、財団が真珠養殖漁業協同組合等に対して支払う基金に相当する金額は、たとえ当初の貸倒見込率の10%を超えたとしても、三重県及び関係市町村から補助金として交付を受けられるということであったが、上記の補助金交付要綱及び基金交付契約書の条項の文言を読めば、もし仮に10%を超えて貸倒れが生じた場合には、財団の負担となったと読むのが素直であると考えられる。

したがって、もし仮に10%を超えて貸倒れが生じた場合にも、財団の負担がないのだとすれば、今後同様の事業が行われる場合には、当該予定貸倒見込率を超えて貸倒が生じた場合の負担について、協定書等の書面で明確にしておくべきである。【意見】

(9) 三重県からの借入金について（就農資金貸付特別会計及び林業就業促進資金特別会計）

財団が行う就農支援資金貸付け及び林業就業促進資金貸付けに係る資金については、すべて三重県からの無利息借入金により調達されている。

しかし、実際には、就農資金借入金の52.0%、林業就業促進資金借入金の23.5%しか貸付けにあてられておらず、本来農業者や林業就職者等に対する貸付金にあてられるはずの借入金の多く（就農資金借入金の48.0%、林業就業促進資金借入金の76.5%）が実際には貸出しにあてられず、余剰資金として財団の普通預金に預けられている。

農業者や林業就職者等に対する貸付金の回収遅延や貸倒れ、予想を上回る借入れの申し入れなどの不測の事態にある程度は備えられなければならないものの、就農資金貸付特別会計及び林業資金貸付特別会計の余剰金はいずれも過大であると考えられる。この点、財団は三重県の融資制度を利用しているに過ぎないので、早期繰上償還をする義務はない。しかし、これら財団において借入れの趣旨に従い活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用が図られるべきである。

したがって、三重県においては、過大な余剰資金については早期繰上償還を求められるような約定で貸付けを行うべきである。【意見】

財団法人三重北勢地域地場産業振興センター

1. 設置目的

昭和 56 年度からスタートした国の地場産業総合振興対策に基づき、第 3 セクター方式を取り入れ設置した財団法人で、地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 沿革

昭和 60 年 10 月 地場産業振興センターとして国の地域指定を受け財団設立

(1) 出資者 三重県

地方公共団体(5 市 5 町、平成 19 年 3 月 31 日現在)

(四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町)

商工団体 (17 団体)

地場産業界 (41 団体)

(2) 基本財産 22,030 千円

(三重県 7,000 千円、四日市市 7,080 千円、他構成団体 7,950 千円)

昭和 62 年 8 月 竣工

(1) 土地 敷地面積 1,702.4 m²

(2) 建物 鉄骨鉄筋コンクリート 地上 7 階、地下 1 階、塔屋 1 階

建床面積 903 m² 延床面積 6,247.16 m²

(3) 主な施設 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

() 数字は部屋数

6 階	ホール、展示室	812.71 m ²
5 階	団体事務所 (1)、研修室 (2)、大研修室 (1)、情報交換室 (2)	812.71 m ²
4 階	視聴覚室、研修室 (4)、開発室	812.71 m ²
3 階	小会議室、財団事務室、経営資料室兼閲覧室 (四日市市大学地域トリニティー)、経営相談室 (三重大学四日市フロント)、インキュベートルーム (7)	812.71 m ²
2 階	三重県産業支援センター北勢駐在、研修室 (1)、軽食堂	625.27 m ²
1 階	名品館 (地場製品の展示・販売)	761.36 m ²

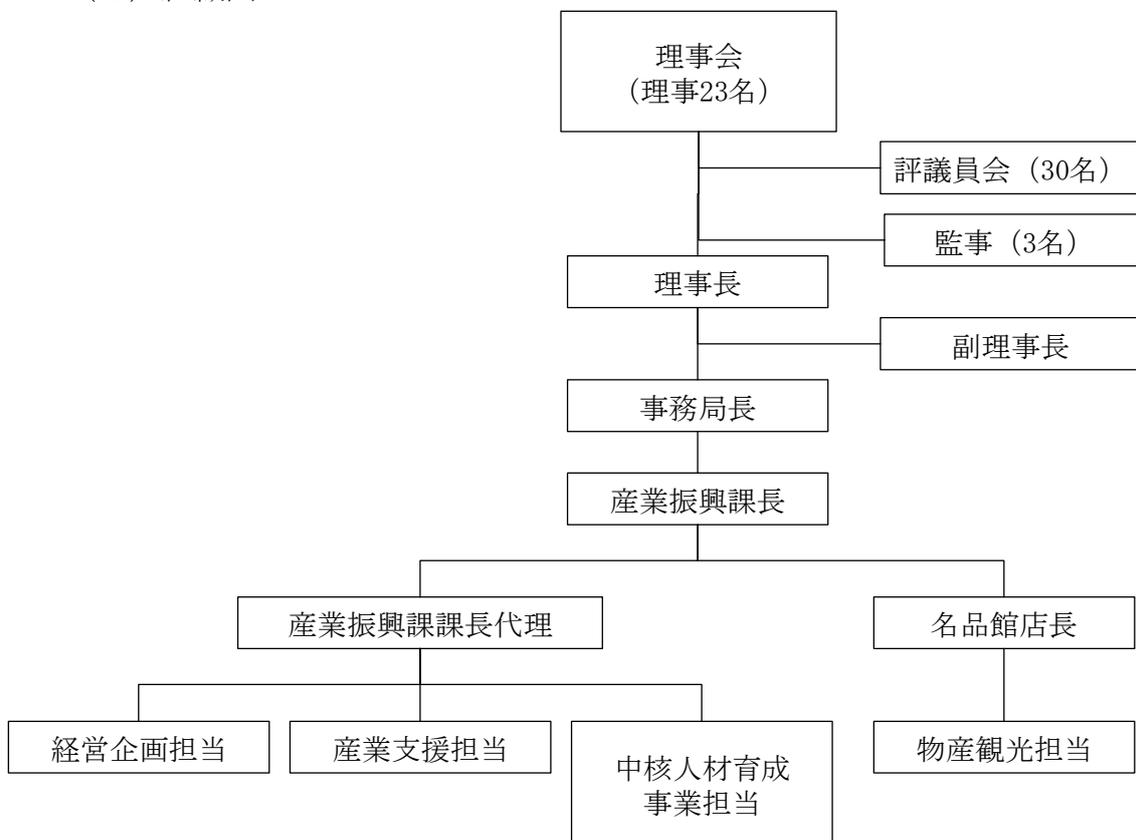
(4) 建設費	2,138,540 千円	
①内訳	土地購入費	440,026 千円
	建物建設費	1,631,104 千円
	備品費	67,410 千円
②財源	国庫補助金	200,000 千円
	県支出金	200,000 千円
	中小企業高度化資金借入	1,316,250 千円
	四日市市補助金	380,250 千円
	建設負担金（商工団体、業界）	42,040 千円

名品館



3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（1）組織図



（2）人員構成

	理 事	監 事	評議員
常勤	1 名	0 名	0 名
非常勤	22 名	3 名	30 名
計	23 名	3 名	30 名

（注）非常勤理事 1 名は県職員である。

	財団職員
常勤正規職員	5 名
臨時・パート職員	8 名
計	13 名

4. 事業概要

(1) 事業の概要

① 需要開拓事業

ふるさと産品まつりの開催をはじめ、物産展・見本市への参加、名品館の運営による地場産品のPR、販路拡大

② 人材養成事業

地域地場産業界の経営者、従業員を対象にした業界、組合単位ごとの研修会などの開催、小学生対象のじばさん講座の開催

③ 情報収集提供事業

地場産業に関する情報の収集及び提供

④ 相談指導事業

専門家による経営、下請、貿易、金融、法律等の個別相談の実施

⑤ 新商品開発事業

地場産品の新商品開発

⑥ インキュベータ事業

新事業への挑戦を目指すベンチャー企業への支援、インキュベートルームの賃貸

⑦ 産学連携製造中核人材育成事業

平成17年度からスタートした国からの委託事業。若手製造技術者育成のための教育プログラムの開発と実証講座の開催

⑧ 貸館事業

会議、研修、展示等のため良質な施設の提供

(2) 主な地場産業

① 伝統的工芸品：四日市萬古焼、伊勢形紙、鈴鹿墨

② 鋳物、家具、機械、漁網、サンダル履物、タオル、撚糸、メリヤス、清酒、茶、麺類、ローソク、菓子、時雨蛤、植物油、水産加工品、乳製品、その他

なお、これらの多くを1階名品館で展示し販売を行っている。

(3) 平成18年度の事業実施状況

センター管理業務については、地場産業の活動拠点として、施設の効果的な運営と維持管理に努めるとともに、自主財源確保のため、施設使用料収入や販売手数料収入の増加に努めている。

また、総合振興事業として、需要開拓、人材養成、情報収集提供、相談指導の既存事業に加え、産学連携事業や、ビジネスインキュベータ事

業に取組み、平成17年度から着手した産学連携製造中核人材育成事業を引続き実施している。

・需要開拓事業

四日市ふるさと産品まつり 2006 の開催

会期 平成18年11月11日、12日
会場 四日市競輪場 ジョイフルスペース
来場者数 55,000人 (11日:28,000人 12日:27,000人)
出展者数 69ブース
地場産品ブース46 (構成地域33、全国センター13)
農水畜産ブース23 (農業団体16、認定農家7)
売上額 4,887,115円 地場産品ブース
内容 地場産品の販売・PR、萬古焼の絵付け体験、萬古焼・伊勢形紙の実演・PR、プロ競輪選手による模擬レース、消防広場、伊勢茶講習会等。

見本市・物産展への参加

名古屋金山総合駅イベント広場等7回延べ18日

名品館運營業務

じばさん市の開催 8回

「開館記念感謝フェア」の開催

「グランドセール'07」の開催

構成地域内での物産展等への参加 8回延べ13日

・人材養成事業

地場産業経営強化セミナー 2組合に対する出前講座の実施

夏休み小学生じばさん講座 (3講座)

小学生夏休みじばさん講座 初級コース (4年生対象)

日時:平成18年7月25、26日

参加数:202名 (小学生162名 保護者46名)

体験:萬古焼絵付け、形紙しおり彫刻

小学生夏休みじばさん講座 上級コース (5、6年生対象)

日時:平成18年7月27、28日

参加数:33名

体験:萬古焼の器づくり (手ひねり、電動ろくろ成型)

伊勢形紙色紙彫刻

・情報収集提供事業

地場産業めぐり ~伝統に生きる地域の名品を訪ねて~

日時:平成18年8月29日

参加数：44名

見学先：四日市港ポートビル、ばんこの里会館他

・インキュベータ事業

「リーディング産業展三重 2006」 出展

日時：平成 18 年 11 月 10、11 日

場所：四日市ドーム

来場者：6,236 名

・産学連携製造中核育成事業

産学連携「製造中核人材育成プログラム実証講座」を地域企業
と三重大学工学部との連携により実施

第 2 講座「電気・電子工学、機械工学、メカトロニクス」26 名（29 日間）

第 3 講座「実践品質管理工学」27 名（8 日間）

第 4 講座「コストダウン技術」38 名（5 日間）

第 5 講座「生産管理工学」36 名（4 日間）

18 年度受講者合計 127 名（延 46 日間）

（注）第 1 講座は平成 17 年度に実施

（4）過去 5 年間の状況

事業費の内訳

（単位：千円）％は全事業合計に占める割合

事業名	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
需要開拓事業	14,799	14,929	17,291	17,527	21,369
	66.6%	65.7%	72.1%	40.0%	35.1%
人材養成事業	2,977	2,664	1,768	972	603
	13.4%	11.7%	7.4%	2.2%	1.0%
情報収集提供事業	906	1,151	1,060	1,126	1,047
	4.0%	5.1%	4.4%	2.6%	1.7%
相談指導事業	—	20	10	—	—
	—	0.1%	0.0%	—	—
新商品開発事業	3,546	3,463	3,604	—	—
	16.0%	15.2%	15.0%	—	—
インキュベータ事業	—	501	232	908	501
	—	2.2%	1.0%	2.1%	0.8%
産学連携製造中核 人材育成事業	—	—	—	23,308	37,351
	—	—	—	53.2%	61.4%
全事業合計	22,229	22,730	23,968	43,843	60,872
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

センター貸室利用状況

(単位：延室数)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸室数	4,372	4,320	4,654	4,232	3,350
利用室数	2,568	2,767	2,908	2,870	2,599
利用率(%)	58.8	64.0	62.5	70.1	77.6

目的別利用状況

(単位：回数) (%)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会議	1,595 (52.1)	1,741 (51.9)	1,678 (50.2)	1,823 (50.9)	1,778 (51.9)
研修会・講習会	583 (19.0)	707 (21.1)	731 (21.9)	632 (17.7)	747 (21.8)
展示会・発表会	78 (2.5)	40 (12.0)	88 (2.6)	82 (2.3)	83 (2.4)
展示会(即売)	385 (12.6)	361 (10.7)	250 (7.5)	328 (9.2)	275 (8.0)
その他・ 説明会等	422 (13.8)	508 (15.1)	594 (17.8)	714 (19.9)	543 (15.8)

使用料

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸室使用料	37,363	39,585	36,737	39,048	37,148
備品・冷暖房	6,485	6,665	6,639	6,944	7,183
計	43,849	46,250	43,377	45,992	44,332

名品館販売状況

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
売上額	30,177	30,758	33,158	40,646	53,017
売上点数(点)	55,839	55,571	63,246	76,980	105,220
販売手数料収入	5,505	5,587	5,568	6,801	7,716
販売収入	-	1,742	2,997	5,134	12,197

軽食堂利用状況

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
売上額	34,474	29,180	20,041	16,607	15,076
客数(人)	46,195	41,679	27,822	24,379	21,941
平均客数 (人)	140	115	79	71	64

来館者数

(単位：人)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸室関係 (1日平均)	86,030 (259)	89,815 (374)	86,359 (249)	91,237 (272)	92,770 (287)
即売場関係	44,567	44,314	33,351	22,922	30,550

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
(1 日平均)	(132)	(123)	(94)	(68)	(91)

5. 三重県との関係

財団法人三重北勢地域地場産業振興センターは、三重県から 7,000 千円（出捐割合：31.8%）の出捐を受けている。

（単位：千円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
補助金等	8,800	8,800	1,685	1,050	—
負担金	—	450	—	—	—
計	8,800	9,250	1,685	1,050	—

6. 財務状況

(1) 収支計算書

（単位：千円）

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
I 収入の部					I 事業活動収支の部	
1. 基本財産運用収入					1. 事業活動収入	
基本財産利息収入	6	6	6	6	基本財産運用収入	6
2. 補助金等収入					基本財産利息収入	6
国・補助金収入	—	—	2,450	23,612	事業収入	79,198
県・補助金収入	8,800	8,800	1,685	1,050	施設使用料収入	57,582
市・補助金収入	160,200	133,160	101,492	75,351	受講料収入	254
市・補助金収入	23,604	4,101	3,832	4,508	委託業務収入	753
3. 施設使用料収入	45,754	50,258	47,859	58,558	手数料収入	8,409
4. 受講料収入	510	362	199	324	販売収入	12,197
5. 委託業務収入	3,447	1,459	1,002	830	補助金等収入	114,667
6. 手数料収入	8,556	7,515	7,365	7,746	国・委託料収入	36,899
7. 販売収入	1,482	1,742	2,997	5,134	市・補助金収入	73,667
8. 雑収入	438	632	332	339	市・BI 補助金収入	4,101
9. 負担金収入	500	450	—	—	雑収入	1,567
10. 預り保証金収入	400	500	—	5,300	事業活動収入計	195,439
11. 基本財産収入	—	—	—	30	2. 事業活動支出	
当期収入合計	253,700	208,989	169,221	182,792	事業費支出	60,872
前期繰越収支差額	12,177	12,111	30,397	22,772	需要開拓事業費支出	21,369
収入合計	265,878	221,100	199,619	205,564	ふるさと産品まつり	896
II 支出の部					物産展・見本市	2,006
1. 事業費	22,229	22,730	23,968	43,843	名品館運営	18,466
需要開拓事業費	14,799	14,929	17,291	17,527	人材養成事業費支出	603

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
人材養成事業費	2,977	2,664	1,768	972	支援セミナー	257
情報収集提供事業費	906	1,151	1,060	1,126	小学生じばさん講座	346
相談指導事業費	-	20	10	-	情報収集提供事業費支出	1,047
新商品開発事業費	3,546	3,463	3,604	-	情報図書	236
ビジネスインキュベーション事業費	-	501	232	908	特別情報の提供	744
産学連携製造中核人材 育成事業費	-	-	-	23,308	地場産業めぐり	65
2. 管理費	103,449	106,330	111,744	106,486	相談指導事業費支出	-
給料手当	39,316	40,017	39,144	37,909	新商品開発事業費支出	-
臨時雇賃金	1,522	1,466	2,535	2,825	ビジネスインキュベーション事業費支 出	501
福利厚生費	5,709	6,739	7,522	7,014	産学連携製造中核人材育 成事業費支出	37,351
会議費	53	10	16	31	労務費	10,991
旅費交通費	528	228	256	402	事業費	11,754
通信運搬費	781	825	844	937	一般管理費	2,231
消耗性備品費	-	-	8,461	718	再委託費	12,373
消耗品費	2,072	1,582	1,667	1,172	管理費支出	119,044
印刷製本費	423	131	264	168	給料手当支出	41,413
光熱水費	14,858	14,298	13,973	14,558	臨時雇賃金支出	2,379
燃料費	98	59	61	131	福利厚生費支出	7,630
修繕費	1,789	3,980	2,366	3,846	会議費支出	11
租税公課	1,584	1,560	1,694	894	旅費交通費支出	269
賃借料	1,670	933	947	1,399	通信運搬費支出	887
委託料	31,963	33,160	30,638	32,999	消耗性備品費支出	284
保険料	590	590	608	628	消耗品費支出	1,455
支払利息	15	3	-	-	修繕費支出	13,567
雑費	472	740	741	849	印刷製本費支出	149
3. 固定資産取得支出					燃料費支出	159
固定資産取得支出	51,062	21,773	37,934	1,989	光熱水費支出	14,278
4. 借入金返済支出					賃借料支出	951
長期借入金返済支出	74,025	31,668	-	-	保険料支出	625
5. 預り保証金支出	-	5,200	200	300	租税公課支出	2,705
6. 特定預金支出					委託料支出	31,471
基本財産積立預金支出	-	-	-	30	雑費支出	802
退職給与引当預金支出	3,000	3,000	3,000	3,000	預り保証金支出	500
7. 予備費	-	-	-	-	事業活動支出計	180,416
当期支出合計	253,767	190,703	176,847	155,649	事業活動収支差額	15,022
当期収支差額	△66	18,286	△7,625	27,143	Ⅱ投資活動収支の部	
次期繰越収支差額	12,111	30,397	22,772	49,915	1. 投資活動収入	
					投資活動収入計	-
					2. 投資活動支出	
					特定資産取得支出	3,000
					退職給付引当資産取得 支出	3,000
					固定資産取得支出	1,242
					建物附属設備支出	825
					備品支出	417
					投資活動支出計	4,242

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
					投資活動収支差額	△4,242
					Ⅲ財務活動収支の部	
					1. 財務活動収入	
					財務活動収入計	-
					2. 財務活動支出	
					財務活動支出計	-
					財務活動収支差額	-
					Ⅳ予備費支出	-
					当期収支差額	10,779
					前期繰越収支差額	49,915
					次期繰越収支差額	60,694

(注1) 平成16年10月14日付けで「公益法人会計基準の改正等について」が公表され、新会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。このことに伴い、平成17年度以前と平成18年度で表示が異なっている(以下、正味財産増減計算書、貸借対照表について同じ。)

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
I 増加の部					I 一般正味財産増減の部	
1. 資産増加額	54,062	43,060	40,934	32,162	1. 経常増減の部	
建物増加額	14,692	-	-	-	(1) 経常収益	
建物附属設備増加額	35,876	18,383	34,957	976	基本財産運用益	6
備品増加額	493	3,390	2,178	635	基本財産受取利息	6
車輛増加額	-	-	797	-	事業収益	79,198
構築物増加額	-	-	-	378	施設使用料収入	57,582
基本財産増加額	-	-	-	30	施設使用料収入	54,506
退職給与引当預金増加額	3,000	3,000	3,000	3,000	ビジネスインキュベーション 室料	1,885
当期収支差額	-	18,286	-	27,143	団体事務所使用料	931
2. 負債減少額	75,788	36,868	200	300	ケース使用料	259
長期借入金返済額	74,025	31,668	-	-	受講料収入	254
退職給与引当金戻入額	1,763	-	-	-	委託業務収入	753
預り保証金減少額	-	5,200	200	300	手数料収入	8,409
増加額合計	129,851	79,928	41,134	32,462	販売収入	12,197
II 減少の部					受取補助金等	114,667
1. 資産減少額	51,118	35,864	47,829	27,800	国・委託料収入	36,899
当期収支差額	66	-	7,625	-	市・補助金収入	73,667
固定資産除却損	1,939	658	12,166	-	市・BI補助金収入	4,101
建物減価償却額	17,012	17,226	17,226	17,226	受入減価償却額	25,433
建物附属設備減価償却額	30,389	15,678	9,366	8,863	雑収益	1,567

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
構築物減価償却額	724	729	669	681	経常収益計	220,872
備品減価償却額	885	1,470	565	849	(2) 経常費用	
車輛減価償却額	101	101	209	179	事業費	60,872
2. 負債増加額	400	5,509	1,740	10,867	需要開拓事業	21,369
退職給与引当金繰入額	-	5,009	1,740	5,567	ふるさと産品まつり	896
預り保証金増加額	400	500	-	5,300	物産展・見本市	2,006
減少額合計	51,518	41,374	49,570	38,668	名品館運営	18,466
当期正味財産増減額	78,333	38,553	△8,436	△6,205	人材養成事業	603
前期繰越正味財産額	1,399,315	1,477,649	1,516,203	1,507,766	支援セミナー	257
期末正味財産合計額	1,477,649	1,516,203	1,507,766	1,501,560	小学生じばさん講座	346
					情報収集提供事業	1,047
					情報図書	236
					特別情報の提供	744
					地場産業めぐり	65
					ビジネスインキュベーター事業	501
					産学連携製造中核人材育成事業	37,351
					労務費	10,991
					事業費	11,754
					一般管理費	2,231
					再委託費	12,373
					管理費	119,044
					給料手当	41,413
					臨時雇賃金	2,379
					福利厚生費	7,630
					会議費	11
					旅費交通費	269
					通信運搬費	887
					消耗性備品費	284
					消耗品費	1,455
					修繕費	13,567
					印刷製本費	149
					燃料費	159
					光熱水費	14,278
					賃借料	951
					保険料	625
					租税公課	2,705
					委託料	31,471
					雑費	802
					退職給付費用	5,717
					減価償却額	26,423
					建物減価償却額	17,226
					構築物減価償却額	686

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
					建物附属設備減価償却額	7,529
					備品減価償却額	800
					車両減価償却額	179
					経常費用計	212,058
					当期経常増減額	8,813
					2. 経常外増減の部	
					(1) 経常外収益	
					経常外収益計	-
					(2) 経常外費用	
					経常外費用計	-
					当期経常外増減額	-
					当期一般正味財産増減額	8,813
					一般正味財産期首残高	41,351
					一般正味財産期末残高	50,164
					II 指定正味財産増減の部	
					一般正味財産への振替額	△25,433
					当期指定正味財産増減額	△25,433
					指定正味財産期首残高	1,460,209
					指定正味財産期末残高	1,434,776
					III 正味財産期末残高	1,484,941

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科目	平成 18 年度
I 資産の部					I 資産の部	
1. 流動資産					1. 流動資産	
現金・預金	11,114	45,924	26,939	35,564	現金預金	38,459
立替金	1,115	66	286	61	未収金	44,069
未収金	7,148	4,474	9,763	29,311	立替金	-
流動資産合計	19,379	50,465	36,988	64,937	前払費用	124
2. 固定資産					流動資産合計	82,654
基本財産					2. 固定資産	
基本財産積立預金	22,000	22,000	22,000	22,030	(1) 基本財産	
基本財産合計	22,000	22,000	22,000	22,030	定期預金	22,030
その他固定資産					基本財産合計	22,030
土地	441,658	441,658	441,658	441,658	(2) 特定資産	
建物	926,834	909,608	892,381	875,154	退職給付引当資産	20,000
建物附属設備	101,518	103,564	117,372	109,485	建物(指定)	857,928
構築物	13,582	12,853	12,183	11,880	建物附属設備(指定)	101,965
備品	4,265	6,185	7,414	7,200	構築物(指定)	11,193

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
車輛	179	78	667	487	土地(指定)	441,658
電話加入権	438	438	438	438	特定資産合計	1,432,746
退職給与引当預金	8,000	11,000	14,000	17,000	(3)その他固定資産	
その他固定資産合計	1,496,479	1,485,388	1,486,117	1,463,306	建物附属設備	815
固定資産合計	1,518,479	1,507,388	1,508,117	1,485,336	車輛運搬具	308
資産合計	1,537,858	1,557,854	1,545,106	1,550,273	備品	6,817
Ⅱ負債の部					電話加入権	438
1. 流動負債					その他固定資産合計	8,379
前受金	4,353	5,905	6,312	5,547	固定資産合計	1,463,155
未払金	1,372	12,379	2,240	5,057	資産合計	1,545,809
預り金	1,542	1,783	5,663	4,417	Ⅱ負債の部	
流動負債合計	7,268	20,068	14,216	15,021	1. 流動負債	
2. 固定負債					未払金	8,946
預り保証金	5,400	700	500	5,500	前受金	5,692
退職給与引当金	15,873	20,882	22,623	28,191	預り金	7,320
長期借入金	31,668	-	-	-	流動負債合計	21,959
固定負債合計	52,941	21,582	23,123	33,691	2. 固定負債	
負債合計	60,209	41,651	37,340	48,713	退職給付引当金	33,909
Ⅲ正味財産の部					預り保証金	5,000
正味財産	1,477,649	1,516,203	1,507,766	1,501,560	固定負債合計	38,909
(うち基本財産)	22,000	22,000	22,000	22,030	負債合計	60,868
(うち当期正味財産 増減額)	78,333	38,553	△8,436	△6,205	Ⅲ正味財産の部	
負債及び正味財産合 計	1,537,858	1,557,854	1,545,106	1,550,273	1. 指定正味財産	
					指定正味財産合計	1,434,776
					(うち基本財産への充 当額)	22,030
					(うち特定資産への充 当額)	1,412,746
					2. 一般正味財産	50,164
					(うち特定資産への充 当額)	20,000
					正味財産合計	1,484,941
					負債及び正味財産合 計	1,545,809

(4) 主な指標

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
正味財産比率	96.1%	97.3%	97.6%	96.9%	96.9%
借入金依存度	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基本財産運用利率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自己収入比率	48.3%	48.4%	44.0%	48.5%	44.0%
人件費比率	42.0%	42.5%	41.2%	37.7%	34.7%
管理費比率	82.3%	82.4%	82.3%	70.8%	66.2%

正味財産比率＝正味財産／負債・正味財産合計

借入金依存度＝借入金残高／負債・正味財産合計

基本財産運用利率＝基本財産運用収入／基本金の額
 自己収入比率＝自己収入／（事業費＋管理費－受託事業費）
 人件費比率＝人件費／（事業費＋管理費）
 管理費比率＝管理費／（事業費＋管理費）

7. 監査手続

- ① 自主財源の確保の観点から、手数料、販売等の収入についてその業務の流れについて聴取するとともに、収入計上基準について確認を実施するため、関係書類を閲覧した。
- ② 貸借対照表上、在庫は計上されていないことから、破損、盗難の管理及び棚卸を含めて、どのように在庫管理をしているか、またどのように会計処理をしているかを聴取し関係書類を閲覧した。
- ③ 委託費を含め、支出について関係書類を閲覧した。

8. 監査結果

(1) 財団法人三重県産業支援センターの賃料について

三重北勢地域地場産業振興センターは、貸館事業のほか長期入居者に対して、以下の賃貸借契約を締結している。

	物件	面積 (㎡)	期間	契約賃料 (円/月)
財団法人三重県産業支援センター	2階 研修室7	64	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	32,000
四日市商工会議所	4階 研修室1	69	平成17年7月1日～ 平成18年10月31日	714,840
	4階 研修室2	53		
	4階 研修室4	71		
	5階 研修室5	103		
	計	296		

団体事務所等の使用料算出基礎額は、2,500円/㎡であるから、規準どおりの賃料であれば以下のようなになる。

(単位：円/月)

	① 契約賃料	② 規準賃料	③=①-② 差額	③÷② 乖離率
財団法人 三重県産業支援センター	32,000	160,000	△128,000	80%
四日市商工会議所	714,840	740,000	△25,160	3.4%

(注) 規準賃料は2,500円/㎡に面積を乗じて算出。

上表で明らかなように、財団法人三重県産業支援センター、四日市商工会議所とも規準使用料を下回る賃料設定であり、特に財団法人三重県産業支援センターについては、その乖離率が高くなっている。

この理由は、第2次産業の集積地である北勢地域振興のための拠点づくりが必要であった財団法人三重県産業支援センターと、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターにおいても産業振興の拠点施設として、より公共性を高めるべく関連機関の集積と連携をさらに図っていく必要もあり、両者の施策上の方向性が一致し、共益費相当額での契約が妥当とされたためである。

しかし一方で、財団法人三重県産業支援センターは、他の入居者と同じく一固有の団体であり、賃料設定における公平性・透明性や、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターの独立採算による自立化の推進も必要であることから、今後は、規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。【意見】

(2) 商品棚卸について

買取商品については、破損や盗難の管理を含めて、年2回棚卸をしているとのことであり、棚卸一覧表を実際に閲覧したところ、棚卸数がマイナスとなっているもの等が見受けられ、棚卸は実施しているものの適切な棚卸手続が実施されていないものが一部見受けられた。その主な内容としては、特別割引品、しめ縄、金山物産展への出品物であるが、特に長期間マイナスとなっているものとして、しめ縄があり、平成17年12月以前からマイナスとなっているものである。

帳簿在庫数がマイナスとなっている理由として、入庫した時点においてシステムに適時に入力がないことが挙げられるが、これは入庫した際の処理手続がシステム導入間もないこともありマニュアル化されていなかったことによるものである。今後は、入庫した際の処理手続をマニュアル化すると共に、入庫した時点においてシステムに適時に入力し、適切な在庫管理に努めるべきである。

なお、手数料収入で計上される委託販売については、棚卸表を作成して委託業者に送り、それを委託業者が把握しているあるべき在庫と突き合わせるか、あるいは委託業者自らが棚卸を行い、商品管理に努める必要がある。【結果】

(3) 破損や盗難があった場合の損失負担について

委託販売の場合、原則として、商品の在庫責任は委託業者にある。しかし、三重北勢地域地場産業振興センターにおいては、高額な商品（萬古焼等）の破損や盗難があった場合、委託商品でも応分の損失負担をすることがあった。これらの場合の負担区分について明確に取り決めておく必要がある。

現在、商品の破損があった場合には日報に記載しているが、破損伝票等はなく今後は作成していく必要がある。盗難による損失は、その時点では分からないため日報に記載する必要はないが、商品棚卸を実施した時点でその事実を確認し、破損伝票等を作成する必要がある。ただし、盗難の場合は、警察へ盗難届けを出して保険請求を行うが、保険には免責がないため三重北勢地域地場産業振興センターに実質的な損失負担はない。【結果】

(4) 商品勘定計上について

平成19年3月31日時点で、買取商品としてローソク243千円（売価）及び乳製品10千円（売価）の在庫があった。しかし、当該買取商品は少額であるからという理由により、商品勘定として資産計上されておらず、直接、販売収入原価となっている。そのため、貸借対照表上においては過少な資産と、正味財産増減計算書上においては過少な正味財産期末残高となっている。

「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」においては以下のとおり規定されている。

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

① 現金②預金③有価証券④未収金⑤土地⑥建物⑦備品⑧消耗品⑨その他

「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」を見ると、商品が含まれておらず、そのためもあって商品勘定として資産計上されていない結果となっている。

財団法人三重北勢地域地場産業振興センターは、地場産品への理解・普及を図るため委託販売方式を導入し販売しているが、近年では自主財源の確保を図るため買取方式が増加している状況にある。このことから、買取商品を含めた商品の管理が重要になってきており、買取商品の在庫については、寄附行為に定める

「⑨その他」に含まれる資産として、原価に直したうえで貸借対照表上商品勘定に計上すべきである。【結果】

(5) 盗難に対処するための売場配置について

2年程前に1階名品館の売場配置を変えているが、展示が主で販売は従であるとの考えもあり、配置上買取商品について一部盗難が発生する可能性が高いと思われるスペースも見受けられ、実際盗難も発生している。しかし、近年では財団運営上自主財源の確保も重要なことで展示のみに主眼を置いているわけにもいかず、また、特に盗難は萬古焼という比較的高額なものが多いため、萬古焼を中心

として商品管理が十分できるような売り場の配置を検討する必要がある。【意見】

(6) 掛売りの売上計上時期について

官公庁等に対して掛売りがあるが、掛売りのほとんどが委託商品のため入金時に売上計上している。また、販売先への納品時において、一部の物品受領書に受領者の証票を得ていないものがあつた。

売上計上時期は財又は役務の提供があつた時点でなされる必要があるため、入金時に売上計上するのではなく、商品を納品した時点で売上計上し、商品在庫から減じる必要がある。また、販売先への納品の事実の根拠を明確にするため、全ての物品受領書に受領者の印鑑やサインを得る必要がある。【結果】

(7) 売上にかかる振替伝票の適時起票について

金山総合駅イベント広場で行われた三重県北勢地域の地場産品フェアに関して、平成18年5月8日から9日までの売上金341千円が平成18年5月18日に、平成18年11月2日から3日までの売上金560千円が平成18年11月13日に振替伝票が起票されていた。

売上の事実を的確に把握するため、振替伝票は速やかに起票する必要がある。【結果】

(8) 領収証の形式の統一について

現在使用している領収証は形式が統一されておらず、連番も振られていない。不正等を予防するためにも領収書の形式を統一し、領収証発行時においては連番を振り発行管理に努める必要がある。【結果】

三重県信用保証協会

1. 設立目的

信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化を図るため、物的担保には乏しいが、経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者に対して、金融上の強力な「公共的保証人」となって、中小企業の繁栄と金融の安定に寄与することを目的とする。

2. 沿革

昭和 24 年 4 月	社団法人 三重県信用保証協会設立
昭和 24 年 5 月	事業開始
昭和 28 年 8 月	信用保証協会法制定
昭和 29 年 6 月	特殊法人 三重県信用保証協会に改組
昭和 35 年 8 月	四日市支所(現、四日市支店) 開設

本店

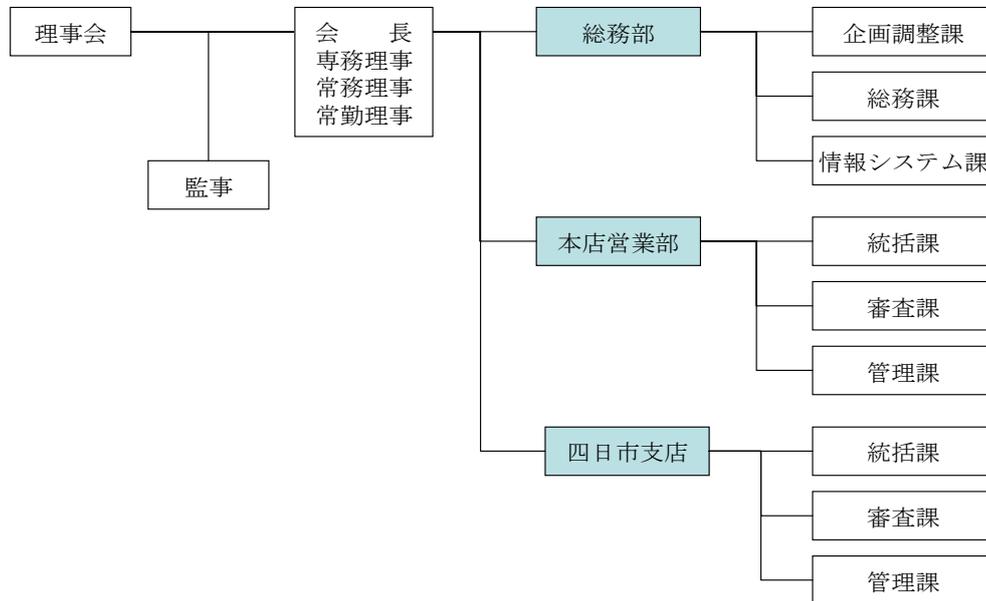


四日市支店



3. 組織（平成19年3月31日現在）

(1) 組織図



(2) 人員構成

	理事	監事	職員
常勤	5名	—	73名
非常勤	11名	2名	—
計	16名	2名	73名

(注1) 三重県信用保証協会では、理事にて組織される理事会が意思決定機関となっている。

(注2) 監事はすべて非常勤であり、うち1名は公認会計士である。

(注3) 常勤理事のうち2名及び非常勤監事のうち1名は県職員のOBである。

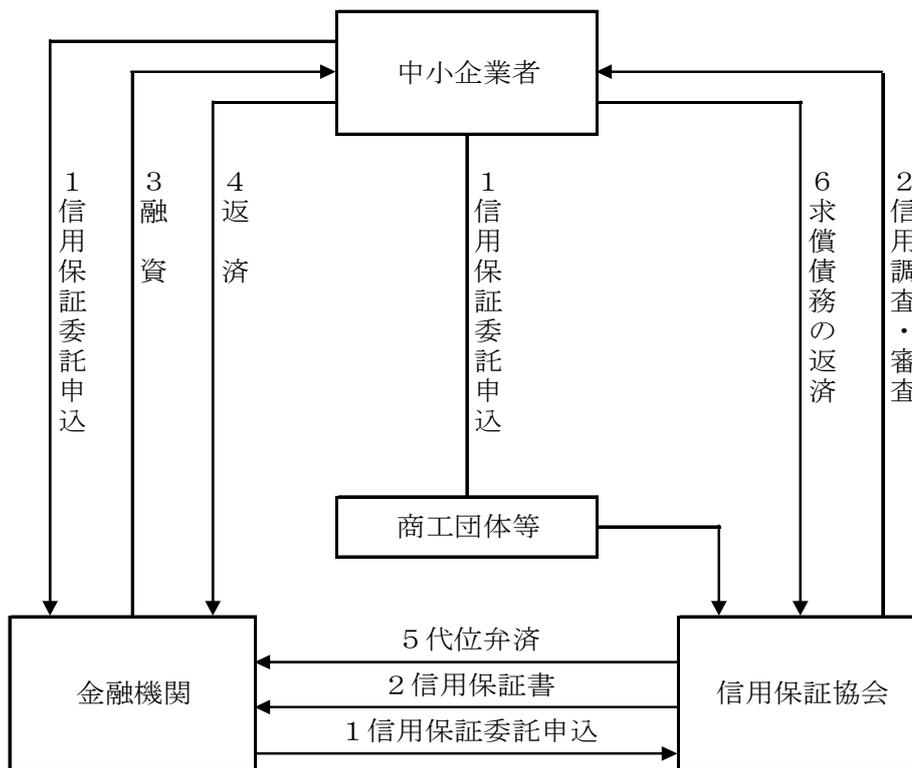
4. 事業概要

(1) 信用補完制度の概要

①中小企業者に対する信用保証手続

信用保証協会は、中小企業者の事業資金の借入れや私募債の発行に当たり公的な保証人となることで、借入れや私募債の発行を容易にし、中小企業者の育成を金融の側面から支援する。

このような信用保証の当事者は、基本的には金融機関、中小企業者、信用保証協会（以下、「協会」という。）の三者関係で成り立っており、この関係を図解すると以下のとおりである。



<図の説明>

- 1 中小企業者が協会に信用保証委託申込をする方法は、金融機関を経由する方法と商工団体等を経由する方法がある。
- 2 協会は、中小企業者の信用調査・審査を行い、その結果適当と認められたときは、金融機関に信用保証書を発行する。
- 3 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行う。この際、協会は中小企業者から所定の信用保証料を受け取る。
- 4 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に返済を行う。
- 5 中小企業者が諸事情によって、その借入金の返済ができなくなったときは、協会は中小企業者にかわって金融機関に代位弁済を行う。
- 6 協会は、中小企業者の立ち直りを図りつつ求償権の回収に努める。

②中小企業金融公庫に対する保険手続

信用保証協会が中小企業者に対する信用保証を行った場合、国が出資する中小企業金融公庫に保険を付し、中小企業金融公庫が信用保証協会のリスクを一部負担することで信用保証協会は国より間接的に財政支援されている。

また、信用保証協会が中小企業者の債務を保証した場合に、信用保証の対象となる保証債務について選択権がなく信用保険に付されることを包括保険といい、図解すると以下のとおりである。



③信用補完制度

上記①、②の有機的な結びつきを総称したものを信用補完制度といい、中小企業金融対策の中核的推進制度として重要な役割を担っている。

(2) 保証業務の内容

①保証を利用できる中小企業者

中小企業者であれば、ほとんどの業種を対象としているが、金融業、農林漁業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、純享乐的風俗営業、宗教法人、非営利団体、その他信用保証協会において不適當と認められる業種は対象とならない。

なお、養鶏業及び真珠養殖業は対象としているが、信用保険対象外業種であり信用保険に付保することができないため、金額にかかわらず担保が必要である。

②主な保証制度

平成19年3月31日現在において三重県信用保証協会では取り扱っている主な保証制度としては、三重県信用保証協会の保証制度と三重県・四日市市と連携した保証制度がある。

(イ) 三重県信用保証協会の保証制度

一般保証／長期経営資金保証／根保証（手形貸付）／根保証（手形割引）／季節資金保証／創業関連保証／創業等関連保証／経営革新関連保証／サポート保証／事業再生保証／当座貸越根保証／事業者カードローン当座貸越根保証／経営安定関連（セーフティネット）保証／特定社債保証／売掛債権担保融資保証

(ロ) 三重県・四日市市と連携した保証制度

a 三重県の制度

小規模事業資金／経営革新支援資金／創業者支援資金／新産業創造資金／特定地域企業立地促進資金／環境保全資金／地震対策資金／経営活性化資金／売掛債権活用資金／リフレッシュ資金／セーフティネット資金／中小企業再生支援資金／子育て支援資金

b 四日市市の制度

四日市市中小企業振興資金／四日市市環境改善設備資金／四日市市独立開業資金

③保証承諾

三重県信用保証協会では意思決定の内容に応じて役職者ごとに決裁権限が定められており、保証承諾に関しては保証残高及び担保の有無により決裁権限が定められている。

なお、会長又は専決することができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合には別に定める者が代決を行い、後日、決裁権者の後閲を受ける。

④信用保証料率

信用保証協会の利用にあたっては、利用者は金融機関の融資金利とは別に信用保証料を信用保証協会に支払うことになる。

信用保証協会の主な保証制度のうち、無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）及び特定社債保険に係る信用保証料率は、原則として、中小企業者の貸借対照表及び損益計算書、その他の経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク経済モデルにより算出される評点に応じて決定される。

具体的には評点については、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）が用いられ、財務情報等を入力することにより自動で算出されており、そこに中小企業者の非財務的要因が加味され最終的な適用料率が決定される。

なお、平成18年3月までは上記保険に係る信用保証料率は基本料率として1.35%であったが、平成18年4月から利用者の状況に応じて基本料率が以下の表のように弾力化されている。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

(注) 特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証をさす。

また、平成19年10月1日から、金融機関との責任共有制度の導入に伴い、基本料率は以下の表のとおり改正されている。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

⑤特別審査会

(イ) 趣旨

適正保証の推進を図りつつ、新たな経済施策による特別な保証制度にも的確に対応し、また直接融資として制度化された特定社債保証等、高度な保証判断を要する案件については、信用保証料率に拘わらず、各担当部署からの要請に基づき特別審査会を開催し、協議の上取り扱う。

(ロ) 対象

特別審査会に付議する案件は次のとおりである。

- a 特別な状況等により、複合的な観点から保証判断が求められるもの
- b 特定社債保証等新たな保証制度で必要とするもの

c その他、各担当部署において特に協議が必要と認められたもの

(ハ) 構成員

会長、専務理事、常務理事、理事、参与（役員付特命事項）、総務部長、本店営業部長、四日市支店長及び担当課長とする。

⑥求償権の管理、保全及び回収

求償権の管理、保全及び回収については、不断の注意と督促を怠らず、債務者等の状態の変化に対しては速やかに相応の措置をとり、早期回収に努めている。なお、求償権の回収の一部については債権回収を専門に行う会社（以下「サービサー」という。）に業務委託を行っている。

(3) 平成 18 年度の事業実施状況

①概況

平成 18 年度の我が国経済は穏やかに景気回復しているものの、中小企業は大企業に比し景気回復に遅れが生じ、経営環境は依然として厳しさが続いている。

このような情勢のもと、三重県信用保証協会では活力ある中小企業の革新と再生を支援する取り組みを充実させ、また、経営環境の悪化や災害により打撃を受けている中小企業の円滑な資金供給を行うセーフティネット対策や物的人的担保からの脱却を図る保証の推進を図るとともに、県・市の融資制度を更に積極的に活用し、中小企業の経営の安定と金融の円滑化に努めている。

②保証業務・求償権の状況

(イ) 過去 5 年間の状況

三重県信用保証協会の保証業務及び求償権の状況について、当年度を含む過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：件、百万円)

区分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
		件数	金額								
業保 保証	保証承 諾	19,239	254,045	17,706	244,863	16,442	214,191	15,823	220,348	18,087	231,283

区分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		
	件数	金額									
	償還	22,671	250,575	23,069	234,790	17,228	206,438	17,201	207,523	14,860	199,173
	代位弁済	1,405	13,994	1,298	13,850	969	11,547	828	9,782	980	12,874
	保証残高	51,704	448,981	44,875	443,667	42,908	437,835	40,511	438,388	42,533	453,914
求償権	回収	142	967	145	956	96	835	85	767	85	929
	償却	1,502	13,348	908	13,808	1,082	10,584	1,008	9,622	773	10,966
	残高	804	5,204	1,049	4,289	840	4,417	575	3,809	697	4,789

(口) 全国規模別事業概況 (平成 19 年 3 月末)

(単位：百万円、%)

(項目)	保証債務残高		保証承諾		代位弁済		実際回収	
(協会)	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	元損計	前年比
東京	4,173,003	105.3	2,000,202	108.6	84,058	93.0	36,213	88.5
大阪府	2,379,546	108.4	1,131,024	121.0	69,957	80.5	32,837	79.5
愛知県	1,605,798	98.8	819,817	101.8	27,110	99.5	12,243	86.3
静岡県	1,467,421	101.3	615,953	102.7	27,174	116.2	9,342	87.0
埼玉県	1,244,397	103.2	572,445	126.3	25,675	108.0	9,361	82.6
兵庫県	1,190,556	95.9	472,317	84.1	37,226	97.8	14,129	86.1
神奈川県	977,717	103.8	456,787	115.1	26,115	105.6	10,355	82.8
北海道	891,347	111.7	586,635	116.5	13,924	115.4	4,732	88.0
福岡県	834,671	94.4	393,444	94.2	20,402	98.5	8,159	76.6
京都	821,057	98.4	352,144	89.2	16,125	104.5	6,504	81.8
千葉県	820,368	100.0	458,925	114.0	22,867	109.9	6,405	74.1
茨城県	741,249	103.6	394,914	101.7	20,757	121.8	5,609	96.2
名古屋市	601,626	99.4	309,603	103.7	13,500	98.7	5,289	82.3
大阪市	594,134	101.3	208,785	116.4	19,776	75.2	12,010	90.7
長野県	593,938	101.5	272,846	102.9	12,186	103.2	4,017	98.1
広島県	589,121	110.7	352,289	112.2	12,137	99.2	4,936	95.7
群馬県	576,789	100.5	258,242	97.0	16,486	98.1	3,786	98.8
新潟県	519,251	100.5	214,678	116.7	7,763	115.7	4,046	98.7
横浜市	464,795	99.4	201,838	108.1	13,916	128.7	5,120	109.2
岐阜県	463,838	99.0	172,777	98.1	9,155	89.2	3,260	78.5
三重県	453,914	103.5	231,283	105.0	12,874	131.6	3,206	95.1
石川県	418,999	102.6	156,542	116.0	8,806	96.3	2,787	95.0
栃木県	413,505	100.6	201,369	111.0	8,899	88.3	2,870	96.1
山形県	373,230	101.6	148,062	92.4	6,097	131.0	1,588	71.0
宮城県	340,454	102.5	156,554	112.0	8,818	91.0	2,196	95.5
岡山県	328,224	102.1	161,729	103.6	7,821	132.9	2,673	91.4
福島県	306,769	98.5	147,988	85.0	6,296	114.1	1,592	85.7
滋賀県	306,110	100.3	136,413	97.2	4,843	95.9	2,859	86.0
青森県	295,353	92.1	119,466	85.6	9,139	76.1	2,330	77.3

(項目)	保証債務残高		保証承諾		代位弁済		実際回収		
	(協会)	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	元損計	前年比
山口県		290,501	101.8	146,421	100.0	8,067	126.4	2,154	81.4
富山県		281,167	98.5	105,463	102.0	4,866	98.0	1,472	93.0
和歌山県		276,617	95.4	88,796	80.9	7,147	109.9	2,201	69.8
奈良県		264,916	96.4	110,391	110.4	8,960	123.9	2,909	84.9
岩手県		262,127	100.9	104,320	92.4	4,577	117.2	2,007	86.7
福井県		262,033	94.8	90,579	104.2	7,789	118.1	1,743	94.1
熊本県		256,346	92.7	117,732	93.6	6,614	93.9	2,538	84.5
長崎県		222,558	89.8	99,907	81.6	8,902	118.6	2,286	90.8
愛媛県		215,760	104.4	113,444	106.8	3,075	132.8	1,427	101.3
大分県		205,031	100.1	109,071	100.1	4,076	137.2	1,383	120.1
島根県		198,226	100.7	77,369	83.0	5,345	163.0	1,256	99.8
秋田県		186,860	102.8	85,558	113.5	3,876	76.2	1,407	101.9
山梨県		181,008	89.8	69,818	88.0	6,539	80.9	1,846	103.2
川崎市		156,415	94.8	60,198	113.0	3,299	83.6	1,857	111.1
高知県		150,702	107.5	73,367	123.7	3,734	115.2	1,126	87.7
鹿児島県		150,431	99.9	76,375	105.8	2,834	122.8	1,112	79.9
香川県		148,975	99.2	80,787	108.2	3,793	103.3	1,583	116.2
徳島県		146,613	97.1	57,355	92.1	4,177	118.1	1,171	69.2
鳥取県		144,296	99.6	66,354	103.8	5,588	165.3	1,271	92.3
沖縄県		127,320	97.0	69,079	109.8	3,813	78.5	3,322	108.5
佐賀県		124,408	95.3	49,483	93.0	3,647	118.2	1,250	74.9
宮崎県		122,668	100.5	63,520	122.7	2,110	58.4	2,198	133.2
岐阜市		96,975	101.3	38,678	99.3	2,458	92.2	1,004	84.5
合計		29,259,139	101.6	13,659,135	105.2	685,187	99.7	260,980	86.9

社団法人全国信用保証協会連合会の資料より抜粋

(注) 元損計＝元本＋損害金(利息)

③保証承諾(平成19年3月末)

(イ)金額別

(単位:件、百万円)

区分	件数	金額
100万円以下	566	522
100万円超 200万円以下	1,228	2,284
200万円超 300万円以下	1,902	5,567
300万円超 500万円以下	3,727	17,757
500万円超 1,000万円以下	4,345	38,170
1,000万円超 1,500万円以下	2,325	32,418
1,500万円超 2,000万円以下	1,402	27,127
2,000万円超 3,000万円以下	1,188	32,860
3,000万円超 5,000万円以下	983	42,408
5,000万円超 6,000万円以下	126	7,213

区分	件数	金額
6,000万円超 7,000万円以下	68	4,575
7,000万円超 8,000万円以下	142	11,208
8,000万円超 1億円以下	57	5,320
1億円超 2億円以下	28	3,854
2億円超 3億円以下	-	-
3億円超 4億円以下	-	-
4億円超 5億円以下	-	-
5億円超	-	-
計	18,087	231,283

(ロ) 期間別 (単位：件、百万円)

区分	件数	金額
3月以内	366	3,416
3月超 6月以内	1,679	15,546
6月超 1年以内	3,513	56,083
1年超 2年以内	3,152	29,858
2年超 3年以内	623	4,863
3年超 4年以内	212	1,657
4年超 5年以内	6,200	72,014
5年超 7年以内	1,756	31,560
7年超 10年以内	438	12,530
10年超	148	3,756
計	18,087	231,283

④ 保証承諾年度別代位弁済

(単位：件、千円)

保証承諾年度 \ 区分	件数	金額
平成18年度	60	840,871
平成17年度	171	2,713,344
平成16年度	143	2,090,150
平成15年度	130	1,785,871
平成14年度	127	1,716,301
平成13年度	58	477,631
平成12年度以前	291	3,249,477
計	980	12,873,645

⑤ 代位弁済年度別回収

(単位：件、千円)

代位弁済年度 \ 区分	件数	金額
平成18年度	24	443,760
平成17年度	50	813,569

代位弁済年度	区分	件数	金額
平成 16 年度		33	532,676
平成 15 年度		39	372,987
平成 14 年度		27	149,857
平成 13 年度		29	198,372
平成 12 年度		17	191,654
平成 11 年度以前		93	350,407
計		312	3,053,282

5. 三重県との関係

①出捐関係

三重県信用保証協会は三重県から出捐を受けており、出捐額は平成 19 年 3 月 31 日現在で 8,577,987 千円である。三重県信用保証協会の基本財産に占める割合は 35.4%であり、他は市町村、金融機関、その他団体の出捐である。なお、金融安定化特別基金を三重県の出捐額から除くと 23.2%になる。

また、三重県信用保証協会として平成 19 年 3 月 31 日現在において借入金がないため、三重県としての債務保証はない。

②損失補償

三重県は、三重県信用保証協会が三重県中小企業融資制度に係る保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部を予算の範囲内で補償する契約を結んでいる。

損失補償の対象は、小規模事業資金及び経営革新支援資金であり、資金及びその用途に応じて損失補償期限が設けられている。

なお、小規模事業資金に係る損失補償契約は平成 16 年度から、経営革新支援資金に係る損失補償契約は平成 15 年度から行っており、当年度を含む過去 5 年度の損失補償実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
損失補償額	0	0	0	10,099	7,101

損失補償対象となっている融資額

(単位：千円)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
小規模事業資金	—	—	4,280,135	8,182,128	26,296,468
経営革新支援資金	—	402,700	482,925	321,700	750,000

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
新産業創造資金	123,000	67,000	183,580	60,000	0
三重県CLO	—	—	5,128,000	—	—

6. 中小企業金融安定化特別保証制度

(1) 中小企業金融安定化特別保証制度の概要

中小企業金融安定化特別保証制度とは、バブル経済崩壊後のいわゆる貸し渋りによる企業の資金繰りの悪化に対し、政府の緊急経済対策の一環として、平成10年8月に閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に基づき臨時異例の措置として創設された保証制度である。平成10年10月から平成13年3月までの期限付きの保証制度であり、全国で30兆円の保証規模が確保された。

同制度は信用補完制度の枠組みの中で実施され、一般の保証よりも緩和された保証要件により実施された。

(2) 三重県信用保証協会の取り扱い

①保証内容

三重県信用保証協会では、平成13年3月31日までの取扱期間において、保証目的に応じ以下の保証を行った。

(イ) 金融環境変化対応資金保証

金融環境の変化により必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、三重県信用保証協会保証付融資によりその事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

(ロ) 創業関連保証

厳しい金融環境の下で適正かつ健全な事業を営もうとする創業者が必要事業資金の調達に支障を来していることに鑑み、三重県信用保証協会保証付融資によりその事業資金を供給し、もって当該事業の発展に資することを目的とする。

(ハ) 経営資源活用関連保証

厳しい金融環境の下で適正かつ健全な新事業の開拓を行う中小企業者が必要事業資金の調達に支障を来していることに鑑み、三重県信用保証協会保証付融資によりその事業資金を供給し、もって当該事業の発展に資することを目的とする。

②保証期間

(イ) 運転資金：5年（据置期間1年以内含む）以内

(ロ) 設備資金：7年（据置期間1年以内含む）以内

7. 財務状況

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収入					
保証料	4,205,969	4,147,959	4,717,964	4,926,915	4,966,216
預け金利息	9,643	3,981	4,116	2,363	2,421
有価証券利息・配当金	126,283	177,735	207,525	212,204	252,377
調査料	-	-	-	-	-
延滞保証料	38,414	40,456	51,359	48,102	41,708
損害金	54,489	52,548	48,392	64,901	48,372
事務補助金	-	-	-	0	16,657
雑収入	64,128	79,213	71,983	74,654	52,547
経常収入計	4,498,927	4,501,893	5,101,343	5,329,142	5,380,302
経常支出					
業務費	1,072,854	1,047,401	1,056,985	1,087,374	1,113,657
借入金利息	1,707	896	850	402	-
信用保険料	1,501,878	1,830,883	1,974,950	2,099,197	2,069,972
雑支出	36,583	70,945	58,938	6,646	119,381
経常支出計	2,613,024	2,950,126	3,091,725	3,193,621	3,303,011
経常収支差額	1,885,903	1,551,766	2,009,618	2,135,520	2,077,290
経常外収入					
償却求償権回収金	239,275	280,024	314,985	446,580	347,755
責任準備金戻入	2,894,832	2,908,272	2,848,742	2,782,935	2,747,267
求償権償却準備金戻入	1,978,617	1,919,472	1,552,947	1,575,483	1,533,976
求償権補てん金戻入	10,334,747	11,287,331	8,055,656	7,409,901	9,076,220
保険金	10,326,520	11,270,712	7,835,182	7,086,323	8,727,929
損失補償補てん金	8,226	16,619	220,474	323,578	348,291
補助金	-	-	-	-	-
その他収入	-	51,515	80,745	22,757	24,168

科 目	平成 14 年 度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常外収入計	15,447,472	16,446,615	12,853,078	12,237,658	13,729,388
経常外支出					
求償権償却	13,347,882	13,808,478	10,584,256	9,621,541	10,965,894
有価証券償却	-	32,285	-	20,443	-
雑勘定償却	40,938	44,227	43,245	27,840	42,824
退職金	120	-	3,416	552	3,766
責任準備金繰入	2,908,272	2,848,742	2,782,935	2,747,267	2,862,831
求償権償却準備金繰入	1,919,472	1,552,947	1,575,483	1,533,976	1,678,744
その他支出	-	268	44,601	22,634	13,571
経常外支出計	18,216,685	18,286,949	15,033,938	13,974,255	15,567,632
経常外収支差額	△2,769,213	△1,840,333	△2,180,860	△1,736,596	△1,838,244
金融安定化特別基金取崩額	267,187	309,258	419,354	325,126	203,344
制度改革促進基金取崩額	-	-	-	-	186
当期収支差額	△ 616,122	20,691	248,112	724,050	442,577
収支差額変動準備金繰入額	616,122	-	124,000	362,000	221,000
基本財産繰入額	-	20,691	124,112	362,050	221,577

(2) 中小企業金融安定化特別会計収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
経常収入					
保証料	885,413	333,633	185,976	98,507	80,121
預け金利息	779	275	248	113	102
延滞保証料	25	631	5,843	5,791	6,651
損害金	2,613	5,879	3,822	5,255	4,131
事務補助金	-	-	-	-	-
雑収入	6,205	10,543	7,017	13,706	10,940
経常収入計	895,037	350,963	202,908	123,374	101,948
経常支出					
業務費	153,771	131,126	119,603	108,841	98,593
信用保険料	296,999	149,301	80,643	44,028	31,193
経常支出計	450,770	280,427	200,246	152,869	129,787
経常収支差額	444,267	70,535	2,662	△ 29,495	△ 27,838
経常外収入					
償却求償権回収金	50,187	70,487	77,075	76,581	63,934
責任準備金戻入	944,588	537,847	279,955	159,724	105,752
求償権償却準備金戻入	251,701	196,312	127,089	91,765	66,242

科 目	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
求償権補てん金戻入	4,615,947	3,712,601	2,139,036	1,218,337	1,196,766
経常外収入計	5,862,423	4,517,248	2,623,156	1,546,408	1,432,695
経常外支出					
求償権償却	5,839,718	4,489,996	2,793,682	1,670,045	1,444,945
責任準備金繰入	537,847	279,955	159,724	105,752	86,511
求償権償却準備金繰入	196,312	127,089	91,765	66,242	76,745
経常外支出計	6,573,878	4,897,041	3,045,173	1,842,040	1,608,202
経常外収支差額	△ 711,454	△ 379,793	△ 422,016	△ 295,631	△ 175,506
当期収支差額	△ 267,187	△ 309,258	△ 419,354	△ 325,126	△ 203,344

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
[借方]					
現金	143	145	189	209	77
預け金	16,132,551	19,291,703	20,546,098	10,430,707	10,982,754
金銭信託	-	-	-	-	-
有価証券	18,799,578	21,760,595	19,242,663	21,921,029	21,052,426
動産・不動産	506,573	491,842	473,285	460,848	460,334
損失補償金見返	-	-	-	-	-
保証債務見返	448,980,530	443,667,123	437,835,067	438,387,906	453,914,308
求償権	5,203,761	4,289,395	4,416,605	3,809,484	4,788,707
雑勘定	1,062,722	1,039,257	1,016,107	1,029,306	1,403,443
借方計	490,685,862	490,540,062	483,530,018	476,039,492	492,602,052
[貸方]					
基本財産	21,443,725	21,273,740	21,102,493	21,139,717	21,157,950
(基金)	(7,728,791)	(7,847,373)	(7,971,368)	(7,971,668)	(7,971,668)
(金融安定化特別基金)	(2,026,877)	(1,717,618)	(1,298,264)	(973,137)	(769,792)
(基金準備金)	(11,688,057)	(11,708,748)	(11,832,861)	(12,194,912)	(12,416,489)
制度改革促進基金	-	-	-	90,664	201,912
収支差額変動準備金	1,283,977	1,283,977	1,407,977	1,769,977	1,990,977
責任準備金	2,908,272	2,848,742	2,782,935	2,747,267	2,862,831
求償権償却準備金	1,919,472	1,552,947	1,575,483	1,533,976	1,678,744
退職給与引当金	777,491	827,887	850,637	861,564	825,347
損失補償金	-	-	-	-	-
保証債務	448,980,530	443,667,123	437,835,067	438,387,906	453,914,308
求償権補てん金	-	-	-	-	-

科目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
借入金	5,833,000	9,895,000	8,303,000	-	-
雑勘定	7,539,392	9,190,644	9,672,422	9,508,419	9,969,980
貸方計	490,685,862	490,540,062	483,530,018	476,039,492	492,602,052

(注) 平成 19 年 3 月 31 日現在

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額

3,851,000 千円

中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額

△3,081,207 千円

8. 監査手続

(1) 保証承諾の適正性

平成 18 年度に保証承諾し、同年度に代位弁済したもの 60 件について、保証承諾日から代位弁済日までの期間を確かめるとともに、保証承諾がいかなる資料に基づき、適正に決裁されているかについてヒアリングをするとともに、決算資料、簿冊を閲覧して確認した。

(2) 保証債務残高の検討

平成 18 年度末の保証債務残高の中から上位 10 件を抽出し、ヒアリング及び簿冊の閲覧により保証債務残高の内容を確認した。

(単位：千円)

順位	実際残高の合計
1	593,238
2	484,623
3	478,500
4	472,655
5	454,438
6	452,662
7	452,056
8	428,056
9	424,876
10	423,506

(3) 求償権の管理

求償権の管理状況を確認するために、平成18年度末の求償権残高の中から相手先別の代位弁済残高（償却済額を含む）の上位10件を抽出し、代位弁済した先に対して更に保証承諾しているものがないか、また、求償権の償却や求償権に係る担保の状況についてヒアリングをするとともに、簿冊を閲覧して求償権残高が適正かどうかを確認した。

(単位：千円)

順位	求償権残高
1	112,284
2	79,215
3	91,278
4	90,384
5	78,900
6	74,680
7	58,636
8	44,077
9	44,480
10	65,114

9. 監査結果

(1) 特別審査会における議事録の未作成について

適正保証の推進を図りつつ、新たな経済施策による特別な保証制度にも的確に対応し、また直接融資として制度化された特定社債保証等、高度な保証判断を要する案件については、決裁規程第5条の保証承諾専決にかかわらず、特別審査会を開催し、協議の上取扱うものとされている。しかし、特別審査会の実施に関して、議事録の作成が行われておらず、どのような内容の審査が実施されどのように判断されたのか明確になっていない。

高度な保証判断を要する案件に対しては、決裁規程の専決とは別に協議する必要があるとして特別審査会が設けられた趣旨からすると、議事録の作成がなされていないことは、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。

特別審査会に付議された案件については、網羅性の観点から受付番号を付した管理台帳を作成するとともに、具体的な案件の内容、審査会で出た意見、最終的な判断等を記載して議事録として残しておく必要がある。また、特別審査会で承認を受けた場合には、保証稟議書に特別審査会付議番号を記載しておくことも検討する必要がある。【結果】

(2) 保証承諾の決裁者について

保証承諾の決裁権限表によると、保証残高が同額であっても有担保無担保併用の場合と無担保の場合では決裁者が異なっているが、いくら有担保であってもその評価額が低い場合には、実質的に無担保であるのと変わらないケースも考えられる。したがって、単純に担保の有無で決裁権者を分けることは、決裁権限表がリスクを反映したものにならない恐れがあるのでないかと考えられるため、決裁権限表を見直す必要がある。

また、保証残高が既往実績内にある場合、決裁者が1ランク下がることになっているが、過去に事故がないからといって将来も事故が発生しないとは言えず、協会としてのリスクは保証先の現状の財務状況と保証残高に基づくものであるから、既往実績内にあるということで決裁者を1ランク下げるとは危険であると考えられる。決裁時点のリスクに基づいて決裁者を決めるべきである。【意見】

(3) 使用済み領収書の管理について

代位弁済後の求償権回収にあたり、管理課の担当者が求償権債務者等から直接現金等を回収する場合がある。その場合、回収時に団体専用領収書を作成し発行することになっているが、使用済み領収書を通査したところ書き損じの領収書や白紙の領収書があるものの無効処理がなされておらず、再度使用可能なものが散見された。

使用済み領収書について一部に使用可能な状態のものがある場合には、団体にとって正規でない領収書が発行され不適正使用が行われる可能性があり、また回収が団体の収支に反映されないことになる危険性もあることから、書き損じ等の領収書については、再度使用ができないように完全に無効処理を実施する必要がある。【結果】

(4) 信用保証料の過収及び未収について

平成18年4月1日から信用保証料率の弾力化の導入により、中小企業者の経営状況を考慮した信用保証料率が適用されているが、平成19年4月25日付けの団体ホームページにおいても記載のあるとおり、信用保証料率の算定において誤った事務処理があった。これにより、信用保証料の過収及び未収が発生し、過収分については信用保証料の一部を返還している。原因としては、リスク対応型保証料への変更時のシステム不具合の発生と保証料率の適用時の料率誤りであるが、今後は、システム修正時における手順書を設定した上で、システム修正までの報告体制を明確にすると同時に、保証料率の入力時の確認作業を再度実施する等の事務処理の正確性を図ることが望まれる。【意見】

(5) 保証料率決定における不健全資産の取扱いについて

特定社債保証申込書類及び保証稟議書を通査したところ、保証先の財務分析資料で担当者が個別に不健全資産を把握しているにもかかわらず、それが保証料率決定に活用されていなかった。

保証料率については、社団法人全国信用保証協会連合会が作成した「信用保証料率ガイドライン」に定められた基準料率に、個別の中小企業者の定性要因等を加味して決定される。基準料率は当該中小企業者の保証申込日の直前期決算における貸借対照表及び損益計算書、その他経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定められる。実務的には中小企業信用リスク情報データベース（CRD）に決算数値を入力することによって評点が自動計算され、その評点に基づいて基準料率が決定される。

信用保証協会は、全国統一のルールに従い、保証先から入手した決算数値を表面財務として基本的にはそのままCRDに入力して保証料率を決定している。また、CRDはそもそも、表面財務からデフォルト率を算出するプログラムであり、現状においては、表面財務で入力することが適切な処理といえる。しかし、中小企業に適切な経理処理を指導する観点から、審査の過程で重要な不健全資産を発見した場合は、それを反映することを検討すべきである。【意見】

(6) 保証料率決定における会計専門家の利用について

保証先の決算書が中小企業に関する会計基準に準拠しているか否かを確認する書類（チェック項目表）が公認会計士、税理士等の会計専門家から信用保証協会に提出されると保証料率は0.1%減額される。しかし、チェック項目表のすべての項目が該当していないにもかかわらず、保証料率が減額されているケースがあった。

これは、平成18年5月、中小企業会計割引の取り扱いに伴い、全国統一のルールに従い割引かれたものであり信用保証協会は適切に処理をしている。しかし、「中小企業の会計の質を向上させるため指針の普及を行う。」という目的に照らし合わせると、チェック項目表のすべての項目が該当していない場合には、保証料率が減額されないことも検討すべきである。

ただ、この点に関しては、平成19年4月の改正により、最低でも1項目以上の会計処理がされていることが必要となり、また、信用保証協会は引続き確認項目の真偽を確認する義務はないものの、協会の判断において割引かないことも可能となった。【意見】

三重県漁業信用基金協会

1. 設立目的

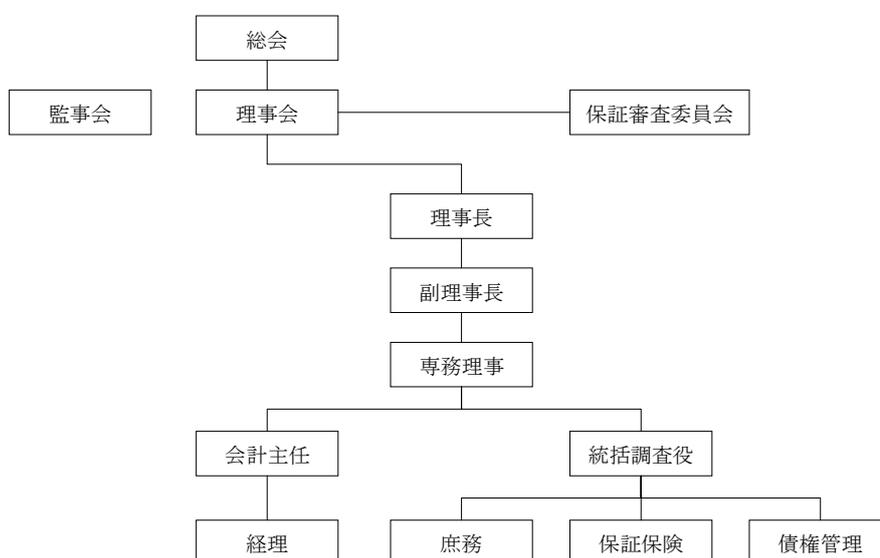
中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的とする。

2. 沿革

昭和 27 年 12 月 中小漁業融資保証法公布・施行
昭和 28 年 6 月 三重県漁業信用基金協会設立

3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（1）組織図



（注 1） 経理及び庶務、保証保険及び債権管理については兼任となっている。

なお、会計主任については空位となっている。

（注 2） 監事会は代表監事により監査細則の制定改廃や監査の計画並びに実施、監査顛末の措置、その他監事の職務に必要な事項を附議事項として招集される機関である。

(2) 人員構成

	理 事	監 事	職 員
常 勤	1 名	—	4 名
非常勤	10 名	3 名	—
計	11 名	3 名	4 名

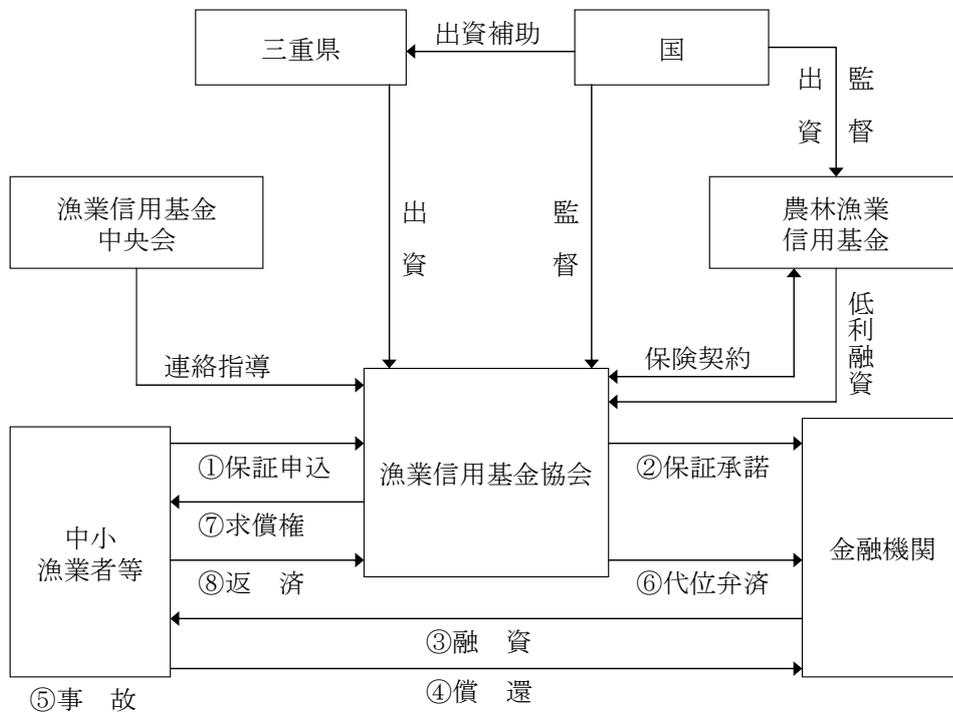
(注) 非常勤理事のうち、2名は県職員である。

4. 事業概要

(1) 中小漁業融資保証制度の概要

中小漁業融資保証制度とは、漁業信用基金協会（以下、(1)では「協会」という。）が中小漁業者等の信用力を補完し、金融の円滑化を図る保証制度と、独立行政法人農林漁業信用基金がこれを再保険する保証保険制度の2つをあわせ持つ制度である。

これらの仕組みを図解すると以下のとおりである。



<図の説明>

- ① 中小漁業者等は借入れを予定している金融機関に借入れの申込みをする際に保証の申込みを行い、申込みを受けた金融機関より協会に書類が提出される。
- ② 協会は、提出された書類内容を調査・審査し、その結果適当と認められたときは、金融機関に債務保証書を発行する。
- ③ 金融機関は、債務保証書に基づいて中小漁業者等に融資を行う。この際協会は中小漁業者等から所定の信用保証料を受け取る。
- ④ 中小漁業者等は、返済条件に従って金融機関に返済を行う。
- ⑤ 融資返済に対し延滞等の事故が発生する。
- ⑥ 中小漁業者等が諸事情によって、その借入金の返済ができなくなったときは、協会は中小漁業者等にかわって金融機関に代位弁済を行う。
- ⑦ 代位弁済により、中小漁業者等に対し求償権が発生する。
- ⑧ 協会は、中小漁業者等の立ち直りを図りつつ求償権の回収に努める。

(2) 保証業務の内容

①保証を利用できる中小漁業者等

三重県漁業信用基金協会は会員制をとっており、利用に際しては一口以上の出資金を払込んで会員となる必要がある。会員となることができる者は、協会の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であり、具体的には次のとおりである。

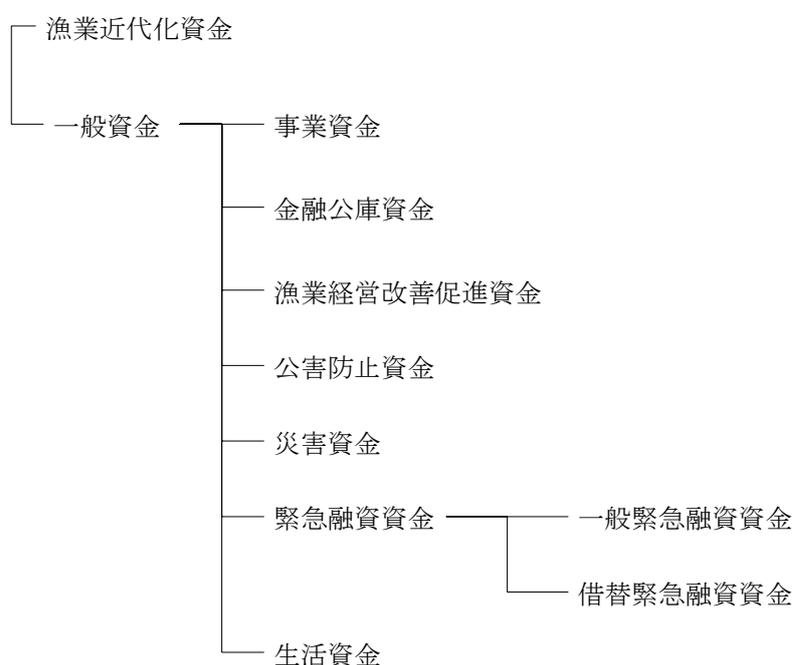
- (イ) 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人（その漁業を営み、又は漁業に従事する日数が1年を通じて90日以上である者に限る）
- (ロ) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (ハ) 水産加工業を営む個人
- (ニ) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又は資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (ホ) 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く）
- (ヘ) 水産振興公益法人
- (ト) 協同会社

(チ) 任意団体

ただし、会員とならなくても中小漁業者等が所属している漁業協同組合又は水産加工業協同組合が三重県漁業信用基金協会の会員となっていれば、その組合の出資を利用して保証を受けることができる。

②保証の対象となる資金

保証の対象となる資金は以下のとおりである。



(イ) 漁業近代化資金

漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項の漁業近代化資金をいう。

漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図るための資金であり、以下のように区分される。

- 1号資金 漁船
- 2号資金 漁船漁具保管修理施設等
- 3号資金 漁場改良造成用機具等
- 4号資金 漁具等
- 5号資金 水産動植物の種苗の購入又は育成

6号資金 漁村環境整備施設

7号資金 農林水産大臣特認

(ロ) 一般資金

漁業近代化資金以外の中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金である。

③保証承諾

三重県漁業信用基金協会では意思決定の内容に応じて決裁権限が定められており、保証承諾に関しては以下のように定められている。

区分としては、(イ) 漁業近代化資金 (ロ) 一般資金(運営及び固定資産取得のために必要な資金) で組合事業と個人・法人に分かれた3区分で専務理事、理事長若しくは理事会の承認が必要となる。

④保証審査委員会

漁業近代化資金及び一般資金にかかる保証の内容について、保証審査の適正を期するために保証審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会は、保証の審査に関し、理事会から付託された事項を調査・審議し、その結果を理事会に報告する。理事会ではその報告を徴した後、審議し、保証の諾否を決定する。

⑤求償権の回収

求償権の回収については、回収の方向性を定め、三重県信用漁業協同組合連合会と協力し合い、早期回収に努めている。

なお、三重県漁業信用基金協会では債権回収を専門に行う会社(以下「サービサー」という。)への業務委託は行っていない。

(3) 平成18年度の事業実施状況

①概況

平成18年度の我が国の経済は回復基調にあるものの、漁業を取り巻く環境は漁獲量の減少、魚介類の輸入による価格の低迷、燃油価格の高止まり等により、漁業経営は依然として厳しい状況が続いている。

また、現在の漁協の多くは総じて規模が零細であり、近年の漁業環境変化の影響による取扱事業量の減少や金融自由化の急速な進展等による信用事業等の経済事業収支の悪化により厳しい経営状況に直面している。なお、三重県内には業種別漁協を除いて 41 漁協あり、それらの漁協では金融・信用事業は行っておらず、購販売事業が事業の中心となっている。

このような漁業環境のもと、担い手・後継者不足、就業者の高齢化、設備投資の意欲の減退により三重県漁業信用基金協会に対する保証利用も減少傾向にある。

②保証業務・求償権の状況

(イ) 過去 5 年間の状況

三重県漁業信用基金協会の保証業務及び求償権の状況について、当年度を含む過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

区分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
近代化資金	保証業務	保証承諾	118	1,066,340	99	497,660	69	469,750	68	719,890	67	394,670
		償還	114	982,494	105	658,896	105	640,883	85	654,742	85	576,540
		代位弁済	1	2,240	7	66,170	3	26,133	5	81,536	1	4,760
		保証残高	454	3,560,542	441	3,333,136	402	3,135,870	380	3,119,482	361	2,932,852
	求償権	回収	1	6,796	—	11,931	1	9,972	2	33,180	3	23,495
		償却	—	—	—	—	4	138,010	2	5,855	—	—
		残高	43	640,549	50	694,788	48	572,939	49	615,440	47	596,705
一般資金等	保証業務	保証承諾	380	3,087,560	253	2,814,990	204	2,557,440	189	2,505,010	165	2,409,410
		償還	295	2,649,970	274	2,598,032	220	2,458,980	186	2,387,225	265	2,637,901
		代位弁済	16	155,480	5	39,370	13	93,370	10	126,180	21	250,550
		保証残高	408	3,052,909	382	3,230,497	353	3,235,587	346	3,227,192	225	2,748,151
	求償権	回収	5	89,130	10	89,339	3	85,306	6	78,077	9	101,486
		償却	—	—	—	—	10	44,927	2	21,800	9	52,472
		残高	233	1,532,592	228	1,482,623	228	1,445,760	230	1,472,063	233	1,568,655
合計	保証業務	保証承諾	498	4,153,900	352	3,312,650	273	3,027,190	257	3,224,900	232	2,804,080
		償還	409	3,632,464	379	3,256,928	325	3,099,863	271	3,041,967	350	3,214,441
		代位弁済	17	157,720	12	105,540	16	119,503	15	207,716	22	255,310
		保証残高	862	6,613,451	823	6,563,633	755	6,371,457	726	6,346,674	586	5,681,003
	求償権	回収	6	95,926	10	101,270	4	95,278	8	111,257	12	124,981
		償却	—	—	—	—	14	182,937	4	27,655	9	52,472
		残高	276	2,173,141	278	2,177,411	276	2,018,699	279	2,087,503	280	2,165,360

(注) 保証業務の「償還」件数、及び、求償権の「回収」件数は全額を償還・回収したものの件数である。

(ロ) 全国協会別保証状況等

参考までに、平成17年度の全国協会別保証状況等を示すと以下のとおりである。

(単位：百万円)

	保証引受額	保証残高	求償権発生額	求償権回収額	求償権残高
北海道	9,723	26,130	21	550	9,978
青森県	1,062	4,278	98	92	2,494
岩手県	3,129	7,459	40	39	1,899
宮城県	3,159	6,770	71	112	2,363
秋田県	260	835	-	1	21
山形県	88	479	-	20	1,554
福島県	539	1,635	-	4	1,177
茨城県	1,495	3,938	36	6	1,416
栃木県	25	25	-	-	-
千葉県	1,081	2,927	15	8	1,812
東京都	90	1,060	-	-	-
神奈川県	323	2,460	-	13	1,860
長野県	-	-	2	14	126
新潟県	160	1,094	1	12	757
富山県	1,087	2,096	11	25	163
石川県	199	1,564	10	33	3,724
静岡県	6,537	13,512	84	211	1,630
愛知県	702	2,669	-	0	36
三重県	3,224	6,346	207	111	2,087
福井県	313	1,632	-	38	923
滋賀県	15	298	2	0	19
京都府	66	392	-	-	-
大阪府	21	187	-	-	-
兵庫県	1,929	10,149	-	10	158
和歌山県	1,406	2,272	17	23	5,820
鳥取県	391	2,432	0	6	149
島根県	773	3,037	-	80	1,777
岡山県	76	440	-	-	-
広島県	676	1,706	0	1	13
山口県	1,224	4,000	2	17	69
徳島県	639	2,000	-	2	99
香川県	3,297	2,740	-	5	92

	保証引受 額	保証残高	求償権発 生額	求償権回 収額	求償権残 高
愛媛県	15,367	23,912	1,030	62	3,781
高知県	2,940	5,620	80	41	1,851
福岡県	504	3,677	-	36	2,263
佐賀県	2,292	4,719	-	1	-
長崎県	2,531	8,892	30	51	1,377
熊本県	2,508	6,467	112	64	2,716
大分県	963	3,039	7	21	500
宮崎県	1,358	6,255	-	2	25
鹿児島県	5,893	8,038	59	29	4,167
沖縄県	775	1,348	-	13	140
全国遠洋 沖合漁業 信用基金 協会	48,176	23,742	2,302	474	34,298
合計	127,039	212,292	4,248	2,247	93,354

「漁業信用保証制度の現状・平成18年度版」（社団法人漁業信用基金中央会）から抜粋

③保証承諾（平成18年度）

（イ）金額別

（単位：件、千円）

区分	件数	金額
300万円未満	60	120,480
300万円以上 500万円未満	51	170,810
500万円以上 1,000万円未満	44	283,740
1,000万円以上 3,000万円未満	63	978,050
3,000万円以上 5,000万円未満	7	233,000
5,000万円以上 1億円未満	2	140,000
1億円以上	5	878,000
計	232	2,804,080

（ロ）期間別

（単位：件、千円）

区分	件数	金額
1年未満	86	1,109,900
1年以上 3年未満	109	1,393,270
3年以上 5年未満	18	57,390
5年以上 10年未満	14	88,290
10年以上 15年未満	5	155,230
15年以上	-	-
計	232	2,804,080

④ 保証承諾年度別代位弁済（平成 18 年度）

（単位：件、千円）

保証承諾年度	区分	件数	金額
平成 18 年度		-	-
平成 17 年度		-	-
平成 16 年度		11	112,050
平成 15 年度		2	42,900
平成 14 年度		2	26,800
平成 13 年度		5	55,560
平成 12 年度		1	10,000
平成 11 年度		1	8,000
計		22	255,310

⑤ 代位弁済年度別回収（平成 18 年度）

（単位：件、千円）

代位弁済年度	区分	件数	金額
平成 18 年度		1	26,453
平成 17 年度		1	20,271
平成 16 年度		-	5,155
平成 15 年度		-	7,055
平成 14 年度		1	13,455
平成 13 年度		1	10,118
平成 12 年度		3	7,866
平成 11 年度以前		5	34,608
計		12	124,981

（注）回収件数は代位弁済したものについて全額を回収したものの件数である。

5. 三重県との関係

①出資関係

三重県漁業信用基金協会は三重県から出資を受けており、出資額は平成 19 年 3 月 31 日現在で 429,300 千円である。三重県漁業信用基金協会の出資金に占める割合は 35.1%となっている。

また、三重県漁業信用基金協会としての借入金はすべて農林漁業信用基金からのものであり、三重県としての債務保証はない。

②損失補償

保証の対象となる資金のうち、平成14年度真珠養殖特別災害資金について三重県漁業信用基金協会が代位弁済を行った場合、三重県及び市町が財団法人農林水産支援センターに積み立てた基金を真珠養殖漁業協同組合等に対して交付し、真珠養殖漁業協同組合等が三重県漁業信用基金協会に対して、損失補償金を交付するという形で、間接的な損失の補償が行われている。

③保証料補助

三重県漁業信用基金協会では信用保証料は資金の種類ごとに一律に決まっており、三重県からの保証料補助は行われていない。

6. 財務状況

(1) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(収益の部)					
事業収入					
保証料	41,491	41,438	41,242	38,246	37,776
戻り保険料	981	880	440	543	749
延滞保証料	172	6	133	329	403
違約金	140	—	—	—	180
預金利息	423	32	24	10	17
有価証券利息	173,599	36,080	36,746	19,756	31,204
受入奨励金	1,397	1,617	1,492	1,183	1,375
事業収入計	218,206	80,055	80,078	60,068	71,706
その他収益					
求償権償却引当金戻入	581,021	598,257	610,747	562,003	565,084
保証責任準備金戻入	52,903	60,386	63,788	67,392	83,620
その他引当金戻入	—	21,515	14,711	45,783	11,739
償却求償権取立益	—	—	—	60	25
雑収入	122	122	162	260	268
その他収益計	634,048	680,282	689,409	675,499	660,739
収益の部計	852,254	760,338	769,488	735,568	732,446

科 目	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
(費用の部)					
直接事業費					
保険料	19,416	19,611	20,197	18,879	18,762
戻し保証料	2,441	858	770	924	1,182
債権管理費	14	31	18	176	311
支払利息	188	132	117	100	169
直接事業費計	22,060	20,634	21,104	20,081	20,425
事業管理費					
人件費	56,811	49,042	47,518	45,104	44,231
旅費交通費	1,443	1,380	1,233	935	1,061
事務費	1,794	1,659	1,646	1,649	1,631
業務費	976	957	746	618	673
諸税負担金	3,820	3,376	3,153	3,266	3,008
施設費	2,185	1,828	1,847	1,704	1,630
減価償却費	1,569	1,063	784	668	519
雑費	89	109	70	72	37
事業管理費計	68,692	59,416	57,001	54,020	52,793
その他費用					
求償権償却費	—	—	57,223	8,296	18,372
求償権償却引当金繰入	598,257	610,747	562,003	565,084	571,126
保証責任準備金繰入	60,386	63,788	67,392	83,620	65,505
その他引当繰入	99,000	—	—	—	—
支払助成金	2,840	3,428	4,763	4,444	4,127
特別損失	—	1,482	—	—	—
雑費用	551	840	—	19	94
その他費用計	761,036	680,286	691,383	661,465	659,226
費用合計	851,788	760,338	769,488	735,568	732,446
当期利益金	465	0	0	0	0
費用及び当期利益金合計	852,254	760,338	769,488	735,568	732,446

(注 1) 三重県漁業信用基金協会では収支の均衡に努め、その他引当金戻入により、当期利益金がゼロとなっている。

(注 2) その他引当金の取崩しは、次の基準により行うものとする。

1. 事業収入及びその他収益の合計額より、直接事業費・事業管理費に求償権償却費、求償権償却引当金繰入、保証責任準備金繰入、特別損失及び雑費用を加え、その合計額を差引いて不足を生じた額
2. 漁協組織緊急再編対策事業等の支払助成に要した額
3. 協会記念事業に要した額

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(流動資産)					
現金	23	26	31	25	20
預金	2,037,108	2,351,418	1,852,289	1,114,950	776,714
有価証券	680,500	376,644	775,744	1,375,344	1,704,674
保証債務見返	6,613,451	6,563,633	6,371,456	6,346,673	5,681,003
保証保険債権	6,467,070	6,422,928	6,308,397	6,406,005	5,672,239
求償権	2,173,140	2,177,410	2,018,698	2,087,503	2,165,360
未収収益	2,298	444	1,461	2,390	4,527
前払金	—	—	—	675	—
前払費用	7,593	8,893	8,655	9,387	8,443
仮払金	51	36	170	32	650
厚生資金	—	—	8,760	8,340	7,920
流動資産計	17,981,236	17,901,435	17,345,665	17,351,328	16,021,552
(固定資産)					
有形固定資産	22,886	22,886	23,197	23,498	22,711
△減価償却累計額	△ 16,185	△ 17,248	△ 18,033	△ 18,527	△ 17,566
外部出資	22,670	21,187	21,187	21,187	21,187
固定資産計	29,370	26,824	26,351	26,157	26,332
資産計	18,010,607	17,928,259	17,372,016	17,377,486	16,047,885
(流動負債)					
借入金	636,400	631,900	606,800	580,400	565,400
保証債務	6,613,451	6,563,633	6,371,456	6,346,673	5,681,003
保証保険債権見返	6,467,070	6,422,928	6,308,397	6,406,005	5,672,239
納付準備金	1,504,912	1,534,252	1,404,254	1,398,936	1,530,225
未払回収納付金	21,403	13,191	18,507	10,970	32,585
未払費用	3,729	3,996	4,953	5,386	4,720
前受収益	17,781	19,116	18,123	19,243	17,268
仮受金	63	—	—	990	213
預り金	34	308	128	134	655
流動負債計	15,264,845	15,189,326	14,732,621	14,768,740	13,504,311
(固定負債)					
求償権償却引当金	598,257	610,747	562,003	565,084	571,126
保証責任準備金	60,386	63,788	67,392	83,620	65,505
退職給与引当金	75,213	77,909	34,822	38,146	41,687
その他引当金	112,065	90,549	75,838	30,054	18,315
固定負債計	845,922	842,994	740,056	716,906	696,634
負債計	16,110,768	16,032,321	15,472,677	15,485,647	14,200,946
(資本)					
出資金	1,274,300	1,270,400	1,273,800	1,266,300	1,221,400
交付金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

科目	平成 14 年 度	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度
繰入金	526,202	526,202	526,202	526,202	526,202
準備金	97,870	98,336	98,336	98,336	98,336
当期利益金	465	0	0	0	0
資本計	1,899,838	1,895,938	1,899,338	1,891,838	1,846,938
負債・資本計	18,010,607	17,928,259	17,372,016	17,377,486	16,047,885

7. 監査手続

(1) 保証承諾の適正性

平成 18 年度に保証承諾したもののうち保証額が 10,000 千円以上の 77 件について、保証承諾がいかなる資料に基づき適正に決裁されているかについてヒアリングをするとともに、決算資料、簿冊を閲覧して確認した。

(2) 保証債務残高の検討

平成18年度末の保証債務残高の中から上位10件を抽出し、ヒアリング及び簿冊の閲覧により保証債務残高の内容を確認した。

(単位：千円)

順位	実際残高の合計
1	281,820
2	200,000
2	200,000
2	200,000
2	200,000
6	162,500
7	160,000
8	120,000
9	118,000
10	90,000

(3) 求償権の管理

求償権の管理状況を確認するために、平成 18 年度末の求償権残高の中から相手先別の上位 10 件を抽出し、代位弁済した先に対して更に保証承諾しているも

のがないか、また、求償権の償却や求償権に係る担保の状況についてヒアリングをするとともに、簿冊を閲覧して求償権残高が適正かどうかを確認した。なお、調査の対象とした求償権残高は合計で 571,300 千円(求償権残高の 26.4%)となっている。

また、求償権償却基準や管理事務停止基準に照らして求償権の償却や管理事務停止が行われているか、簿冊を閲覧して確認した。

(単位：千円)

順位	求償権残高
1	113,300
2	94,770
3	81,276
4	62,532
5	51,684
6	39,697
7	35,089
8	32,275
9	30,391
10	30,284

8. 監査結果

(1) 求償権償却基準の運用について

求償権償却基準では、求償権の回収実績がなくなってから3年を経過し、経済的再建の見込みがない場合には求償権を償却できるとしているが、この基準に合致しているにもかかわらず未償却のものがあり、その内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

代位弁済年度	No	金額	摘要
昭和 48	9	3,675	
昭和 49	11	3,338	
昭和 56	21	6,700	
昭和 56	22	908	No. 21 と同一者
昭和 60	41	3,867	
昭和 60	42	100	No. 41 と同一者
昭和 61	47	673	
昭和 61	52	9,430	
平成 1	65	1,771	No. 52 と同一者
平成 4	87	2,209	
平成 4	98	4,004	
平成 5	108	6,410	
平成 6	114	1,630	

代位弁済年度	No	金額	摘要
平成 7	128	3,760	
平成 10	150	1,760	
平成 10	153	6,183	
平成 11	170	384	
平成 11	171	2,000	No. 170 と同一者
平成 11	172	2,300	
平成 11	173	1,620	No. 172 と同一者

代位弁済後の求償権に対しては当然に回収促進を図るべきものの、明らかに回収が困難なものに対しても一律に回収事務を行うことは、回収事務の効率性の観点からは望ましくない。

求償権償却基準に合致するものは規則的に償却することを検討する必要がある。

【結果】

(2) 償却後求償権の取扱いについて

求償権については、現在は求償権償却実施後であっても帳簿外で管理をしており、平成 18 年度末において帳簿外で管理している償却済求償権は次のとおりである。

求償権 償却年度	求償権 償却件数	うち 管理事務停止 件数
昭和 57	14	-
平成 9	28	2
平成 16	14	1
平成 17	4	-
平成 18	9	1
計	69	4

現在の法制度では求償権償却を実施した場合であっても漁業信用基金協会として債権放棄はできず、三重県漁業信用基金協会においても簿外の求償権残高が管理されている状況にある。そして、それらの求償権残高の中には、償却後相当期間が経過しており、債務者たる会社が法的に消滅しているケースや債務者が死亡しているケース等が考えられる。

県等の租税債権については、公法上の債権として 5 年間経過した場合には絶対時効が適用される等の手当てがあるのに対し、上記のように管理し得ない残高が残り続けることは、中小漁業融資保証制度が今後においても長期的に存続することを前提とした場合には、事務管理コストの増大につながるおそれがある。

求償権償却後の管理及び整理方法について、管理事務停止基準どおりに規則的に行うためにサービスの利用も検討する必要がある。【結果】

(3) 長期延滞債権の扱いについて

延滞が発生してから3年経過しているものについて関係書類を通査したところ、代位弁済に至っていないもので当初から1回も返済されていないものがあった。

その内容は以下のとおりである。

3年経過保証者

(単位：千円)

債務者	保証承諾残高のうち延滞額	当初保証承諾年月日	期限の利益喪失年月日
A	500	平成 14. 1. 18	平成 15. 5. 20
	480	平成 14. 10. 9	平成 16. 2. 20
B	770	平成 14. 9. 10	平成 16. 2. 20
C	560	平成 14. 12. 7	平成 16. 2. 20
D	4,400	昭和 57. 3. 30	昭和 59. 9. 25 ～平成 1. 3. 25

債務者への対応については、三重県漁業信用基金協会の職員数が少ないこともあり、融資実行先である金融機関が中心となって状況把握を行っている。このことから、三重県漁業信用基金協会独自の取組みが明確に行われず、回収管理が不十分となるおそれがある。また、上記保証承諾残高は、延滞発生後代位弁済に至る期間としての正常期間を大幅に超過しており、損失発生の可能性が高い。

少なくとも1回目から返済が遅延している先に対しては、保証審査が十分に行われていたか疑問もあり、金融機関からの報告に関して当該事例の延滞理由やその解消方法の記載を徹底させる必要がある。【結果】

(4) 人的担保について

漁業においては、融資金の回収原資として数年後の水揚げに依存しているケースがあるとともに、総じて不動産の物的担保価値が少ない状況にあることから、保証承諾実行に当たっては、担保保全として人的担保によるものが多く、中には10名以上の保証人を付けているものも見受けられる。

このように保証人を多数付けることで担保保全は強化されることになるが、一方で代位弁済後の求償権を償却することとなった場合には、全ての保証人に対して償却基準を満たしているか判断しなければならず、三重県漁業信用基金協会の事務が煩雑になっていることも否定できない。最小限の人員で最大の効果を挙げ

るためにも人的担保のあり方について金融機関と議論する必要があると考えられる。【意見】

(5) 漁協に対する保証承諾について

保証債務残高の上位債務者は漁業協同組合（以下、「漁協」という。）である。漁協は、漁業者の協同組織として、各種事業の実施から水産業の振興や漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とする漁業地域の活性化の役割を期待されてきた。しかしながら、一部の漁協においては水産資源や漁業生産量の減少及び魚価の低迷等の問題に加え、現在の燃油価格の高騰等から漁業者の経営については経済事業運営がますます悪化してきている。

その中で組織体制整備の必要性の問題に対し、平成10年の漁協合併促進法施行による組織再編が図られ、現在1県1漁協ないし1県複数自立漁協の構築の実現が推進されている。なお、この組織再編に至る組織・事業改革の支援策として、漁業組織緊急再編対策事業や認定漁協制度、利子補給事業、広域合併に対応した漁業法の改正も実施されている。

このような経済環境のなかで、三重県漁業信用基金協会においては、上記再編に関し、不良債権等の固定化資金の保証でなく、経済事業資金（組合事業の販購買事業資金）に対し保証承諾を実施し、実質的に支援している。保証対象漁協及び経済事業資金の推移は以下のとおりであり、保証対象漁協は増加傾向にある。

(単位：千円)

漁協	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末
E	0	20,000	20,000	20,000	20,000
F	0	200,000	200,000	200,000	200,000
G	0	0	200,000	200,000	200,000
H	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
I	0	0	0	200,000	200,000

上記の5漁協の財務内容を分析すると、過去における信用事業による不良債権発生や漁業者等の従事者の減少の中で、固定化債権や経済事業未収金の毀損が発生しており、表面財務諸表上債務超過となっている漁協もある。また経営改善計画のもとで現在国からの整備資金融資や利子補給により存続している状況にあるものの、経済事業の縮小により平成19年度以降の返済財源が十分でない判断される漁協も見受けられる。

漁協自身では産地での新たな市場の開拓や共同出荷体制の構築、付加価値強化の直販体制の構築等さまざまな事業施策に取り組んでおり、経営改善が期待される

が、役員兼務の問題もあることから引き続き保証承諾実行時におけるコンプライアンスに留意することが求められる。【意見】

三重県土地開発公社

1. 設立目的

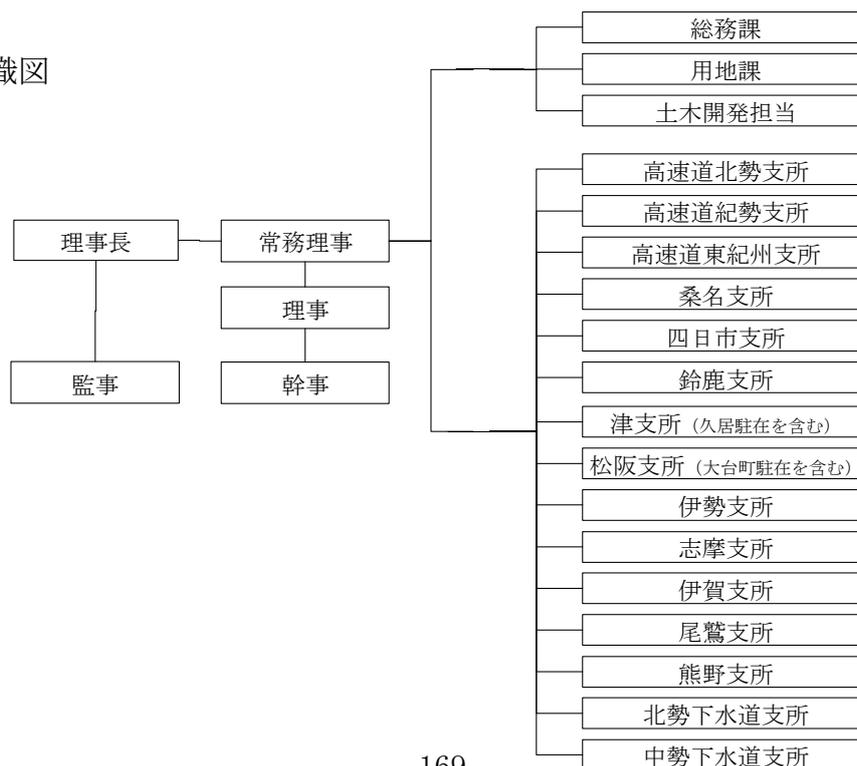
三重県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「公拡法」。)に基づき、公共の事業に必要な土地及び地域の開発に必要な工業用地等の取得、造成、管理、処分等を行い、地方公共団体等の土地需要に対処するとともに、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 沿革

昭和31年5月10日	財団法人三重県住宅公社設立
昭和35年12月1日	財団法人三重県開発公社に改組
昭和41年4月30日	三重県住宅供給公社へ財産分離譲渡
昭和48年6月1日	三重県土地開発公社に改組
昭和62年4月1日	二公社(三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社)の事務局統合
平成10年4月1日	三公社(三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社)の事務局統合

3. 組織(平成19年3月31日現在)

(1) 組織図



(2) 人員構成

役員（平成19年3月31日現在）

役職名	常勤・非常勤	人数	摘要
理事長	常勤	1名	三公社兼務
常務理事	常勤	1名	三公社兼務
理事	常勤	2名	三公社兼務
	非常勤	4名	
監事	非常勤	2名	
計		10名	

(注1) 理事長、常務理事、常勤理事は、三公社（三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社）を兼務している。

(注2) 監事はすべて非常勤であり、うち1名は公認会計士である。

(注3) 理事長、常勤理事のうち1名及び監事のうち1名は県OBである。また、常務理事、非常勤理事4名は県職員（現職）である。

職員（平成19年3月31日現在）

課名	職員	嘱託職員	事務補助職員	職員計
総務課	7名	1名	2名	10名
用地課	13名	—	1名	14名
土木開発担当	(1名)	—	—	(1名)
支所	40名	4名	—	44名
合計	60名 (1名)	5名	3名	68名 (1名)

(注1) : () は兼務職員であり、内数で表示している。

4. 事業概要

公拡法第17条に規定されている土地開発公社が行う業務は以下のとおりである。

- (1) 土地の先行取得（第1項第1号）
 - ・「先買い」制度の対象となる都市計画区域内の土地
 - ・道路・公園・緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ・公営企業の用に供する土地
 - ・市街地開発事業、観光施設事業等の用に供する用地
 - ・その他、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地（自然環境保全、史跡保護、航空機騒音防止に必要な土地）
- (2) 土地の造成に係る公営企業に相当する事業（第1項2号）
 - ・住宅用地造成事業
 - ・港湾埋立事業
 - ・臨海・内陸工業用地造成事業
 - ・流通業務団地造成事業
 - ・事業所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業
- (3) 附帯等事業（第1項第3号）
 - ・上記の事業に附帯する業務及び保有地の賃貸等
- (4) 関連公共・公用施設の整備（第2項第1号）
 - ・上記の事業にあわせて整備される関連公共・公用施設の整備を地方公共団体の委託に基づいて行う
- (5) 土地の取得のあっせん、調査、測量等（第2項第2号）
 - ・国、地方公共団体の委託に基づき、土地取得のあっせん等を行う

なお、三重県土地開発公社がこれまで行ってきた業務は下記のとおりである。

(1) 公有地取得事業

①道路用地

東海環状自動車道、一般国道1号（北勢バイパス）、一般国道23号（中勢バイパス）、一般国道42号（熊野尾鷲道路）他

②河川用地

木曾川改修、鈴鹿川改修、雲出川改修、木津川改修、名張川改修、宮川床上浸水対策特別緊急事業他

③公園用地

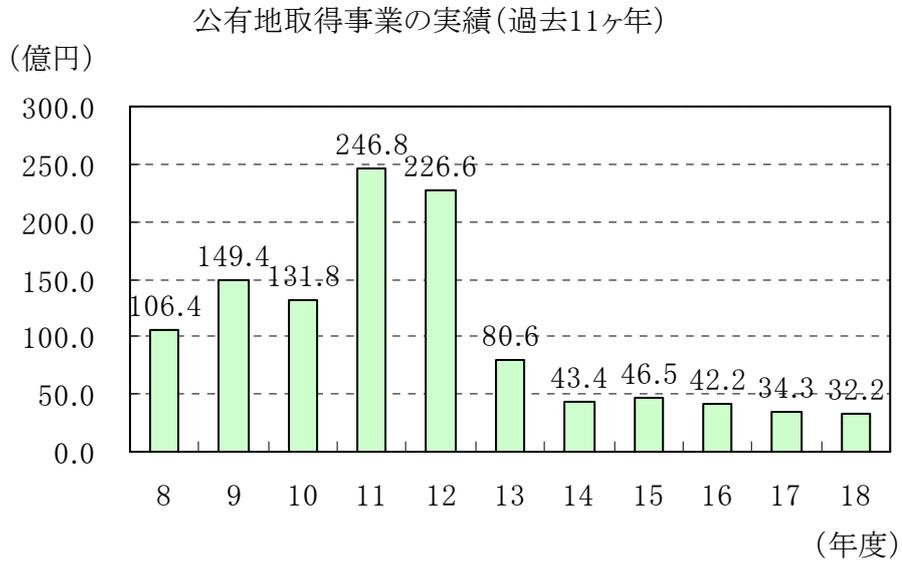
楠町都市公園、上野森林公園他

④学校用地

県立四日市工業高等学校、県立川越高等学校、県立いなべ総合学園高等学校他

⑤その他公共用地

木曾岬干拓地整備事業用地取得事業、四日市西警察署用地、川上ダム集団移転用地他



(2) 土地造成事業(工業用地の取得造成事業)

①現在分譲中のもの

- ・ニューファクトリーひさい工業団地(93.9ha)

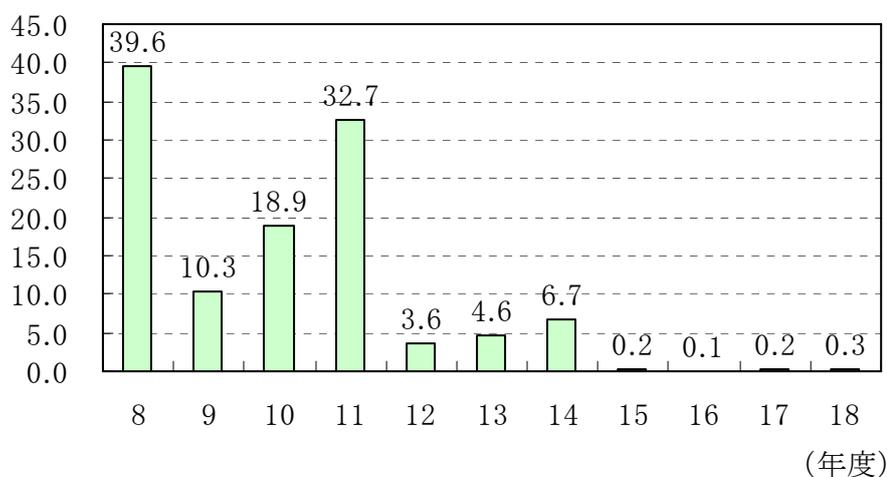


②既に分譲済みのもの

- ・明和工業団地 (8.1ha)
- ・松山工業団地 (6.1ha)
- ・河芸工業団地 (12.2ha)
- ・千草工業団地 (32.2ha)
- ・国府工業団地 (23.6ha)
- ・玉城南部工業団地 (15.2ha)
- ・伊倉津工業団地 (25.5ha)
- ・四日市金属工業団地 (1.8ha)
- ・松山東工業団地 (2.0ha)
- ・森工業団地 (27.4ha)
- ・河芸テクノグリーンヒルズ (3.6ha)
- ・家所工業団地 (12.3ha)
- ・西湯舟工業団地 (10.5ha)
- ・中友田工業団地 (18.3ha)

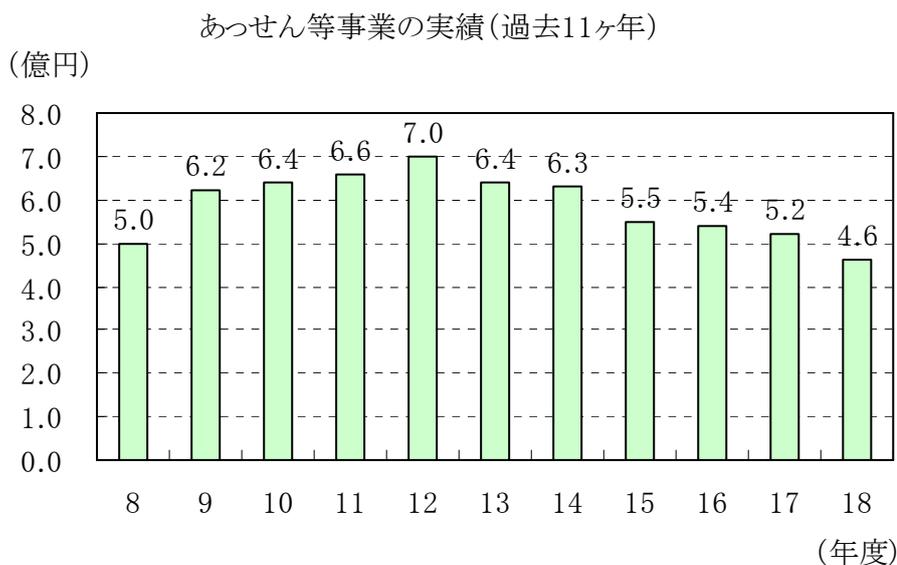
土地造成事業の実績(過去11ヶ年)

(億円)



(3) あっせん等事業(土地取得のあっせん、測量、設計等の附帯業務)

- ・県土整備部公共用地取得業務
- ・第二名神高速道路
- ・近畿自動車道伊勢線用地取得業務
- ・三重県運転免許センター
- ・三重県立総合医療センター
- ・県立いなべ総合学園高等学校移転整備業務
- ・県営陸上競技場整備業務
- ・三重県営鈴鹿スポーツガーデン整備事業



5. 平成 18 年度の事業実施状況

(1) 公有地取得事業

一般国道 23 号用地(中勢バイパス)他 3 件の新規事業、約 8 万 7 千平方メートル、約 33 億 3 千万円の取得事業を計画し、実績は約 8 万 5 千平方メートル、約 32 億 2 千万円となった。

(2) 土地造成事業

ニューファクトリーひさい工業団地他 1 件の継続事業、約 2 千 7 百万円の環境影響評価事後調査及び除草工事等を計画し、実績は約 2 千 6 百万円となった。

(3) あっせん等事業

公共事業用地取得事業として桑名支所他 13 支所における用地取得事務、松阪警察署用地取得事業、紀南中核的交流施設及び東紀州防災拠点施設用地取得事業の用地取得事務合計約 4 億 7 千万円の受託事業を計画し、実績は約 4 億 6 千万円となった。

(4) 公有用地売却事業

社会福祉事業用地他 14 件、約 36 万 8 千平方メートル、約 57 億 5 千万円の売却を計画し、実績は約 37 万 5 千平方メートル、約 61 億 3 千万円となった。

6. 三重県との関係

三重県土地開発公社の設立団体は三重県であり、100%の出資を受けている（平成19年3月31日現在 5,200千円）。

また、三重県からの財政的支援として委託料483,574千円を収受しており、三重県に対する借入金残高は8,435,371千円となっている。

そして、三重県による三重県土地開発公社にかかる債務保証契約残高は、信金中央金庫の8,222,480千円となっている。

7. 財務状況

(1) 過去5年間の推移

① 損益計算書（一般会計）

（単位：千円）

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
事業収益	10,609,472	6,240,533	6,687,006	8,234,661	6,594,892
公有地取得事業収益	9,979,310	4,675,191	6,143,703	7,719,269	6,133,327
土地造成事業収益	—	1,015,000	—	—	—
あっせん等事業収益	630,161	550,341	543,303	515,391	461,564
事業原価	10,550,083	6,185,322	6,596,510	8,346,236	6,573,970
公有地取得事業原価	9,969,612	4,688,186	6,155,140	7,917,701	6,138,962
土地造成事業原価	—	987,643	—	—	—
あっせん等事業原価	580,470	509,491	441,369	428,534	435,008
事業総利益（損失△）	59,388	55,211	90,496	△111,574	20,921
販売費及び一般管理費	67,221	72,662	86,896	96,769	94,689
事業利益（損失△）	△7,833	△17,451	3,599	△208,344	△73,768
事業外収益	39,634	48,573	59,604	90,477	62,348
受取利息	162	122	143	158	2,325
有価証券利息	36,609	44,612	52,125	54,336	52,783
雑収益	2,863	3,839	7,335	8,482	7,239
事務機械化準備引当金 取崩額	—	—	—	27,500	—
事業外費用	81	20,575	3,570	21	23
ソフトウェア償却	81	119	70	21	23
事務機械化準備引当金 繰入額	—	—	3,500	—	—
工業団地精算引当金繰 入額	—	20,456	—	—	—
経常利益（損失△）	31,719	10,547	59,633	△117,889	△11,442
特別利益	—	—	—	250,000	—
災害補てん引当金戻入 益	—	—	—	250,000	—
特別損失	541	329	—	1,025,462	6,596
固定資産除却損	541	—	—	3,860	511
土地評価損	—	—	—	1,013,858	—

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
減損損失	—	—	—	7,743	3,257
過年度損益修正損	—	329	—	—	—
その他の特別損失	—	—	—	—	2,827
当期純利益（損失△）	31,177	10,217	59,633	△893,351	△18,039

(注) ソフトウェア償却は電算ソフト開発費償却から平成 17 年度より変更されている。

② 貸借対照表（一般会計）

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
流動資産					
現金及び預金	4,452,288	1,528,958	1,592,991	2,159,340	3,320,564
未収金	901,791	541,882	820,335	771,240	670,968
公有用地	25,230,517	25,655,425	23,997,265	19,623,497	16,908,813
完成土地等	—	2,985,628	2,985,628	3,239,979	3,239,979
未成土地	5,212,256	1,262,792	1,263,265	—	—
前払金	1,716	1,786	2,082	1,777	1,716
未収収益	2,738	6,011	8,095	8,500	9,305
流動資産合計	35,801,307	31,982,485	30,669,663	25,804,335	24,151,347
有形固定資産					
建物又はその付属設備	59,334	59,334	59,334	59,334	59,334
減価償却累計額	△39,355	△39,998	△40,642	△41,285	△41,929
工具、器具及び備品	32,891	32,891	33,148	32,382	28,054
減価償却累計額	△15,527	△20,254	△24,816	△9,201	△10,458
有形固定資産合計	37,344	31,973	27,024	41,229	35,001
無形固定資産					
電話加入権	103	103	234	234	234
ソフトウェア	3,591	2,110	630	1,886	1,712
無形固定資産合計	3,694	2,214	864	2,121	1,946
投資その他の資産					
投資有価証券	3,105,110	5,885,016	5,657,762	5,679,121	5,610,143
敷金	774	774	882	882	774
投資その他の資産合計	3,105,884	5,885,790	5,658,644	5,680,003	5,610,917
固定資産合計	3,146,923	5,919,978	5,686,533	5,723,354	5,647,866
資産合計	38,948,231	37,902,463	36,356,197	31,527,690	29,799,213
流動負債					
未払金	359,790	420,697	291,228	273,115	418,680
短期借入金	3,183,478	7,324,613	7,663,600	7,638,840	7,707,814
預り金	3,544	2,775	2,568	2,961	3,598
流動負債合計	3,546,813	7,748,086	7,957,397	7,914,917	8,130,092
固定負債					

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
長期借入金	27,042,702	21,873,268	20,133,394	16,561,992	14,832,061
普通引当金					
（１）退職給付引当金	1,012,333	904,053	835,722	802,739	631,606
（２）事務機械化準備引当金	24,000	24,000	27,500		
（３）工業団地精算引当金	667,271	687,727	677,221	666,429	641,882
普通引当金合計	1,703,605	1,615,781	1,540,443	1,469,169	1,273,488
固定負債合計	28,746,308	23,489,049	21,673,838	18,031,162	16,105,550
特定引当金					
災害補てん引当金	250,000	250,000	250,000	—	—
（１）特定引当金合計	250,000	250,000	250,000	—	—
負債合計	32,543,121	31,487,135	29,881,235	25,946,080	24,235,643
資本金					
基本財産	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
資本金合計	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
準備金					
前期繰越準備金	6,368,732	6,399,909	6,410,127	6,469,761	5,576,409
当期純利益（損失△）	31,177	10,217	59,633	△893,351	△18,039
準備金合計	6,399,909	6,410,127	6,469,761	5,576,409	5,558,369
資本合計	6,405,109	6,415,327	6,474,961	5,581,609	5,563,569
負債資本合計	38,948,231	37,902,463	36,356,197	31,527,690	29,799,213

（注）平成 17 年度より電算ソフト開発費はソフトウェアに、基本金は資本金に変更されている。

土地開発公社経理基準要綱の改訂について

土地開発公社経理基準要綱（以下、要綱という）では、昭和 54 年に制定され、その後 2 回、用語等の技術的改正がなされているが、バブル崩壊以降の長期にわたる地方公共団体の財政悪化、デフレに伴う地価下落等、「要綱」が当初ほとんど想定していなかった状況も現れてきて、従来の「要綱」に従って作成した決算書では土地開発公社の財政状態等が十分に反映されていないという問題点があった。また、民間企業の会計原則である「企業会計原則」が、いわゆる「会計ビッグバン」により、大幅な改変が行われており、同時に、他の公会計基準でも、民間企業に近い取扱が要請されるようになってきた。

従来の「要綱」では、時価で処分せざるを得ない保有土地についても、簿価で評価し、また、当該土地に係る借入金の利息についても継続的に簿価算入していることから、地価が下落傾向にある現状においては、結果として、処分時までには公社の損失の顕在化が先送りされていることや、民間では義務付けられているキ

キャッシュ・フロー計算書の規定がないことなどから、土地開発公社として行うべき経理処理の更なる適正化を図る目的で、平成17年1月に改訂「要綱」が発表され、平成18年3月期より、新基準による財務諸表の作成が義務付けられた。

改訂「要綱」の主な改訂点は以下のとおりである。

(1) 強制評価減の適用範囲の拡大

特定土地、土地造成事業に係る土地（完成土地等、開発中土地）、または取得原価相当による再取得等が見込まれない代替地については、強制評価減が義務付けられることとなった。

強制評価減とは、棚卸資産である土地の時価が取得価額より著しく下落している（一般的には50%超下落している場合をいう。）場合で、近い将来明らかに回復する見込みがあると認められない場合に取得価額を時価まで評価減することをいう。

(2) 利息の原価算入の縮小

特定土地、土地造成事業に係る土地（完成土地等、開発中土地）、または取得原価相当による再取得等が見込まれない代替地に係る取得原価について、その資産の取得または造成に要した借入金等に対する利息は、期間費用とし、原価算入を認めないこととなった。

(3) 特定引当金の廃止

従来、災害補填引当金及び地価変動等調整引当金が認められてきたが、これらの引当金については、計上根拠が不明確であり、利益調整に利用される可能性が高いことから、改訂「要綱」においては廃止が決定された。

(4) 繰延資産の廃止

従来、公社債発行費及び開発費が繰延資産として資産計上が認められてきたが、民間企業で適用される「企業会計原則」において資産性が低い繰延資産は廃止される流れをうけて、改訂「要綱」においても廃止が決定された。

その他、注記の徹底記載、キャッシュ・フロー計算書の導入、附属明細表の改訂が改訂「要綱」に採用されている他、民間企業と同様に減損会計が導入されている。

8. 監査手続

(1) 平成 17 年度及び平成 18 年度の事業報告を入手し、公社の概要の理解と問題点の把握を行った。

(2) 組織図、組織規程及び職務権限規程等を入手して、その執行状況を確認し、ガバナンスの状況を把握した。

(3) 個々の事業について関連書類を入手して、その内容について吟味して妥当性を確かめた。

(4) 改正事項等が適正に財務諸表に反映されているかどうかを質問、分析等の手続により確かめた。

9. 監査結果

(1) 明星工業団地予定用地について

明星工業団地予定用地（以下、予定用地という）は、三重県の中南勢総合開発構想により県住宅供給公社が昭和 46 年に企業従業員等の住宅用地として取得したが、その後構想が頓挫し、長期保有土地となっていた。三重県の要請により、昭和 63 年に工業団地開発を目的として土地開発公社に有償移管がなされ、平成 9 年度以降、県、地元市町、公社による「大仏山地域連絡協議会」及び、「大仏山地域検討委員会」等で土地の利活用について協議を重ねている。

しかし、採算性及び、保安林、未買収地の混在、埋蔵文化財等の開発面から工業団地開発は困難な状況となっている。

このような状況のなかで、要綱の改訂により当該予定用地が強制評価減の対象となったことをうけて鑑定評価がなされた。時価を算定した結果、時価が簿価を著しく下回り、平成 17 年度において以下のように強制評価減を実施している。

A	簿価	1,268,208 千円
B	時価（*1）	256,927 千円
C	販売経費等見込額（*2）	2,576 千円
D	強制評価減（D=A-B+C）	1,013,858 千円

（*1）鑑定評価により算定している。

（*2）維持管理費の見積額等

また、予定用地が有償移管されたものの、住宅供給公社に対する借入金 1,250,769 千円（無利息、借入期間昭和 63 年 3 月 29 日から平成 22 年 3 月 26 日

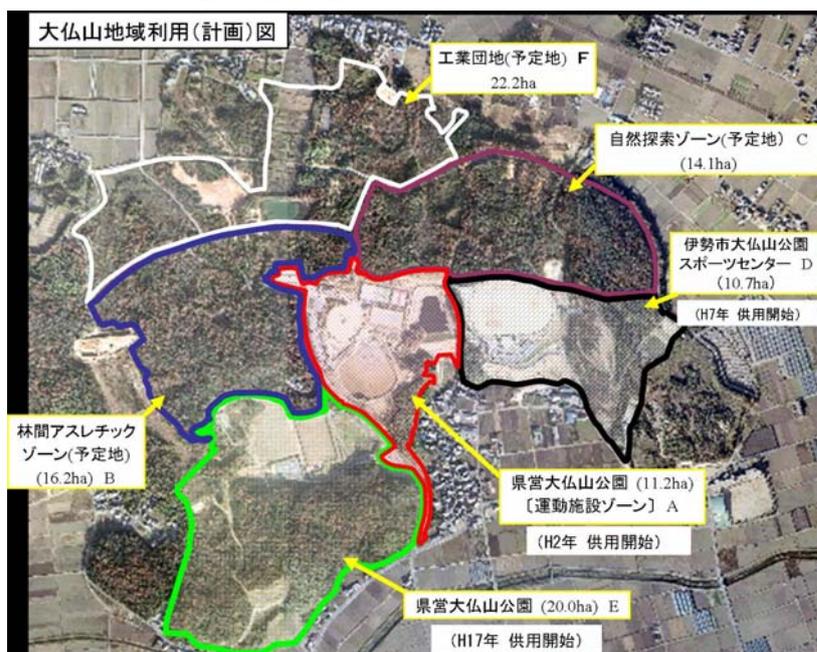
まで)は、当該予定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去2回延長されている。

借入金が無利息であるのは、県の政策方針により住宅供給公社から土地開発公社へ当該予定用地を移管する際に、すでに長期保有状態であった当該予定用地の簿価を抑制し土地の有効活用を促進する為であるが、一般的に返済期限が延長された場合には、返済条件が以前よりも厳しくなるのが通例の取引である。因みに貸し手である住宅供給公社においては、平成17年度の決算から、土地開発公社への貸付金に対して貸倒引当金を996,419千円設定している。

当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の256,927千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。

なお、平成18年度においては、時価評価がなされていないが、鑑定評価は一定の条件に基づいて実施されているため、評価に影響を与えるような事象又は状況の変化が生じた場合には鑑定評価額が変わる可能性がある。また、民間企業における販売用不動産等に対して適用される会計基準である「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い(監査委員会報告第69号)」において、時価評価の実施の頻度としては、「財務情報の適切な開示の必要性に鑑み、1事業年度に最低1回は実施する必要がある」とされており、明星工業団地についても定期的な時価評価の実施が必要である。【結果】

明星工業団地予定用地



(2) ニューファクトリーひさい工業団地について

ニューファクトリーひさい工業団地は、久居市（現在の津市）に開発面積 93.9 ha（分譲面積 46.9 ha、全 6 区画）、総事業費 170 億円、事業期間平成 6 年度から平成 12 年度までのプロジェクトとして三重県、久居市（現在の津市）及び三重県土地開発公社（以下、公社という）の三者協議により、平成 6 年 3 月に事業化の決定がなされた。公社は、用地の取得及び造成工事を、三重県及び津市は、分譲（企業誘致）活動を行う役割分担のもと事業を実施しており、平成 19 年 3 月末現在、3 区画 25.7ha が分譲済であり、残り 3 区画 21.2ha（簿価 3,011,658 千円）が未分譲となっている。また、公社は三重県に対して 2,300,000 千円の借入金残高がある。

公社は、未分譲地を売却するため、今後必要となる諸経費の増大に備えて、過年度の売却収益より発生した期間利益約 667 百万円を工業団地精算引当金として計上しており、当該引当金の増減は以下のようになっている。当該引当金の取扱い等については三者間で必ずしも文書等で明確になっていないことから、早期に明確にする必要がある。【意見】

工業団地精算引当金の増減

(単位：千円)

	増加	減少	残高
平成 14 年度			(※1) 667,271
平成 15 年度	(※2) 20,456		687,727
平成 16 年度		(※3) 10,506	677,221
平成 17 年度		(※4) 10,791	666,429
平成 18 年度		(※5) 24,547	641,882

(※1) 平成 12 年度の売却に伴う粗利益相当額

(※2) 平成 15 年度の売却に伴う粗利益相当額

(※3) 環境影響評価事後調査費 7,182 千円、借入金利息 690 千円他

(※4) 環境影響評価事後調査費 6,688 千円、借入金利息 690 千円他

(※5) 固定資産税 17,282 千円、借入金利息 2,295 千円他

(3) 第二名神自動車道用地について

第二名神自動車道用地については、平成 9 年 7 月に都市計画道路第二名神自動車道（近畿自動車道名古屋神戸線）起業予定地に対し土地買取希望申出書が出され、日本道路公団が施行する近畿自動車道名古屋神戸線の起業地に充てるため、三重県土木部公共事業用地等先行取得資金貸付金による高速自動車国道事業用地等の先行取得として三重県土地開発公社が取得した。

高速自動車国道事業用地等の先行取得に関する基本協定書第9条には、三重県土地開発公社が取得した事業用地を日本道路公団が3年以内に再取得するものとし、三重県において調整を図る、とあるが、日本道路公団の地元設計協議等の遅れから再取得が平成15年度となる旨が平成13年2月に三重県から報告された。

平成16年11月に、日本道路公団が民営化による新会社設立が遅れていることにより、国土交通省による新会社への事業施行命令等も遅れており、当該土地の再取得期限について、再度平成18年度までの延期が三重県から報告された。

その後、平成17年10月に日本道路公団が民営化され新会社が発足し、平成18年2月に、第二名神自動車道の中日本高速道路株式会社において建設することが決定された。また、平成18年3月に、当該土地を含む四日市北JCTから菰野IC間については平成30年度の完成と明示され、当該土地の再取得期限について再度平成21年度となる旨が平成19年3月に三重県から報告された。

平成19年3月の三重県からの報告によると、現在関係機関と設計協議を進めており、平成19年度は公図混乱箇所の地図訂正、平成20年度は用地測量を行い、平成21年度からは一部用地買収を進めていく予定となっているため、三重県土地開発公社は保有している土地の再取得について三重県及び中日本高速道路株式会社に要請する必要がある。【意見】

概要

所在地		面積 (㎡)	取得費用 (千円)	取得年月日
四日市市中野町字松曾	1984	778.79	27,491	平成9年9月2日
	1985	577.46	20,384	
	1968-3	499.17	17,620	
	1969-1	2,134.33	75,341	
計		3,989.75	140,838	

第二名神自動車道用地



(4) 減損損失について

平成17年度より公社に対して減損会計が適用されることになり、平成18年度において、減損損失として公有地取得事業に係る用地取得システムソフト3,257千円を計上している。

これは、公有地取得事業が前期及び当期において「損失」を計上したことから減損の兆候に当たり、当該事業に係る固定資産である用地取得システムソフトについて減損損失を計上したものである。ただ、この場合の公有地取得事業の「損失」は、損益計算書上の販売費及び一般管理費を控除する前の事業総損益を事業別に分類した場合の損失となっており、販売費及び一般管理費等の共通費を配賦する前の損失である。

「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」において、減損の兆候にあたる場合のひとつとして、資産を使用する営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続して（おおむね過去2期）マイナスの場合があげられており、この場合の「営業活動から生ずる損益」は、事業総損益を事業別に分類した場合の損益に共通費を配賦した後の損益である。

公社の平成17年度および平成18年度の事業損失は、それぞれ208,344千円、73,768千円であり、公有地取得事業に帰属する固定資産のみならず、他の事業及び全社共通に帰属する固定資産についても販売費及び一般管理費等の共通費を配賦した後の損益は、継続してマイナスとなり、「減損の兆候」に該当している可能性がある。

平成18年度の貸借対照表に計上されている固定資産は有形固定資産35,001千円及び無形固定資産1,946千円の合計36,948千円であり、公有地取得事業のほか、他の事業に帰属する固定資産及び事業全体にかかる共用固定資産について回収可能性を検討し、回収可能額が固定資産の帳簿価額を下回った場合には、減損損失を計上すべきである。【結果】

(5) 賞与引当金について

期末勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。

したがって、平成19年6月30日に支給した期末勤勉手当49,065千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額32,710千円は、平成19年3月期に発生した費用であり、賞与引当金として計上する必要がある。【結果】

三重県道路公社

1. 設立目的

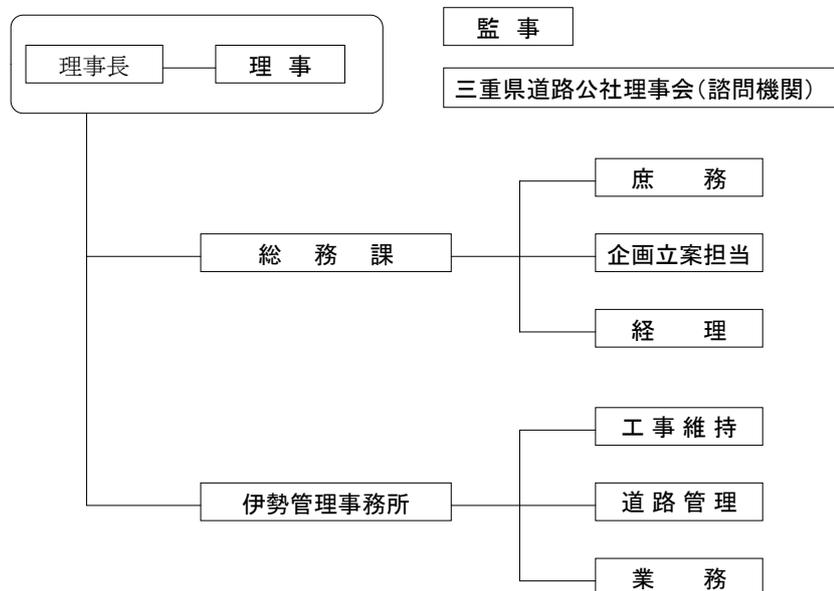
三重県道路公社は、三重県の区域及びその周辺地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。(法的根拠 地方道路公社法昭和 45 年法律第 2 号)

2. 沿革

昭和 48 年	6 月	三重県道路公社発足
	8 月	志摩開発有料道路第 1 期事業を三重県企業庁より引き継ぐ。
昭和 51 年	7 月	志摩開発有料道路第 2 期事業を三重県企業庁より引き継ぐ。
平成 元年	9 月	伊勢二見鳥羽有料道路事業許可
	10 月	伊勢二見鳥羽有料道路建設事業着手
平成 6 年	4 月	伊勢二見鳥羽有料道路全線供用開始
平成 10 年	4 月	三公社(三重県道路公社、三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社)の事務局統合
平成 15 年	4 月	志摩開発有料道路第 1 期 料金徴収期間満了による無料開放化及び三重県への移管
平成 18 年	7 月	志摩開発有料道路第 2 期 料金徴収期間満了による無料開放化及び三重県への移管

3. 組織（平成19年3月31日現在）

（1）組織図



（注1）各部署の業務は、以下の通りである。

- ・ 庶務：人事、給与、諸規定、予算その他庶務全般
関係機関との事務
- ・ 企画立案担当：運営に関する企画、立案業務
- ・ 経理：経理出納事務、決算監査及びその他経理全般
- ・ 工事維持：工事設計、施工監督、調査
技術に関する関係機関との事務
その他技術に関する業務
- ・ 道路管理：工事入札、契約事務
管理用地、占用等許可業務、道路パトロール及び
異常個所の報告、収受施設等の管理及び事務所
業務全般
- ・ 業務：交通量増加対策業務、通行台数及び料金収入
調定

(2) 人員構成

役員

役職名	常勤・非常勤	人数	適用
理事長	常勤	1名	三公社兼務
理事	常勤	3名	三公社兼務
	非常勤	2名	
監事	非常勤	2名	
計		8名	

(注1) 理事長、常勤理事は、三公社(三重県土地開発公社、三重県道路公社、三重県住宅供給公社)を兼務している。

(注2) 理事にて構成される理事会は、諮問機関としての役割を有する。

(注3) 監事はすべて非常勤であり、うち1名は公認会計士である。

(注4) 理事長、常勤理事のうち1名、監事のうち1名は県OBである。また、常勤理事のうち1名、非常勤理事のうち1名は県職員(現職)である。

職員

	課所長	主幹	主査	技師	嘱託員	職員計
総務課	(1名)	1名	1名			2名(1名)
伊勢管理事務所	1名		2名		1名	4名
計	1名(1名)	1名	3名		1名	6名(1名)

(注1) ()は兼務職員であり、外数で表示している。

4. 事業概要

(1) 事業の概要

三重県道路公社では、地方的な幹線道路の整備を進めており、国や三重県ないし市中銀行からの借入等を財源として道路建設等の事業活動を行っている。供用開始後、通行者に対して一定の期間(30年)において一定の通行料金の徴収を行う。その通行料金収入をもって、上記借入金返済に充てている。

平成18年度においては、志摩開発有料道路第2期事業及び伊勢二見鳥羽有料道路事業の2路線の管理運営を行った。このうち志摩開発有料道路第2期事業に

については、平成 18 年 6 月 30 日をもって通行料金徴収期間は終了し、事業清算を行った上で三重県に道路施設等の移管を行った。

また、伊勢二見鳥羽有料道路は、平成 36 年 3 月まで通行料金徴収を行う。通行料金収受業務については、民間業者へ委託を行っている。

三重県道路公社が管理運営を行う 2 路線の概要

志摩開発有料道路第 2 期事業	
工期	昭和 47 年 10 月～昭和 51 年 6 月
供用開始年月日	昭和 51 年 7 月 1 日
区間	自 志摩市磯部町の矢 至 志摩市阿児町鷺方
有料区間	5.5Km
建設事業費	3,100 百万円
料金(普通車)	520 円
料金徴収期間	平成 18 年 6 月まで (30 年間)

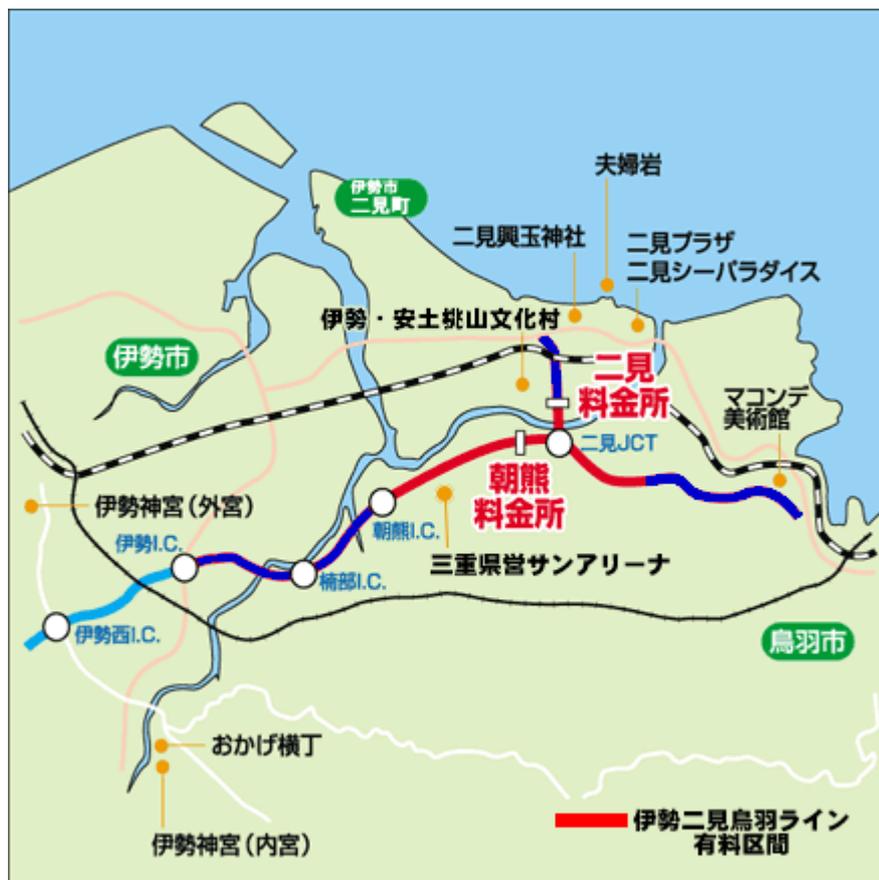
志摩開発有料道路第 2 期路線図



伊勢二見鳥羽有料道路事業	
工期	平成元年 10 月～平成 6 年 3 月
供用開始年月日	平成 6 年 4 月 17 日
区間	自 伊勢市朝熊町東橘 至 伊勢市朝熊町飛貝
有料区間	3.7km
建設事業費	5,000 百万円
料金(普通車)	200 円 (全線)、100 円 (区間)
料金徴収期間	平成 36 年 3 月まで (30 年間)

(注 1) 伊勢二見鳥羽事業について、建設事業費 5,000 百万円のほかに、道路法第 24 条道路管理者外工事負担金 (一部四車線化) 事業費 1,000 百万円がある。

伊勢二見鳥羽有料道路路線図



(2) 平成 18 年度の事業実施状況

三重県道路公社では、平成 18 年度において、経費削減及び交通量増加のための様々な施策を行っている。

経費削減のための具体的施策例としては、志摩開発有料道路第 2 期の三重県への移管に伴い、事務所定数を 4 名から 3 名に定数減を行った。また、競争原理を働かせるため、委託契約期間を単年度契約（1 年）から複数年度契約（3 年）に変更を行い、入札参加者の増加を促した。

交通量増加のための具体的施策例として、三重県観光連盟等との連携を図り、イベントに協賛するほか、三重県道路公社ホームページにより観光 P R 活動を実施した。

(3) 過去 5 年間の交通量及び料金収入

①志摩開発有料道路第 2 期事業

		実績	1 日あたり	計画比 (%)	前年比 (%)
平成 14 年度	通行台数	320,194 台	877 台	54.4	90.5
	料金収入	155,641 千円	426 千円	49.3	89.3
平成 15 年度	通行台数	381,051 台	1,041 台	63.8	119.0
	料金収入	185,813 千円	507 千円	58.1	119.4
平成 16 年度	通行台数	360,348 台	987 台	59.5	94.6
	料金収入	170,015 千円	465 千円	52.3	91.5
平成 17 年度	通行台数	341,907 台	936 台	55.8	94.9
	料金収入	159,690 千円	437 千円	48.6	93.9
平成 18 年度	通行台数	80,525 台	884 台	52.1	23.6
	料金収入	36,888 千円	405 千円	44.8	23.1

(注 1) 志摩開発有料道路第 2 期事業の平成 18 年度の実績は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までのものである。1 日あたりの数値は、その期間の日数で計算している。

②伊勢二見鳥羽有料道路事業

		実績	1 日あたり	計画比 (%)	前年比 (%)
平成 14 年度	通行台数	1,798,742 台	4,928 台	81.5	89.4
	料金収入	318,467 千円	872 千円	76.0	90.5
平成 15 年度	通行台数	1,833,325 台	5,009 台	79.2	101.9
	料金収入	322,923 千円	882 千円	76.5	101.4
平成 16 年度	通行台数	1,712,967 台	4,693 台	76.3	93.4
	料金収入	304,792 千円	835 千円	71.6	94.4

		実績	1日あたり	計画比 (%)	前年比 (%)
平成17年度	通行台数	1,666,872 台	4,566 台	73.7	97.3
	料金収入	299,008 千円	819 千円	69.6	98.1
平成18年度	通行台数	1,675,598 台	4,590 台	71.0	100.5
	料金収入	301,188 千円	825 千円	69.6	100.7

5. 三重県との関係

三重県道路公社は三重県から100%の出資を受けている（平成19年3月31日現在1,750,000千円）。また、志摩開発有料道路第2期事業につき、三重県より620,000千円の出資と2,437,000千円の貸付を受けているが、平成18年度の当該事業の清算にあたり、償還必要額3,057,000千円について三重県が負担している。また、道路建設財源として政府及び公営企業金融公庫から平成19年3月31日現在1,345,901千円の借入を行っているが、当該借入に対し、三重県は債務保証を行っている。

6. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
資産の部					
流動資産	20,670	21,004	4,921	3,249	4,169
現金	-	-	-	123	88
預金	373	28	882	608	477
未収金	20,245	20,800	3,955	2,497	3,600
前払費用	52	174	83	19	3
固定資産	9,276,677	9,246,984	9,214,000	9,183,395	6,083,079
事業資産	8,870,468	8,870,468	8,870,193	8,870,193	5,806,345
道路	8,870,468	8,870,468	8,870,193	8,870,193	5,806,345
有形固定資産	404,348	374,792	342,222	309,605	273,250
土地	-	-	275	-	-
建物	94,027	94,228	94,228	94,228	82,960
建物減価償却累計額	-	-	-	-	△31,827
機械及び装置	471,084	473,919	473,919	474,097	468,984
機械及び装置減価償却累計額	-	-	-	-	△249,345
工具器具及び備品	23,551	23,431	23,431	21,597	12,504
工具器具及び備品減価償却累計額	-	-	-	-	△10,025
固定資産減価償却累計額	△184,314	△216,786	△249,631	△280,317	-

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
無形固定資産	1,860	1,722	1,584	3,597	3,482
投資その他資産	798,098	796,210	799,087	800,573	795,458
退職手当準備資金	95,890	91,905	91,921	96,287	91,952
長期有価証券	702,208	701,805	702,166	701,786	701,406
その他資産	-	2,500	5,000	2,500	2,100
資産合計	10,095,446	10,064,199	10,018,010	9,987,218	6,882,707
負債及び資本の部					
流動負債	272,881	276,844	275,872	294,927	410,243
短期借入金	168,238	206,060	207,559	229,040	352,244
未払金	91,724	49,414	48,597	49,421	34,486
預り金	12,918	21,369	19,715	16,465	23,513
固定負債	4,804,539	4,580,880	4,361,743	4,129,357	1,443,668
政府借入金	1,744,666	1,584,571	1,412,571	1,228,666	1,032,857
三重県借入金	2,437,000	2,437,000	2,437,000	2,437,000	-
市中銀行等借入金	534,379	470,330	420,960	368,593	313,044
退職手当引当金	88,492	88,977	91,211	95,097	97,767
特別法上の引当金等	1,634,671	1,836,475	2,010,394	2,192,933	2,278,795
償還準備金	378,300	531,098	659,798	798,651	965,244
(イ)繰越償還準備金期末残高	341,825	378,300	531,098	659,798	798,651
(ロ)当期償還準備金繰入額	3,392,979	152,798	128,699	138,853	3,230,440
(ハ)当期償還準備金取崩額	△3,356,505	-	-	-	△3,063,847
償還準備積立金	123,434	123,989	123,989	123,989	123,989
道路事業損失補填引当金	1,132,936	1,181,387	1,226,606	1,270,292	1,189,561
諸引当金	13,354	-	-	-	-
道路修繕引当金	13,354	-	-	-	-
負債合計	6,725,446	6,694,199	6,648,010	6,617,218	4,132,707
基本金	2,370,000	2,370,000	2,370,000	2,370,000	1,750,000
三重県出資金	2,370,000	2,370,000	2,370,000	2,370,000	1,750,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三重県負担金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資本合計	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	2,750,000
負債及び資本合計	10,095,446	10,064,199	10,018,010	9,987,218	6,882,707

(注 1) 平成 14 年度に、志摩開発有料道路第 1 期事業の無料開放を行っているが、付帯施設撤去工事のうち、繰越工事相当額を道路修繕引当金として計上している。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収益の部					
業務収入	823,078	508,735	474,806	458,697	338,076
道路料金収入	823,078	508,735	474,806	458,697	338,076
負担金収入	1,654,667	-	-	-	3,057,000
三重県負担金収入	1,654,667	-	-	-	3,057,000
業務外収入	35,409	10,450	12,289	13,584	10,988

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
利息収入	2,346	4,792	6,487	7,999	7,930
雑収入	33,048	5,641	5,786	5,569	3,042
有価証券評価益	15	15	15	15	15
特別利益	1,437,180	81	-	824	113,809
道路事業損失補填引当金取崩益	1,437,180	-	-	-	112,928
償還準備積立金取崩益	-	81	-	-	-
固定資産売却益	-	-	-	824	-
固定資産評価益	-	-	-	-	880
収益合計	3,950,335	519,267	487,096	473,106	3,519,874
費用の部					
業務管理費	299,840	179,587	174,852	151,793	120,770
道路管理費	231,773	131,534	122,496	111,971	87,708
維持改良費	54,713	48,052	52,356	39,822	33,062
道路修繕引当損	13,354	-	-	-	-
一般管理費	85,589	74,958	77,009	79,019	73,921
一般管理費	79,868	74,226	74,776	74,816	71,251
退職手当引当損	5,720	732	2,233	4,202	2,670
諸減価償却費	33,446	32,790	32,983	33,790	32,581
固定資産減価償却費	33,446	32,790	32,983	33,790	32,581
特別法上の引当金繰入額	3,471,368	201,249	173,919	182,538	3,262,638
償還準備金繰入額	3,392,979	152,798	128,699	138,853	3,230,440
道路事業損失補填引当損	78,388	48,451	45,219	43,685	32,197
業務外費用	60,090	30,681	28,330	25,965	23,097
支払利息	34,908	30,131	27,921	24,966	22,717
雑損	25,000	147	-	-	-
有価証券評価損	182	403	409	380	380
特別損失	-	-	-	618	6,865
固定資産除却損	-	-	-	618	5,597
その他特別損失	-	-	-	-	1,267
費用合計	3,950,335	519,267	487,096	473,106	3,519,874

(注 1) 平成 18 年度において、三重県からの負担金収入 3,057,000 千円がある。これは、平成 18 年度の志摩開発有料道路第 2 期事業の清算にあたり、償還必要額について三重県が負担したものである。

(注 2) 収支差額は特別法上の引当金繰入(償還準備金繰入)としているため、当期利益は毎期 0 となる。

(3) 2 路線の収支状況

(単位：千円)

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
収入の部					
事業収入	823,078	508,735	474,806	458,697	338,076
道路料金収入	823,078	508,735	474,806	458,697	338,076
負担金収入	1,654,667	-	-	-	3,057,000

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
三重県負担金収入	1,654,667	-	-	-	3,057,000
業務外収入	36,014	11,070	12,273	14,668	10,972
利息収入	2,346	4,792	6,487	7,999	7,930
雑収入	33,668	6,267	5,786	6,669	3,042
前期繰越資金	0	5,128	11,840	18,877	118,514
収入合計	2,513,759	524,935	498,921	492,244	3,524,563
支出の部					
維持改良費	59,648	64,242	52,356	40,000	33,062
道路維持改良費	59,648	64,242	52,356	40,000	33,062
業務管理費	231,982	131,943	122,496	111,971	88,754
道路管理費	231,982	131,943	122,496	111,971	88,754
一般管理費	80,168	74,474	74,776	79,034	71,671
役職員諸給与費	74,760	68,820	69,652	69,540	65,899
管理諸費	5,408	5,653	5,123	9,493	5,771
業務外支出	2,042,989	254,275	249,292	261,238	3,331,075
債権取扱諸費	1,903,476	236,381	248,286	260,190	3,329,095
借入金取扱諸費	139,513	17,893	1,006	1,047	1,979
予備費	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0
次期繰越資金	98,970	0	0	0	0
支出合計	2,513,759	524,935	498,921	492,244	3,524,563

(4) 経理の特徴

地方道路公社では、その財政状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っている。

会計処理の特徴としては、事業資産について、企業会計上、一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることがあげられる。

償還準備金とは、営業中道路から生ずる毎期の収支差（収益と費用の差）を積み立てたもので、これは、道路資産に投下した借入金等の返済に充てるものであり、民間でいう利益（もうけ）とは異なる。

償還準備金積立方式とは、財務諸表において、営業中の道路から生ずる毎期の収支差を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、また、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する方式で、道路の資産を形成するのに要した費用を積み上げた「道路資産」と借入金等の返済に充てる「償還準備金」を対比することにより、償還状況が明確に把握できるようにした方式である。

事業資産について、企業会計上一般に採用されている減価償却を行う方式ではなく、償還準備金積立方式を採用しているのは、有料道路事業は償還を終えると道路を本来の道路管理者に引き渡し無料開放することになっているため、永続的

に存続し利益を上げることが期待されている民間企業と異なり、減価償却を行うことにより次の投資資金を積み立てるという視点が会計上必要とされていないこと、その一方で、有料道路事業は一定期間内に借入金等を償還することを基本としているため、借入金等が着実に償還されているかどうか、経営上最も重要な事項として位置づけられることによる。すなわち、会計処理の相違は、民間企業の事業と公社事業の本質的性格の相違に基づくものであるといえる。

また、もうひとつの特徴は、損失補填引当金制度を活用していることである。

損失補填引当金制度は、将来事情の不可測性（物価及び将来交通量等経済事情の著しい変動、不慮の災害）により生じた採算不良道路の料金徴収期間満了時の未償還額を同じ事業主体のすべての一般有料道路の料金収入によって積立てられた内部留保資金により補填し、以って事業主体の経営の安定性を確保しようとするもので、昭和 34 年に設けられた。これは、当該道路においては危険負担の各年度にわたる平均化を行い、道路相互間においては危険負担の分散を行うという性格を有するものとして位置づけられる。

現在、三重県道路公社では、道路料金収入の 10%を計上している。

なお、償却準備金の過去 5 年間の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
期首残高	341,825	378,300	531,098	659,798	798,651
繰入高	3,392,979	152,798	128,699	138,853	3,230,440
取崩高	△3,356,505	-	-	-	△3,063,847
期末残高	378,300	531,098	659,798	798,651	965,244

(注 1) 志摩開発有料道路第 1 期事業及び志摩開発有料道路第 2 期事業の事業清算に伴い、平成 14 年度及び平成 18 年度に償還準備金の取崩を行っている。

7. 監査手続

- (1) 平成 17 年度及び平成 18 年度の事業報告を入手し、公社及び各運営路線の概要を把握した。
- (2) 事業報告をもとにヒアリングを実施し、問題点の把握を行った。
- (3) 伊勢二見鳥羽有料道路・伊勢管理事務所へ赴き、委託業者の業務状況の視察及び契約状況の確認を行った。

8. 監査結果

(1) 志摩開発有料道路第2期事業の清算について

①一般有料道路事業の特徴

道路は本来、国や地方公共団体が公共事業として建設・管理し、無料で一般の交通の用に供すべき基本的な社会基盤とされている。しかし、租税等による一般会計歳入では必要とされる道路整備事業のための費用を賄いきれない実情から、道路整備特別措置法が制定され、国又は地方公共団体が道路を整備するに当たり、財源不足を賄う方法として借入金で道路建設を行い料金収入により管理費及び利息を賄いつつ、道路の建設に要した費用を返済していくという償還主義による有料道路制度が導入された。

これらの道路は、償還が終了した時点で有料道路の事業主体から本来の道路管理者に移管され、無料開放されることとされており、永続的な企業活動を営むことを前提とする民間企業とはその前提が大きく異なっている。また、一般有料道路は路線ごとに償還する個別採算性を取るのが原則である。

その事例として、志摩開発有料道路第2期は第1期区間と共に、当該沿線南鳥羽地区の道路未整備による内陸の孤島的な状況下、早期に道路の整備が必要であったが、建設当時は公共事業予算にも限りがあったことから、有料道路制度を活用したことにより、早期整備が可能となったものである。

②30年間の通行台数及び料金収入

ア. 通行台数

予算計画	実績	達成率
13,571千台	9,747千台	71.8%

イ. 料金収入

予算計画	実績	達成率
7,087,256千円	4,907,907千円	69.2%

③30年間の事業の収支

ア. 30年間の事業の収支

	金額(千円)
収入の部	
料金収入等	4,907,907
三重県貸付金	2,437,000
三重県負担金	3,057,000
道路事業損失補填引当金取崩益	112,297

	金額（千円）
計	10,514,204
支出の部	
償還金（政府貸付金）	1,085,000
償還金（三重県出資金）	620,000
償還金（市中銀行借入金）	1,395,000
償還金（三重県貸付金）	2,437,000
利息	2,979,429
維持改良費	340,090
道路管理費	839,591
一般管理費	356,207
道路事業損失補填引当金	461,887
計	10,514,204

イ. 30年間の営業収支

上記から財務収支を除き実質的な営業収支を示すと以下のとおりとなる。

	金額（千円）
収入の部	
料金収入等	4,907,907
計 A	4,907,907
支出の部	
利息	2,979,429
維持改良費	340,090
道路管理費	839,591
一般管理費	356,207
道路事業損失補填引当金	461,887
計 B	4,977,204
収支差額 A - B	△69,297

志摩開発有料道路第2期事業は、当該周辺地域の観光資源の有効活用をはじめとする地域への経済効果等に寄与した面はあるが、料金収入4,907,907千円により管理費及び利息4,977,204千円を賄いつつ、道路の建設に要した費用3,100,000千円を返済していくという目的を達成することができなかった。したがって、道路の建設に要した3,100,000千円と収支差額のマイナス残高である69,297千円の合計3,169,297千円から引当金の取崩益を差し引いた金額を三重県が負担しなければならないとも考えられる。

④事業清算に係る必要な金額

三重県は三重県道路公社に対して、志摩開発有料道路第2期事業の料金徴収期間満了に伴い、同事業の事業清算に係る必要な額として3,057,000千円を負担し

ている。しかし、上述のとおり同事業の事業清算に係る必要な額は、3,169,297千円である。不足分は、道路事業損失補填引当金を112,297千円取り崩している。

今回の事業清算の方法としては以下の方法が考えられる。

- ア. 事業清算に係る必要な額3,169,297千円を全額三重県が負担し、引当金はまったく取り崩さない方法。
- イ. すでに三重県が拠出している三重県出資金620,000千円と三重県貸付金2,437,000千円を回収するためにそれらの合計金額である3,057,000千円を三重県が負担し、不足分112,297千円は道路事業損失補填引当金を取り崩す方法。
- ウ. 事業清算直前までに積立てられた志摩開発有料道路第2期事業に係る道路事業損失引当金461,887千円を全額取崩し、不足分2,707,410千円を三重県が負担する方法。
- エ. 事業清算直前までに積立てられた志摩開発有料道路第2期事業に係る道路事業損失引当金461,887千円を全額取り崩し、さらに他道路の前期末までに積立てられた道路事業損失補填引当金のうちすでに無料開放された事業に係る引当金380,402千円も取り崩し、不足分2,327,008千円を三重県が負担する方法。
- オ. 事業清算直前までに積立てられた志摩開発有料道路第2期事業に係る道路事業損失引当金461,887千円を全額取り崩し、さらに他道路の前期末までに積立てられた道路事業損失補填引当金838,773千円（伊勢二見鳥羽事業458,371千円、無料開放路線380,402千円）も取り崩し、不足分1,868,637千円を三重県が負担する方法。

上記ア～オを表にまとめると以下のとおりである。

(単位：千円)

	三重県負担金	道路事業損失引当金取崩額			計
		志摩2期	無料開放	伊勢二見鳥羽	
ア	3,169,297	0	0	0	3,169,297
イ	3,057,000	112,297	0	0	3,169,297
ウ	2,707,410	461,887	0	0	3,169,297
エ	2,327,008	461,887	380,402	0	3,169,297
オ	1,868,637	461,887	380,402	458,371	3,169,297

上記の方法のうち、志摩開発有料道路第2期事業の清算においてはイの方法が採用されたが、どの方法が妥当であるかは引当金をいくら取り崩すかによる。すなわち、他事業の未償還残高と今後の収支予測等を考慮して検討する必要があると考えた。

⑤伊勢二見鳥羽有料道路での試算

ア. 平成18年度までの累積の営業収支

	金額 (千円)	当初予算 (千円)	予算比
収入の部			
料金収入等	4,846,478		
その他	120,540		
計 A	4,967,018	5,822,517	85.3%
支出の部			
利息	469,497	520,649	90.2%
維持改良費	824,345	771,155	106.9%
道路管理費	1,696,511	1,768,310	95.9%
一般管理費	503,308	329,043	153.0%
道路事業損失補 填引当金	460,203	530,119	86.8%
計 B	3,953,864	3,919,276	100.9%
収支差額 A-B	1,013,154	1,903,241	53.2%

イ. 30年間の収支予測（平成18年度までの実績と今後の収支予測の合計）

三重県道路公社では以下の推計根拠に基づいた収支予測を作成している。

(ア) 交通量及び料金収入

平成18年度実績交通量をベースに平成11年度交通センサス（東海ブロック走行台キロ）の伸び率により平成19年度から35年度まで推計を行った。

現在計画中である「伊勢志摩連絡道」が平成25年度供用開始を予定。この本線は「伊勢二見鳥羽ライン」から分岐する自動車専用道路であるため、当該路線を利用する交通量を誘発交通量として基本交通量に上乗せを行った。

誘発日交通量=2千台

(イ) 道路維持費

料金収受システムの更新

 有人徴収システムの更新を平成21年度予定

 25百万円×料金所2カ所×2レーン=100百万円

 無人徴収システムの更新を平成25年度予定

 70百万円×料金所2カ所×2レーン=280百万円

(ウ) その他管理費用等の推計

道路維持費を除く経費は、平成18年度実績をベースに平成19年度以降1%等差伸びで推計した。

(エ) 道路損失補填引当金

各年度料金収入の1割を計上した。

(オ) 一時借入金利息

収支差（資金不足分）に対する一時借入金利息は外部資金調達予測利率を年利3%で推計を行った。

この表は、伊勢二見鳥羽有料道路の平成18年度までの実績と平成19年度から平成35年度までの予測を合計したものである。

	金額（千円）
収入の部	
料金収入等	11,900,837
その他	120,540
道路事業損失補填引当金取崩益	1,894,991
計 A	13,916,368
支出の部	
借入金返済（政府貸付金）	2,500,000
借入金返済（市中銀行借入金）	750,000
三重県出資金返済	1,750,000
利息	608,500
維持改良費	1,576,221
道路管理費	3,165,690
一般管理費	2,043,502
道路事業損失補填引当金	1,165,633
計 B	13,559,546
収支差額 A－B	356,822

このように、伊勢二見鳥羽有料道路については、収支予測どおりの実績であった場合には、料金徴収期間満了時には借入金及び出資金を返済しても356,822千円が残ることになる。

⑥まとめ

志摩開発有料道路第2期事業の清算において、三重県は3,057,000千円を負担している（イの方法）が、伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第2期事業清算時に有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して三重県の負担金を軽減すること（エの方法）も検討すべきであったと考える。【意見】

(2) 投資有価証券の担保差入について

三重県道路公社は、保有する投資有価証券（国債 4 口：平成 18 年度末の帳簿価額 701,406 千円）を担保とした当座借越契約を A 銀行、B 銀行及び C 銀行と締結している。

平成 18 年度末の当座借越残高は下表のとおりである。

	金額（千円）
A 銀行	292,244
B 銀行	50,000
C 銀行	10,000
計	352,244

このうち、B 銀行及び C 銀行からは、担保差入時に担保預り証を受領していたが、A 銀行からは、担保預り証を受領していなかった。また、重要な資産を担保として提供しているにもかかわらず、いずれの場合も理事会への報告がなされていなかった。ただし、年度末においては、残高証明書を各銀行から入手することにより残高を確認していた。

確かに、年度末に残高証明書を入手し残高を確認することにより、事後的に不正等を発見することはできる。しかし、重要な資産を担保として提供しているわけであるから、事前に不正等を防止する必要がある。したがって、担保差入時には必ず理事会に報告すると共に、担保預り証を必ず受領することを徹底すべきである。

また、財務諸表において、担保に供している資産の注記がされていなかった。企業会計原則には、債務の担保に供している資産は貸借対照表に注記しなければならない、とあることから、担保に供している資産を貸借対照表に注記すべきである。【結果】

(3) 業務委託について

三重県道路公社は下記の業務を A 社へ委託している。

- ① 料金所において道路の通行利用者に所定の通行料金を請求すること。
- ② 料金所に設置の料金自動収受機並びに有人料金収受機により通行利用者から所定の通行料金を収受し、又は回数通行券を収受すること。
- ③ 料金自動収受機の定時現金引出、釣り銭補給時及び同機処理能力オーバーによる交通渋滞時、また、同機の故障時等には、予備レーンにおいて、有人収受機により所定の通行料金を収受すること。

- ④ 道路整備特別措置法第 12 条第 1 項ただし書きの規定による「料金を徴収しない車両」の通行を確認すること。
- ⑤ 料金事務所において回数券を発売し、代金を受領すること。
- ⑥ 不法に料金を免れた者があるとき、要領に定めるところにより必要な措置をとるとともに、不法に料金を免れたことに関する認定資料を添えて三重県道路公社に報告すること。
- ⑦ 通行不適格車両に退去等を勧告すること。
- ⑧ 収受した料金の保管を行うこと。
- ⑨ 収受した料金を三重県道路公社の指定する金融機関へ納入すること。
- ⑩ 収受業務に要する施設及び物品の管理を行うこと。
- ⑪ 上記に付随する事務を行うこと。
- ⑫ 管理事務所の職員が不在時に緊急事態が発生したときには、直ちに管理事務所又は同所職員に連絡すること。
- ⑬ 道路維持作業員は、管理事務所長の指示により道路管理に係る作業を行うこと。

このように、委託業務の範囲には現金の保管、金融機関への納入が含まれており、その過程において盗難等が発生するリスクがある。万が一、盗難等が発生した場合には、三重県道路公社ひいては三重県が損失を被ることとなるため、三重県道路公社では、委託先である A 社に対して、動産保険に加入するように伊勢二見鳥羽有料道路通行料金収受業務委託取扱要領第 12 条で義務付けていたが、実際に加入したかどうかの確認をしておらず、結果として A 社は動産保険に未加入であった。

今後は、動産保険に実際に加入したかどうかの確認が必要である。なお、監査後の 7 月 25 日に A 社は動産保険に加入したことを確認した。【結果】

(4) 有形固定資産の減価償却について

建物の減価償却費の計算における耐用年数について、料金徴収期間である 30 年よりも長い 34 年または 35 年を採用している。これは、大蔵省令によるものである。

前述のとおり、一般有料道路事業は、料金収入により管理費及び利息を賄いつつ、道路の建設に要した費用を返済していく制度である。また、建物は管理事務所として使用されており、料金徴収期間満了後は使用されない場合もある。したがって、耐用年数は最長でも料金徴収期間と同じ 30 年であると考えられる。

また、料金徴収期間満了後は、料金徴収施設は解体撤去され、建物についても管理事務所としては使用されず、解体撤去される可能性がある。実際に、志摩開

発有料道路第2期事業においては解体撤去され、14,650千円の除却損が計上されている。したがって、料金徴収期間内において除却損を見積り、引当金を計上することも検討すべきである。【意見】

財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター

1. 設立目的

海洋スポーツを通じて一般社会人及び特に青少年に不屈の精神を涵養すると共に健全な体位の向上を図り、海事思想の普及に寄与することを目的として、以下の事業を行う。

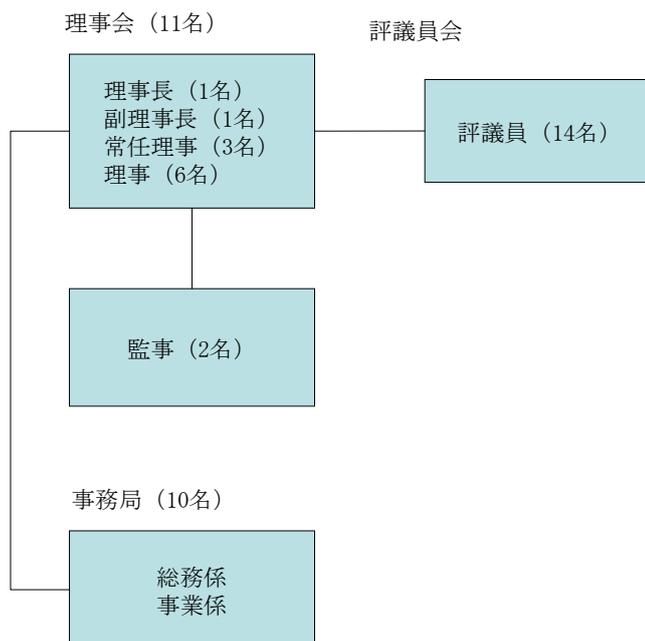
- (1) 海洋スポーツに必要な教育及び講習会の開催に関する事業
- (2) 海洋スポーツの普及のため競技会の開催に関する事業
- (3) 海洋スポーツに必要な施設の建設並びに施設の運営管理に関する事業
- (4) その他、上記の目的を達成するため必要と認める事業

2. 沿革

昭和 45 年 4 月	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター設立
昭和 46 年 4 月	業務開始
昭和 50 年	三重国体のヨット競技場として施設の充実が図られ、現在のような規模のヨットハーバーとなる。
昭和 51 年 4 月	三重県津ヨットハーバーの業務開始

3. 組織（平成 19 年 3 月 31 日現在）

(1) 組織図



(2) 人員構成

	理 事	監 事	職 員
			事務局
常勤	0名	0名	10名
非常勤	11名	2名	0名
計	11名	2名	10名

(注) 非常勤理事 11名のうち、2名が県職員（現職）である。

4. 事業概要

(1) 事業の概要

伊勢湾海洋スポーツセンターでは、教育・講習会等の事業として、ヨットクルーザー、ディンギー、ウィンドサーフィンの各種教室や、ヨット、ボート等の体験事業をセンター独自の事業として実施している。これらの事業に、平成18年度は127名の参加者があり海洋スポーツの普及を図っている。さらに、競技会等に関する事業は、関係団体と共同しながら「伊勢湾オープンヨットレース」や「津ヨットハーバー祭」を実施している。「伊勢湾オープンヨットレース」については、県外からも多数の参加者があり、31年間継続して実施しており競技人口の拡大に貢献している。また、平成18年度から新規事業として市民参加型のイベントの「津ヨットハーバー祭」を開催し、海洋スポーツのみならず、フリーマーケットや地域の特産品の販売などを実施し市民参加型のイベントとして行った。このイベントには、当日約3,000人の参加者で終日賑わい大変好評であり今後も継続して開催することとしている。

また、三重県津ヨットハーバーの敷地内において、伊勢湾海洋スポーツセンターが所有する施設と三重県が所有する施設が混在しているが、伊勢湾海洋スポーツセンターが一体として維持管理業務を行っている。

施設内にある管理棟と艇庫については、伊勢湾海洋スポーツセンターが所有しており、収益確保のために保管艇の増加および宿泊室と会議室の利用者の増加も図っている。

三重県の施設である三重県津ヨットハーバーについては、平成18年3月以前から三重県より維持管理の委託を受けていたが、平成18年4月に三重県津ヨットハーバーの指定管理者に指定され、平成18年度は指定管理者として三重県津ヨットハーバーの維持管理業務を行っている。

なお、指定管理者選定過程は以下のとおりである。

①選定委員会

公認会計士を委員長とする指定管理者選定委員会（構成員 5 名）により、審査・選定を行った。

②審査の経過

平成 17 年 7 月 4 日 第 1 回選定委員会（審査基準等の作成）

平成 17 年 9 月 16 日 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査）

平成 17 年 10 月 20 日 第 4 回選定委員会（最終審査）

③選考結果

a 指定管理者

財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター

b 選定理由

- ・三重県津ヨットハーバーの施設は、三重県が所有する施設と伊勢湾海洋スポーツセンターが所有する施設が混在しており、それらを分けて管理することはかえって施設管理の効率性を害することになる。
- ・そこで、三重県の指定基準に照らして指定管理者としての基準を満たしていることを確認した上で、非公募で伊勢湾海洋スポーツセンターを指定管理者に選定している。

④指定期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日

(2) 三重県津ヨットハーバーの概要

伊勢湾海洋スポーツセンターが管理する三重県津ヨットハーバーは伊勢湾岸のほぼ中央に位置し、その海浜は古くから海洋性レクリエーションの場として親しまれ、昭和 50 年の三重国体の際にヨット競技場として施設の充実が図られている。

現在では三重県内唯一の公共マリーナとして、ヨットクルーザー・モーターボート・ディンギーと合わせ約 500 艇の収容隻数を誇り、国内外の選手権が開催されるなど充実したマリンスポーツを提供している。

三重県津ヨットハーバー



三重県津ヨットハーバー・財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター施設概要

面積	敷地総面積 33,000 m ² (内訳) ボートヤード 13,400 管理用地 5,400 駐車場 12,000 道路 2,200
外郭施設	北防波堤 61m 南防波堤 343 中防波堤 200
泊地面積	32,000 m ²
主な設備	保管施設 野積場(陸上)・栈橋、艇庫 クレーン設備(20 t、2.8 t) スロープ 給水・給電(電気 100 v / 20 A・30 A) 給油スタンド(レギュラーガソリン・軽油) 更衣室・シャワー室(個室)
事業費	(1) 国補港湾改修事業 1,518,400 千円 (2) 起債事業 350,000 (3) 伊勢湾海洋スポーツセンター 305,600 総事業費 2,174,000

(3) 平成 18 年度の事業実施状況

指定管理施設である津ヨットハーバーの維持管理業務をはじめ、普及事業として体験事業、教室事業、ハーバー祭等のイベント事業を実施すると同時に、教育、講習会等の事業、競技会等に関する事業を行なった。また、安全及び広報活動や収益事業及び職員教育を行っている。

施設等の整備については、栈橋をはじめ管理棟や艇庫等の施設の老朽化への対応や保管艇の大型化が進み、栈橋の空きスペースが減少してきているため、長・中期的に南防波堤に沿って 150m の栈橋を増設整備を図っている。

①教育・講習会等

平成 18 年度に伊勢湾海洋スポーツセンター主催で行われた教育・講習会等は以下のとおりである。

事業名	参加者等
ヨットクルーザー教室 (1 回)	5 名
ディンギー教室 (3 回)	32 名
ウィンドサーフィン教室 (2 回)	26 名
親子ヨット体験塾 (4 回)	56 名
ウェイクボード体験	8 名
海上安全パトロール及び現場指導	パトロール 6 回 現場指導 8 回

②競技会等

平成 18 年度に行われた競技会等は以下のとおりである。

(イ) 伊勢湾海洋スポーツセンター主催

事業名	参加者
津ヨットハーバー祭 2006	約 3,000 名
第 30 回伊勢湾オープンヨットレース (クルーザーの部)	50 艇 231 名
(ディンギーの部)	52 艇 70 名
(ウィンドサーフィンの部)	40 艇 40 名
サンセットクルージング	10 名
第 23 回伊勢湾フィッシング大会	5 艇 8 名

(ロ) 団体等の主催

事業名	主催団体	参加者
第 61 回国民体育大会ヨット競技 三重県予選	三重県ヨット連盟	25 艇 33 名
みえスポーツフェスティバル 2006 第 26 回ブルーカップ津ヨットレース 兼第 47 回津市民体育大会ヨットレース	津市ヨット協会	17 艇 22 名
2006 年第 23 回レーザークラス全日本マスターズ選手権	日本レーザー協会	90 艇 90 名
第 16 回伊勢湾ジュニアヨット大会	三重県ヨット連盟	28 艇 28 名
三重県キールボート選手権大会	三重県ヨット連盟	6 艇 35 名

③施設の利用

伊勢湾海洋スポーツセンター及び三重県の施設の主な利用状況について、当年度を含む過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(イ) 伊勢湾海洋スポーツセンター施設

a 施設利用

利用区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
宿泊室 (名)	1,119	1,566	1,017	1,237	1,138
会議室 (回)	96	111	115	110	108
揚降機 (回)	278	252	267	251	238
ヨット置場 (艇)	125	117	108	103	110
〈年契約〉					
〈月契約〉	33	37	63	83	78
モーターボート置場 (艇)	23	22	24	21	24
〈年契約〉					
〈月契約〉	25	14	19	21	13
栈橋 (艇)	585	626	568	636	618
〈月単位使用〉					
〈日単位使用〉	463	518	665	334	324

b 貸与備品等

利用区分	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
ヨット（艇）	55	50	62	71	59
モーターボート（艇）	83	94	63	65	67

(ロ) 三重県施設

利用区分		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度
野積保管場所使用許可 申請取扱件数 （艇）	〈日単位使用〉	133	300	112	196	126
	〈月単位使用〉	56	89	79	48	79
	〈年単位使用〉	244	238	233	232	234
	使用料（千円）	58,375	58,461	57,457	57,449	58,384
駐車場（台）		1,886	1,836	1,564	1,481	4,118
	使用料（千円）	1,334	1,340	1,257	1,247	2,194
荷役機（回）	〈クレーン〉	1,659	1,562	1,427	1,480	1,489
	〈けん引車〉	3	4	0	0	0
	使用料（千円）	4,268	3,953	3,636	3,760	3,798
船揚場（艇） 使用料（千円）		32	31	30	15	29
		37	36	35	17	33
その他使用料（千円）		-	-	7	1	0
年間 取扱額（千円）		64,016	63,792	62,393	62,476	64,412
年間 受託料（千円）		31,992	32,008	31,896	32,655	31,120

(注1) 使用料は県の収入になる部分であり、その手数料・受託料が伊勢湾海洋スポーツセンターの収入になる。

(注2) 野積保管場所使用許可証の発行については、伊勢湾海洋スポーツセンターが三重県からの委託により行っている。

このうち、月単位使用・年単位使用について利用者から許可申請と入金があると、その入金額でいったん収入を計上する。そして、三重県条例で定められた料率を控除した額で県証紙を購入して申請用紙に貼付の上、津建設事務所に納付し、後に許可証を発行している。

5. 三重県との関係

伊勢湾海洋スポーツセンターは、開設時、三重県から 89,217 千円 (29.2%) の出資を受けた。

また、伊勢湾海洋スポーツセンターとして平成 19 年 3 月 31 日現在において借入金はなく、三重県としての債務保証はない。

なお、三重県津ヨットハーバーの指定管理者に指定していると同時に、県証紙の販売に関する取扱いを委託しており、県証紙販売収入と県証紙購入費の差額が利益となっている。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料	31,992	32,008	31,896	32,655	31,120

(注) 平成 18 年度は指定管理料

6. 財務状況

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
【収入の部】					I 事業活動収支の部	
事業収益					事業活動収入	
利用収益					事業収益	
ヨット置場使用料	7,404	7,101	6,660	6,909	ヨット置場使用料	7,219
モーターボート置場使用 料	5,989	5,359	5,983	5,478	モーターボート置場使 用料	5,990
棧橋使用料	11,317	11,085	10,473	11,160	棧橋使用料	11,118
ヨット使用料	258	253	300	356	ヨット使用料	259
モーターボート使用料	902	1,039	703	722	モーターボート使用料	810
会議室使用料	417	460	496	436	会議室使用料	452
宿泊室使用料	2,450	3,373	2,217	2,764	宿泊室使用料	2,456
揚降機利用料	316	287	330	283	揚降機使用料	268
その他使用料	1,703	1,790	1,771	2,334	その他使用料	2,353
受託収益					補助金等収入	
受託料	31,992	32,008	31,896	32,655	助成金	4,948
雑収益					受託収益	
講習料	385	471	349	431	受託料	31,120
雑入	415	466	323	329	講習料	492
受託販売等収益					県証紙販売収入	58,111
県証紙販売収入	58,071	58,011	57,237	57,180	燃料販売収入	696
燃料販売収入	678	768	905	740	飲食料販売収入	2,199
飲食料販売収入	2,863	3,324	2,549	2,216	その他物品販売収入	-
その他物品販売収入	135	-	-	-	手数料	382
手数料	324	313	328	432	雑入	959
事業外収入					雑収益	
助成金					受取利息収入	400
助成金	1,641	4,358	4,869	4,308	雑収入	361
受取利息及び配当金					事業活動収入計	130,599
預金利子	228	226	375	396	事業活動支出	
雑収益					県証紙購入費	56,280
雑入	107	95	60	125	燃料購入費	621
繰入金					飲食料購入費	2,025
固定資産購入繰入金	11,919	18,499	18,413	12,340	その他物品購入費	-
繰入金収入	-	-	-	1,795	受託販売事業雑費	69
当期収入合計(A)	139,524	149,294	146,246	143,399	手数料	1,088
前期繰越収支差額	33,417	33,777	34,903	31,905	その他の事業運営費	62,782
収入合計(B)	172,942	183,071	181,149	175,304	事業活動支出計	122,868
【支出の部】					事業活動収支差額	7,731
事業費用					II 投資活動収支の部	
運営費					投資活動収入	

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
手数料	659	1,001	1,084	1,637	特定資産取崩収入	
退職金	-	-	-	12,767	減価償却引当資産取崩 収入	45,822
その他の運営費	56,294	58,180	60,698	63,220	投資活動収入計	45,822
受託販売等事業費					投資活動支出	
県証紙購入費	56,742	56,184	55,434	55,379	特定資産取得支出	
燃料購入費	502	566	698	666	減価償却引当資産取得 支出	36,593
飲食料購入費	2,598	3,005	2,280	2,051	固定資産取得支出	9,232
その他物品購入費	127	-	2	-	投資活動支出計	45,826
補償、補てん及び賠償金	18	16	4	20	投資活動収支差額	△ 3
雑費	21	23	7	22	Ⅲ 財務活動収支の部	
事業外費用					財務活動収入	
公課費					財務活動収入計	-
公課費	2,175	2,207	2,095	2,567	財務活動支出	
積立預金支出					財務活動支出計	-
減価償却積立預金支出	8,606	8,483	8,525	9,474	財務活動収支差額	-
固定資産取得支出	11,919	18,499	18,413	12,340	Ⅳ 予備費支出	-
当期支出合計(C)	139,164	148,168	149,244	160,148	当期収支差額	7,727
当期収支差額 (A)-(C)	359	1,126	△2,998	△16,749	前期繰越収支差額	15,156
次期繰越収支差額 (B)-(C)	33,777	34,903	31,905	15,156	次期繰越収支差額	22,884

(注1) 平成16年10月14日付けで「公益法人会計基準の改正等について」が公表され、新会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた。このことに伴い、平成17年度以前と平成18年度で表示が異なっている(以下、正味財産増減計算書、貸借対照表について同じ。)

(注2) 県証紙販売収入、県証紙購入費は野積保管場所使用許可(月単位使用、年単位使用)に係るものであり、「県証紙販売収入」は利用者からの入金額を表し、「県証紙購入費」は入金額から三重県条例で定められた料率を控除した額で県証紙を購入した額である。

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
【増加原因の部】					I 一般正味財産増減 の部	
事業収益					[経常増減の部]	
利用収益					経常収益	

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	科 目	平成 18 年度
ヨット置場使用料	7,404	7,101	6,660	6,909	事業収益	
モーターボート置場使用料	5,989	5,359	5,983	5,478	ヨット置場使用料	7,219
栈橋使用料	11,317	11,085	10,473	11,160	モーターボート置場使用料	5,990
ヨット使用料	258	253	300	356	栈橋使用料	11,118
モーターボート使用料	902	1,039	703	722	ヨット使用料	259
会議室使用料	417	460	496	436	モーターボート使用料	810
宿泊室使用料	2,450	3,373	2,217	2,764	会議室使用料	452
揚降機使用料	316	287	330	283	宿泊室使用料	2,456
その他使用料	1,730	1,790	1,771	2,334	揚降機使用料	268
受託収益					その他使用料	2,353
受託料	31,992	32,008	31,896	32,655	受取補助金等	
雑収益					助成金	4,948
講習料	385	471	349	431	受託収益	
雑入	415	466	323	329	受託料	31,120
受託販売等収益					講習料	492
県証紙販売収入	58,071	58,011	57,237	57,180	県証紙販売収入	58,111
燃料販売収入	678	768	905	740	燃料販売収入	696
飲食料販売収入	2,863	3,324	2,549	2,216	飲食料販売収入	2,199
手数料	324	313	328	432	手数料	382
事業収益計	125,628	126,114	122,527	124,432	雑入	959
事業外収入					雑収益	
助成金					受取利息	400
助成金	1,641	4,358	4,869	4,308	雑収益	361
受取利息及び配当金					経常収益合計	130,599
預金利子	228	226	375	396	経常費用	
雑収益					県証紙購入費	56,280
雑入	107	95	60	125	燃料購入費	621
事業外収入計	1,977	4,679	5,305	4,830	飲食料購入費	2,025
繰入金収入	-	-	-	1,795	受託販売事業雑費	69
合計	127,605	130,794	127,832	131,058	手数料	1,088
【減少原因の部】					その他の事業運営費	62,782
事業費用					減価償却費	9,805
運営費					経常費用合計	132,674
手数料	659	1,001	1,084	1,637	当期経常増減額	△ 2,074
退職金	-	-	-	12,767	〔経常外増減の部〕	
その他の運営費	56,294	58,180	60,698	63,220	経常外収益	
受託販売等事業費					経常外収益合計	-
県証紙購入費	56,242	56,184	55,434	55,379	経常外費用	
燃料購入費	502	566	698	666	経常外費用合計	-
飲食料購入費	2,598	3,005	2,280	2,051	当期経常外増減額	-
補償、補てん及び賠償金	18	16	4	20	税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,074

科 目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科 目	平成 18年度
雑費	21	23	7	22	当期一般正味財産増減額	△ 2,074
事業費用計	116,463	118,977	120,209	135,766	一般正味財産期首残高	215,336
事業外費用					一般正味財産期末残高	213,262
公課費					II 指定正味財産増減の部	
公課費	2,175	2,207	2,095	2,567	当期指定正味財産増減額	-
固定資産除却額	118	604	266	1,060	指定正味財産期首残高	-
減価償却費	8,606	8,483	8,525	9,474	指定正味財産期末残高	-
合計	127,364	130,273	131,096	148,868	III 正味財産期末残高	213,262
当期正味財産増減額	241	521	△ 3,264	△17,810		
前期繰越正味財産額	235,648	235,889	236,411	233,146		
期末正味財産合計額	235,889	236,411	233,146	215,336		

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
【資産の部】					I 資産の部	
〔流動資産〕					〔流動資産〕	
現金預金	41,364	42,106	39,457	18,804	現金預金	24,156
貯蔵品	104	43	58	103	未収金	7,850
未収金	78	34	0	5,600	貯蔵品	87
その他流動資産	449	527	346	307	前払費用	23
流動資産計	41,996	42,622	39,862	24,816	流動資産計	32,118
〔固定資産〕					〔固定資産〕	
基本財産					基本財産	1,000
基本財産引当預金	1,000	1,000	1,000	1,000	特定資産	
その他の固定資産					退職給付引当預金	6,692
建物	131,882	131,882	144,035	147,107	減価償却引当預金	65,174
構築物	88,377	102,389	104,840	104,840	その他固定資産	
機械装置	25,274	25,304	28,596	27,038	建物	153,521
車両船舶	34,885	34,885	34,885	34,885	構築物	106,835
什器備品	31,636	32,316	32,166	32,320	車両船舶	34,885
受水設備	19,653	19,653	19,653	19,653	什器備品	33,144
減価償却累計額	△227,770	△233,081	△241,206	△241,069	機械装置	27,038
減価償却引当預金	97,173	87,158	77,270	74,403	受水設備	19,653
退職給付引当預金	8,488	8,488	848	6,692	減価償却累計額	△250,875
固定資産計	210,600	209,995	209,729	206,873	固定資産計	197,071
資産合計	252,596	252,617	249,592	231,689	資産の部合計	229,189
【負債の部】					II 負債の部	
〔流動負債〕					〔流動負債〕	

科目	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	科目	平成 18年度
未払金	936	870	735	1,091	未払金	2,010
前受収益	7,232	6,067	6,771	8,110	前受収益	6,415
預り金	49	780	449	457	預り金	475
流動負債計	8,218	7,718	7,957	9,659	仮受金	333
〔固定負債〕					流動負債計	9,234
退職給与引当金	8,488	8,488	8,488	6,692	〔固定負債〕	
固定負債計	8,488	8,488	8,488	6,692	退職給与引当金	6,692
負債合計	16,706	16,206	16,445	16,352	固定負債計	6,692
【正味財産の部】					負債の部合計	15,927
正味財産	235,889	236,411	233,146	215,336	Ⅲ 正味財産の部	
（うち基本金）	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	指定正味財産	-
（うち当期正味財産増減額）	(241)	(521)	(△3,264)	(△17,810)	（うち基本財産への充当額）	-
負債及び正味財産合計	252,596	252,617	249,592	231,689	（うち特定資産への充当額）	-
					一般正味財産	213,262
					（うち基本財産への充当額）	-
					（うち特定資産への充当額）	(71,867)
					正味財産の部合計	213,262
					負債及び純資産の部合計	229,189

（注）基本財産については、平成18年度は国債、平成17年度以前は定期預金である。

7. 監査手続

(1) 設備投資等

平成 18 年度に行われた設備等整備 3 件について、見積りから契約の締結、及びその支払いに係る一連の手続が適正に行われているかについてヒアリングするとともに、簿冊等を閲覧して確認した。

(単位：千円)

事項	費用
風呂改修工事	6,414
船外機(1基)買い換え	823
栈橋用杭打ち工事	1,995

(2) 収入及び県証紙の取扱い

伊勢湾海洋スポーツセンターで扱っている県証紙について、利用者からの入金から津建設事務所への納付に至る一連の手続が適正に行われているかについてヒアリングするとともに、平成 18 年度の利用者からの申請書類等及び伝票を閲覧して使用料等の回収手続及びその管理状況を確認した。

(3) 固定資産の管理

固定資産については、栈橋等の実在性を検証するため、その設置状況を把握すると同時に、固定資産台帳と照合手続を実施した。

(4) その他関係書類の閲覧

平成 18 年度の事業報告を入手し、事業報告内の各勘定項目についてヒアリングを実施した。

8. 監査結果

(1) 固定資産と正味財産の区分について

財団への資金提供者は三重県、津市及び財団法人日本船舶振興会であり、三重県は出資として、津市及び財団法人日本船舶振興会は補助金として資金提供している。当該資金は全額施設整備に充てられたものであるが、収受した財団側の貸借対照表では、資産の部「その他固定資産」に計上するとともに、正味財産の部「一般正味財産」に計上している。

公益法人会計基準では、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確にするため、貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示し、それ以外の正味財産は一般正味財産として表示することになった。なお、寄付者等には補助金等を交付する国や地方公共団体あるいは民間の法人等が含まれる。

また、基本財産以外の固定資産については、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に関し、一定の制約を課した場合、当該固定資産は特定資産に区分される。例えば、補助金によって取得した建物は、交付要綱等によって保有上の制約が存在することから、特定資産に区分されることが通常である。

しかしながら、現在の貸借対照表においては、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられる。昭和50年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。【結果】

(2) 特定資産の運用について

平成18年度末現在において、財団は金融機関ごとの預金残高合計額と貸借対照表で計上されている種類別預金等の合計額を一致させているものの、貸借対照表の預金等の内容と実際の個々の預金等の額が一致していない。

具体的には、特定資産として固定資産に計上されている減価償却引当預金は普通預金の一部、中期利付国債5年、大和証券国債の一部、大和証券MMFから構成されており、退職給与引当預金については定期預金の一部よりなっている。

減価償却引当預金や退職給与引当預金は将来の支出に備えるため特定資産に積み立てられているものであり、一般の運転資金等と混在させた場合、運転資金等として使用され流出してしまう可能性があり、結果として特定資産が保持されず、将来の支払いが滞るおそれがある。

減価償却引当預金や退職給与引当預金としての預金、国債等とそれ以外の預金等の運用（口座）を明確に区分しておくべきである。

また、減価償却累計額 250,875 千円に比較して、減価償却引当資産 65,174 千円が著しく少ない状況にある。減価償却累計額全額が必ずしも引当資産として保持していなければならない訳ではないが、財団の正味財産が減少傾向にあること及び財団の建物自体が既に 30 年経過しており今後修繕費等が増加する傾向が予想されることから、建替え等大規模な建設工事等を行うことが困難な状況にある。必要資金をどのように確保するか、十分検討する必要がある。【結果】

（3）退職給与引当金の引当不足について

財団の退職手当については、退職手当に関する規程に定められており、一部は中小企業退職金共済事業団に掛金を拠出していることから退職時には事業団の退職金とともに支給されることになっている。

平成 18 年度末における従業員全員が退職した場合の要支給額から中小企業退職金共済事業団退職金支給額を控除した金額を退職給与引当金として引当計上する必要があるが、その計上不足額が約 10,000 千円ある。また、引当預金も退職給与引当金と同額であることから資金としても財団内部に留保されていない状況にある。

計上不足の場合には、実際の退職者に対する退職金の支払時に費用処理が行われることになり、将来における財団の費用負担が過大になるおそれがあることから、退職給与引当金の不足分の積み増しが必要である。【結果】

（4）寄付済みの財産について

財団の固定資産のうち受水設備（水道管）については償却終了時点において既に津市へ寄付しており平成 18 年度末現在において財団に所有権はないが、当該資産が固定資産台帳に取得価額と減価償却累計額が同額で計上されている。

簿価としては 0 円であり、総資産に与える影響はないが、既に償却が終了していることから、所有権のない資産を貸借対照表に計上することは問題があるため、当該資産については固定資産台帳上から削除すべきである。【結果】

(5) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理について

平成18年度に現物寄付を受けた中古艇については、使用のために修理が必要であるとのことから、修理代金30万円の寄付を受けた上で18年度中にその同額の修理を行っているが、資産計上されていない。

実在性の観点から、現物の寄付を受けた時点において、時価評価を行った上で、固定資産として計上する必要がある。なお、中古艇評価については業者による評価額を用いることには問題はないと考えられる。【結果】

(6) 県証紙の支出手続について

野積場の使用料については、野積場占有者本人自らが三重県港湾施設管理条例により三重県証紙を申請書に添付して納付することになっているが、現在、本人から財団への納付後に財団事務局側が日単位で県証紙を購入した上で、証紙を添付し納付している形式を取っている。その県証紙購入の為の支出の際において、支出何を起票しておらず、振替伝票のみで処理している。

振替伝票は仕訳を起票するためのものであり、それ自体は現金支出の承認を行うものではないため、支出承認が曖昧になってしまう。また、証紙の支出額自体も財団の規模からは多額と考えられる。

従来は支出何を取っていたが、簡略化のために上記の扱いに変更している状況にあるが、少なくとも振替伝票に支出に関する何文を記載する等、支出行為に関する承認を明確にすべきである。【結果】

(7) 料金の決定根拠について

県の財産である野積場や財団の財産である艇置場、棧橋等については料金表で定められているものの、それ以外の料金についての決定は個別に承認されておらず、事業計画の承認によっているとのことであるが、その料金に関する算定根拠についても示されていない。

利用料金の前提として使用する固定資産の代金や人件費等を基に利用予想人数等で割ることにより利用料金は算出されるものであるが、算定根拠が示されない場合、財団自身の収支均衡等を考慮することなく価格承認が行われることになり、意思決定が明確にならないまま不適切な料金設定が行われるおそれがある。

利用料金承認の際に適切な判断ができるように、料金の算定根拠を示したうえで個別に承認をすべきである。【結果】

(8) 回数券の様式について

利用者は、クレーンについて専用使用艇及びその他の艇の区分ごとに5回分の料金代により6回分の回数使用券を購入できる事となっている。利用時には、回数使用券を切り取ることにより、利用料金の支払に充当できることになっている。

この利用券については、県条例により標準仕様が定められており、現状においては最上段部分に発券連番が附されているものの5回分の切り取り部分については、番号が附されていない状況にある。

販売時に購入者を特定しておらず、また使用券の所有者は誰でも使用できることから連番欄部分に販売時に消印を押す等、使用券自体が回収時に正式な発券であることがわかるようにすべきである。【意見】

(9) 中期利付け国債の残高証明書未入手について

平成18年度末の財団の財産のうち、中期利付国債5年もの30,000千円について、残高証明書を手に入していなかった。財団の財産を年度末ごとに確定する為、また、その実在性を検証する観点から残高証明書を年度末ごとに入手する必要がある。【結果】

(10) 固費判定について

浮棧橋について、現物と固定資産台帳を突合したところ、下記については、設置後において法定耐用年数が経過し、老朽化したため、改修を行ったものであり、修繕費に該当するものである。

(単位：千円)

台帳No.	取得年月	内容	取得価額	帳簿価額	摘要
1412011	平成4年7月	浮棧橋 (中央)	1,800	90	中央浮棧橋 1412006 及び 1412007 (昭和62年3月及び4月) の改修
1412013	平成15年3月	南浮棧橋 (14年度分)	5,767	3,691	南浮棧橋 1412003 (昭和58年9月) 及び 1412010 (平成2年5月) の改修

現在、棧橋を拡張し係留場を拡大し収入増加を目指している状況にあるが、初期に取得した棧橋については老朽化が進んでいることから、今後において改修が

進んでいく可能性がある。その為、明らかに増築のもの以外については、修繕費とするか若しくは従前の計上資産のうち撤去部分を特定して除却処理を行うかいずれかの会計処理を行う必要がある。【結果】

(11) 指定管理者制度適用の適否について

現状における津ヨットハーバー施設の所有者等については、以下のとおりである。

種類	内容	所有者
土地	ボートヤード	県
	管理用地（財団建物部分所在）	国（管理者は県）
建物	財団事務所及び艇庫	財団
構築物等	浮き栈橋	財団
	20t クレーン	県
	2.8t クレーン及び給油施設	財団

上記資産等の所有の状況のなかで、県は、三重県津ヨットハーバーについて、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理者として同財団を指定している。なお、指定管理者の選定は非公募で、5名の委員（うち2名は県土整備部職員）による選定委員会で指定の基準を満たしていることの確認を行なっている。

これについては、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所有物、国有地（管理者は県）、財団所有物が混在しており、これらを分けて別の第三者による施設管理を実施した場合には、かえって効率性を害することになるとの趣旨で決定されたものではあるが、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なことから非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問が残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。【結果】

(12) 不法占用について

野積場の使用料収入は県に帰属するため、収納が遅れたとしても財団収入に直接影響するものではないが、平成18年度末現在において、野積場の不法占用の状態になっているものが9件、未収相当額として1,817千円発生している。この不法占用にかかる是正措置として、財団及び県との協議のなかで、指定管理者制度導入時において財団と県との分担を定めただうえで、財団は港湾施設管理条例に基づき処理を行っている。

野積場自体は県の公有財産であることから、占有者は自らの申請により使用料を納付した上で使用許可に基づき使用するものである。そのため、占有者からの申請及び使用料の納付がない場合、公有財産の不法占有になるとともに、使用料を正しく支払っている占有者との不公平感は否めない。県は利用料の回収督促以外にも強制撤去等、実施可能な施策を図る必要がある。【意見】

第4. おわりに

今回、県が出資する外郭団体 37 団体のうち 10 団体を監査し、監査結果については「県との事務に関する指摘」と「団体固有の事務に関する指摘」を行なった。「県との事務に関する指摘」については、県からの財政的支援として補助金・負担金、委託料、貸付金等がある場合に事務が適正に行なわれ、税金が有効に使用されているかという観点から指摘したものである。一方、「団体固有の事務に関する指摘」については、財務事務、管理運営状況、会計基準の3つの観点から指摘したものである。

まず、全般的な評価として、「県との事務に関する指摘」については、県が当初想定したとおりに団体の事務が行なわれていないもの、あるいは県の想定が果たしてそれでよかったのかどうか疑問の残るものが見受けられた。また、「団体固有の事務に関する指摘」のうち財務事務については基本的な事務の誤りが多く、財務規程あるいはマニュアルの適切な運用が望まれる。管理運営状況については限られた人数の中では適切に実施されていると認められるものの、団体の事業内容からすれば内部統制の整備運用面から見て、本来的に必要であると思われる管理運営が一部なされていないケースが見受けられた。会計基準については全ての団体において概ね正しく適用されてはいるが、資産負債の評価における指摘が多くなっている。

次に、団体別評価であるが、社会福祉法人三重県厚生事業団については、予定価格の未作成、契約書あるいは請書の未作成といった財務事務の基本的な誤りが見受けられたので、財務規程あるいはマニュアルの適切な運用が望まれる。また、いなば園に対して県から今後支出される負担金が中期経営計画上では身体障害者総合福祉センターに使用されることになっており、県との協定書に違反することになるので、慎重な中期経営計画の策定が必要である。

財団法人三重こどもわかもの育成財団については、県との事務に関する指摘はないものの、団体固有の事務に関する指摘が多い。事業の性格上、毎日現金収入があるにもかかわらず、その管理方法が徹底されておらず、また、棚卸資産、固定資産の管理方法についても不十分な点が見られた。さらに、事業を区分して管理するために会計単位を複数設定しているにもかかわらず、一つの預金口座に複数の会計単位の預金残高が混在しているケースもあった。県民にとって一番身近な団体の一つであるので、適切な事務の執行が求められる。

財団法人三重県環境保全事業団については、事業規模が大きいいため、管理運営方法を一度誤ると県民が被る損害は図り知れないものになる。特に廃棄物処理センター・ガス化溶融処理事業に関し、市町の廃棄物にかかる収支は一定の見通しがついているものの、産業廃棄物については社会経済情勢が変化の中で事業コストをどのように回収するか、また最終処分場事業に関してはコストの回収期間

が限られているため、回収期間中に全てのコストを正確に把握計上できるか否かが管理運営上のポイントの一つになる。平成18年度末現在、債務超過の状態であり、また一部不備な事務も見受けられるため、慎重な経営管理が必要である。

財団法人三重県農林水産支援センターについては複数の財団法人が統合して現在の組織となっているために、さまざまな事業を実施している。資金貸付事業において三重県から資金を借り入れているにもかかわらず、有効に活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用が図られるべきである。また、長期保有農地の処分を強力に進めているが、売渡価格の妥当性を担保する基準を明確にする必要がある。用地、退職給付引当金等の資産負債の評価に関しては公益法人会計基準に準拠した処理が望まれる。

財団法人三重北勢地域地場産業振興センターについては、団体固有の事務に関する指摘がある。特に、地場製品の展示・販売を行なっている需要開拓事業に係わるものが多くを占めている。同財団は地場製品への理解・普及を図るため委託販売方式を取り入れてきたが、近年では自主財源の更なる確保を図るため、買取による商品販売が増加している状況にある。このことから、商品管理に関する指摘が多くなった。また、貸館事業においては一部入居者に対して規準を下回る賃料を設定しているが、公平性や同財団の財政的自立化を推進するためにも、今後は規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。

三重県信用保証協会については、財務事務に関する指摘は一件にとどまり他は全て管理運営状況に関する指摘となった。三重県信用保証協会の管理運営は、信用保証協会法に基づいた全国統一ルールの下で行なわれるため、独自の管理運営手法は採りにくい、ルールに縛られるあまり事務が形骸化することのないよう留意する必要がある。なお、特別審査会の議事録が作成されていなかったことは高度な保証判断を要する案件に対して特別審査会が設けられた趣旨からすると、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。

三重県漁業信用基金協会については、全て管理運営状況に関する指摘となった。保証先である漁業者は地縁血縁に基づいて互いの信頼関係が厚く、一般的に不動産の担保力が弱いため、融資に当たっては物的担保より人的担保を採るケースが多いが、それがかえって求償権の償却、あるいは償却済求償権の管理事務停止を遅らせている一因となっていることは否めない。また保証承諾等のルーチンワークを少人数でこなしているため、求償権の償却あるいは償却済求償権の管理事務停止といった例外的な事務を行なう時間がとれないことも事実である。このような特殊、例外的な事務についてはそれらを専門に扱うサービサーの利用も検討すべきである。

三重県土地開発公社については、長期滞留物件として明星工業団地予定用地が最大の懸案事項となっている。予定用地が住宅供給公社から有償移管されたものの、同社に対する借入金1,250,769千円（無利息、借入期間昭和63年3月29日

から平成 22 年 3 月 26 日まで) は、当該予定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去 2 回延長されている。当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の 256,927 千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。

三重県道路公社については、志摩開発有料道路第 2 期事業の清算において、三重県は 3,057,000 千円を負担しているが、道路事業損失補填引当金の取崩金額をどのようにするかにより三重県の負担額が異なると考えられる。伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第 2 期事業清算時に伊勢二見鳥羽有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して、さらに三重県の負担金を軽減する方法もあったと考える。

財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターについては、現在の貸借対照表では、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられるため、昭和 50 年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、現行の公益法人会計基準に沿って固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。また、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所有物、国有地(管理者は県)、財団所有物が混在しており、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なことから非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問の残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。

分類		社会福祉法人三重県 厚生事業団	財団法人三重子ども わかもの育成財団	財団法人三重県環境 保全事業団	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金	(1) 県からの負担金の目的外使用の計画			
	委託料				
	貸付金			(9) (仮称) 新小山最終処分場の計画地に係る賃借料支払い	
	出資金・出捐金				
	債務負担行為				
団体固有の事務に関する指摘	財務事務	(2) 予定価格の未作成 (3) 契約書あるいは請書の未作成 (4) 随意契約の理由の記載 (6) 追加工事理由	(1) 現金管理 (2) 伝票発行 (3) 利用料金収入の修正後の誤転記 (5) 実地棚卸の実施	(7) 契約保証金の徴収 (8) 滞留未収金の請求方法	
	管理運営状況	(5) 契約更新時の稟議	(6) 基本財産・運用財産の預金の共有 (7) 有形固定資産の管理 (9) 児童青少年事業会計	(1) 借入限度額の承認手続 (3) 小山最終処分場の埋立管理費等 (5) 小山最終処分場の買取代金 (6) 指名審査会	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項		(8) 内部取引の消去及び科目表示	(2) 借入金にかかる担保提供 (4) 長期未払費用
		正味財産の区分			
		基本財産・特定資産		(6) 基本財産・運用財産の預金の運用	
		補助金等の処理			
		資産・負債評価		(4) 棚卸資産計上の妥当性・評価	

分類		財団法人三重県農林水産支援センター	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	三重県信用保証協会	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金				
	委託料				
	貸付金	(9) 三重県からの借入金			
	出資金・出捐金				
	債務負担行為				
団体固有の事務に関する指摘	財務事務		(2) 商品棚卸 (6) 掛売りの売上計上時期 (7) 売上に係る振替伝票の適時起票 (8) 領収書形式の統一	(3) 使用済み領収書の管理	
	管理運営状況	(1) 長期保有土地の処分計画と実績 (8) 真珠災害資金事業	(1) 財団法人三重県産業支援センターの賃料 (3) 破損や盗難があった場合の損失負担 (5) 盗難に対処する為の売場配置	(1) 特別審査会における議事録の未作成 (2) 保証承諾の決裁者 (4) 信用保証料の過収及び未収 (5) 保証料率決定における不健全資産の取扱い (6) 保証料率決定における会計専門家の利用	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項	(6) 内部取引高等の相殺消去 (7) 補助金等に係る注記		
		正味財産の区分			
		基本財産・特定資産			
		補助金等の処理			
資産・負債評価	(2) 用地の会計処理 (3) 退職給付引当金の会計処理 (4) 貸倒引当金の会計処理 (5) 賞与引当金の会計処理	(4) 商品勘定計上			

分類		三重県漁業信用基金協会	三重県土地開発公社	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金			
	委託料			
	貸付金			
	出資金・出捐金			
	債務負担行為			
団体固有の事務に関する指摘	財務事務			
	管理運営状況	(1) 求償権償却基準の運用 (2) 償却後求償権の取扱い (3) 長期延滞債権の扱い (4) 人的担保 (5) 漁協に対する保証承諾	(1) 明星工業団地予定用地 (2) ニューファクトリーひさい工業団地 (3) 第二名神自動車道用地	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項		
		正味財産の区分		
		基本財産・特定資産		
		補助金等の処理		
資産・負債評価			(4) 減損損失 (5) 賞与引当金	

分類		三重県道路公社	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	
県との事務に関する指摘	補助金・負担金	(1) 志摩開発有料道路第2期事業の清算		
	委託料		(11) 指定管理者制度の適否 (12) 不法占用	
	貸付金			
	出資金・出捐金			
	債務負担行為			
団体固有の事務に関する指摘	財務事務	(2) 投資有価証券の担保差入	(6) 県証紙の支出手続 (8) 回数券の様式 (9) 中期利付け国債の残高証明書未入手	
	管理運営状況	(3) 業務委託	(7) 料金の決定根拠	
	会計基準の適用	財務諸表の表示・注記事項		
		正味財産の区分		(1) 固定資産と正味財産の区分
		基本財産・特定資産		(2) 特定資産の運用
		補助金等の処理		
資産・負債評価		(4) 有形固定資産の減価償却	(3) 退職給与引当金の引当不足 (4) 寄付済みの財産 (5) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理 (10) 固費判定	

県との事務に関する指摘（補助金・負担金）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>（１）県からの負担金の目的外使用の計画</p> <p>県はいなば園を事業団に移譲する際、いなば園の自立経営基盤を整備するための負担金約15億円を平成18年度から平成20年度までの3年間に分割して事業団に支払う協定を締結している。協定書第4条において、事業団は、負担金をいなば園の運営以外の目的に使用してはならず、使用する場合は県と協議することと規定されている。</p> <p>一方、平成18年3月に作成された事業団の中期経営計画によると、平成18年度から平成22年度まで毎年、身体障害者総合福祉センターの収入不足分をいなば園からの繰入金収入で補填し、それに連動して発生したいなば園自体の収入不足分を、県からの経営基盤負担金収入で賄おうとする計画となっている。これは明らかに協定書第4条に定める目的外使用の禁止に抵触するため、中期経営計画の見直しが必要である。【結果】</p>	（社福）三重県厚生事業団
2	<p>（１）志摩開発有料道路第2期事業の清算</p> <p>志摩開発有料道路第2期事業の清算において、三重県は3,057,000千円を負担しているが、伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第2期事業清算時に有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して、さらに三重県の負担金を軽減する方法もあったと考える。【意見】</p>	三重県道路公社
県との事務に関する指摘（委託料）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>（１１）指定管理者制度適用の適否</p> <p>県は、三重県津ヨットハーバーについて、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理者として同財団を指定している。</p> <p>これについては、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所有物、国有地（管理者は県）、財団所有物が混在しており、これらを分けて別の第三者による施設管理を実施した場合には、かえって効率性を害することになるとの趣旨で決定されたものではあるが、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なことから非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問が残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。【結果】</p>	（財）伊勢湾海洋スポーツセンター
2	<p>（１２）不法占用</p> <p>平成18年度末現在において、野積場の不法占用の状態</p>	（財）伊勢湾海洋スポーツセン

	<p>になっているものが9件で未収相当額合計1,817千円ある。この不法占用にかかる是正措置として、財団及び県との協議のなかで、指定管理者制度導入時において財団と県との分担を定めたいと、財団は港湾施設管理条例に基づき処理を行っている。</p> <p>野積場自体は県の公有財産であることから、占有者は自らの申請により使用料を納付した上で使用許可に基づき使用するものであるが、占有者からの申請及び使用料の納付がない場合、公有財産の不法占用になるとともに、使用料を正しく支払っている占有者との不公平感は否めない。県は利用料の回収督促以外にも強制撤去等、実施可能な施策を図る必要がある。【意見】</p>	ター
県との事務に関する指摘（貸付金）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(9) (仮称)新小山最終処分場の計画地に係る賃借料支払い</p> <p>(仮称)新小山最終処分場の計画地については地権者と平成11年から平成23年まで土地賃貸借契約を締結しており毎年29,000千円の賃借料を支払っている。また、これに関連して民間銀行から630,000千円、三重県からは81,638千円の借入を行っている。</p> <p>最終処分用地の確保については非常に困難な交渉が求められるため、適切な場所が見つければ、その後、事業開始までの賃借料を支払ってまでも、その用地を確保する必要があることは理解できる。しかしながら、今回の場合、土地の賃貸借契約ではなく最初から売買契約を締結し事業団の用地としたほうが、数年間の賃借料を支払わずに済むことになったのではないかと考えられる。【意見】</p>	(財)三重県環境保全事業団
2	<p>(9) 三重県からの借入金（就農資金貸付特別会計及び林業就業促進資金特別会計）</p> <p>財団が行う就農支援資金貸付け及び林業就業促進資金貸付けに係る資金については、すべて三重県からの無利息借入金により調達されている。</p> <p>しかし、実際には、就農資金借入金の52.0%、林業就業促進資金借入金の23.5%しか貸付けにあてられておらず、本来農業者や林業就職者等に対する貸付金にあてられるはずの借入金の多く（就農資金借入金の48.0%、林業就業促進資金借入金の76.5%）が実際には貸出しにあてられず、余剰資金として財団の普通預金に預けられており、不測の事態にある程度は備えられなければならないものの、就農資金貸付特別会計及び林業資金貸付特別会計の余剰金はいずれも過大であると考えられる。</p> <p>財団において借入れの趣旨に従い活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用が図</p>	(財)三重県農林水産支援センター

	られるべきであり、三重県においては、過大な余剰資金については早期繰上償還を求められるような約定で貸付けを行うべきである。【意見】	
団体固有の事務に関する指摘（財務事務）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(2) 予定価格の未作成</p> <p>予定価格は、契約担当者（理事長又はその委任を受けた者）が作成し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において必要である。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち12契約については予定価格を定めていない。契約締結に当たっては、財務規程に従い、公正でかつ適正、効率的な執行を行う必要がある。【結果】</p>	(社福) 三重県 厚生事業団
2	<p>(3) 契約書あるいは請書の未作成</p> <p>契約事務は、厳正かつ公平に行われ公の利益を確保することが要請されるものであるので、契約の内容を明確にし、後日問題が起こらないよう原則として契約書を作成しなければならない。財務規程によると、契約金額が100万円を超える場合は契約書の作成が必要であり、100万円を超えない場合であっても請書その他これに準ずる書面を徴しなければならない。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち9契約については契約書あるいは請書を作成していない。公正でかつ適正、効率的な執行を行うためにも契約書等の作成は必要である。【結果】</p>	(社福) 三重県 厚生事業団
3	<p>(4) 随意契約の理由の記載</p> <p>随意契約は合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合においてその方法によることのできる。合理的な理由の例は財務規程に規定されており、どの例に該当するのかの判断が非常に重要になってくる。しかしながら、伺い書には財務規程第59条に定められているどの理由に該当すると判断したのかが明確に示されていないものがある。</p> <p>伺い書に書かれているこれらの理由は、財務規程に定められている随意契約が認められるどの理由にも該当しないと考えられる。金額が100万円を超えない場合にあたるとも思われるが、予定価格を作成していない場合には100万円を超えるか否か判断できない。また、いなば園の合併処理槽維持管理業務委託の理由については、間違っており、随意契約が認められる理由としては乏しいと考えられる。【結果】</p>	(社福) 三重県 厚生事業団
4	<p>(6) 追加工事理由</p> <p>いなば園空調等整備工事 95,420千円については、平成18年12月に指名競争入札により締結された87,570千円</p>	(社福) 三重県 厚生事業団

	<p>の契約と、平成19年3月に再度指名競争入札により締結された7,850千円の契約が合算されたものである。追加工事を変更工事とせず再度指名競争入札に図ったことは評価できるが、追加工事が必要になった「受変電設備が脆弱であり、増設改修が必要である」との理由について、なぜ、当初の見積もり時点で判明しなかったのか疑問である。もし、当初の見積もり時点で判明しておれば、補正予算を組む必要も指名競争入札をする必要もなかったと考えられる。【意見】</p>	
5	<p>(1) 現金管理</p> <p>総勘定元帳の通査を行ったところ、収益事業会計の現金勘定及び管理運営会計の小口現金勘定につき、平成19年3月31日付において、現金過不足が47,663円及び7,337円発生しており、その原因が知りえないためその全額を事業費及び管理費支出の内訳である雑費として計上していた。</p> <p>その発生原因は、收受金のみを仕訳入力し、手持現金の実査と帳簿との照合を年に期末の1回しか行っていないためであると考えられる。</p> <p>手持現金と帳簿上の現金の差異を早期に認識し解決させるためにも、保有現金のカウントは毎期末1回のみ行うのではなく、定期的に、可能であれば一日1回行うのが理想であると考えられる。また、現金実査の際には金種表の作成を行った上で帳簿と照合すべきである。【結果】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
6	<p>(2) 伝票発行</p> <p>三重県立みえこどもの城館内の一部の施設につき、利用料を收受し、その集計を日々行っており、一日の利用料収入を施設ごとで算出し日計表にまとめた後、日計表から日ごとの業務日誌に転記を行い、事務局長までの承認を受ける。</p> <p>しかし、業務日誌から直接総勘定元帳への転記を行っているのみであり、仕訳伝票を紙ベースで発行保存していなかった(総勘定元帳上の伝票番号は、入力を行った順番になるだけである。)。仮に総勘定元帳から不備な項目を見つけ、証拠書類と照合を行おうとする場合、この記帳方法では、後の検証作業が困難となるといえる。</p> <p>解決策としては、伝票番号で証拠書類と総勘定元帳を関連づけるように設定しておくのが望ましいと考えられる。なお、支払に関する証拠書類についても同様であり、仕訳No.との照合を図ることができるようにするのがよいと考えられる。【意見】</p>	(財)三重こどもわかもの育成財団
7	<p>(3) 利用料金収入の修正後の誤転記</p> <p>日計表の通査を行ったところ、平成18年7月2日の利</p>	(財)三重こどもわかもの育成

	<p>用料収入につき、日計表に記録ミスがあったため、日計表には修正が加えられていたが、その修正が当該日付の総括表には反映されていなかった。</p> <p>一年を通した累計額でみれば正しい金額となりうるが、日ごとの総括表単位でみると正確な収受金額を示すことはできない。事後的な管理に役立たせるために、修正過程を明示することが有用であると考えられる。修正事項が発生した場合には、当該事項に係る日付の総括表をもって修正を行うべきである。</p> <p>また、日計表の修正箇所について、修正すべき金額に訂正線（二重線）を引いて正しい金額を記載しているのみであった。責任の所在を明確にするために、訂正線とともにその訂正を行った者の印を求めるなどの対策を行うべきであると考えられる。【意見】</p>	財団
8	<p>(5) 実地棚卸の実施</p> <p>ショップの在庫の実地棚卸は毎月実施されている。ただし、一部の商品については、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、現物の数量チェックを行わないまま、数年間にわたり帳簿上の数量を実地在庫数量として計上している。</p> <p>具体的には、「漫画アート」について、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、数年間にわたり現物の数量チェックが行われなかったまま、帳簿上の数量が実地在庫数量として計上されていた。</p> <p>実地棚卸の際に、リスト上在庫があるにも関わらず現物がない場合、その分析を行ったうえで、実際有高をもって計上し、帳簿上数量との差額は、正味財産増減計算書上、棚卸減耗費等の科目をもって計上するべきである。</p> <p>また、実地棚卸実施時に行方不明品が出ることがないよう、物品と保管場所を結びつけるようなリストを作成するなどして、商品管理を徹底させるべきであるといえる。【結果】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団
9	<p>(7) 契約保証金の徴収</p> <p>業務委託契約を締結した業者のなかに、契約保証金を徴収している業者と徴収していない業者とが存在している。</p> <p>事業団は県の外郭団体であるから、契約は三重県会計規則の規定を参考にすべきであり、契約保証金を徴収するのしないのかという基準が不明確であることは適切でないと考える。また、事業団においては他の団体よりも契約金額が相対的に多額であるという事情があるので、よりその影響は大きなものとなる。</p> <p>そもそも契約保証金は、これを納付させることによっ</p>	(財) 三重県環境保全事業団

	<p>て、契約相手方の契約上の義務の完全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、事業団の被る損害の補填を容易にしようとするものであるから、契約保証金を要するかどうかについては、県の建設工事等と同様に明確な根拠に基づいて決定する必要がある。【結果】</p>	
10	<p>(8) 滞留未収金の請求方法</p> <p>事業団においては滞留未収金に対して回収に努めており、毎月未収額全額の請求書を発行して回収を行っているが、先方の支払い能力等の事情により一度に全額の支払いを受けることができず、隔月で一部入金されるケースがある。もし、分割支払いを認めるのであれば、正式に分割契約書あるいは覚書を締結し、契約どおりに支払いを受けるべきである。</p> <p>分割契約書を締結することにより、相手の支払い能力を評価することが可能になるとともに、滞留未収金の回収可能性が客観的に判断されるメリットも生じることになると考えられる。</p> <p>なお、大部分が100万円未満の少額であり、回収の強化が必要である。また、一部の相手先については、本来請求権が発生していないにもかかわらず、誤って売上計上を行っていたので平成18年度決算で売上の取消を行っているが、取消処理は売上計上年度内に行う必要がある。【結果】</p>	(財)三重県環境保全事業団
11	<p>(2) 商品棚卸</p> <p>買取商品については、破損や盗難の管理を含めて、年2回棚卸をしているとのことであり、棚卸一覧表を実際に閲覧したところ、棚卸数がマイナスとなっているもの等が見受けられ、棚卸は実施しているものの適切な棚卸手続が実施されていないものが一部見受けられた。その主な内容としては、特別割引品、しめ縄、金山物産展への出品物であるが、特に長期間マイナスとなっているものとして、しめ縄があり、平成17年12月以前からマイナスとなっているものである。</p> <p>帳簿在庫数がマイナスとなっている理由として、入庫した時点においてシステムに適時に入力となされていないことが挙げられるが、これは入庫した際の処理手続がシステム導入間もないこともありマニュアル化されていなかったことによるものである。今後は、入庫した際の処理手続をマニュアル化すると共に、入庫した時点においてシステムに適時に入力し、適切な在庫管理に努めるべきである。</p> <p>なお、手数料収入で計上される委託販売については、棚卸表を作成して委託業者に送り、それを委託業者が把</p>	(財)三重北勢地域地場産業振興センター

	握しているあるべき在庫と突き合わせるか、あるいは委託業者自らが棚卸を行い、商品管理に努める必要がある。【結果】	
12	<p>(6) 掛売りの売上計上時期</p> <p>官公庁等に対して掛売りがあるが、掛売りのほとんどが委託商品のため入金時に売上計上している。また、販売先への納品時において、一部の物品受領書に受領者の証票を得ていないものがあつた。</p> <p>売上計上時期は財又は役務の提供があつた時点でなされる必要があるため、入金時に売上計上するのではなく、商品を納品した時点で売上計上し、商品在庫から減じる必要がある。また、販売先への納品の事実の根拠を明確にするため、全ての物品受領書に受領者の印鑑やサインを得る必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
13	<p>(7) 売上にかかる振替伝票の適時起票</p> <p>金山総合駅イベント広場で行われた三重県北勢地域の地場産品フェアに関して、平成 18 年 5 月 8 日から 9 日までの売上金 341 千円が平成 18 年 5 月 18 日に、平成 18 年 11 月 2 日から 3 日までの売上金 560 千円が平成 18 年 11 月 13 日に振替伝票が起票されていた。</p> <p>売上の事実を的確に把握するため、振替伝票は速やかに起票する必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
14	<p>(8) 領収証の形式の統一</p> <p>現在使用している領収証は形式が統一されておらず、連番も振られていない。</p> <p>不正等を予防するためにも領収書の形式を統一し、領収証発行時においては連番を振り発行管理に努める必要がある。【結果】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
15	<p>(3) 使用済み領収書の管理</p> <p>代位弁済後の求償権回収にあたり、管理課の担当者が求償権債務者等から直接現金等を回収する場合がある。その場合、回収時に団体専用領収書を作成し発行することになっているが、使用済み領収書を通査したところ書き損じの領収書や白紙の領収書があるものの無効処理がなされておらず、再度使用可能なものが散見された。</p> <p>使用済み領収書について一部に使用可能な状態のものがある場合には、団体にとって正規でない領収書が発行され不適正使用が行われる可能性があり、また回収が団体の収支に反映されないことになる危険性もあることから、書き損じ等の領収書については、再度使用ができないように完全に無効処理を実施する必要がある。【結果】</p>	三重県信用保証協会
16	<p>(2) 投資有価証券の担保差入</p> <p>公社は、保有する投資有価証券を担保とした当座借越</p>	三重県道路公社

	<p>契約をA銀行、B銀行及びC銀行と締結している。</p> <p>このうち、B銀行及びC銀行からは、担保差入時に担保預り証を受領していたが、A銀行からは、担保預り証を受領していなかった。年度末においては、残高証明書を各銀行から入手することにより残高を確認していたが担保差入時には担保預り証を必ず受領することを徹底すべきである。</p> <p>また、重要な資産を担保として提供しているにもかかわらず、いずれの場合も理事会への報告がなされていなかった。担保差入時には必ず理事会に報告すべきである。さらに、財務諸表において、担保に供している資産の注記がされていなかった。企業会計原則には、債務の担保に供している資産は貸借対照表に注記しなければならない、とあることから、担保に供している資産を貸借対照表に注記すべきである。【結果】</p>	
17	<p>(6) 県証紙の支出手続</p> <p>野積場の使用料については、野積場占有者本人自らが三重県港湾施設管理条例により三重県証紙を申請書に添付して納付することになっているが、現在、本人から財団への納付後に財団事務局側が日単位で県証紙を購入した上で、証紙を添付し納付している形式を取っている。その県証紙購入の為の支出の際において、支出伺を起票しておらず、振替伝票のみで処理している。</p> <p>振替伝票は仕訳を起票するためのものであり、それ自体は現金支出の承認を行うものではないため、支出承認が曖昧になってしまう。また、証紙の支出額自体も財団の規模からは多額と考えられる。</p> <p>従来は支出伺を取っていたが、簡略化のために上記の扱いに変更している状況にあるが、少なくとも振替伝票に支出に関する伺文を記載する等、支出行為に関する承認を明確にすべきである。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター
18	<p>(8) 回数券の様式</p> <p>利用者は、クレーンについて専用使用艇及びその他の艇の区分ごとに5回分の料金代により6回分の回数使用券を購入できる事となっている。利用時には、回数使用券を切り取ることにより、利用料金の支払に充当できることになっている。</p> <p>この利用券については、県条例により標準仕様が定められており、現状においては最上段部分に発券連番が附されているものの5回分の切り取り部分については、番号が附されていない状況にある。</p> <p>販売時に購入者を特定しておらず、また使用券の所有者は誰でも使用できることから連番欄部分に販売時に消印を押す等、使用券自体が回収時に正式な発券であるこ</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター

	とがわかるようにすべきである。【意見】	
19	<p>(9) 中期利付け国債の残高証明書未入手 平成 18 年度末の財団の財産のうち、中期利付け国債 5 年もの 30,000 千円について、残高証明書を入手していなかった。財団の財産を年度末ごとに確定する為、また、その実在性を検証する観点から残高証明書を年度末ごとに入手する必要がある。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
団体固有の事務に関する指摘 (管理運営状況)		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(5) 契約更新時の稟議 いなば園及び身体障害者総合福祉センターの給食業務委託については契約書において業務の委託期間が平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとされ、有効期間満了の 2 ヶ月前までに別段の意思表示がない時は 2 年を限度に自動的に更新される旨決められている。 当然、最初の契約時には伺い書に決裁されているが、1 年後の更新時には同様の決裁は行われていない。契約書上、2 年を限度として自動更新される旨が定められているが、事業団としては、平成 18 年 4 月 1 日の更新の際にその業者で継続していいのかのどうかの再度の決裁をとることが必要である。【意見】</p>	(社福) 三重県厚生事業団
2	<p>(6) 基本財産・運用財産の預金の共有 財団の各会計の預金金額は、それぞれの預金利用に応じて調整・配分を行っており、各会計間においても一口座あたりの預金の共有を行っている。その結果、平成 19 年 3 月 31 日時点での児童・青少年会計(一般会計)については普通預金残高がマイナス計上されている。 各会計間で預金口座を共有することで、各会計が実際に保有する預金額の把握が困難となる。各会計で預金口座を区分することが望ましいといえる。 なお、当座預金については、過去において振込等の支払手段として振出し利用していたとのことであるが、一覧払いの性質のもので多額な振出額が記載されることによるリスクもあり、その可否を検討する必要がある。 【結果】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団
3	<p>(7) 有形固定資産の管理 三重県立みえこどもの城館内に存在する固定資産は、財団保有の資産と、三重県から貸付を受けている資産がある。財団の固定資産台帳のうち、PC 管理台帳をもとに、PC の実在性を確かめるために実査を行ったところ、PC 管理台帳には記載されているものの、実際には除却を行っており、現物が館内に存在していないものがあった。また、実査時にすでに起動しない PC が倉庫内に保管されており、除却処理を行わずにそのまま保管されてい</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団

	<p>る PC も存在している。</p> <p>これは、財団所有の固定資産台帳には、固定資産の種類、取得価額、帳簿上の価額等は記載されているが、その物品がどの場所に保管されているか、また、その後の移動や除却されたか否かについての記録が残されていないためであると考えられる。固定資産はその実在性等を確かめるため、毎期定期的に固定資産の設置場所や当該固定資産が使用可能か否かをチェックする必要がある。</p> <p>なお、三重県から貸出を受けている財産は、受託者としてその管理は徹底をするべきであり、財団保有の自己財産についても、設置されている場所を記録することは管理上有用であると考えられる。</p> <p>また、固定資産の計上基準が規定されていないため、資産管理が不十分である。固定資産台帳を通査したところ、取得価額 2,400 円の資産についても固定資産として計上されていた。固定資産としてではなくその期の費用とすべき場合もあり、すべてを固定資産として計上することで、事務処理が煩雑となってしまうおそれがある。また、固定資産とするかその期の費用とするかを基準なく振り分けるとすると、その選択について恣意性が入り込む余地が生ずることとなり、管理上問題があるため、県の物品会計を参考にして、固定資産の計上基準を設けるべきである。【結果】</p>	
4	<p>(9) 児童青少年事業会計</p> <p>児童青少年事業会計については、前身である社団法人三重県青少年育成県民会議から継承した事業と資産を区別するためのものであるが、同会計において運用財産取崩収入が毎期約 10,000 千円程度計上されており、このまま推移すれば継承時からの運用財産である有価証券等が約 10 年程度で消滅する状況にある。</p> <p>取崩部分は当初設立時の民間募金相当であり、財団への受入時に運用財産として事業に使用して還元していくことが了解されているとのことではあるものの、運用財産の消滅時における青少年育成事業のあり方及びその財源について検討する必要がある。【意見】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団
5	<p>(1) 借入限度額の承認手続</p> <p>借入金については財務規程において、理事長が毎年度、借入金の最高限度額について、理事会の承認を得なければならない旨が規定されている。しかしながら、環境保全事業団においては借入限度額についての理事会の承認がなされていない。</p> <p>借入金は将来のキャッシュ・フローを返済原資としているため、キャッシュ・フロー計画に沿って年間の借入限度額を設定する必要がある。将来キャッシュ・フロー</p>	(財) 三重県環境保全事業団

	<p>を無視した無制限な借入を認めると、返済不能な状態に陥る危険性が高くなり、それを避けるために理事会の承認事項としたものである。</p> <p>事業団の将来キャッシュ・フローからは一体いくらまで借入が可能なのか。絶えずそのことを吟味しながら、年間の借入限度額を決定し単独の議案として理事会の承認を得る必要がある。【結果】</p>	
6	<p>(3) 小山最終処分場の埋立管理費等（長期未払費用の見直し）</p> <p>事業に必要な埋立管理費及びそれに関連する委託費を見積もって長期未払費用に計上しているが、その見積もりは10年に一度実施されており毎年実施されていない。最近では平成10年度に見積もりが実施されており、次回の見直しは平成20年度とのことである。確かに、見直作業には経費がかかるものの小山最終処分場において最も重要な経費の見積もりが10年に一度でいいとは言えない。</p> <p>将来発生が予想される埋立管理費及びそれに関連する委託費の見積もりは毎年実行すべきである。毎年資金を投じて再見積りしなければならないということではなく、たとえ前年の算定金額とまったく変わらない結果が予想されとしても、その金額でよいか否かの吟味あるいは判断は毎年実施すべきである。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団
7	<p>(5) 小山最終処分場の買取代金</p> <p>小山最終処分場にかかる将来の経費支出に関しては、埋立管理費や委託費の発生を予想しているが、処分場の買取代金は含まれていない。確かに、当該処分場は賃貸借契約であり、賃借期間終了後に地主から土地を買い取ることは契約書には明記されていない。また、たとえ買い取ったとしても土地は資産として計上され経費にはならない。したがって、将来の支出額に含めないことも妥当と考えられるが、最終的に買取が行われることが決定し、その後土地の価値が購入価額から大幅に下がった場合には、発生を見込んでいなかった経費が突然発生したのと同様の事態となる。</p> <p>法的形式にとらわれず実質的な判断を行った結果、将来経費が発生することが合理的に予想されるならば、買取代金も将来支出経費に含めるべきである。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団
8	<p>(6) 指名審査会</p> <p>建設工事等に係る指名競争入札及び随意契約に参加するものの指名については指名審査会において協議され、協議結果については指名業者協議結果書によって主管事業課担当者に通知されるが、協議状況について記録としての書類の不備があった。</p>	(財) 三重県環境保全事業団

	<p>審査会は、指名競争入札参加者の選定及び随意契約の場合の相手方の選定について、厳正かつ公平に指名することが求められている以上、協議結果に至った過程や出席者を記録として残し、公平性や透明性を確保する必要がある。【結果】</p>	
9	<p>(1) 長期保有農地の処分計画と実績について（強化基金特別会計）</p> <p>財団は、平成17年度から平成21年度までの5カ年の中期計画を策定しているが、保有農地の処分計画では、長期保有農地（35.7ha）について、平成17年度から平成21年度の5年間で処分することとされており、売渡基準価格と早期処分価格という2つの価格を定めていた。</p> <p>長期保有農地の実際の売渡価格は、取得価額が基準とされるのではなく、売却時にあらためて売渡基準価格を算定し、これを基準として、買受希望者との間での価格交渉を経て、常勤役員の決裁により、決められている。農地保有合理化事業実施規程の11条1項の売渡価格の原則は、農用地の取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額であるが、長期保有農地については、この原則どおりの売却は極めて困難な状況にあるといえる。</p> <p>農地保有合理化事業実施規程第11条第1項の売渡価格についての条文には、例外的な売渡価格とするための要件、例外に該当する場合の売渡価格、例外的な売渡価格とする場合にとるべき財団内部の手続について何ら規定されていないが、長期保有農地の処分は、財団にとって重要な課題であるうえ、平成18年度においては、農地の売渡収入全体のうちに長期保有農地の売渡収入が占める割合は39.2%にもものぼるので、これらについて農地保有合理化事業実施規程において定める必要がある。</p> <p>また、農用地買入資金は、農地保有合理化事業における農地の買入資金のための借入であるから、農地売渡収益により返済されるべきものであるが、平成18年度末における農用地買入資金借入金残高456,359千円のうち148,000千円については財団の定期預金を担保に供しているため、実質的な借入金残高は308,359千円である。この金額であれば、売渡しの目処の立っている農地361,513千円を売却すれば返済が可能と考えられるので、長期保有農地の例外的な価格については、財団の農地保有合理化事業の目的である農業経営の規模拡大・農地の集団化の促進に照らして、売渡基準価格が基礎とされなければならないものとする。【結果】</p>	<p>(財) 三重県農林水産支援センター</p>
10	<p>(8) 真珠災害資金事業 真珠災害資金事業について財団が受ける補助金について</p>	<p>(財) 三重県農林水産支援センター</p>

	<p>て、三重県からの補助金については真珠養殖業特別災害資金融通事業補助金交付要綱に規定されているが、他方で、財団が支払う基金については、財団と真珠養殖漁業協同組合等との間で締結される基金交付契約書に規定されている。</p> <p>真珠災害資金事業では当初貸倒見込率 10%を超える貸倒れは生じなかったことから、実際に財団が今後受領した補助金を超えて基金を交付することは今後も生じないものと考えられる。</p> <p>しかし、上記の補助金交付要綱及び基金交付契約書の条項の文言を読めば、もし仮に 10%を超えて貸倒れが生じた場合には、財団の負担となったと読むのが素直であると考えられる。</p> <p>したがって、もし仮に 10%を超えて貸倒れが生じた場合にも、財団の負担がないのだとすれば、今後同様の事業が行われる場合には、当該予定貸倒見込率を超えて貸倒が生じた場合の負担について、協定書等の書面で明確にしておくべきである。【意見】</p>	ター
11	<p>(1) 財団法人三重県産業支援センターの賃料</p> <p>財団法人三重県産業支援センター、四日市商工会議所とも規準使用料を下回る賃料設定であり、特に財団法人三重県産業支援センターについては、その乖離率が高くなっている。</p> <p>この理由は、第2次産業の集積地である北勢地域振興のための拠点づくりが必要であった財団法人三重県産業支援センターと、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターにおいても産業振興の拠点施設として、より公共性を高めるべく関連機関の集積と連携をさらに図っていく必要もあり、両者の施策上の方向性が一致し、共益費相当額での契約が妥当とされたためである。</p> <p>しかし一方で、財団法人三重県産業支援センターは、他の入居者と同じく一固有の団体であり、賃料設定における公平性・透明性や、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターの独立採算による自立化の推進も必要であることから、今後は、規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。【意見】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
12	<p>(3) 破損や盗難があった場合の損失負担</p> <p>委託販売の場合、原則として、商品の在庫責任は委託業者にある。しかし、三重北勢地域地場産業振興センターにおいては、高額な商品（萬古焼等）の破損や盗難があった場合、委託商品でも応分の損失負担をすることがあった。これらの場合の負担区分について明確に取り決めておく必要がある。</p> <p>現在、商品の破損があった場合には日報に記載してい</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター

	<p>るが、破損伝票等はなく今後は作成していく必要がある。盗難による損失は、その時点では分からないため日報に記載する必要はないが、商品棚卸を実施した時点でその事実を確認し、破損伝票等を作成する必要がある。ただし、盗難の場合は、警察へ盗難届けを出して保険請求を行うが、保険には免責がないため三重北勢地域地場産業振興センターに実質的な損失負担はない。【結果】</p>	
13	<p>(5) 盗難に対処するための売場配置</p> <p>2年程前に1階名品館の売場配置を変えているが、展示が主で販売は従であるとの考えもあり、配置上買取商品について一部盗難が発生する可能性が高いと思われるスペースも見受けられ、実際盗難も発生している。しかし、近年では財団運営上自主財源の確保も重要なことで展示のみに主眼を置いているわけにもいかず、また、特に盗難は萬古焼という比較的高額なものが多いため、萬古焼を中心として商品管理が十分できるような売場の配置を検討する必要がある。【意見】</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター
14	<p>(1) 特別審査会における議事録の未作成</p> <p>適正保証の推進を図りつつ、新たな経済施策による特別な保証制度にも的確に対応し、また直接融資として制度化された特定社債保証等、高度な保証判断を要する案件については、決裁規程第5条の保証承諾専決にかかわらず、特別審査会を開催し、協議の上取扱うものとされている。しかし、特別審査会の実施に関して、議事録の作成が行われておらず、どのような内容の審査が実施されどのように判断されたのか明確になっていない。</p> <p>高度な保証判断を要する案件に対しては、決裁規程の専決とは別に協議する必要があるとして特別審査会が設けられた趣旨からすると、議事録の作成がなされていないことは、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。</p> <p>特別審査会に付議された案件については、網羅性の観点から受付番号を付した管理台帳を作成するとともに、具体的な案件の内容、審査会で出た意見、最終的な判断等を記載して議事録として残しておく必要がある。また、特別審査会で承認を受けた場合には、保証稟議書に特別審査会付議番号を記載しておくことも検討する必要がある。【結果】</p>	三重県信用保証協会
15	<p>(2) 保証承諾の決裁者</p> <p>保証承諾の決裁権限表によると、保証残高が同額であっても有担保無担保併用の場合と無担保の場合では決裁者が異なっているが、いくら有担保であってもその評価額が低い場合には、実質的に無担保であるのと変わらな</p>	三重県信用保証協会

	<p>いケースも考えられる。したがって、単純に担保の有無で決裁権者を分けることは、決裁権限表がリスクを反映したものにならない恐れがあるのでないかと考えられるため、決裁権限表を見直す必要がある。</p> <p>また、保証残高が既往実績内にある場合、決裁者が1ランク下がることになっているが、過去に事故がないからといって将来も事故が発生しないとは言えず、協会としてのリスクは保証先の現状の財務状況と保証残高に基づくものであるから、既往実績内にあるということで決裁者を1ランク下げることは危険であると考えられる。決裁時点のリスクに基づいて決裁者を決めるべきである。【意見】</p>	
16	<p>(4) 信用保証料の過収及び未収</p> <p>平成18年4月1日から信用保証料率の弾力化の導入により、中小企業者の経営状況を考慮した信用保証料率が適用されているが、平成19年4月25日付けの団体ホームページにおいても記載のあるとおり、信用保証料率の算定において誤った事務処理があった。これにより、信用保証料の過収及び未収が発生し、過収分については信用保証料の一部を返還している。原因としては、リスク対応型保証料への変更時のシステム不具合の発生と保証料率の適用時の料率誤りであるが、システム修正時における手順書を設定した上で、システム修正までの報告体制を明確にすると同時に、人的な原因部分については保証料率の入力時の確認作業を再度実施する等のマニュアルによる事務処理の正確性を図ることが望まれる。【意見】</p>	三重県信用保証協会
17	<p>(5) 保証料率決定における不健全資産の取扱い</p> <p>特定社債保証申込書類及び保証稟議書を通査したところ、保証先の財務分析資料で担当者が個別に不健全資産を把握しているにもかかわらず、それが保証料率決定に活用されていなかった。</p> <p>保証料率については、社団法人全国信用保証協会連合会が作成した「信用保証料率ガイドライン」に定められた基準料率に、個別の中小企業者の定性要因等を加味して決定される。基準料率は中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に決算数値を入力することによって評点が自動計算され、その評点に基づいて決定される。</p> <p>信用保証協会は、全国統一のルールに従い、保証先から入手した決算数値を表面財務として基本的にはそのままCRDに入力して保証料率を決定している。また、CRDはそもそも、表面財務からデフォルト率を算出するプログラムであり、現状においては、表面財務で入力することが適切な処理といえる。しかし、中小企業に適切</p>	三重県信用保証協会

	<p>な経理処理を指導する観点から、審査の過程で重要な不健全資産を発見した場合は、それを反映することを検討すべきである。【意見】</p>	
18	<p>(6) 保証料率決定における会計専門家の利用</p> <p>保証先の決算書が中小企業に関する会計基準に準拠しているか否かを確認する書類（チェック項目表）が公認会計士、税理士等の会計専門家から信用保証協会に提出されると保証料率は0.1%減額される。しかし、チェック項目表のすべての項目が該当していないにもかかわらず、保証料率が減額されているケースがあった。</p> <p>これは、平成18年5月、中小企業会計割引の取り扱いに伴い、全国統一のルールに従い割引かれたものであり信用保証協会は適切に処理をしているが、「中小企業の会計の質を向上させるため指針の普及を行う。」という目的に照らし合わせると、チェック項目表のすべての項目が該当していない場合には、保証料率が減額されないことも検討すべきである。</p> <p>ただ、この点に関しては、平成19年4月の改正により、最低でも1項目以上の会計処理がされていることが必要となり、また、信用保証協会は引続き確認項目の真偽を確認する義務はないものの、協会の判断において割引かないことも可能となった。【意見】</p>	三重県信用保証協会
19	<p>(1) 求償権償却基準の運用</p> <p>求償権償却基準では、求償権の回収実績がなくなっから3年を経過し、経済的再建の見込みがない場合には求償権を償却できるとしているが、この基準に合致しているにもかかわらず未償却のものがある。</p> <p>代位弁済後の求償権に対しては当然に回収促進を図るべきものの、明らかに回収が困難なものに対しても一律に回収事務を行うことは、回収事務の効率性の観点からは望ましくない。</p> <p>求償権償却基準に合致するものは規則的に償却することを検討する必要がある。【結果】</p>	三重県漁業信用基金協会
20	<p>(2) 償却後求償権の取扱い</p> <p>求償権については、現在は求償権償却実施後であっても帳簿外で管理をしている。</p> <p>現在の法制度では求償権償却を実施した場合であっても漁業信用基金協会として債権放棄はできず、三重県漁業信用基金協会においても簿外の求償権残高が管理されている状況にある。そして、それらの求償権残高の中には、償却後相当期間が経過しており、債務者たる会社が法的に消滅しているケースや債務者が死亡しているケース等が考えられる。</p> <p>県等の租税債権については、公法上の債権として5年</p>	三重県漁業信用基金協会

	<p>間経過した場合には絶対時効が適用される等の手当てがあるのに対し、このように管理し得ない残高が残ることは、中小漁業融資保証制度が今後においても長期的に存続することを前提とした場合には、事務管理コストの増大につながるおそれがある。</p> <p>求償権償却後の管理及び整理方法について、管理事務停止基準どおりに規則的に行うためにサービスの利用も検討する必要がある。【結果】</p>	
21	<p>(3) 長期延滞債権の扱い</p> <p>延滞が発生してから3年経過しているものについて関係書類を調査したところ、代位弁済に至っていないもので当初から1回も返済されていないものがあった。</p> <p>債務者への対応については、協会の職員数が少ないこともあり、融資実行先である金融機関が中心となって状況把握を行っている。このことから、協会独自の取組みが明確に行われず、回収管理が不十分となるおそれがある。また、このような保証承諾残高は、延滞発生後代位弁済に至る期間としての正常期間を大幅に超過しており、損失発生の可能性が高い。</p> <p>少なくとも1回目から返済が遅延している先に対しては、保証審査が十分に行われていたか疑問もあり、金融機関からの報告に関して当該事例の延滞理由やその解消方法の記載を徹底させる必要がある。【結果】</p>	三重県漁業信用基金協会
22	<p>(4) 人的担保</p> <p>漁業においては、融資金の回収原資として数年後の水揚げに依存しているケースがあると同時に、総じて不動産の物的担保価値が少ない状況にあることから、保証承諾実行に当たっては、担保保全として人的担保によるものが多く、中には10名以上の保証人を付けているものも見受けられる。</p> <p>このように保証人を多数付けることで担保保全は強化されることになるが、一方で代位弁済後の求償権を償却することとなった場合には、全ての保証人に対して償却基準を満たしているか判断しなければならず、三重県漁業信用基金協会の事務が煩雑になっていることも否定できない。最小限の人員で最大の効果を挙げるためにも人的担保のあり方について金融機関と議論する必要があると考えられる。【意見】</p>	三重県漁業信用基金協会
23	<p>(5) 漁協に対する保証承諾</p> <p>保証債務残高の上位債務者は漁業協同組合(以下、「漁協」という。)である。</p> <p>漁協は、漁業者の協同組織として、各種事業の実施から水産業の振興や漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とする漁業地域の活性化の役割を期</p>	三重県漁業信用基金協会

	<p>待されてきた。しかしながら、一部の漁協においては水産資源や漁業生産量の減少及び魚価の低迷等の問題に加え、現在の燃油価格の高騰等から漁業者の経営については経済事業運営がますます悪化してきている。</p> <p>このような経済環境のなかで、三重県漁業信用基金協会においては、上記再編に関し、不良債権等の固定化資金の保証でなく、経済事業資金(組合事業の販購買事業資金)に対し保証承諾を実施し、実質的に支援している。保証対象漁協及び経済事業資金は増加傾向にある。</p> <p>5 漁協の財務内容を分析すると、過去における信用事業による不良債権発生や漁業者等の従事者の減少の中で、固定化債権や経済事業未収金の毀損が発生しており、表面財務諸表上債務超過となっている漁協もある。また経営改善計画のもとで現在国からの整備資金融資や利子補給により存続している状況にあるものの、経済事業の縮小により平成 19 年度以降の返済財源が十分でないと判断される漁協も見受けられる。</p> <p>漁協自身では産地での新たな市場の開拓や共同出荷体制の構築、付加価値強化の直販体制の構築等さまざまな事業施策に取り組んでおり、経営改善が期待されるが、役員兼務の問題もあることから引き続き保証承諾実行時におけるコンプライアンスに留意することが求められる。</p> <p>【意見】</p>	
24	<p>(1) 明星工業団地予定用地</p> <p>明星工業団地予定用地(以下、予定用地という)は、三重県の中南勢総合開発構想により県住宅供給公社が昭和 46 年に企業従業員等の住宅用地として取得したが、その後構想が頓挫し、長期保有土地となっていた。三重県の要請により、昭和 63 年に工業団地開発を目的として土地開発公社に有償移管がなされ、平成 9 年度以降、県、地元市町、公社による「大仏山地域連絡協議会」及び、「大仏山地域検討委員会」等で土地の利活用について協議を重ねている。</p> <p>しかし、採算性及び、保安林、未買収地の混在、埋蔵文化財等の開発面から工業団地開発は困難な状況となっている。</p> <p>このような状況のなかで、要綱の改訂により当該予定用地が強制評価減の対象となったことをうけて鑑定評価がなされた。時価を算定した結果、時価が簿価を著しく下回り、平成 17 年度において強制評価減を実施している。</p> <p>また、予定用地が有償移管されたものの、住宅供給公社に対する借入金 1,250,769 千円(無利息、借入期間昭和 63 年 3 月 29 日から平成 22 年 3 月 26 日まで)は、当該予</p>	三重県土地開発公社

	<p>定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去2回延長されている。</p> <p>借入金が無利息であるのは、県の政策方針により住宅供給公社から土地開発公社へ当該予定用地を移管する際に、すでに長期保有状態であった当該予定用地の簿価を抑制し土地の有効活用を促進する為であるが、一般的に返済期限が延長された場合には、返済条件が以前よりも厳しくなるのが通例の取引である。因みに、貸し手である住宅供給公社においては、平成17年度の決算から、土地開発公社への貸付金に対して貸倒引当金を996,419千円設定している。</p> <p>当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の256,927千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。</p> <p>なお、平成18年度においては、時価評価がなされていないが、鑑定評価は一定の条件に基づいて実施されているため、評価に影響を与えるような事象又は状況の変化が生じた場合には鑑定評価額が変わる可能性がある。また、民間企業における販売用不動産等に対して適用される会計基準である「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第69号）」において、時価評価の実施の頻度としては、「財務情報の適切な開示の必要性に鑑み、1事業年度に最低1回は実施する必要がある」とされており、明星工業団地についても定期的な時価評価の実施が必要である。【結果】</p>	
25	<p>(2) ニューファクトリーひさい工業団地</p> <p>ニューファクトリーひさい工業団地は、久居市（現在の津市）に開発面積93.9ha（分譲面積46.9ha、全6区画）、総事業費170億円、事業期間平成6年度から平成12年度までのプロジェクトとして三重県、久居市（現在の津市）及び三重県土地開発公社（以下、公社という）の三者協議により、平成6年3月に事業化の決定がなされた。公社は、用地の取得及び造成工事を、三重県及び津市は、分譲（企業誘致）活動を行う役割分担のもと事業を実施しており、平成19年3月末現在、3区画25.7haが分譲済であり、残り3区画21.2ha（簿価3,011,658千円）が未分譲となっている。また、公社は三重県に対して2,300,000千円の借入金残高がある。</p> <p>公社は、未分譲地を売却するため、今後必要となる諸経費の増大に備えて、過年度の売却収益より発生した期間</p>	三重県土地開発公社

	<p>利益約 667 百万円を工業団地精算引当金として計上している。当該引当金の取扱い等については三者間で必ずしも文書等で明確になっていないことから、早期に明確にする必要がある。【意見】</p>	
26	<p>(3) 第二名神自動車道用地</p> <p>第二名神自動車道用地については、平成 9 年 7 月に都市計画道路第二名神自動車道（近畿自動車道名古屋神戸線）起業予定地に対し土地買取希望申出書が出され、日本道路公団が施行する近畿自動車道名古屋神戸線の起業地に充てるため、三重県土木部公共事業用地等先行取得資金貸付金による高速自動車国道事業用地等の先行取得として三重県土地開発公社が取得した。</p> <p>高速自動車国道事業用地等の先行取得に関する基本協定書第 9 条には、三重県土地開発公社が取得した事業用地を日本道路公団が 3 年以内に再取得するものとし、三重県において調整を図る、とあるが、日本道路公団の地元設計協議等の遅れから再取得が平成 15 年度となる旨が平成 13 年 2 月に三重県から報告された。</p> <p>平成 16 年 11 月に、日本道路公団が民営化による新会社設立が遅れていることにより、国土交通省による新会社への事業施行命令等も遅れており、当該土地の再取得期限について、再度平成 18 年度までの延期が三重県から報告された。</p> <p>その後、平成 17 年 10 月に日本道路公団が民営化され新会社が発足し、平成 18 年 2 月に、第二名神自動車道を中日本高速道路株式会社において建設することが決定された。また、平成 18 年 3 月に、当該土地を含む四日市北 JCT から菰野 IC 間については平成 30 年度の完成と明示され、当該土地の再取得期限について再度平成 21 年度となる旨が平成 19 年 3 月に三重県から報告された。</p> <p>平成 19 年 3 月の三重県からの報告によると、現在関係機関と設計協議を進めており、平成 19 年度は公図混乱箇所の地図訂正、平成 20 年度は用地測量を行い、平成 21 年度からは一部用地買収を進めていく予定となっているため、三重県土地開発公社は保有している土地の再取得について三重県及び中日本高速道路株式会社に要請する必要がある。【意見】</p>	<p>三重県土地開発公社</p>
27	<p>(3) 業務委託</p> <p>A 社への委託業務の範囲には現金の保管、金融機関への納入が含まれており、その過程において盗難等が発生するリスクがある。万が一、盗難等が発生した場合には、三重県道路公社ひいては三重県が損失を被ることとなるため、三重県道路公社では、委託先である A 社に対して、動産保険に加入するように伊勢二見鳥羽有料道路</p>	<p>三重県道路公社</p>

	<p>通行料金收受業務委託取扱要領第 12 条で義務付けていたが、実際に加入したかどうかの確認をしておらず、結果としてA社は動産保険に未加入であった。</p> <p>今後は、動産保険に実際に加入したかどうかの確認が必要である。なお、監査後の7月25日にA社は動産保険に加入したことを確認した。【結果】</p>	
28	<p>(7) 料金の決定根拠</p> <p>県の財産である野積場や財団の財産である艇置場、棧橋等については料金表で定められているものの、それ以外の料金についての決定は個別に承認されておらず、事業計画の承認によっているとのことであるが、その料金に関する算定根拠についても示されていない。</p> <p>利用料金の前提として使用する固定資産の代金や人件費等を基に利用予想人数等で割ることにより利用料金は算出されるものであるが、算定根拠が示されない場合、財団自身の収支均衡等を考慮することなく価格承認が行われることになり、意思決定が明確にならないまま不適切な料金設定が行われるおそれがある。</p> <p>利用料金承認の際に適切な判断ができるように、料金の算定根拠を示したうえで個別に承認をすべきである。</p> <p>【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
会計基準の適用に関する指摘 (財務諸表の表示・注記事項)		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(8) 内部取引の消去及び科目表示</p> <p>財団の決算報告書を通査したところ、収支計算書や貸借対照表において、各会計間の取引が両建てで開示されていた。具体的には、下記の内容である。</p> <p>①児童・青少年(特別)会計で基本財産運用収入と運用財産運用収入及び財産取崩収入は重複計上となっていると同時に、収支計算書上繰入金支出と両建てで計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。</p> <p>②一般会計から収益事業会計への貸付が行なわれているが、収益事業会計に計上されている借入金返済支出が一般会計に計上されている貸付金回収収入で計上されており、収支計算書上両建て計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。なお、平成16年度及び平成17年度の貸借対照表においても収益事業貸付金と一般会計借入金と同額で計上されている。</p> <p>少なくとも、財団としての最終報告の決算書については、両建て計上となっている科目については、相殺して明瞭に開示する必要がある。【結果】</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団

2	<p>(2) 借入金にかかる担保提供</p> <p>事業団では、四日市市小山町の土地建物 2,140 百万円、及び機械設備 9,354 百万円については平成 15 年度に理事会の決議を経て、借入金 10 億円の担保として別の金融機関に提供しているものの、決算書にその旨の注記がなされていない。確かに、四日市市小山町の土地建物については登記留保されており、登記簿に抵当権設定登記は未だなされていないが、金融機関からの請求があればいつでも登記に応じることとなっており、また、機械設備についても譲渡担保権が設定されており、実質的に担保に提供されていることに変わりはない。</p> <p>担保提供については、新公益法人会計基準でも注記事項となっており、譲渡の場合と同様に理事会の決議を経たうえで、決算書に注記を行って利害関係者に対して適切に情報を開示する必要がある。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団
3	<p>(4) 長期未払費用</p> <p>一般会計の決算書において、約 20 億にも上る長期未払費用が計上されている。内容としては将来の埋立管理費や委託費にかかるものであるが、科目名が利害関係者に対して誤解を与えてしまう危険性がある。</p> <p>単なる科目の問題とも考えられるが、引当金と未払費用では全く正反対に解釈される恐れがある。すなわち、引当金は、将来に発生が予想される費用を見積もって当年度に計上するための科目であり、費用の計上を先送りせず、当年度の収益で負担するという考えからなされた会計処理であり、非常に望ましい会計処理といえる。一方、長期未払費用は、事業団は支払いを将来に先送りしているのではないかといった誤解がなされる危険性がある。</p> <p>引当金という適切な科目に修正することにより財務諸表の明瞭性を確保し、県民等の利害関係者にとって有益な情報を提供することが必要である。</p> <p>また、長期未払費用相当額については、財団法人として経営の健全性を維持するため、預金として拘束することが望ましい。【結果】</p>	(財) 三重県環境保全事業団
4	<p>(6) 内部取引高等の相殺消去</p> <p>財団内部の内部取引、内部貸借取引の残高は、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表においてもそのまま計上されている。</p> <p>財団の「繰入額」と「繰出額」は、強化基金特別会計から一般会計への退職給付引当金相当額の費用負担配分であり、内部取引であるから、正味財産増減計算書総括表において相殺消去されなければならないが、また、「他会計へ貸付金」「他会計へ預け金」「他会計へ立替」「他</p>	(財) 三重県農林水産支援センター

	会計から借入金」「他会計から預り金」はいずれも一般会計又は特別会計間の資金の貸借であるから、貸借対照表総括表において相殺消去されなければならない。【結果】	
5	(7) 補助金等に係る注記 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、財務諸表に注記すべきとされているが（公益法人会計基準第4の1(10)）、財団の財務諸表にはこれらの注記がなされていない。【結果】	(財) 三重県農林水産支援センター
会計基準の適用に関する指摘（正味財産の区分）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(1) 固定資産と正味財産の区分</p> <p>財団への資金提供者は三重県、津市及び財団法人日本船舶振興会であり、三重県は出資として、津市及び財団法人日本船舶振興会は補助金として資金提供している。当該資金は全額施設整備に充てられたものであるが、收受した財団側の貸借対照表では、資産の部「その他固定資産」に計上するとともに、正味財産の部「一般正味財産」に計上している。</p> <p>公益法人会計基準では、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確にするため、貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示し、それ以外の正味財産は一般正味財産として表示することになった。なお、寄付者等には補助金等を交付する国や地方公共団体あるいは民間の法人等が含まれる。</p> <p>また、基本財産以外の固定資産については、特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に関し、一定の制約を課した場合、当該固定資産は特定資産に区分される。例えば、補助金によって取得した建物は、交付要綱等によって保有上の制約が存在することから、特定資産に区分されることが通常である。</p> <p>しかしながら、現在の貸借対照表においては、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられる。昭和50年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
会計基準の適用に関する指摘（基本財産・特定資産）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	<p>(6) 基本財産・運用財産の預金の運用</p> <p>財団は、A銀行とB銀行に口座を開設しているが、一部の口座につき、基本財産とその他一般財産との共有を行っており、同一口座内に基本財産とその他の資産が混</p>	(財) 三重こどもわかもの育成財団

	<p>在しているという状況にある。</p> <p>基本財産は、他の資産とは異なり維持拘束性が求められている。そのため、基本財産は特段の理由がある場合に限り、三重県と理事会の承認等の適切な手続を経た上で取崩を行うことが認められる。このような維持拘束性が求められる基本財産と処分可能性を有するその他の資産を共有化し、口座上区分しないことは、その口座を全額使用した場合、結果として適切な手続を経ず基本財産を取崩してしまうおそれがある。</p> <p>よって、基本財産とその他の財産は明確に区分しておく必要があるといえる。具体的には、定期預金であれば、基本財産の口座とその他の財産の口座とに区分を行い、管理を行う必要がある。【結果】</p>	
2	<p>(2) 特定資産の運用</p> <p>平成 18 年度末現在において、財団は金融機関ごとの預金残高合計額と貸借対照表で計上されている種別別預金等の合計額を一致させているものの、貸借対照表の預金等の内容と実際の個々の預金等の額が一致していない。</p> <p>具体的には、特定資産として固定資産に計上されている減価償却引当預金は普通預金の一部、中期利付国債 5 年、大和証券国債の一部、大和証券MMF から構成されており、退職給与引当預金については定期預金の一部よりなっている。</p> <p>減価償却引当預金や退職給与引当預金は将来の支出に備えるため特定資産に積み立てられているものであり、一般の運転資金等と混在させた場合、運転資金等として使用され流出してしまう可能性があり、結果として特定資産が保持されず、将来の支払いが滞るおそれがある。</p> <p>減価償却引当預金や退職給与引当預金としての預金、国債等とそれ以外の預金等の運用（口座）を明確に区分しておくべきである。</p> <p>また、減価償却累計額 250,875 千円に比較して、減価償却引当資産 65,174 千円が著しく少ない状況にある。減価償却累計額全額が必ずしも引当資産として保持していなければならない訳ではないが、財団の正味財産が減少傾向にあること及び財団の建物自体が既に 30 年経過しており今後修繕費等が増加する傾向が予想されることから、建替え等大規模な建設工事等を行うことが困難な状況にある。必要資金をどのように確保するか、十分検討する必要がある。【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
会計基準の適用に関する指摘（資産・負債評価）		
No.	監査の過程で発見された事項等の概要	監査箇所
1	(4) 棚卸資産計上の妥当性・評価 棚卸資産のうち、「漫画アート」という商品は、平成	(財) 三重こどもわかもの育成

	<p>15年のリニューアル時に販売目的で10点（帳簿価額264,434円）購入し、当初はショップにて販売を行っていたものの、5点については館内で展示を行っており、残りの5点はショップに陳列を行わず、倉庫にて保管を行っている。これらについては、在庫リスト上にも上代が記載されていないことから、販売見込みはないものと考えられる。</p> <p>展示を行っている物品に関しては、事業活動を行うにあたり、長期にわたり使用されるべき資産といえる。これらは什器備品等、有形固定資産として計上した上で、毎期定期的に減価償却を行っていくか、消耗品費として処理すべきである。</p> <p>また、倉庫に保管している物品については、取得価額で計上したままにしておくのではなく、棚卸資産の評価損や減損処理等、適切な会計処理を行う必要があるといえる。【結果】</p>	財団
2	<p>(2) 用地の会計処理</p> <p>財団は個別法に基づく原価法を採用しており、取得価額をもって貸借対照表価額としている。時価が50%を超えて下落している用地51筆については、農地の時価の下落傾向は続いていると言われており回復の見込があるとは認められないから、時価をもって貸借対照表価額とすべきである。なお、中期計画（残り3年）で長期保有農地が実際に売渡処分された場合には、評価損と同額の差損が計上されたことになる。</p> <p>また用地は棚卸資産であるから、資産の評価基準及び評価方法を重要な会計方針として注記しなければならない。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
3	<p>(3) 退職給付引当金の会計処理</p> <p>財団は、当事業年度の資金から特定資産である退職給付引当資産に繰り入れることができた金額である19,978千円を退職給付引当金繰入額として本年度の経常外費用に計上しており、また固定負債の部には退職給付金引当金94,268千円が計上されている。</p> <p>退職一時金にかかる債務について計上すべき退職給付引当金の額は、退職給付の対象となる職員数が300人未満である等の場合、期末要支給額により算定することができるので、財団の職員の退職一時金にかかる債務についての期末要支給額304,332千円が退職給付引当金となる。したがって、退職給付引当金の引当が210,063千円不足している。また、退職給付引当金の計上基準についての注記はないが、重要な会計方針として、財務諸表に注記すべきである。</p> <p>なお、この不足額は退職給付会計基準での会計基準変</p>	(財) 三重県農林水産支援センター

	<p>更時差異に相当すると考えられるため、会計基準変更時差異として最長期間の15年間で定額法により費用処理した場合には現在の費用処理額と近似することになる。</p> <p>【結果】</p>	
4	<p>(4) 貸倒引当金の会計処理</p> <p>財団は、就農支援貸付債権について、補助金収入555千円を特定資産とし、同額を貸倒引当金として繰り入れているが、他の貸付債権及び事業未収金については貸倒引当金は計上していない。</p> <p>計上する引当金額については、財団の過去3年の貸倒実績はないので、一般債権については必ずしも貸倒引当金の計上の必要があるとは言えないが、貸倒懸念債権については個別に債務者の財政状態などを考慮して貸倒見積高を算定する必要があると考える。</p> <p>また、貸倒引当金の計上基準についての注記はされていない。</p> <p>貸倒引当金については、会計基準に準拠した計上基準を定め、引当金の計上基準は重要な会計方針として財務諸表に注記するべきである。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
5	<p>(5) 賞与引当金の会計処理</p> <p>財団は賞与引当金の計上は行っていない。</p> <p>しかし、正規職員の期末・勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下において「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。</p> <p>したがって、平成19年6月30日に支給した期末・勤勉手当16,322千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額10,881千円は、平成18年度に発生した費用であり、賞与引当金として計上すべきである。【結果】</p>	(財) 三重県農林水産支援センター
6	<p>(4) 商品勘定計上</p> <p>平成19年3月31日時点で、買取商品としてローソク243千円(売価)及び乳製品10千円(売価)の在庫があった。しかし、当該買取商品は少額であるからという理由により、商品勘定として資産計上されておらず、直接、販売収入原価となっている。そのため、貸借対照表上においては過少な資産と、正味財産増減計算書上においては過少な正味財産期末残高となっている。</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」においては以下のとおり規定されている。</p> <p>この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>①現金②預金③有価証券④未収金⑤土地⑥建物⑦備品</p>	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター

	<p>⑧消耗品⑨その他</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」を見ると、商品が含まれておらず、そのためもあって商品勘定として資産計上されていない結果となっている。</p> <p>財団法人三重北勢地域地場産業振興センターは、地場産品への理解・普及を図るため委託販売方式を導入し販売しているが、近年では自主財源の確保を図るため買取方式が増加している状況にある。このことから、買取商品を含めた商品の管理が重要になってきており、買取商品の在庫については、寄附行為に定める「⑨その他」に含まれる資産として、原価に直したうえで貸借対照表上商品勘定に計上すべきである。【結果】</p>	
7	<p>(4) 減損損失</p> <p>平成 17 年度より会社に対して減損会計が適用されることになり、平成 18 年度において、減損損失として公有地取得事業に係る用地取得システムソフト 3,257 千円を計上している。</p> <p>これは、公有地取得事業が前期及び当期において「損失」を計上したことから減損の兆候に当たり、当該事業に係る固定資産である用地取得システムソフトについて減損損失を計上したものである。ただ、この場合の公有地取得事業の「損失」は、損益計算書上の販売費及び一般管理費を控除する前の事業総損益を事業別に分類した場合の損失となっており、販売費及び一般管理費等の共通費を配賦する前の損失である。</p> <p>「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」において、減損の兆候にあたる場合のひとつとして、資産を使用する営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続して（おおむね過去 2 期）マイナスの場合があげられており、この場合の「営業活動から生ずる損益」は、事業総損益を事業別に分類した場合の損益に共通費を配賦した後の損益である。</p> <p>会社の平成 17 年度および平成 18 年度の事業損失は、それぞれ 208,344 千円、73,768 千円であり、公有地取得事業に帰属する固定資産のみならず、他の事業及び全社共通に帰属する固定資産についても販売費及び一般管理費等の共通費を配賦した後の損益は、継続してマイナスとなり、「減損の兆候」に該当している可能性がある。</p> <p>平成 18 年度の貸借対照表に計上されている固定資産は有形固定資産 35,001 千円及び無形固定資産 1,946 千円の合計 36,948 千円であり、公有地取得事業のほか、他の事業に帰属する固定資産及び事業全体にかかる共用固定資</p>	三重県土地開発公社

	産について回収可能性を検討し、回収可能額が固定資産の帳簿価額を下回った場合には、減損損失を計上すべきである。【結果】	
8	<p>(5) 賞与引当金</p> <p>期末勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。</p> <p>したがって、平成19年6月30日に支給した期末勤勉手当49,065千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額32,710千円は、平成19年3月期に発生した費用であり、賞与引当金として計上する必要がある。【結果】</p>	三重県土地開発公社
9	<p>(4) 有形固定資産の減価償却</p> <p>建物の減価償却費の計算における耐用年数について、料金徴収期間である30年よりも長い34年または35年を採用している。これは、大蔵省令によるものである。</p> <p>一般有料道路事業は、料金収入により管理費及び利息を賄いつつ、道路の建設に要した費用を返済していく制度である。また、建物は管理事務所として使用されており、料金徴収期間満了後は使用されない場合もある。したがって、耐用年数は最長でも料金徴収期間と同じ30年であると考えらる。</p> <p>また、料金徴収期間満了後は、料金徴収施設は解体撤去され、建物についても管理事務所としては使用されず、解体撤去される可能性がある。実際に、志摩開発有料道路第2期事業においては解体撤去され、14,650千円の除却損が計上されている。したがって、料金徴収期間内において除却損を見積り、引当金を計上することも検討すべきである。【意見】</p>	三重県道路公社
10	<p>(3) 退職給与引当金の引当不足</p> <p>平成18年度末における従業員全員が退職した場合の要支給額から中小企業退職金共済事業団退職金支給額を控除した金額を退職給与引当金として引当計上する必要があるが、その計上不足額が約10,000千円ある。また、引当預金も退職給与引当金と同額であることから資金としても財団内部に留保されていない状況にある。</p> <p>計上不足の場合には、実際の退職者に対する退職金の支払時に費用処理が行われることになり、将来における財団の費用負担が過大になるおそれがあることから、退職給与引当金の不足分の積み増しが必要である。【結果】</p>	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター

11	<p>(4) 寄付済みの財産</p> <p>財団の固定資産のうち受水設備（水道管）については償却終了時点において既に津市へ寄付しており平成18年度末現在において財団に所有権はないが、当該資産が固定資産台帳に取得価額と減価償却累計額が同額で計上されている。</p> <p>簿価としては0円であり、総資産に与える影響はないが、既に償却が終了していることから、所有権のない資産を貸借対照表に計上することは問題があるため、当該資産については固定資産台帳上から削除すべきである。</p> <p>【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
12	<p>(5) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理</p> <p>平成18年度に現物寄付を受けた中古艇については、使用のために修理が必要であるとのことから、修理代金30万円の寄付を受けた上で18年度中にその同額の修理を行っているが、資産計上されていない。</p> <p>実在性の観点から、現物の寄付を受けた時点において、時価評価を行った上で、固定資産として計上する必要がある。なお、中古艇評価については業者による評価額を用いることには問題はないと考えられる。 【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター
13	<p>(10) 固費判定</p> <p>浮棧橋について、現物と固定資産台帳を突合したところ、2件については、設置後において法定耐用年数が経過し、老朽化したため、改修を行ったものであり、修繕費に該当するものである。</p> <p>現在、棧橋を拡張し係留場を拡大し収入増加を目指している状況にあるが、初期に取得した棧橋については老朽化が進んでいることから、今後において改修が進んでいく可能性がある。その為、明らかに増築のもの以外については、修繕費とするか若しくは従前の計上資産のうち撤去部分を特定して除却処理を行うかいずれかの会計処理を行う必要がある。 【結果】</p>	(財) 伊勢湾海洋スポーツセンター